

【平成 26 年 7 月施行予定分】

(改正法関係)

7. 生活保護法による保護の実施要領について

(昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知) 【改正案】

8. 生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて

(昭和 38 年 4 月 1 日社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知) 【改正案】

生活保護法による保護の実施要領について

生活保護法による保護の実施については、法令及び告示に定めるもののほか、この要領による。

第1 世帯の認定

① 第1

同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として、同一世帯員として認定すること。

なお、居住を一にしていない場合であっても、同一世帯として認定することが適當であるときは、同様すること。

② 第1

1 居住を一にしていないが、同一世帯に属していると判断すべき場合とは、次の場合をいうこと。

- (1) 出かせぎしている場合
- (2) 子が義務教育のため他の土地に寄宿している場合
- (3) 夫婦間又は親の未成熟の子（中学3年以下の子をいう。以下同じ。）に対する関係（以下「生活保持義務関係」という。）にある者が就労のため他の土地に寄宿している場合、
- (4) 行商又は勤務等の関係上子を知人等にあずけ子の生活費を仕送りしている場合
- (5) 病気治療のため病院等に入院又は入所（介護老人保健施設への入所に限る。2の(5)（エを除く。）及び(6)並びに第2の1において同じ。）している場合
- (6) 職業能力開発校等に入所している場合
- (7) その他(1)から(6)までのいずれかと同様の状態にある場合

問（第1の4） 出かせぎ又は寄宿とは、生計を一にする世帯の所在地を離れて、特定又は不特定期間、他の土地で就労、事業、就学等のため仮の独立生活を営み、目的達成後その世帯に帰ることが予定されている状態をいうものと解してよいか。

答 お見込みのとおりである。

問（第1の5） 生計を一にする世帯から離れて、他の土地に新たな生計の本拠を構えた場合には、これを転出として取り扱ってよいか。

答 貴見のとおり取り扱って差しつかえない。

2 同一世帯に属していると認定されるものでも、次にいずれかに該当する場合は、世帯分離して差しつかえないこと。ただし、これらのうち(3)、(5)、(6)、(7)及び(8)については、特に機械的に取り扱うことなく、世帯の状況及び地域の生活実態を十分考慮したうえ実施すること。また、(6)又は(7)に該当する者と生活保持義務関係にある者が同一世帯内にある場合には、(6)又は(7)に該当する者とともに分離の対象として差しつかえない。

(1) 世帯員のうちに、稼働能力があるにもかかわらず収入を得るための努力をしない等保護の要件を欠く者があるが、他の世帯員が真にやむを得ない事情によって保護を要する状態にある場合

(2) 要保護者が自己に対し生活保持義務関係にある者がいない世帯に転入した場合であって、同一世帯として認定することが適當でないとき（直系血族の世帯に転入した場合にあっては、世帯分離を行なわないとすれば、その世帯が要保護世帯となるときに限る。）

(3) 保護を要しない者が被保護世帯に当該世帯員の日常生活の世話を目的として転入した場合であって、同一世帯として認定することが適當でないとき（当該転入者がその世帯の世帯員のいずれに対しても生活保持義務関係がない場合に限る。）

(4) 次に掲げる場合であって、当該要保護者がいわゆる寝たきり老人、重度の心身障害者等で常時の介護又は監視を要する者であるとき（世帯分離を行なわないとすれば、その世帯が要保護世帯となる場合に限る。）

ア 要保護者が自己に対し生活保持義務関係にある者がいない世帯に属している場合

イ ア以外の場合であって、要保護者に対し生活保持義務関係にある者の収入が自己の一般生活費以下の場合

(5) 次に掲げる場合であって、その者を出身世帯員と同一世帯として認定することが出身世帯員の自立助長を著しく阻害すると認められるとき

ア 6か月以上の入院又は入所を要する患者等に対して出身世帯員のいずれもが生活保持義務関係に

ない場合（世帯分離を行なわないとすれば、その世帯が要保護世帯となる場合に限る。）

イ 出身世帯に自己に対し生活保持義務関係にある者が属している長期入院患者等であって、入院又は入所期間がすでに1年をこえ、かつ、引き続き長期間にわたり入院又は入所を要する場合（世帯分離を行なわないとすれば、その世帯が要保護世帯となる場合に限る。）

ウ ア又はイに該当することにより世帯分離された者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条の公費負担を受けて引き続き入院している場合又は引き続きその更生を目的とする施設に入所している場合

エ イ又はウに該当することにより世帯分離された者が、退院若しくは退所後6か月以内に再入院又は再入所し、長期間にわたり入院又は入所を要する場合（世帯分離を行なわないとすれば、その世帯が要保護世帯となる場合に限る。）

(6) (5)のア、イ及びエ以外の場合で、6か月以上入院又は入所を要する患者等の出身世帯員のうち入院患者等に対し生活保持義務関係にない者が収入を得ており、当該入院患者等と同一世帯として認定することがその者の自立助長を著しく阻害すると認められるとき（世帯分離を行なわないとすれば、その世帯が要保護世帯となる場合に限る。）

(7) 同一世帯員のいずれかに対し生活保持義務関係にない者が収入を得ている場合であって、結婚、転職等のため1年以内において自立し同一世帯に属しないようになると認められるとき

(8) 救護施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム若しくは介護老人福祉施設、障害者支援施設又は児童福祉施設（障害児入所施設に限る。）の入所者（障害者支援施設については、重度の障害を有するため入所期間の長期化が見込まれるものに限る。）と出身世帯員とを同一世帯として認定することが適当でない場合（保護を受けることとなる者とその者に対し生活保持義務関係にある者とが分離されることとなる場合については、世帯分離を行なわないとすれば、その世帯が要保護世帯となるときに限る。）

問（第1の8） 世帯分離が認められる場合について
は、局長通知第1の2及び5に各々その要件が示されているが、これは、世帯分離により保護継続している場合にも適用されるべきものと思う。したがって、世帯分離要件に該当しなくなった場合は、世帯分離を解除した上、改めて同一世帯として認定を行い、保護の要否判定を行うべきものと考えるが、どうか。

答 世帯分離は、世帯単位の原則をつらぬくとかえつて法の目的を実現できないと認められる場合に、例外的に認められる取扱いであることから、世帯分離要件は、世帯分離を行う時点だけでなく、保護継続中も常に満たさされていかなければならないものである。

したがって、一旦世帯分離を行った場合であっても、その後の事情の変更により、世帯分離の要件を満たさなくなった場合には、世帯分離を解除し、世帯を単位として保護の要否及び程度を決定することとなる。

具体的には、世帯分離により保護を要しないこととなった世帯の収入、資産の状況や、世帯構成、地域の生活実態との均衡及び世帯分離の効果等を継続的には握り、世帯分離要件を満たしているかどうかについて、少なくとも毎年1回は検討を行う必要がある。

なお、世帯分離の解除を円滑に行うためにも、世帯分離を行うに当たっては、当該世帯に対し世帯分離の趣旨等を十分に説明しておく必要がある。

問（第1の9） 世帯分離をした場合において、分離により保護を要しないとした者（世帯）については、継続的に収入等を把握し、要件を満たしているかどうかについて少なくとも毎年1回は検討を行うこととされているが、世帯分離により保護を要しないとした者の非協力により保護を要しないとした者の収入等が申告されず、また再三届出を求めたにもかかわらず届出がなされないため要件の確認が行えないような場合は、どのように取り扱えばよいか。

答 世帯分離は、世帯単位の原則のもとで一定の要件を満たしていることを条件に保護の実施機関が適當

と判断したときに例外的な取扱いとして認められているものである。したがって、世帯分離中は継続して分離の要件を満たしており、分離が適切であるとの実施機関の判断が前提となっているものであるから、設問のように福祉事務所において分離要件を見直すことが必要であると考え調査したが、世帯分離により保護を要しないとした者の非協力により、この確認ができない場合には当然世帯単位の原則に立ち帰り同一世帯と認定すべきものである。

以上の考え方からすれば、設問のような場合においては、実施機関は、まず、世帯分離を解除し、当該者を同一世帯と認定する変更決定を行うとともに、再度必要な資料等の提出を求め、なお指示に従わない場合は所要の手続を経て保護の停廃止を検討すべきである。

問（第1の10） 世帯分離により入院若しくは入所中又は局長通知第1の2の(8)に掲げる施設に入所中の者のみを相当長期間保護している場合であって、世帯分離後の出身世帯の生計中心者が代替わりしたこと等により、同一世帯として認定することが適當でないと認められる場合には、別世帯とみなして差しつかえないか。

答 次のいずれにも該当する場合であって、社会通念上同一世帯として認定することが適當でないと認められる場合には、出身世帯と分離して保護している者を別世帯とみなして差しつかえない。

- 1 世帯分離後、入院入所期間がおおむね5年以上にわたっており、今後も引き続き長期間に及ぶこと。
- 2 世帯分離されている者に対し、出身世帯員のいずれもが生活保持義務関係にないこと。
- 3 世帯分離後出身世帯の生計中心者が代替わりしていること。

なお、別世帯とみなした場合にも、従前の保護の実施機関が、なお保護の実施責任（居住地保護の例による。）を負うこととなる。

- 3 高等学校（定時制及び通信制を含む。）、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部専攻科、高等専門学校、専修学校又は各種学校（以下「高等学校等」

という。）に就学し卒業することが世帯の自立助長に効果的と認められる場合については、就学しながら、保護を受けることができるものとして差し支えないこと。

ただし、専修学校又は各種学校については、高等学校又は高等専門学校での就学に準ずるものと認められるものであって、その者がかつて高等学校等を修了したことのない場合であること。

問（第1の7） 局長通知第1の3にいう「高等学校又は高等専門学校での就学に準ずるもの」とは、どのようなものをいうか。

答 専修学校又は各種学校の修業年限が3年以上であり、かつ、普通教育科目を含む就業時間数がおおむね年800時間以上である教育課程に就学する場合であって、就学する者の意欲、能力、健康状態等から判断して、当該被保護世帯の自立助長のうえで高等学校等での就学と同程度の効果が期待されるものをいう。

4 次の各要件のいずれにも該当する者については、夜間大学等で就学しながら、保護を受けることができるものとして差しつかえないこと。

(1) その者の能力、経歴、健康状態、世帯の事情等を総合的に勘案の上、稼働能力を有する場合には十分それを活用していると認められること。

(2) 就学が世帯の自立助長に効果的であること。

5 次のいずれかに該当する場合は、世帯分離して差しつかえないこと。

(1) 保護開始時において、現に大学で就学している者が、その課程を修了するまでの間であって、その就学が特に世帯の自立助長に効果的であると認められる場合

(2) 次の貸与金を受けて大学で就学する場合

ア 独立行政法人日本学生支援機構法による貸与金
イ 国の補助を受けて行われる就学資金貸与事業による貸与金であってアに準ずるもの

ウ 地方公共団体が実施する就学資金貸与事業による貸与金（イに該当するものを除く。）であってアに準ずるもの

(3) 生業扶助の対象とならない専修学校又は各種学校で就学する場合であって、その就学が特に世帯の自立助長に効果的であると認められる場合

問（第1の6） 局長通知第1の5の(2)のイに該当するものは、どのようなものか。

答 例えは、財団法人交通遺児育英会の奨学金、文部科学省の高等学校等進学奨励費補助を受けて行われる事業による奨学金、生活福祉資金の教育支援資金のうち特に必要と認められる場合に支給されるもの、母子福祉資金又は寡婦福祉資金の修学資金のうち特別貸付けによるもの等である。

6 同一世帯に属していると認められるものであっても、次の者については別世帯として取り扱うこと。

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第13条に定める特定中国残留邦人等（以下「特定中国残留邦人等」という。）及び同法第14条に定めるその者の配偶者（以下「その者の配偶者」という。）

第2 実施責任

◎ 第2

保護の実施責任は、要保護者の居住地又は現在地により定められるが、この場合、居住地とは、要保護者の居住事実がある場所をいうものであること。

なお、現にその場所に居住していないても、他の場所に居住していることが一時的な便宜のためであって、一定期限の到来とともにその場所に復帰して起居を継続していくことが期待される場合等には、世帯の認定をも勘案のうえ、その場所を居住地として認定すること。

◎ 第2

1 居住地のない入院患者又は介護老人保健施設入所者については、原則としてその現在地である当該医療機関又は介護老人保健施設の所在地を所管する保護の実施機関が、保護の実施責任を負うものであるが、次の場合には、それぞれ当該各項によること。

(1) 保護を受けていなかった単身者で居住地のないものが入院又は入所した場合は、医療扶助若しくは介

護扶助又は入院若しくは入所に伴なう生活扶助の適用について、保護の申請又は保護の申請権者からはじめて保護の実施機関に連絡のあった時点における、要保護者の現在地（ただし、当該単身者が急病により入院した場合であって、発病地を所管する保護の実施機関に対し申請又は連絡を行なうことができない事情にあったことが立証され、かつ、入院後直ちに保護の実施機関に申請又は連絡があった場合は、発病地とする。）を所管する保護の実施機関が、保護の実施責任を負うこと。

(2) 入院又は入所前の居住地に本人の家財等が保管され又は同地と同一管内地域に確実な帰来引受先がある場合であって、本人が退院又は退所後必ずその地域に居住することが予定されているときは、入院又は入所前の居住地を所管する保護の実施機関が、保護の実施責任（居住地保護の例による。）を負うこと。

(3) (2)のほか、入院若しくは入所と同時に居住地を失ない、又は入院若しくは入所後（入院又は入所後において住宅費が認定されていた場合には、当該住宅費が認定されなくなった日以後）3箇月以内に入院又は入所を原因として居住地を失なった者（入院又は入所後3箇月を経過した後において保護を申請した者であって、申請時において居住地がなかったものを除く。）については、入院又は入所前の居住地を所管する保護の実施機関が、保護の実施責任（現在地保護の例による。）を負うこと。

問（第2の1） 単身者たる入院患者又は介護老人保健施設入所者の入院又は入所前の居住地がなくなった場合は、他に親族等の縁故先で退院又は退所後の落着き先となることが期待される場所があるとしても、当該入院又は入所が法によるものであると否とを問わず、すべて居住地として認定されないと解してよいか。

答 局長通知第2の1の(2)に該当する場合を除き、お見込みのとおりである。

問（第2の2） 世帯分離された入院患者又は介護老人保健施設入所者については、出身世帯の居住地をその居住地として認定すべきであり、出身世帯が移

転した場合も同様であると解してよいか。

答 お見込みのとおりである。

問（第2の3） 同一世帯員として認定すべき者のうち一方が病院又は療養所にあり、他方が保護施設にある場合で、入院又は入所前の居住地が消滅しているときの実施責任は、どのように判断すべきか。

答 それぞれ世帯を別にしているものとして判断すべきである。

すなわち、保護施設にある者については法第19条第3項により、入院患者については局長通知第2の1又は2により取り扱うべきである。

問（第2の4） 次の場合の要保護者にかかる実施責任はいずれにあるか。

(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく公費負担（結核に係るものに限る。）又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「医療観察法」という。）に基づく公費負担による入院患者等医療扶助の適用を受けていない被保護者で居住地のないものが転院したとき。

(2) 医療扶助により入院していた者で局長通知第2の1の(3)又は2により保護を実施されていたものが、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく公費負担を受ける等医療扶助の適用を要しなくなった場合で引き続き生活扶助（入院患者日用品費）を要するとき。

(3) 医療観察法による措置廃止により、居住地のない被保護者が転院したとき。

答 (1)については、局長通知第2の2は適用されず、当該被保護者の現在地である転院先の医療機関所在地の実施機関が、入院患者日用品費等の支給について実施責任を負うものである。

(2)については、同一の医療機関に入院している限り引き続き局長通知第2の1の(3)又は2により実施責任が定められるものである。

(3)については、措置廃止と同時に転院となった場合は、局長通知第2の1により転院先の医療機関所在地の実施機関が実施責任を負うものである。

問（第2の5） 局長通知第2の1の(3)にいう「入院後3箇月以内」及び「入院後3箇月を経過した後」

の「3箇月」はどのように算定すべきか。

答 いずれも入院した日の属する月を含めて4箇月目の月の入院日に応当する日の前日までをいうものである。

問（第2の7） 被保護者がケアハウスに入所した場合、ケアハウス所在地をその者の居住地とし、その者に対する保護の実施責任は、ケアハウス所在地を所管する保護の実施機関が負うこととなるのか。

答 お見込みのとおりである。

なお、同様の取扱いとしては、身体障害者福祉ホーム、精神障害者福祉ホーム、知的障害者福祉ホーム、軽費老人ホーム、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）等がある。

また、平成18年4月1日以前から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する共同生活援助を行う住居に入居している者については、従前の保護の実施機関が引き続き保護の実施責任を負うこととなる。

問（第2の8） 平成18年10月以前より児童福祉法に基づく措置により児童福祉施設（障害児入所施設に限る。）に入所している児童が、引き続き契約に基づき当該施設に入所する場合、その児童の入所期間中、当該施設（複数の施設に継続して入所措置された場合には最初に入所措置された施設）に入所措置する前の居住地又は現在地を所管する保護の実施機関が、当該児童に対する保護の実施責任を負うものと考えてよろしいか。

答 お見込みのとおりである。

2 居住地のない被保護者又は要保護者について、保護の実施機関が、所管区域内に適当な指定医療機関がないか、あっても満床のため、所管区域外の指定医療機関に医療を委託した場合及び治療の必要上から所管区域外の指定医療機関に委託替えした場合（生活保護法による医療扶助を適用されている患者が自発的に転院転所をした場合であって、客観的に保護の実施機関において委託替えすべきであったと認められるときを含む。）には、当該医療の継続中従前の保護の実施機関が、なお保護の実施責任（1の(2)に該当する場合のほかは現在地保護の例による。）を負うこと。

- 3 居住地のない介護老人保健施設又は介護療養型医療施設入所者であって、法による介護扶助を適用されている被保護者が、当該保護の実施機関の所管区域外の指定介護機関に転院、転所をした場合には、当該介護扶助の継続中従前の保護の実施機関が、なお保護の実施責任（1の(2)に該当する場合のほかは現在地保護の例による。）を負うこと。
- 4 単身の被保護者（入所と同時に保護を開始される者を含む。）が国立保養所又は結核回復者の後保護を目的とする施設に入所した場合には、当該施設入所中の保護の実施責任は、入所前の居住地又は現在地により定めること。ただし、病院又は療養所から直ちに結核回復者の後保護を目的とする施設に入所した場合には、当該施設入所中の保護の実施責任は、病院又は療養所に入院又は入所中における保護の実施機関にあるものとすること。
- 5 保護施設に入所している者が病院、介護老人保健施設若しくは療養所に入院若しくは入所した場合又は保護施設を退所し、引き続き保護施設通所事業を利用した場合には、入院若しくは入所又は通所している期間中（保護施設通所事業については1年以内に限る。）、当該施設に入所していたときの保護の実施機関が引き続き保護の実施責任を負うこと。
- 6 被保護者が老人福祉法の措置により養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに入所した場合は、その者の入所期間中、従前の保護の実施機関が従前どおり保護の実施責任を負うこと。
- 7 老人福祉法の措置により養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに入所している者が病院、介護老人保健施設又は療養所に入院又は入所した場合で当該入所措置廃止と同時に保護を開始されるときのその者に対する保護の実施責任は、当該施設に入所中その者に対し保護の実施責任を負う保護の実施機関にあるものとすること。
- 8 保護を受けていない介護老人福祉施設入所者から保護の申請があった場合のその者に対する実施責任は、当該施設所在地を所管する保護の実施機関にあるものとすること。ただし、第1の規定により出身世帯と同一世帯と認定されるべき場合は、この限りでないこと。
- 9 被保護者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的

に支援するための法律に規定する障害者支援施設に入所し、又は共同生活援助若しくは共同生活介護を行う住居に入居した場合は、その者の入所又は入居期間中、従前の保護の実施機関が従前どおり保護の実施責任を負うこと。

なお、当該者が入所又は入居前に属していた世帯が移転した場合でも、12の(1)の取扱いに拠らず、その世帯が従前居住していた地に居住地があるものと認定すること。

- 10 児童福祉施設（障害児入所施設に限る。）に入所している者に対する保護の実施責任は、入所前の居住地又は現在地により定めること。
- 11 法第18条第2項第1号の規定に基づく死亡した被保護者の葬祭を行なう者に対する葬祭扶助の実施責任は、死亡した被保護者に対する保護の実施機関が負うものとすること。
- 12 居住地又は現在地の認定は次によること。
 - (1) 第1の1によって同一世帯員と認定された者については、出身世帯の居住する地に居住地があるものと認定し、また、出身世帯が移転した場合には、その移転先を居住地と認定すること。
 - (2) (1)の場合において、出身世帯が分散している等のためその出身世帯の居住地が明らかでないときは、そのうち、生活の本拠として最も安定性のある地を居住地と認定すること。ただし、これによりがたいときは、出身世帯の生計中心者のいる地を居住地と認定すること。
- なお、出身世帯員に安定した居住地がないときは、居住地がない者と認定すること。
- (3) 刑務所又は少年院より釈放され、又は仮釈放された者について帰住地がある場合であって、帰住先が出身世帯であるときは、その帰住地を居住地とし、そうでないときは、その帰住地を現在地とみなすこと。
- (4) 次に掲げる施設に収容されている者又は入所している者については、居住地がない者とみなし、原則として当該施設所在地を所管する保護の実施機関が保護の実施責任を負い、現在地保護を行うこと。
ただし、左記の施設入所者の多くが配偶者からの暴力の被害者である現状にかんがみ、当該被害者の

立場に立って広域的な連携を円滑に進める観点から、都道府県内又は近隣都道府県間における自治体相互の取り決めを定めた場合には、それによることとして差しつかえない。

ア 売春防止法による婦人保護施設又は婦人相談所の行う一時保護の施設

イ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」による婦人相談所が自ら行う又は委託して行う一時保護の施設

第3 資産の活用

◎ 第3

最低生活の内容としてその所有又は利用を容認するに適しない資産は、次の場合を除き、原則として処分のうえ、最低限度の生活の維持のために活用せること。

なお、資産の活用は売却を原則とするが、これにより難いときは当該資産の貸与によって収益をあげる等活用の方法を考慮すること。

- 1 その資産が現実に最低限度の生活維持のために活用されており、かつ、処分するよりも保有している方が生活維持及び自立の助長に実効があがっているもの
- 2 現在活用されてはいないが、近い将来において活用されることがほぼ確実であって、かつ、処分するよりも保有している方が生活維持に実効があがると認められるもの
- 3 処分することができないか、又は著しく困難なもの
- 4 売却代金よりも売却に要する経費が高いもの
- 5 社会通念上処分させることを適當としないもの

◎ 第3

資産保有の限度及び資産活用の具体的取扱いは、次に掲げるところによること。ただし、保有の限度を超える資産であっても、次官通知第3の3から5までのいずれかに該当するものは、保有を認めて差し支えない。

なお、不動産の保有状況については、定期的に申告を行わせるとともに、必要がある場合は更に訪問調査等を行うこと。

1 土地

(1) 宅地

次に掲げるものは、保有を認めること。ただし、

処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるものは、この限りでない。

また、要保護世帯向け不動産担保型生活資金（生活福祉資金貸付制度要綱に基づく「要保護世帯向け不動産担保型生活資金」をいう。以下同じ。）の利用が可能なものについては、当該貸付資金の利用によってこれを活用させること。

ア 当該世帯の居住の用に供される家屋に付属した土地で、建築基準法第52条及び第53条に規定する必要な面積のもの

イ 農業その他の事業の用に供される土地で、事業遂行上必要最小限度の面積のもの

(2) 田畠

次のいずれにも該当するものは、保有を認めること。ただし、処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるものは、この限りでない。

ア 当該地域の農家の平均耕作面積、当該世帯の稼働人員等から判断して適當と認められるものであること。

イ 当該世帯の世帯員が現に耕作しているものであるか、又は当該世帯の世帯員若しくは当該世帯の世帯員となる者がおおむね3年以内に耕作することにより世帯の収入増加に著しく貢献するようなものであること。

(3) 山林及び原野

次のいずれにも該当するものは、保有を認めること。ただし、処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるものは、この限りでない。

ア 事業用（植林事業を除く。）又は薪炭の自給用若しくは採草地用として必要なものであって、当該地域の低所得世帯との均衡を失すことにならないと認められる面積のもの。

イ 当該世帯の世帯員が現に最低生活維持のために利用しているものであるか、又は当該世帯員若しくは当該世帯の世帯員となる者がおおむね3年以内に利用することにより世帯の収入増加に著しく貢献するようなものであること。

2 家屋

(1) 当該世帯の居住の用に供される家屋

保有を認めること。ただし、処分価値が利用価値

に比して著しく大きいと認められるものは、この限りでない。

なお、保有を認められるものであっても、当該世帯の人員、構成等から判断して部屋数に余裕があると認められる場合は、間貸しにより活用させること。

また、要保護世帯向け不動産担保型生活資金の利用が可能ななものについては、当該貸付資金の利用によってこれを活用させること。

(2) その他の家屋

ア 事業の用に供される家屋で、営業種別、地理的条件等から判断して、その家屋の保有が当該地域の低所得世帯との均衡を失すことにならないと認められる規模のものは、保有を認めること。ただし、処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるものは、この限りでない。

イ 貸家は、保有を認めないこと。ただし、当該世帯の要保護推定期間（おおむね3年以内とする。）における家賃の合計が売却代金よりも多いと認められる場合は、保有を認め、貸家として活用させること。

3 事業用品

次のいずれにも該当するものは、保有を認めること。ただし、処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるものは、この限りでない。

(1) 事業用設備、事業用機械器具、商品、家畜であって、営業種目、地理的条件等から判断して、これらの物の保有が当該地域の低所得世帯との均衡を失すことにならないと認められる程度のものであること。

(2) 当該世帯の世帯員が現に最低生活維持のために利用しているものであるか、又は当該世帯の世帯員若しくは当該世帯の世帯員となるものが、おおむね1年以内（事業用設備については3年以内）に利用することにより世帯の収入増加に著しく貢献するようなもの。

4 生活用品

(1) 家具什器及び衣類寝具

当該世帯の人員、構成等から判断して利用の必要があると認められる品目及び数量は、保有を認めること。

(2) 趣味装飾品

処分価値の小さいものは、保有を認めること。

(3) 貴金属及び債券

保有を認めないこと。

(4) その他の物品

ア 処分価値の小さいものは、保有を認めること。

イ ア以外の物品については、当該世帯の人員、構成等から判断して利用の必要があり、かつ、その保有を認めても当該地域の一般世帯との均衡を失すことにならないと認められるものは、保有を認めること。

5 判断基準

1 の(1)の当該世帯の居住の用に供される家屋に付属した土地、及び2の(1)の当該世帯の居住の用に供される家屋であって、当該ただし書きにいう処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるか否かの判断が困難な場合は、原則として各実施機関が設置するケース診断会議等において、総合的に検討を行うこと。

問（第3の18） 生活保護の受給中、既に支給された保護費のやり繰りによって生じた預貯金等が発見された場合はどのように取り扱ったらよいか。

答：保護受給中に、何らかの事情により、預貯金等を保有していることが発見された場合については、まず、当該預貯金等が保護開始時に保有していたものではないこと、不正な手段（収入の未申告等）により蓄えられたものではないことを確認すること。当該預貯金等が既に支給された保護費のやり繰りによって生じたものと判断されるときは、当該預貯金等の使用目的を聴取し、その使用目的が生活保護の趣旨目的に反しないと認められる場合については、活用すべき資産には当たらないものとして、保有を容認して差しつかえない。なお、この場合、当該預貯金等があてられる経費については、保護費の支給又は就労に伴う必要経費控除の必要がないものであること。

また、保有の認められない物品の購入など使用目的が生活保護の趣旨目的に反すると認められる場合には、最低生活の維持のために活用すべき資産とみ

なさざるを得ない旨を被保護者に説明したうえで、状況に応じて収入認定や要否判定の上で保護の停止又は廃止を行うこと。

問（第3の18-2）高等学校等に就学中の者がいる被保護世帯において、当該者が高等学校等卒業後、専修学校、各種学校又は大学に就学するために必要な経費に充てるため、保護費のやり繰りにより預貯金等をすることは認められるか。

答 保護費のやり繰りによって生じた預貯金等については、その使用目的が生活保護の趣旨目的に反しないと認められる場合については、活用すべき資産には当たらないものとして保有を容認して差しつかえない取り扱いをしている。

生業扶助の対象とならない専修学校又は各種学校への就学については、本来、高等学校等就学費を支給された者は卒業資格を活かして就労を目指すことが必要であるが、一方で、自立助長に効果的であると認められる等局第1-5の要件を満たす場合には世帯分離をしたうえで認めている。

また、大学への就学については、貸与金を受けて就学する場合に世帯分離をしたうえで認めているが、大学への就学によって、就労に資する資格取得が見込まれることも考えられる。

そのため、次のいずれにも該当する場合、保護費のやり繰りによって生じた預貯金等は、その使用目的が生活保護の趣旨目的に反しないと認められるものとして、保有を容認して差しつかえない。

なお、保護の実施機関は、当該預貯金等の使用前に預貯金等の額を確認するとともに、使用後は下記3の目的のために使用されたことを証する書類等により、使用内容を確認すること。

- 1 具体的な就労自立に関する本人の希望や意思が明らかであり、また、生活態度等から卒業時の資格取得が見込めるなど特に自立助長に効果的であると認められること。
- 2 就労に資する資格を取得することが可能な専修学校、各種学校又は大学に就学すること。
- 3 当該預貯金等の使用目的が、高等学校等卒業後、専修学校、各種学校又は大学に就学するために必要な経費（事前に必要な入学料等に限る。）

に充てるものであること。

4 やり繰りで生じる預貯金等で対応する経費の内容や金額が、具体的かつ明確になっているものであって、原則として、やり繰りを行う前に保護の実施機関の承認を得ていること。

問（第3の13）不動産の保有状況については、定期的に申告を行わせることとされているが、具体的にはどう取り扱ったらよいか。

答 不動産の保有状況については、少なくとも固定資産税にかかる不動産評価額の評価替え（3年ごと）の際に併せて被保護者から書面により申告を行わせ（固定資産税納税通知書がある場合は写しを提出させること。）、必要がある場合は、更に訪問調査等により的確に把握すること。

なお、保護の実施機関において関係機関の協力等により被保護者の保有不動産の状況を的確に把握できる場合には、必ずしも被保護者から申告を行わせる必要はないこと。

おって、不動産を取得又は処分したときの申告については、予め被保護者に申告の義務があることを十分に理解させ、速やかに申告を行わせること。

問（第3の15）局長通知第3の5にいうケース診断会議等の検討に付する目安を示されたい。

答 ケース診断会議等における検討対象ケースの選定に当たっては、当該実施機関における最上位級地の標準3人世帯の生活扶助基準額に同住宅扶助特別基準額を加えた値におおよそ10年を乗じ、土地・家屋保有に係る一般低所得世帯、周辺地域住民の意識、持ち家状況等を勘案した所要の補正を行う方法、またはその他地域の事情に応じた適切な方法により算出した額をもってケース診断会議等選定の目安額とする。

なお、当該目安額は、あくまでも当該検討会等の検討に付するか否かの判断のための基準であり、保護の要否の決定基準ではないものである。

問（第3の16）局長通知第3の5にいうケース診断会議等ではどのような点について検討を行うのか示されたい。

答 当該土地・家屋に居住することによって當まれる生活の内容が、最低生活の観点から、他の被保護世

帶や地域住民の生活内容との比較においてバランスを失しない程度のものであるか、また、生活保護の補足性の観点からみて、居住用の不動産としてその価値が著しい不公平を生じるものではないか等について、住民意識及び世帯の事情等を十分勘案して長期的な視点で行うものとする。

具体的には、

- ① 当該土地・家屋の見込処分価値の精査
- ② 当該土地・家屋の処分の可能性
- ③ 当該世帯の移転の可能性
- ④ 当該世帯員の健康状態・生活歴
- ⑤ 当該世帯と近隣の関係
- ⑥ 当該世帯の自立の可能性
- ⑦ 当該地域の低所得者の持ち家状況、土地・家屋の平均面積、地域感情
- ⑧ その他必要な事項

について検討し、当該世帯の実情に応じた土地・家屋の保有の容認あるいは活用の方策等の総合的な援助方針について意見をまとめること。

なお、土地・家屋の活用について援助方針を樹立する際には、当該世帯に将来の生活の不安を抱かせることのないよう配慮する必要があることから、單に資産活用に係る関係諸機関との連携、活用までの間の急迫保護のあり方、指導指示の内容について検討するのみでなく、個別の世帯の事情に即した他法他施策の活用、不動産を担保とした貸付の活用、不動産の賃貸等による活用、公営住宅等への入居による活用、親族との関係など当該世帯の自立助長の観点から、全般にわたり十分な配慮を行った援助方針の樹立に努める必要があること。

また、土地・家屋の保有を容認することが適当と判断された場合においても、検討の結果を活かして改善を図られる援助方針の樹立について留意されたいこと。

問（第3の6） 局長通知第3の4の(4)のイにいう「当該地域の一般世帯との均衡を失すことにならない」ことの判断基準を示されたい。

答(1) 「当該地域」とは、通常の場合、保護の実施機関の所管区域又は市町村の行政区域を単位とすることが適当であるが、実情に応じて、市の町内会、

町村の集落等の区域を単位として取り扱って差しつかえない。

(2) 「一般世帯との均衡を失すことにならない」場合とは、当該物品の普及率をもって判断するものとし、具体的には、当該地域の全世帯の70%程度（利用の必要性において同様の状態にある世帯に限ってみた場合には90%程度）の普及率を基準として認定すること。

問（第3の17） 寝たきり老人、身体障害者等のいる世帯が、当該寝たきり老人等の身体状況又は病状からルームエアコンを利用している場合であって、その保有が社会的に適當であると認められる場合は、当該地域の普及率が低い場合であっても次官通知第3の5にいう「社会通念上処分させることを適當としないもの」としてルームエアコンの保有を認めてよいか。

答 お見込みのとおりである。

問（第3の8） 生活用品としての楽器、テレビ、カメラ及びステレオは、趣味装飾品、家具什器又はその他の物品のいずれに分類すべきか。

答 「その他の物品」として取り扱うこと。

問（第3の9） 次のいずれかに該当する場合であって、自動車による以外に通勤する方法が全くないか、又は通勤することがきわめて困難であり、かつ、その保有が社会的に適當と認められるときは、次官通知第3の5にいう「社会通念上処分させることを適當としないもの」として通勤用自動車の保有を認めてよいか。

- 1 障害者が自動車により通勤する場合
- 2 公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者等が自動車により通勤する場合
- 3 公共交通機関の利用が著しく困難な地域にある勤務先に自動車により通勤する場合
- 4 深夜勤務等の業務に従事している者が自動車により通勤する場合

答 お見込みのとおりである。

なお、2、3及び4については、次のいずれにも該当する場合に限るものとする。

- (1) 世帯状況からみて、自動車による通勤がやむを得ないものであり、かつ、当該勤務が当該世帯の

自立の助長に役立っていると認められること。

- (2) 当該地域の自動車の普及率を勘案して、自動車を保有しない低所得世帯との均衡を失しないものであること。
- (3) 自動車の処分価値が小さく、通勤に必要な範囲の自動車と認められるものであること。
- (4) 当該勤務に伴う収入が自動車の維持費を大きく上回ること。

問（第3の9の2） 通勤用自動車については、現に就労中の者にしか認められていないが、保護の開始申請時においては失業や傷病により就労を中断しているが、就労を再開する際には通勤に自動車を利用することが見込まれる場合であっても、保有している自動車は処分させなくてはならないのか。

答 概ね6か月以内に就労により保護から脱却することが確実に見込まれる者であって、保有する自動車の処分価値が小さいと判断されるものについては、次官通知第3の2「現在活用されてはいないが、近い将来において活用されることがほぼ確実であつて、かつ、処分するよりも保有している方が生活維持に実効があがると認められるもの」に該当するものとして、処分指導を行わないものとして差し支えない。ただし、維持費の捻出が困難な場合についてはこの限りではない。

また、概ね6か月経過後、保護から脱却していない場合においても、保護の実施機関の判断により、その者に就労阻害要因がなく、自立支援プログラム又は自立活動確認書により具体的に就労による自立に向けた活動が行われている者については、保護開始から概ね1年の範囲内において、処分指導を行わないものとして差し支えない。

なお、処分指導はあくまで保留されているものであり、当該求職活動期間中に車の使用を認める趣旨ではないので、予め文書により「自動車の使用は認められない」旨を通知するなど、対象者には十分な説明・指導を行うこと。ただし、公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住している者については、求職活動に必要な場合に限り、当該自動車の使用を認めて差し支えない。

また、期限到来後自立に至らなかった場合につい

ては、通勤用の自動車の保有要件を満たす者が通勤用に使用している場合を除き、速やかに処分指導を行うこと。

問（第3の11） 保護申請時において保険に加入しており、解約すれば返戻金のある場合は、すべて解約させるべきか。

答 保険の解約返戻金は、資産として活用されるのが原則である。ただし、返戻金が少額であり、かつ、保険料額が当該地域の一般世帯との均衡を失しない場合に限り、保護適用後保険金又は解約返戻金を受領した時点で法第63条を適用することを条件に解約させないで保護を適用して差しつかえない。

問（第3の19） 保護申請時において学資保険に加入している場合においても、本通知第3の問11と同様の条件を満たす場合については、解約させないで保護を適用してよいか。

答 当該学資保険が、次の条件を満たす場合には、保護適用後、満期保険金（一時金等を含む）又は解約返戻金を受領した時点で、開始時の解約返戻金相当額について法第63条を適用することを前提として、解約させないで保護を適用して差しつかえない。

- 1 同一世帯の構成員である子が15歳又は18歳時に、同一世帯員が満期保険金（一時金等を含む）を受け取るものであること。
- 2 満期保険金（一時金等を含む）又は満期前に解約した場合の返戻金の使途が世帯内の子の就学に要する費用にあてる目的としたものであること。
- 3 開始時点の1世帯あたりの解約返戻金の額が50万円以下であること。

問（第3の20） 保護受給中に学資保険の満期保険金（一時金等を含む）又は解約返戻金を受領した場合について高等学校等就学費との関係も踏まえて取扱いを示されたい。

答 満期保険金等を受領した場合、開始時の解約返戻金相当額については、法第63条を適用し返還を求めることとなるが、本通知第8の問40の(2)の才に定める就学等の費用にあてられる額の範囲内で、返還を要しないものとして差しつかえない。なお、この場合、高等学校等就学費の支給対象とならない経費

及び高等学校等就学費の基準額又は学習支援費でまかないきれない経費であって、その者の就学のために必要な最小限度の額にあてられる場合については、高等学校等就学費は基準額どおり計上しても差しつかえない。

開始時の解約返戻金相当額以外については、「保護費のやり織りによって生じた預貯金等の取扱い」と同様に、使用目的が生活保護の趣旨目的に反しない場合については、収入認定の除外対象として取り扱い、当該収入があてられる経費については、保護費の支給又は就労に伴う必要経費控除の必要がないものであること。なお、この取扱いは、保有を認められた他の保険についても同様である。

問（第3の12）次のいずれかに該当する場合は自動車の保有を認めてよいか。

- 1 障害者（児）が通院、通所及び通学（以下「通院等」という。）のために自動車を必要とする場合
- 2 公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者が通院等のために自動車を必要とする場合

答 次のいずれかに該当し、かつ、その保有が社会的に適當と認められるときは、次官通知第3の5にいう「社会通念上処分させることを適當としないもの」としてその保有を認めて差しつかえない。

- 1 障害（児）者が通院等のために自動車を必要とする場合であって、次のいずれにも該当する場合

(1) 障害（児）者の通院等のために定期的に自動車が利用されることが明らかな場合であること。

(2) 当該者の障害の状況により利用し得る公共交通機関が全くないか又は公共交通機関を利用することが著しく困難であって、他法他施策による送迎サービス、扶養義務者等による送迎、医療機関等の行う送迎サービス等の活用が困難であり、また、タクシーでの移送に比べ自動車での通院等が、地域の実情に照らし、社会通念上妥当であると判断される等、自動車により通院等を行うことが真にやむを得ない状況であることが明らかに認められること。

(3) 自動車の処分価値が小さく、又は構造上身体障害者用に改造してあるものであって、通院等

に必要最小限のもの（排気量がおおむね2,000cc以下）であること。

(4) 自動車の維持に要する費用（ガソリン代を除く。）が他からの援助（維持費に充てることを特定したものに限る。）、他施策の活用等により、確実にまかわわれる見通しがあること。

(5) 障害者自身が運転する場合又は専ら障害（児）者の通院等のために生計同一者若しくは常時介護者が運転する場合であること。

なお、以上のいずれかの要件に該当しない場合であっても、その保有を認めることが真に必要であるとする特段の事情があるときは、その保有の容認につき厚生労働大臣に情報提供すること。

2 公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者が通院等のために自動車を必要とする場合であって、次のいずれにも該当する場合

(1) 当該者の通院等のために定期的に自動車が利用されることが明らかな場合であること。

(2) 他法他施策による送迎サービス、扶養義務者等による送迎、医療機関等の行う送迎サービス等の活用が困難であり、また、タクシーでの移送に比べ自動車での通院等が、地域の実情に照らし、社会通念上妥当であると判断される等、自動車による以外に通院等を行うことが真にやむを得ない状況であることが明らかに認められること。

(3) 自動車の処分価値が小さく、通院等に必要最小限のもの（排気量がおおむね2,000cc以下）であること。

(4) 自動車の維持に要する費用（ガソリン代を除く。）が他からの援助（維持費に充てることを特定したものに限る。）等により、確実にまかわわれる見通しがあること。

(5) 当該者自身が運転する場合又は専ら当該者の通院等のために生計同一者若しくは常時介護者が運転する場合であること。

問（第3の14）ローン付住宅を保有している者から保護の申請があったが、どのように取り扱うべきか。

答 ローンにより取得した住宅で、ローン完済前のものを保有している者を保護した場合には、結果とし

て生活に充てるべき保護費からローンの返済を行うこととなるので、原則として保護の適用は行うべきではない。

問（第3の21） 局長通知第3の1の(1)及び第3の2の(1)において、要保護世帯向け不動産担保型生活資金の利用が可能なものについては、当該貸付資金の利用によってこれを活用させることとし、その活用後に保有を認めることとされているが、当該貸付資金の利用が可能にも関わらず、その利用を拒む世帯に対しては、どのように対応するのか。

答 要保護世帯向け不動産担保型生活資金の利用が可能な場合には、当該貸付資金の利用が優先されるべきである。

したがって、当該貸付資金の利用を拒む世帯に対しては、資産の活用は保護の受給要件となることを説明し、その利用を勧奨するとともに、貸付期間中も相談に応じること、貸付の利用が終了した後、他の要件を満たす場合には生活保護が適用になる旨を説明することとされたい。

それでも、当該貸付資金の利用を拒む場合については、資産活用を故意に忌避し、法第4条に定める保護の受給要件を満たさないものと解し、

- 1 生活保護受給中の者については、所要の手続を経て、保護を廃止する
- 2 新規の保護申請者については、保護申請を却下する

こととされたい。

問（第3の22） 保護受給中の者が要保護世帯向け不動産担保型生活資金を利用した場合、貸付日以前に支給された保護費はどのように取扱うのか。

答 要保護世帯向け不動産担保型生活資金の利用の可否については、社会福祉協議会による審査によって決定されることから、保護の実施機関による当該居住用不動産の保有認否の判断は、この審査結果を待つて行うことになる。

したがって、この場合、貸付契約の成立をもって、当該居住用不動産が具体的に活用可能な資産になつたものと判断されるべきであり、初回の貸付分が受けられる月の初日を資力発生日ととらえ、貸付日以前に支給された保護費については、法第63条によ

る返還請求を行わないこと。

なお、この取扱いは、保護の実施機関が貸付日以前に当該居住用不動産の保有を否認していた場合も同様である。

問（第3の23） 保有が容認されていた自動車が使用に耐えない状態となった場合、自動車の更新を認めてよいか。

答 次のいずれにも該当する場合であって、自動車を購入することが真にやむを得ないと認められる場合は、自動車の更新を認めて差し支えない。

ただし、保護の実施機関による事前の承認を得ることを原則とする。その際、保護費のやり繰りによって生じた預貯金等により賄う場合においては、本通知第3の18に従い、不正の手段により蓄えられたものではないこと等を確認すること。

- 1 保有が容認されていた自動車が使用に耐えない状態となつたこと。
- 2 保有が容認されていた事情に変更がなく、自動車の更新後も引き続き本通知第3の9又は同第3の12に掲げる保有の容認要件に該当すること。
- 3 自動車の処分価値が小さく、通勤、通院等に必要な範囲の自動車と認められるものであること。
- 4 自動車の更新にかかる費用が扶養義務者等からの援助又は保護費のやり繰りによって生じた預貯金等により確実に賄われること。

第4 稼働能力の活用

④ 第4

要保護者に稼働能力がある場合には、その稼働能力を最低限度の生活の維持のために活用させること。

⑤ 第4

1 稼働能力を活用しているか否かについては、①稼働能力があるか否か、②その具体的な稼働能力を前提として、その能力を活用する意思があるか否か、③実際に稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか否か、により判断すること。

また、判断に当たっては、必要に応じてケース診断

会議や稼働能力判定会議等を開催するなど、組織的な検討を行うこと。

2 稼働能力があるか否かの評価については、年齢や医学的な面からの評価だけではなく、その者の有している資格、生活歴・職歴等を把握・分析し、それらを客観的かつ総合的に勘案して行うこと。

3 稼働能力を活用する意思があるか否かの評価については、求職状況報告書等により本人に申告させるなど、その者の求職活動の実施状況を具体的に把握し、その者が2で評価した稼働能力を前提として真摯に求職活動を行ったかどうかを踏まえ行うこと。

4 就労の場を得ることができるか否かの評価については、2で評価した本人の稼働能力を前提として、地域における有効求人倍率や求人内容等の客観的な情報や、育児や介護の必要性などその者の就労を阻害する要因をふまえて行うこと。

問（第4の1） 現に就労している者の稼働能力の活用状況が十分であるか否かについては、どのように判断したら良いのか。

答 局長通知第4で示した稼働能力の活用についての判断基準は、現に就労している者についても当てはまるものである。

具体的には、その者の現在の就労状況が2により評価した本人の稼働能力から見て妥当な水準にあると認められる場合には、その者は稼働能力を活用していると判断することができるものである。

一方、本人の稼働能力から見て妥当な水準ないと認められる場合には、3及び4で示した事項を含めて1により客観的かつ総合的に判断されたい。

これを直ちに法律に訴えて法律上の問題として取り扱ることは扶養義務の性質上なるべく避けることが望ましいので、努めて当事者間における話し合いによって解決し、円満裡に履行させることを本旨として取り扱うこと。

④ 第5

1 扶養義務者の存否の確認について

(1) 保護の申請があったときは、要保護者の扶養義務者のうち次に掲げるものの存否をすみやかに確認すること。この場合には、要保護者よりの申告によるものとし、さらに必要があるときは、戸籍謄本等により確認すること。

ア 絶対的扶養義務者。

イ 相対的扶養義務者のうち次に掲げるもの。

(ア) 現に当該要保護者又はその世帯に属する者を扶養している者。

(イ) 過去に当該要保護者又はその世帯に属する者から扶養を受ける等特別の事情があり、かつ、扶養能力があると推測される者。

問（第5の1） 局長通知第5の1の(1)のイの(イ)にいう「特別の事情」に該当するのは、どのような場合であるか。

答 民法第877条第2項にいう特別の事情と同様趣旨のものと考えてよく、この場合、特別の事情とは、法律上絶対的扶養義務者には一般的に扶養義務が課せられるが、その他の3親等内の親族についても、親族間に生活共同体的関係が存在する実態にあるときは、その実態に対応した扶養関係を認めるという観点から判断することが適当であるとされている。したがって、本法の運用にあたっても、この趣旨に沿って、保護の実施機関において、当事者間の関係並びに関係親族及び当該地域における扶養に関する慣習等を勘案して特別の事情の有無を判断すべきものである。

わが国の社会実態からみて、少なくとも次の場合には、それぞれ各号に掲げる者について特別の事情があると認めることが適當である。ただし、当該判断にあたっては機械的に取り扱うことなく、原則当事者間における話し合い等によって解決するよう努めること。

第5 扶養義務の取扱い

④ 第5

要保護者に扶養義務者がある場合には、扶養義務者に扶養及びその他の支援を求めるよう、要保護者を指導すること。また、民法上の扶養義務の履行を期待できる扶養義務者のあるときは、その扶養を保護に優先させること。この民法上の扶養義務は、法律上の義務ではあるが、

- 1 その者が、過去に当該申請者又はその世帯に属する者から扶養を受けたことがある場合。
- 2 その者が、遺産相続等に関し、当該申請者又はその世帯に属する者から利益を受けたことがある場合。
- 3 当該親族間の慣行又は当該地域の慣行により、その者が当該申請者又はその世帯に属する者を扶養することが期待される立場にある場合。

(2) 扶養義務者の範囲は、次表のとおりであること。

[表略]

(3) 扶養義務者としての「兄弟姉妹」とは、父母の一方のみを同じくするものを含むものであること。

2 扶養能力の調査について

(1) 1により把握された扶養義務者について、その職業、収入等につき要保護者その他により聴取する等の方法により、扶養の可能性を調査すること。なお、調査にあたっては、金銭的な扶養の可能性のほか、被保護者に対する定期的な訪問・架電、書簡のやり取り、一時的な子どもの預かり等（以下「精神的な支援」という。）の可能性についても確認するものとする。

問（第5の2） 局長通知第5の2の(1)による扶養の可能性の調査により、例えば、当該扶養義務者が被保護者、社会福祉施設入所者及び実施機関がこれらと同様と認める者、要保護者の生活歴等から特別な事情があり明らかに扶養ができない者並びに夫の暴力から逃れてきた母子等当該扶養義務者に対し扶養を求めることにより明らかに要保護者の自立を阻害することになると認められる者であって、明らかに扶養義務の履行が期待できない場合は、その間の局長通知第5の2の(2)及び(3)の扶養能力調査の方法はいかにすべきか。

答1 当該扶養義務者が生活保持義務関係にある扶養義務者であるときは、局長通知第5の2の(2)のアのただし書きにいう扶養義務者に対して直接照会することが真に適当でない場合として取り扱って差しつかえない。

2 当該扶養義務者が生活保持義務関係にある扶養

義務者以外であるときは、個別の慎重な検討を行い扶養の可能性が期待できないものとして取り扱って差しつかえない。

3 なお、いずれの場合も、当該検討経過及び判定については、保護台帳、ケース記録等に明確に記載する必要があるものである。

問（第5の3） 生活扶助義務関係にある者の扶養能力を判断するにあたり、所得税が課されない程度の収入を得ている者は、扶養能力がないものとして取り扱ってよいか。

答 給与所得者については、資産が特に大きい等、他に特別の事由がない限り、お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。給与所得者であってもこの取扱いによることが適当でないと認められる者及び給与所得者以外の者については、各種収入額、資産保有状況、事業規模等を勘案して、個別に判断すること。

(2) 次に掲げる者（以下「重点的扶養能力調査対象者」という。）については、更にアからエにより扶養能力を調査すること。

① 生活保持義務関係にある者

② ①以外の親子関係にある者のうち扶養の可能性が期待される者

③ ①、②以外の、過去に当該要保護者又はその世帯に属する者から扶養を受ける等特別の事情があり、かつ、扶養能力があると推測される者

ア 重点的扶養能力調査対象者が保護の実施機関の管内に居住する場合には、実地につき調査すること。

重点的扶養能力調査対象者が保護の実施機関の管外に居住する場合には、まずその者に書面により回答期限を付して照会することとし、期限までに回答がないときは、再度期限を付して照会を行うこととし、なお回答がないときは、その者の居住地を所管する保護の実施機関に書面をもって調査依頼を行うか、又はその居住地の市町村長に照会すること。ただし、重点的扶養能力調査対象者に対して直接照会することが真に適当でないと認められる場合には、まず関

係機関等に対して照会を行い、なお扶養能力が明らかにならないときは、その者の居住地を所管する保護の実施機関に書面をもって調査依頼を行うか、又はその居住地の市町村長に照会すること。

なお、相当の扶養能力があると認められる場合には、管外であっても、できれば実地につき調査すること。

イ 調査は、重点的扶養能力調査対象者の世帯構成、職業、収入、課税所得及び社会保険の加入状況、要保護者についての税法上の扶養控除及び家族手当の受給並びに他の扶養履行の状況等について行うこと。

ウ アの調査依頼を受けた保護の実施機関は、原則として3週間以内に調査の上回答すること。

エ 調査に際しては、重点的扶養能力調査対象者に要保護者の生活困窮の実情をよく伝え、形式的にわたらぬよう留意すること。

(3) 重点的扶養能力調査対象者以外の扶養義務者のうち扶養の可能性が期待される者については、次により扶養能力を調査すること。なお、実施機関の判断により、重点的扶養能力調査対象者に対する調査方法を援用しても差しつかえない。

ア 重点的扶養能力調査対象者以外の扶養義務者のうち扶養の可能性が期待される者への照会は、原則として書面により回答期限を付して行うこと。なお、実施機関の判断により電話連絡により行うこととしても差しつかえないが、不在等により連絡が取れない場合については、再度の照会又は書面による照会を行うこと。また、電話連絡により照会した場合については、その結果及び聴取した内容をケース記録に記載するとともに、金銭的な援助が得られる場合については、その援助の内容について書面での提出を求める。

イ 実施機関において重点的扶養能力調査対象者以外の扶養義務者のうち扶養の可能性が期待される者に対して直接照会することが真に適当でないと認められる場合には、扶養の可能性が期待できないものとして取り扱うこと。

ウ 照会の際には要保護者の生活困窮の実情をよく

伝えるとともに、重点的扶養能力調査対象者以外の扶養義務者のうち扶養の可能性が期待される者の世帯構成、職業、収入、課税所得及び社会保険の加入状況、要保護者についての税法上の扶養控除及び家族手当の受給並びに他の扶養履行の状況等の把握に努めること。

(4) 扶養の程度及び方法の認定は、実情に即し、実効のあがるように行うものとし、扶養義務者の了解を得られるよう努めること。この場合、扶養においては要保護者と扶養義務者との関係が一義的であるので、要保護者をして直接扶養義務者への依頼に努めさせよう指導すること。

(5) 扶養の程度は、次の標準によること。

ア 生活保持義務関係（第1の2の(4)のイ、同(5)のイ、ウ若しくはオ又は同(8)に該当することによって世帯分離された者に対する生活保持義務関係を除く。）においては、扶養義務者の最低生活費を超過する部分

イ 第1の2の(4)のイ、同(5)のイ、ウ若しくはオ又は同(8)に該当することによって世帯分離された者に対する生活保持義務関係並びに直系血族（生活保持義務関係にある者を除く。）兄弟姉妹及び相対的扶養義務者の関係（以下「生活扶助義務関係」という。）においては、社会通念上それらの者にふさわしいと認められる程度の生活を損わない限度

問（第5の4） 局長通知第5の2の(5)のアは、生活保持義務関係にある者の同居の事実の有無又は親権の有無にかかわらず適用されるものと思うが、どうか。

答 お見込みのとおりである。

(6) 扶養の程度の認定に当たっては、次の事項に留意すること。

ア 扶養義務者が生計中心者であるかどうか等その世帯内における地位等を考慮すること。

イ 重点的扶養能力調査対象者以外の者が要保護者を引き取ってすでになんらかの援助を行っていた場合は、その事情を考慮すること。

3 扶養義務者への通知について

保護の開始の申請をした要保護者について、保護の開始の決定をしようとする場合で、要保護者の扶養義務者に対する扶養能力の調査によって、法第77条第1項の規定による費用徴収を行う蓋然性が高いなど、明らかに扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者が、民法に定める扶養を履行していない場合は、要保護者の氏名及び保護の開始の申請があった日を記載した書面を作成し、要保護者に保護の開始の決定を通知するまでの間に通知すること。

4 扶養の履行について

(1) 扶養能力の調査によって、要保護者の扶養義務者のうち、法第77条第1項の規定による費用徴収を行う蓋然性が高いなど、明らかに扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者が、民法に定める扶養を履行していない場合は、書面により履行できない理由について報告を求ること。

(2) 重点的扶養能力調査対象者が十分な扶養能力があるにもかかわらず、正当な理由なくして扶養を拒み、他に円満な解決の途がない場合には、家庭裁判所に対する調停又は審判の申立てをも考慮すること。この場合において、要保護者にその申立てを行わせることが適当でないと判断されるときは、社会福祉主事が要保護者の委任を受けて申立ての代行を行ってもよいこと。なお、重点的扶養能力調査対象者以外の者について家庭裁判所に対して調停等を申立てることを妨げるものではない。

(3) (2)の場合において、必要があるときは、(2)の手続の進行と平行してとりあえず必要な保護を行ない、家庭裁判所の決定があった後、法第77条の規定により、扶養義務者から、扶養可能額の範囲内において、保護に要した費用を徴収する等の方法も考慮すること。

なお、法第77条の規定による費用徴収を行なうに当たっては、扶養権利者が保護を受けた当時において、当該扶養義務者が法律上の扶養義務者であり、かつ、扶養能力があったこと及び現在当該扶養義務者に費用償還能力があることを確認すること。

(4) 扶養義務者の扶養能力又は扶養の履行状況に変動があったと予想される場合は、すみやかに、扶養能

力の調査を行い、必要に応じて(1)の報告の求めを実施のうえ、再認定等適宜の処理を行うこと。

なお、重点的扶養能力調査対象者に係る扶養能力及び扶養の履行状況の調査は、年1回程度は行うこと。

問 (第5の5) 局長通知第5の3及び4の(1)における「明らかに扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者」とはどのような者をいうか。

答 当該判断に当たっては、局長通知第5の2による扶養能力の調査の結果、①定期的に会っているなど交際状況が良好であること、②扶養義務者の勤務先等から当該要保護者にかかる扶養手当や税法上の扶養控除を受けていること、③高額な収入を得ているなど、資力があることが明らかであること等を総合的に勘案し、扶養義務の履行を家庭裁判所へ調停又は審判の申立てを行う蓋然性が高いと認められる者をいう。

第6 他法他施策の活用

◎ 第6

他の法律又は制度による保障、援助等を受けることができる者又は受けることができると推定される者については、極力その利用に努めさせること。

◎ 第6

次に掲げるものは、特にその活用を図ること。また、活用を図るべきものはこれらに限られるものではないので、これら以外のものの活用についても、留意すること。

- 1 身体障害者福祉法
- 2 児童福祉法
- 3 知的障害者福祉法
- 4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
- 5 老人福祉法
- 6 売春防止法
- 7 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律
- 8 災害救助法

- 9 農業災害補償法
- 10 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
- 11 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- 12 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律
- 13 公害健康被害の補償等に関する法律
- 14 特別支援学校への就学奨励に関する法律
- 15 健康保険法
- 16 厚生年金保険法
- 17 恩給法
- 18 各共済組合法
- 19 雇用保険法
- 20 労働者災害補償保険法
- 21 石綿による健康被害の救済に関する法律
- 22 国民健康保険法
- 23 国民年金法
- 24 高齢者の医療の確保に関する法律
- 25 介護保険法
- 26 児童扶養手当法
- 27 特別児童扶養手当等の支給に関する法律
- 28 児童手当法
- 29 戦傷病者戦没者遺族等援護法
- 30 未帰還者留守家族等援護法
- 31 引揚者給付金等支給法
- 32 自動車損害賠償保障法
- 33 墓地、埋葬等に関する法律
- 34 母子及び寡婦福祉法
- 35 母子保健法
- 36 学校保健安全法
- 37 生活福祉資金
- 38 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律
- 39 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律

第7 最低生活費の認定

④ 第7

最低生活費は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別等による一般的な需要に基づくほか、健康状

態等によるその個人又は世帯の特別の需要の相異並びにこれらの需要の継続性又は臨時性を考慮して認定すること。

1 経常的最低生活費

経常的最低生活費は、要保護者の衣食等日々の経常的な最低生活需要のすべてを満たすための費用として認定するものであり、したがって、被保護者は、経常的最低生活費の範囲内において通常予測される生活需要はすべてまかなうべきものであること。

実施機関は、保護の実施にあたり、被保護者がこの趣旨を理解し、自己の生活の維持向上に努めるよう指導すること。

2 臨時の最低生活費（一時扶助費）

臨時の最低生活費（一時扶助費）は、次に掲げる特別の需要のある者について、最低生活に必要不可欠な物資を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に限り、別に定めるところにより、臨時に認定するものであること。

なお、被服費等の日常の諸経費は、本来経常的最低生活費の範囲内で、被保護者が、計画的に順次更新していくべきものであるから、一時扶助の認定にあたっては、十分留意すること。

- (1) 出生、入学、入退院等による臨時的な特別需要
- (2) 日常生活の用を弁ずることのできない長期療養者について臨時に生じた特別需要
- (3) 新たに保護開始する際等に最低生活の基盤となる物資を欠いている場合の特別需要

⑤ 第7

最低生活費の認定は、当該世帯が最低限度の生活を維持するために必要な需要を基とした費用を、必ず実地につき調査し、正確に行なわなければならないこと。

1 級地基準の適用

⑥ 第7

1 級地基準の適用

級地基準の適用は、原則として世帯の居住地又は現在地によるものであるが、2（一般生活費）に特別の定めがある場合のほか、次に掲げる場合は、例外的に、

それぞれ当該各項によるものとすること。

- (1) 葬祭扶助については、葬祭地の級地基準によること。
(2) 旅先等で急迫保護を必要とする場合は、当該要保護者の現在地の級地基準によること。

2 経常的一般生活費

(1) 基準生活費

◎ 別表第1 生活扶助基準 第1章

1 居宅

(1) 基準生活費の額（月額）……（略）

(2) 基準生活費の算定

ア 基準生活費は、世帯を単位として算定するものとし、その額は、次の算式により算定した額とし、その額に10円未満の端数が生じたときは、当該端数を10円に切り上げるものとする。

また、12月の基準生活費の額は、次の算式により算定した額に以下の期末一時扶助費の表に定める額を加えた額とする。

算式

$$A \times 1 / 3 + B \times 2 / 3 + C$$

算式の符号

A 第1類の表に定める個人別の基準額①を合算した額に以下の遞減率の表に定める世帯構成員の数に応じた率①を乗じた額と第2類の表に定める基準額①の合計額

B 第1類の表に定める個人別の基準額②を合算した額に以下の遞減率の表に定める世帯構成員の数に応じた率②を乗じた額と第2類の表に定める基準額②の合計額（ただし、当該合計額が、Aで算定した額に0.9を乗じて得た額より少ない場合は、Aで算定した額に0.9を乗じて得た額とする）

C 第2類の表に定める地区別冬季加算額

遞減率の表……（略）

期末一時扶助費の表……（略）

イ 第2類の表におけるI区からVI区までの区分は

次の表に定めるところによる。

（冬季加算地域区分）

地区別	I区	II区	III区	IV区	V区	VI区
都道府県名	北海道	岩手県	宮城県	石川県	栃木県	その他
	青森県	山形県	福島県	福井県	群馬県	の都府
	秋田県	新潟県	富山県		山梨県	県
			長野県		岐阜県	鳥取県
					島根県	

ウ 入院患者日用品費又は介護施設入所者基本生活費が算定される者の基準生活費の算定は、別に定めるところによる。

◎ 第7

2 一般生活費

(1) 基準生活費

ア 同一の月において入院患者日用品費又は介護施設入所者基本生活費と居宅基準生活費をあわせて計上するとき（保護受給中の者で入院患者日用品費又は介護施設入所者基本生活費を算定されていたものが、月の中途中で退院又は退所する場合をいう。）における居宅基準生活費は、入院患者日用品費又は介護施設入所者基本生活費が計上される期間を除いた日数に応じて計上すること。

なお、保護の基準別表第1第一章の3に掲げる施設に入所している者にかかる基準生活費と居宅基準生活費をあわせて計上するときも同様のこと。

イ 同一の月において救護施設等基準生活費（保護の基準別表第1の第一章の2に掲げる施設に入所している者にかかる基準生活費をいう。以下同じ。）と居宅基準生活費をあわせて計上するときにおける居宅基準生活費は、救護施設等基準生活費が計上される期間の初日又は末日を含めた日数に応じて計上すること。

ウ 救護施設等基準生活費は、当該施設に入所した日から退所の日まで計上すること。

ただし、居宅基準生活費を算定されている者が、「生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の支弁基準について」（平成20年3月31日厚生労働省発社援第0331011号厚生労働事務次官通知）

に基づき救護施設等に一時入所する場合、当該一時入所期間中については、居宅基準生活費の変更は要しないものとすること。

エ ア、イ及びウによるほか、出かけぎ等により1箇月をこえる期間他の世帯員と所在を異にする世帯員については、所在を異にするに至った日の翌日から再び所在を一にするに至った日の前日まで他の世帯員とは別に一般生活費を計上すること。

オ 入院患者に付添う出身世帯の世帯員が病院又は診療所において生活する場合であって、病院の管理運営方針等により病院給食又は寝具の貸与を受けなければならない事情があると認められるときは、その実費について基準生活費の算定上特別基準の設定があったものとして取り扱って差しつかえない。

なお、病院給食の実費を認める期間中の居宅基準生活費に係る第1類の経費については、保護の基準別表第1第1章の1の第1類の表に定める基準額①の3分の1及び同基準額②の3分の2の合算額の25パーセントに相当する額を計上すること。ただし、基準額②の額が基準額①に0.9を乗じて得た額より少ない場合は、上記の「同基準額②」を「同基準額①に0.9を乗じて得た額」に読み替えるものとする。

カ 入院患者日用品費又は介護施設入所者基本生活費が計上される期間における期末一時扶助費又は各種加算については、その期間当該被保護者が所在する地の級地基準による額を適用すること。

キ エにより別に計上する一般生活費については、その者の所在する地の級地基準による額を適用すること。

ク 救護施設等基準生活費（期末一時扶助費及び各種加算を含む。）は、当該施設所在地の級地基準により計上すること。ただし、2級地又は3級地に所在する保護施設に入所している者について、1級上の級地の基準を、特別基準の設定があったものとして適用して差しつかえないこと。

ケ エにより他の世帯員と別に一般生活費を計上する場合、保護の基準別表第1第一章の1の第2類の表に定める額については、出身世帯員の人員の

世帯に適用される額と世帯人員1人の世帯に適用される額とを計上すること。

なお、第7の2の(4)のイにより居宅基準生活費を計上する場合も同様とすること。

コ 特定中国残留邦人等及びその者の配偶者と同居している世帯に係る基準生活費は、当該特定中国残留邦人等及びその者の配偶者を同一世帯員とみなした場合に算出される当該基準生活費の額から当該特定中国残留邦人等及びその者の配偶者に係る基準生活費の額を減じた額とする。

問（第7の1） 入院患者に、付添いのため、出身世帯の世帯員がその級地を異にする地の病院又は療養所において生活する場合は、入院患者に準じ最低生活費の認定をしてよいか。

答 当該入院患者が未成熟の子、身体障害者等であつて付添いが必要であると認められ、かつ、その出身世帯員が付添いを行なうときは、入院患者及び付添いを行なう世帯員の基準生活費については、局長通知第7の2の(1)により、病院等の所在地の級地基準を適用して差しつかえない。

また、住宅費についても、出身世帯員が入院患者に付添う期間中、局長通知第7の4の(1)のエ（入院患者がある場合の住宅費）を適用して差しつかえない。

問（第7の19） 最低生活費の認定にあたり、日割計算を行なわなければならないときは、各月の実日数によるべきか。

答 30日を分母として日割計算をすることを原則とするが、その月の実日数に応じて日割計算を行なうことが適当である場合には、実日数によること。

問（第7の28） 冬季加算を一括前渡支給してよいか。

答 生活扶助のうち冬季加算に相応する分についても、1月分以内を限度として前渡することが原則であるが、薪炭等冬期必需物資について、当該地域の実態からみて適宜の時期に一括購入するのでなければ以後の購入が著しく困難となるような状態であれば、個々の被保護世帯において、これを他の生活需要に充当するおそれの有無等を確認し、必要やむを得ないと認められる場合は必要な額を一括前渡して

差しつかえない。

問（第7の37） 12月の月中途で保護の開始又は停止若しくは廃止があった者についての期末一時扶助費の額は日割計算しなくてよいか。

答 期末一時扶助費は12月から翌年1月にかけて引き続き保護を受ける者に対して越年資金として支給されるものである。

従って、12月中に保護を開始される者については日割計算を行なうことなく支給するものである。また、12月中に保護を停止又は廃止される者については支給しないものである。（この場合すでに支給済であれば、法第80条を適用すべき場合を除き、全額返還させることとなる。）

問（第7の66） 短期入所生活介護又は短期入所療養介護を利用する場合の基準生活費の算定はどうすべきか。

答 居宅から1か月を超えて短期入所生活介護又は短期入所療養介護（以下この間において「短期入所」という。）を利用する場合には、利用開始日の属する月の翌月（利用開始日が月の初日であるときは当該月）から、介護施設入所者に適用される介護施設入所者基本生活費及び加算に当該施設に食費として支払うべき額を加えた額を算定すること。

なお、利用期間が1か月以内の場合については、介護施設入所者基本生活費の算定は要しないことから、一般生活費の認定の変更（各種加算の額の変更を含む。）を要しないものとすること。

この場合、1か月を超えるか否かは、居宅介護支援計画により予め確認するものとし、月の中途で計画に変更があった場合は、直ちに基準生活費を計上すること。

また、医療機関に入院しており、入院患者日用品費が算定されている者が退院し、そのまま短期入所を利用する場合には、入所日から入院患者日用品費及び加算を計上せず、介護施設入所者基本生活費及び加算に当該施設に食費として支払うべき額を加えた額を算定すること。

問（第7の71） ケアハウスは、生活保護法による指定介護機関の指定の対象とされているが、新規に被保護者が入所することは可能か。また、入所に際し

支払う必要がある保証金（敷金等に相当するものに限る。）を住宅扶助から支給することとして差しつかえないか。

答 ケアハウスについては、管理費（家賃相当の利用料をいう。）が住宅扶助基準額以下であって事務費及び生活費が生活扶助費により対応可能であれば、新規に被保護者が入所することは可能であり、入所に際し支払う必要がある保証金（敷金等に相当するものに限る。）については、局長通知第7の4の(1)の力にいう「転居に際し、敷金等を必要とする場合」であれば、敷金等に係る住宅扶助の基準額の範囲内で必要な額を認定して差しつかえない。

また、ケアハウス入所中の基準生活費については、居宅の生活扶助基準を適用し、生活費と事務費については生活扶助により対応し、管理費については、住宅扶助の基準額の範囲内で必要な実費を住宅扶助として認定することとなる。

問（第7の89） 夫婦の一方又は双方がそれぞれ別々に、認知症対応型共同生活介護等に入居した場合の最低生活費の認定方法如何。

答 生計の同一性、あるいは、夫婦としての一定の交流が継続されている場合は、引き続き同一世帯として認定することになるが、その場合であっても、局長通知第7の2の(1)のエにより、それに一般生活費を計上して差し支えない。

この場合の保護の基準別表第1第1章の1の第2類の表に定める額については、局長通知第7の2の(1)のケにより、他の世帯員とは別に一人世帯に適用される額を計上するものである。

また、住宅費については、それぞれ住宅扶助の基準額の範囲内で必要な額を認定して差し支えない。

問（第7の79） 保護の基準別表第1第一章の1の(2)のアの規定により、居宅における個人別の第1類の額を合算した額に一定の率（以下「通減率」という。）を乗じて世帯の第1類の額を算定することとされているが、次に掲げる者の第1類の額を含めた合計額について通減率を適用するのか。

(1) 病院又は診療所において給食を受けないため、第1類の表に定める基準額①の3分の1及び同基準額②の3分の2の合算額に75パーセントを乗

じた額が算定されている入院患者

(2) 出かせぎ等により1箇月をこえる期間他の世帯員と所在を異にする者で、他の世帯員とは別に一般生活費を計上している者

答 遅減率の適用にあたっては、(1)及び(2)に該当する者は居宅における世帯構成員の数には含めないものとする。

したがって、(1)及び(2)に該当する者の第1類の額を除いた合計額に遅減率を適用することとなる。

④ 別表第1第1章

2 救護施設等

(1) 基準生活費の額(月額)

ア 基準額

級 地 別	救護施設及びこれに準ずる施設	更生施設及びこれに準ずる施設
1 級 地	64,000円	67,790円
2 級 地	60,800	64,400
3 級 地	57,600	61,020

イ 地区別冬季加算額(11月から3月まで)

級地別	地区別	I 区	II 区	III 区	IV 区	V 区	VI 区
1 級 地	10,600	8,130	6,400	4,740	3,020	2,270	
2 級 地	9,640	7,400	5,820	4,310	2,750	2,060	
3 級 地	8,690	6,660	5,240	3,890	2,470	1,860	

(2) 基準生活費の算定

ア 基準生活費の額は、(1)に定める額とする。ただし、12月の基準生活費の額は、次の表に定める期末一時扶助費の額を加えた額とする。

級 地 別	期末一時扶助費
1 級 地	4,970円
2 級 地	4,520
3 級 地	4,070

イ 表におけるI区からVI区までの区分は、(2)のイの表に定めるところによる。

3 職業能力開発校附属宿泊施設等に入所又は寄宿している者についての特例

次の表の左欄に掲げる施設に入所又は寄宿している

者(特別支援学校に附属する寄宿舎に寄宿している者にあつては、これらの学校の高等部の別科に就学する場合に限る。)に係る基準生活費の額は、1の規定にかかわらず、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

施 設	基準生活費の額	
	基 準 月 額	地区別冬季加算額及び期末一時扶助費の額
職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)にいう職業能力開発校、障害者職業能力開発校又はこれらに準ずる施設に附属する宿泊施設	食費として施設に支払うべき額と入院患者日用品費の基準額の合計額	地区別冬季加算額は、2の(1)のイの表に定めるところにより、期末一時扶助費の額は、2の(2)のアの表に定めるところによる。
特別支援学校に附属する寄宿舎		
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設	食費及び居住に要する費用として施設に支払うべき額と入院患者日用品費の額の合計額	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。)第5条第12項に規定する障害者支援施設		
児童福祉法(昭和22年法律第164号)第42条第1号に規定する福祉型障害児入所施設		
児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設	入院患者日用品費の額	
児童福祉法第6条の2第3項に規定する指定医療機関		

(2) 入院患者の基準生活費の算定

④ 別表第1第3章-1 入院患者日用品費

(1) 基準額及び加算額(月額)

基 準 額	地区別冬季加算額(11月から3月まで)		
	I 区及び II 区	III 区及び IV 区	V 区及び VI 区
23,060円以内	3,590円	2,100円	1,000円

(2) 入院患者日用品費は、次に掲げる者について算定する。

- ア 病院又は診療所(介護療養型医療施設を除く。
以下同じ。)に1箇月以上入院する者
イ 救護施設、更生施設又は老人福祉法にいう養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームから病院又は診療所に入院する者
ウ 介護施設から病院又は診療所に入院する者
(3) (1)の表におけるI区からVI区までの区分は、第1章の1の(2)のイの表に定めるところによる。

㊭ 第7-2

- (3) 入院患者の基準生活費の算定について
ア 病院又は診療所(介護療養型医療施設を除く。
以下同じ。)において給食を受ける入院患者については、入院患者日用品費が計上される期間に限り基準生活費は算定しないこと。ただし、12月における期末一時扶助費は算定するものとすること。
イ 入院患者日用品費が算定される入院患者が病院又は診療所において給食を受けない場合の基準生活費の額は、保護の基準別表第1第1章の1の第1類の表に定める基準額①の3分の1及び同基準額②の3分の2の合算額に75パーセントを乗じて得た額及び告示別表第1第1章の1の第2類の表に定める基準額①の3分の1及び同基準額②の3分の2の合算額に20パーセントを乗じて得た額の合計額(12月においては、当該合計額に期末一時扶助費を加えた額)とすること。ただし、第1類の表に定める基準額②に75パーセントを乗じて得た額と第2類の表に定める基準額②に20パーセントを乗じて得た額の合算額が、第1類の表に定める基準額①に75パーセントを乗じて得た額と第2類の表に定める基準額①に20パーセントを乗じて得た額の合算額に0.9を乗じて得た額より少ない場合は、上記の「同基準額②」を「同基準額①に0.9を乗じて得た額」に読み替えるものとする。
ウ 保護受給中の者について、入院期間が1か月未満であるため入院患者日用品費を算定しない場合は、一般生活費の認定の変更(各種加算の額の変更を含む。)を要しないものとすること。
エ 保護受給中の者が月の中途中で入院し、入院患者

日用品費を算定する場合で才又はカに該当しないときは、入院患者日用品費は入院日の属する月の翌月の初日から計上すること。この場合、入院月の一般生活費の認定の変更(各種加算の額の変更を含む。)は要しないものとすること。

才 保護の開始された日又は保護を停止されていて再び開始された日に入院している場合は、その日から入院患者日用品費を計上すること。

カ 救護施設、更生施設、養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホーム又は介護施設に入所している者が入院した場合は、入院の日から入院患者日用品費を計上すること。

キ 入院患者日用品費が算定されている入院患者が退院又は死亡した場合は、入院患者日用品費は退院等の日まで計上することとし、一般生活費の認定の変更(各種加算の額の変更を含む。)を日割計算により行なうこと。ただし、退院と同時に介護施設に入所する場合はこの限りでない。

ク 入院患者日用品費は、原則として保護の基準別表第1第三章の1の(1)の基準額の全額(精神活動の減退等により日用品の需要の実態からその全額を必要としないもので、その状態が相当期間持続すると認められるものについては、基準額の85パーセントを標準として必要な額)を計上すること。

問(第7の27) 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により、都道府県が障害児入所施設(児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児施設に限る。)への入所措置を行った者について、入院患者日用品費を計上してよろしいか。

答 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により、都道府県が入所措置を行った者については、児童福祉法の措置として日用品の給付が行われるので、当該児童にかかる日用品費支弁額の月額を収入認定することになるが、事務処理上は入院患者日用品費の基準額とその支弁額の月額との差額を計上することとして差しつかえない。

(3) 介護施設入所者の基準生活費の算定

◎ 別表第1第3章-2 介護施設入所者基本生活費

(1) 基準額及び加算額(月額)

基 準 額	地区別冬季加算額(11月から3月まで)		
	I 区及び II 区	III 区及び IV 区	V 区及び VI 区
9,850円以内	3,590円	2,100円	1,000円

(2) 介護施設入所者基本生活費は、介護施設に入所する者について算定する。

(3) (1)の表におけるI区からVI区までの区分は、第1章の1の(2)のイの表に定めるところによる。

◎ 第7-2

(4) 介護施設入所者基本生活費の算定について

ア 介護施設入所者基本生活費が算定される者については、基準生活費は算定しないこと。ただし、12月における期末一時扶助は算定するものとすること。

イ 保護受給中の者が月の中途中で介護施設に入所したときは、介護施設入所者基本生活費は入所日の属する月の翌月（入所の日が月の初日のときは当該月）から計上すること。この場合、入所月的一般生活費の認定の変更（各種加算の額の変更を含む。）は要しないものとすること。なお、入院患者日用品費が算定されている入院患者等が医療機関等から介護施設に入所した場合も同様であること。

ウ 保護の開始された日又は保護を停止されていて再び開始された日に介護施設に入所している場合は、その日から介護施設入所者基本生活費を計上すること。

エ 救護施設、更生施設、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに入所している者が介護施設に入所した場合には、入所の日から介護施設入所者基本生活費を計上すること。

オ 介護施設入所者が退所又は死亡した場合は、介護施設入所者基本生活費は退所等の日まで計上することとし、

一般生活費の認定の変更（各種加算の額の変更を含む。）を日割り計算により行うこと。ただし、介護施設を退所し、その日から病院又は診療所に入院する場合には、退所の日における介護施設入所者基本生活費については、計上を要しないこと。

カ 介護施設入所者基本生活費は、原則として保護の基準別表第1第三章の2の(1)の基準額の全額を計上すること。

(4) 加 算

ア 妊 婦 加 算

◎ 別表第1第2章-1妊娠婦加算

(1) 加算額(月額)

級 地 别	妊 婦		産 婦
	妊娠6か月 未満	妊娠6か月 以上	
1級地及び2級地	9,110円	13,760円	8,460円
3 級 地	7,740	11,700	7,190

(2) 妊婦についての加算は、妊娠の事実を確認した日の属する月の翌月から行う。

(3) 産婦についての加算は、出産の日の属する月から行い、期間は6箇月を限度として別に定める。

(4) (3)の規定にかかわらず、保護受給中の者については、その出産の日の属する月は妊婦についての加算を行い、翌月から5箇月を限度として別に定めるところにより産婦についての加算を行う。

(5) 妊産婦加算は、病院又は診療所において給食を受けている入院患者については、行わない。

◎ 第7-2

(2) 加算

各加算の取扱いは、次によること。

ア 妊産婦加算

(ア) 妊産婦加算の計上は、届出によって行なうものとし、妊婦であることの認定及び妊娠月数の認定は、母子健康手帳又は保護の実施機関の指定する医師若しくは助産師の診断により行なうこと。

(イ) 保護受給中の者につき、妊娠月数が月の中途中で変わる場合にはその翌月から妊婦加算の額の

変更を行なうこと。

- (イ) 産婦加算を行なう期間は、専ら母乳によって乳児を育する産婦については6箇月間とし、その他の者については3箇月間とすること。
- (エ) (イ)の規定にかかわらず、保護受給中の者が出産したときは、当該月は妊婦加算を行ない、翌月から5箇月間（専ら母乳によって乳児を育する産婦以外の者については2箇月間）を限度として産婦加算を行なうこと。
- (オ) 妊娠4箇月以後において人工妊娠中絶を行なった場合及び死産（妊娠4箇月以後の死児の出産）の場合には、3箇月間（保護受給中の者については翌月から2箇月間）産婦加算を行なうこと。
- (カ) 妊婦又は産婦から保護の開始の申請があった場合には、申請月においても加算を行なうこと。

問（第7の54） 局長通知第7の2の(2)のアの(イ)及び(エ)にいう「専ら母乳によって」とは、どの程度の場合をいうのか。

答 「専ら母乳によって」いる場合とは、当該保育されている乳児について、人工栄養に依存する率が20%未満の場合である。

なお、人工栄養に依存する率は、乳児を養育する者の申立てを基礎として、保護の実施機関の指定する医師、助産師又は保健師の意見をきき、保護の実施機関が決定すること。また、人工栄養に依存する率の変動が予想されるときは、隨時、確認を行うこと。

社会福祉施設 若しくは介護 施設の入所者	22,260	14,830
----------------------------	--------	--------

(注) 社会福祉施設とは保護施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害者支援施設、児童福祉法第42条第1号に規定する福祉型障害児入所施設又は老人福祉法（昭和38年法律第133号）にいう老人福祉施設をいい、介護施設とは介護保険法（平成9年法律第123号）にいう介護保険施設をいうものであること（以下同じ。）。

(2) 障害者加算は、次に掲げる者について行う。

ア 障害等級表の1級若しくは2級又は国民年金法施行令別表に定める1級のいずれかに該当する障害のある者（症状が固定している者及び症状が固定してはいないが障害の原因となつた傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた後1年6月を経過した者に限る。）

イ 障害等級表の3級又は国民年金法施行令別表に定める2級のいずれかに該当する障害のある者（症状が固定している者及び症状が固定してはいないが障害の原因となつた傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた後1年6月を経過した者に限る。）。ただし、アに該当する者を除く。

(3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）別表第1に定める程度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者（児童福祉法に規定する障害児入所施設、老人福祉法に規定する養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム並びに障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和50年厚生省令第34号）第1条に規定する施設に入所している者を除く。）については、別に14,140円を算定するものとする。

(4) (2)のアに該当する障害のある者であつて当該障害により日常生活のすべてについて介護を必要とするものを、その者と同一世帯に属する者が介護する場合においては、別に11,860円を算定するものとする。この場合においては、(5)の規定は適用しないものとする。

(5) 介護人をつけるための費用を要する場合において

工障害者加算

④ 別表第1第2章－2障害者加算

(1) 加算額(月額)

	(2)のアに該当する者	(2)のイに該当する者
在宅者	26,750円	17,820円
2級地	24,880	16,590
3級地	23,010	15,340
入院患者又は		

は、別に、69,520円の範囲内において必要な額を算定するものとする。

㊂ 第7-2-(2)

エ 障害者加算

(7) 障害の程度の判定は、原則として身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書により行うこと。

(イ) 身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書を所持していない者については、障害の程度の判定は、保護の実施機関の指定する医師の診断書その他障害の程度が確認できる書類に基づき行うこと。

(ウ) 保護受給中の者について、月の中途中で新たに障害者加算を認定し、又はその認定を変更し若しくはやめるべき事由が生じたときは、それらの事由の生じた翌月から加算に関する最低生活費の認定変更を行なうこと。ただし、保護の基準別表第1第二章の2の(5)にいう障害者加算を行なうべき者については、その事由の生じた日から日割計算により加算の認定変更を行なつて差しつかえないこと。

(エ) 障害者加算の認定を受けている者について、月の中途中の入院入所又は退院退所に伴い、基準生活費の認定変更を行う場合は、これとあわせて加算額の認定変更も行うこと。

なお、居宅基準生活費と救護施設等基準生活費をあわせて計上する場合においては、救護施設等基準生活費が計上される間を除いた期間について在宅者にかかる加算の額を計上すること。

(オ) 介護人をつけるための費用が、保護の基準別表第1第二章の2の(5)によりがたい場合であって、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第1に定める程度の障害の状態にあり、日常起居動作に著しい障害のため真に他人による介護を要すると認められるときは、104,290円の範囲内において当該年度の特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。

問 (第7の58) 保護の基準別表第1第2章の2の(1)

の(注)にいう社会福祉施設には、軽費老人ホーム(B型)は含まれないものと解してよいか。

答 お見込みのとおりである。

問 (第7の41) 障害等級表の1級、2級又は3級に該当し、身体障害者手帳の交付を受けている者は、障害者加算の認定に当たり「症状が固定している者」に該当するものとして取り扱ってよいか。

答 お見込みのとおりである。

問 (第7の65) 局長通知第7の2の(2)のエの(イ)にいう「障害の程度が確認できる書類」には、精神障害者保健福祉手帳が含まれるものと解して差し支えないか。

答 精神障害者保健福祉手帳の交付年月日又は更新年月日が障害の原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた後1年6月を経過している場合に限り、お見込みのとおり取り扱って差し支えない。この場合において、同手帳の1級に該当する障害は国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)別表に定める1級の障害と、同手帳の2級に該当する障害は同別表に定める2級の障害とそれぞれ認定するものとする。

なお、当該傷病について初めて医師の診療を受けた日の確認は、都道府県精神保健福祉主管部局において保管する当該手帳を発行した際の医師の診断書(写しを含む。以下同じ。)を確認することにより行うものとする。

おって、市町村において当該手帳を発行した際の医師の診断書を保管する場合は、当該診断書を確認することにより行うこととして差し支えない。

問 (第7の87) 告示別表第1第2章-2-(4)に定める家族介護料は、同居の特定中国残留邦人等又はその者の配偶者が被保護者を介護をしている場合にも算定できるものと考えてよいか。

答 お見込みのとおりである。

オ 介護施設入所者加算

㊂ 別表第1第2章-3 介護施設入所者加算

介護施設入所者加算は、介護施設入所者基本生活費

が算定されている者であつて、加算額(月額)は、9,850円の範囲内の額とする。

㊂ 第7-2-(2)

オ 介護施設入所者加算

月の中途中で新たに介護施設入所者加算を認定し、又はその認定をやめるべき事由が生じたときの加算の認定又は認定変更は、(4)に定める介護施設入所者基本生活費の算定の例によること。

カ 在宅患者加算

㊂ 別表第1第2章-4在宅患者加算

(1) 加算額(月額)

級地別	加算額
1級地及び2級地	13,240円
3級地	11,260

(2) 在宅患者加算は、次に掲げる在宅患者であつて現に療養に専念しているものについて行う。

ア 結核患者であつて現に治療を受けているもの及び結核患者であつて現に治療を受けてはいないが、保護の実施機関の指定する医師の診断により栄養の補給を必要とすると認められるもの

イ 結核患者以外の患者であつて3箇月以上の治療を必要とし、かつ、保護の実施機関の指定する医師の診断により栄養の補給を必要とすると認められるもの

㊂ 第7-2-(2)

カ 在宅患者加算

(ア) 給食のない病院等に入院又は入所している患者については、在宅療養者に準じて在宅患者加算を行なって差しつかえないこと。

(イ) 結核患者であつて現に治療を受けていない場合における加算認定更新は、最長6か月の期間ごとに行なうこと。

(ウ) 保護受給中の者について、月の中途中で新たに在宅患者加算を認定し、又はその認定をやめるべき事由が生じたときは、それらの事由の生じた月の翌月から加算の認定変更を行なうこと。

問(第7の6) 職業能力開発校在校中の者が現に3か月以上治療を要する疾病にかかった場合、在宅患

者加算を認定してよいか。

答 職業能力開発校在校中の者であつても、在宅患者加算の要件をみたす場合には在宅患者加算を加算して差しつかえない。

キ 放射線障害者加算

㊂ 別表第1第2章-5放射線障害者加算

放射線障害者加算は、次に掲げる者について行い、その額は、(1)に該当する者にあつては月額42,060円、(2)に該当する者にあつては月額21,030円とする。

(1) ア 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律

(平成6年法律第117号)第11条第1項の認定を受けた者であつて、同項の認定に係る負傷又は疾病の状態にあるもの(同法第24条第2項に規定する都道府県知事の認定を受けた者に限る。)

イ 放射線(広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の放射線を除く。以下(2)において同じ。)を多量に浴びたことに起因する負傷又は疾病の患者であつて、当該負傷又は疾病が放射線を多量に浴びたことに起因する旨の厚生労働大臣の認定を受けたもの

(2) ア 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の認定を受けた者(同法第25条第2項に規定する都道府県知事の認定を受けた者であつて、(1)のアに該当しないものに限る。)

イ 放射線を多量に浴びたことに起因する負傷又は疾病の患者であつた者であつて、当該負傷又は疾病が放射線を多量に浴びたことに起因する旨の厚生労働大臣の認定を受けたもの

㊂ 第7-2-(2)

キ 放射線障害者加算

(ア) 保護受給中の者について、月の中途中で新たに放射線障害者加算を認定し、又はその認定を変更すべき事由が生じたときは、それらの事由が生じた月の翌月から加算の認定変更を行なうこと。

(イ) 保護の基準別表第1第2章の5の(1)のイ及び(2)のイに規定する厚生労働大臣の認定については、次に掲げる事項を記載した申請書に、

保護の実施機関の指定する医師の意見書及び当該負傷又は疾病に係る検査成績を記載した書類並びに当該世帯の保護適用状況を示す書類を添えて、厚生労働大臣に提出すること。

- a 認定を受けようとする患者の氏名、性別、生年月日、居住地及び職業
- b (1)のイ又は(2)のイの別
- c 負傷又は疾病的名称
- d 放射線を浴びたことに起因すると思われる自覚症状の経過
- e 放射線を浴びたことに起因すると思われる負傷又は疾病について受けた医療の概要
- f 放射線を浴びた当時の状況並びに浴びた放射線の種類及び量

の事由の生じた月の翌月から加算の認定変更を行なうこと。

- (イ) 児童のみで構成されている世帯において、その世帯における兄又は姉等が弟妹等の養育にあたる場合、その養育にあたる者については児童として取り扱わないこと。

問（第7の60） 転出した児童及び児童福祉施設に入所している児童については、児童養育加算の対象とはならないと解してよいか。

答 お見込みのとおりである。ただし、被保護世帯員である養育者に児童手当が支給されている場合を除く。

ク 児童養育加算

◎ 別表第1第2章－6児童養育加算

児童養育加算は、児童の養育に当たる者について行い、その加算額（月額）は、児童1人につき次の表に掲げる額とする。

第1子 及び第 2子	3歳に満たない児童（月の初日に生まれた児童については、出生の日から3年を経過しない児童とする。）	15,000円
	3歳以上の児童（月の初日に生まれた児童については、出生の日から3年を経過した児童とする。）であつて中学校修了前のもの（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童をいう。）	10,000円
第3子 以降	小学校修了前の児童（12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童をいう。）	15,000円
	小学校修了後中学校修了前の児童（12歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した児童であつて15歳に達する以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。）	10,000円

◎ 第7－2－(2)

ク 児童養育加算

- (ア) 保護受給中の者について、月の中途中で新たに児童養育加算を認定し、又はその認定を変更若しくはやめるべき事由が生じたときは、それら

ケ 介護保険料加算

◎ 別表第1第2章－7介護保険料加算

介護保険料加算は、介護保険の第一号被保険者であつて、介護保険法第131条に規定する普通徴収の方法によつて保険料を納付する義務を負うものに対して行い、その加算額は、当該者が被保険者となる介護保険を行う市町村に対して納付すべき保険料の実費とする。

◎ 第7－2－(2)

ケ 介護保険料加算

- (ア) 介護保険料加算は、普通徴収にかかる保険料の納期において、納付すべき実費を認定すること。

(イ) 月の中途中で新たに介護保険料加算を認定し又は認定をやめるべき事由が生じたときであつても日割り計算を行う必要はないこと。

問（第7の67） 保護開始前の滞納分に係る保険料について介護保険料加算の対象とすることは認められるか。

答 認められない。

問（第7の72） 納期が年4回等少ない市町村において、納付月の翌月以降に保護が廃止となった場合、既に支給した介護保険料加算をどう取り扱うべきか。

答 介護保険料加算は、納期に納入すべき介護保険料の実費に相当する生活需要を保障するものであり、保護が廃止されたからといって、保護決定時の介護保険料加算の変更は要しない。

問（第7の73） 養護老人ホームに入所する無年金者等介護保険料を負担する収入がない者から生活保護の申請があった場合、要保護者として介護保険料分の扶助費を支給するのか。

答 養護老人ホーム入所者で費用徴収基準の第1階層に区分される者については、介護保険料加算の内容に相当する生活需要は措置を受けている限り、全て施設入所の処遇（措置費）のうちに含まれることとされている。

なお、養護老人ホーム入所者で医療扶助のみを受ける者についても、介護保険料加算を計上する必要はない。

問（第7の74） 被保護者が被保険者資格を喪失し、資格喪失日の属する月の前月までの月割りをもって介護保険料が賦課されたため、当該年度における介護保険料の過払い分が還付された。この場合、還付金をどのように取り扱うべきか。

答 介護保険料加算は、各納期に納入すべき介護保険料の実費に相当する需要について加算を行うものである。

介護保険料の還付金が生じたときの取扱いは、還付金が被保険者の納付した介護保険料と当該年度の介護保険料額（当該被保険者の被保険者資格を有する期間に応じて賦課される介護保険料の額）との差を還付するものであり、過去に遡って各納期の介護保険料額を変更するものではないことから、介護保険料加算についても過去に遡っての変更は必要ななく、法第63条による返還の問題は生じない。したがって、支給された時点における収入として取り扱うこと。

問（第7の68） 他の市町村から転入してきた被保護者が、転入前の市町村から月割賦課による未納分（滞納したものも含まない。）の保険料を請求されている場合は、介護保険料加算を認定して差し支えないか。また、加算を行うのは転出前の保護の実施機関か、転出後の保護の実施機関か。

答 請求額のうち、転入前の生活保護受給期間に応じた額を限度として、加算を認定して差し支えない。この場合、転出後の保護の実施機関において加算すること。

なお、逆に転入前の市町村から過納分の還付金があった場合には、転出後の保護の実施機関において当該還付金を収入認定すること。

問（第7の75） 被保護者が死亡したことと、その年度の介護保険料に過払いが生じ、遺族に対して還付金が支給された場合、どう取り扱うべきか。

答 当該還付金については、遺族に対し支給されたものであり、当該遺族が保護を受給している場合には、当該世帯の収入として認定することとなるが、そうでない場合には、収入認定及び返還の問題は生じない。

問（第7の76） 介護保険料の納付月前に介護保険の第1号被保険者である被保護者が亡くなった場合、既に支払った保険料額が亡くなった月の前月までの月割りをもって賦課された保険料に満たなければ、介護保険の保険者から当該被保護者の配偶者又は当該世帯の世帯主に対し、亡くなった月の前月までの保険料を請求されることとなるが、これらの配偶者等に対し介護保険料加算を認定して差し支えないか。

答 お見込みのとおり取り扱って差し支えない。

コ 母子加算

④ 別表第1第2章-8母子加算

(1) 加算額(月額)

	児童1人	児童が2人の場合に加える額	児童が3人以上1人を増すごとに加える額
在宅者	23,170円 21,560 19,940	1,830円 1,710 1,600	940円 870 800
施設若しくは介護施設の入所者	19,310	1,550	770

(2) 母子加算は、父母の一方若しくは両方が欠けてい

るか又はこれに準ずる状態にあるため、父母の他方又は父母以外の者が児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で2の(2)に掲げる者をいう。)を養育しなければならない場合に、当該養育に当たる者について行う。ただし、当該養育に当たる者が父又は母である場合であつて、その者が児童の養育に当たることができる者と婚姻関係(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の事情にある場合を含む。)にあり、かつ、同一世帯に属するときは、この限りではない。

㊂ 第7-2-(2)

コ 母子加算

- (ア) 保護の基準別表第1第二章の8の(2)にいう「これに準ずる状態にある」場合とは、次に掲げる場合のように、父母の一方又は両方が子の養育にあたることができない場合をいうものであること。
- a 父母の一方又は両方が常時介護又は監護を要する身体障害者又は精神障害者である場合
 - b 父母の一方又は両方が引き続き1年以上にわたって入院中又は法令により拘禁されている場合
 - c 父母の一方又は両方がおおむね1年以上(船舶の沈没等死亡の原因となるべき危難に遭遇したときは、その危難が去った後おおむね3箇月以上)にわたって行方不明の場合又は父母の一方又は両方が子を引き続き1年以上遺棄していると認められる場合
 - d 父母の一方が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条第1項の規定による命令を受けた場合
- (イ) 保護受給中の者について、月の中途中で新たに母子加算を認定し、又はその認定を変更し若しくはやめるべき事由が生じたときは、それら事由の生じた月の翌月から加算の認定変更を行うこと。
- (ウ) 母子加算の認定を受けている者について、月の中途中の入院入所又は退院退所に伴い、基準生活費の認定変更を行う場合は、これとあわせて加算額の認定変更もを行うこと。

なお、居宅基準生活費と救護施設等基準生費をあわせて計上する場合においては、救護施設等基準生活費が計上される間を除いた期間について在宅者にかかる加算の額を計上すること。

- (エ) 児童のみで構成されている世帯については原則として母子加算の適用は認められないが、扶養義務者又は知人等による養育が全くなされないため、その世帯における兄又は姉等が弟等の養育に当たらなければならぬ場合は、その兄又は姉等につき母子加算を受ける者に準ずるものとして母子加算の額(ただし、加算をける者については、児童として取り扱わないこと)を加算して差しつかえないこと。
- (オ) 母子加算を受ける者が長期(おおむね1年上)にわたって入院中の場合であっても、その者が精神疾患で入院している等のため全く児童の養育に当たることができないとき、又は他に養育に当たるものがあるときのほかは、その者につき加算を適用して差しつかえないこと。

問(第7の3) 父が障害の状態にあるため母等が児童扶養手当を受けている場合は、すべて母子加算の適用があると考えてよいか。

答 児童扶養手当法第4条第2項にいう別表に定める程度の障害の状態にある者は、局長通知第7の2の(2)のコの(ア)にいう「父母の一方又は両方が常時介護又は監護を要する身体障害者、精神障害者である場合」に該当し、又は準ずるものとして取り扱って差しつかえない。

問(第7の4) 母子加算をうけている母等が入院し、入院期間が長期になる見込みの場合であって、残存世帯に養育にあたる者があるとき、母等に対する母子加算をやめ、現に養育している者に加算してよいのか。

答 母子加算をうけていた者が長期(1年以上)入院することが明らかな場合であって、出身世帯員の中に児童の養育にあたる者があるときは、その者に母子加算を加算して差しつかえない。

問(第7の59) 転出した児童及び児童福祉施設に入所している児童については、母子加算の対象とはな

らないと解してよいか。

答 お見込みのとおりである。

ただし、障害児入所施設（児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設に限る。）に入所中の児童については、母子加算の対象として差し支えない（養育の実態がない場合を除く）。

サ 重複調整等

㊂ 別表第1第2章ー9重複調整等

障害者加算又は母子加算について、同一の者がいずれの加算事由にも該当する場合には、いずれか高い加算額（同額の場合にはいずれか一方の加算額）を算定するものとし、相当期間にわたり加算額の全額を必要としないものと認められる場合には、当該加算額の範囲内において必要な額を算定するものとする。ただし、障害者加算のうち2の(4)又は(5)に該当することにより行われる障害者加算額及び母子加算のうち児童が2人以上の場合に児童1人につき加算する額は、重複調整を行わないで算定するものとする。

3 臨時的一般生活費

(1) 被服費

㊂ 第7ー2

(5) 被服費

ア 被保護者が次のいずれかに該当する場合であって、次官通知第7に定めるところによって判断したうえ、必要と認めるときは、それぞれに定める額の範囲内において特別基準の設定があったものとして被服費を計上して差しつかえないこと。

なお、(ア)から(ウ)までの場合においては、現物給付を原則とすること。

(ア) 保護開始時及び長期入院・入所後退院・退所した場合において、現に使用する布団類が全くないか又は全く使用に堪えなくなり、代替のものがない場合

区別	金額
再生によることができる	1組につき12,200円以内

場合	
新規に購入を必要とする場合	1組につき17,700円以内

(イ) 保護開始時及び長期入院・入所後退院・退所した場合において、現に着用する被服（平常着）が全くないか若しくは全く使用に堪えない状況にある者又は学童服について特別の需要があると実施機関が認めた者の場合

1人当たり 13,100円以内

問（第7の61） 局長通知第7の2の(5)のアの(イ)にいう「学童服について特別の需要があると実施機関が認めた者」とはどのような場合をいうのか。

答 学齢期の児童については、活動が活発な一方、成長が著しいため、学童服等が自然消耗前に使用不能となることから、小学校第4学年に進級する児童に限り認められるものであること。

(ウ) 災害にあい、災害救助法が発動されない場合において、当該地方公共団体等の救護をもってしては災害によって失った最低生活に直接必要な布団類、日常着用する被服をまかなうことができる場合

世帯人員別	金額	
	夏季（4月から 9月まで）	冬季（10月から 3月まで）
2人まで	18,400円以内	33,000円以内
4人まで	34,800円以内	55,800円以内
5人	44,900円以内	70,800円以内
6人以上1人を 増すごとに加算 する額	6,700円以内	9,800円以内

(エ) 出産を控えて新生児のための寝具、産着、おむつ等を用意する必要がある場合

47,900円以内

(オ) 入院を必要とする者が入院に際し、寝巻又はこれに相当する被服が全くないか又は使用に堪えない場合

4,000円以内

(カ) 常時失禁状態にある患者（介護施設入所者を除く。）等が紙おむつ等を必要とする場合

月額 20,600円以内

問（第7の42） 常時失禁状態にある患者等が布おむつ、貸おむつ又はおむつの洗濯代が必要と認められる場合は、その費用を月額20,600円の範囲内で支給してよいか。

答 お見込みのとおり取り扱って差し支えない。

問（第7の69） 短期入所生活介護又は短期入所療養介護を利用している要介護（支援）者のおむつ代は、利用日数に応じて減額した額を認定すべきか。

答 短期入所生活介護又は短期入所療養介護の利用が月の2分の1を超える場合には、当該月のおむつ代は基準額に利用日数の割合に応じた額を減じて算定することとし、それ以外は基準額の範囲内で実費を計上して差し支えない。

イ 布団類支給にあたっては、その世帯の世帯人員、世帯構成、世帯員の健康状態、住居の広さ、布団類保有状況及び当該地域の低所得世帯との均衡を失しない限度において最低生活の維持に必要な支給量を決定すること。なお、その者が使用していたものを再生して使用させることを第1に考慮し、みだりに新製の布団類を支給することのないように留意すること。

（2）家具什器費

⑥ 第7-2

（6）家具什器費

被保護者が次のアからエまでのいずれかの場合に該当し、次官通知第7に定めるところによって判断した結果、炊事用具、食器等の家具什器を必要とする状態にあると認められるときは、26,200円の範囲内において特別基準の設定があったものとして家具什器を支給して差し支えないこと。

なお、真にやむを得ない事情により、この額により難いと認められるときは、41,900円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして家具什器

を支給して差し支えないこと。

これらの場合においては、収入充当順位にかかわりなく、現物給付の方法によること。ただし、現物給付の方法によることが適当でないと認められるときは、金銭給付の方法によっても差し支えないこと。

ア 保護開始時において、最低生活に直接必要な家具什器の持合せがないとき。

イ 長期入院・入所後退院・退所した単身者であつて、新たに自活しようとする場合において、最低生活に直接必要な家具什器の持合せがないとき。

ウ 災害にあい、災害救助法が発動されない場合において、当該地方公共団体等の救護をもつてしては、災害により失った最低生活に直接必要な家具什器をまかなうことができないとき。

エ 転居の場合であつて、新旧住居の設備の相異により、最低生活に直接必要な家具什器を補・しなければならない事情が認められるとき。

（3）移送費

⑦ 別表第1第3章-3移送費

移送費の額は、移送に必要な最小限度の額とする。

⑧ 第7-2

（7）移送費

ア 移送は、次のいずれかに該当する場合において、他に経費を支出する方法がないときに乗車船券を交付する等なるべく現物給付の方法によって行なうこととし、移送費の範囲は、（カ）又は（サ）において別に定めるものほか、必要最小限度の交通費、宿泊料及び飲食物費の額とすること。この場合、（ア）若しくは（イ）に該当する場合であつて実施機関の委託により使役する者があるとき、（ウ）、（オ）、（コ）若しくは（シ）に該当する場合であつて付添者を必要とするとき又は（エ）に該当する場合の被扶養者にあつては、その者に要する交通費、宿泊料及び飲食物費並びに日当（実施機関の委託により使役する者について必要がある場合に限る。）についても同様の取扱いとすること。

（7）生計の途がなく、かつ、一定の住居を持たない者で、野外において生活している者、外国か

らの帰還者等やむを得ない状態にあると認められる要保護者を扶養義務者その他の確実な引取り先に移送する必要があると認められる場合

(イ) 要保護者を保護の必要上遠隔地の保護施設等へ移送する場合

(ウ) 被保護者が実施機関の指示又は指導をうけて他法による給付の手続、施設入所手続、就職手続及び検診等のため当該施設等へ出向いた場合

(エ) 被保護者が実施機関の指示又は指導をうけてその者の属する世帯の世帯員として認定すべき被扶養者を引取りに行く場合

(オ) 被保護者が障害者支援施設、公共職業能力開発施設等に入所し若しくはこれらの施設から退所する場合又はこれらの施設に通所する場合であって、身体的条件、地理的条件又は交通事情により、交通費を伴う方法以外には通所する方法が全くないか又はきわめて困難である場合

(カ) (オ)に掲げる施設等に入所している被保護者が当該施設の長の指導により出身世帯に一時帰省する場合又はこれらの施設に入所している者の出身世帯員（被保護世帯に限る。）がやむを得ない事情のため当該施設の長の要請により当該施設へ行く場合

(キ) 被保護者が実施機関の指示又は指導をうけて求職又は施設利用のため熱心かつ誠実に努力した場合

(ク) 被保護世帯員のいずれかが入院したため当該患者の移送以外に実施機関が認める最小限度の連絡を要する場合

(ケ) 被保護者（その委託による代理人を含む。）が、当該被保護者の配偶者、3親等以内の血族若しくは2親等以内の姻族であって他に引取人のない遺体、遺骨を引取りに行く場合又はそれらの者の遺骨を納めに行く場合で実施機関がやむを得ないと認めたとき。

この場合、遺体の運搬費を要するときは、その実費を認定して差しつかえない。

(コ) 被保護者が、配偶者、3親等以内の血族若しくは2親等以内の姻族が危篤に陥っているためそのもとへ行く場合又はそれらの者の葬儀に参

加する場合で実施機関がやむを得ないと認めたとき。

(サ) 被保護者が転居する場合又は住居を失なった被保護者が家財道具を他に保管する場合及びその家財道具を引き取る場合で、真にやむを得ないとき。

この場合、荷造費及び運搬費を要するときは、実施機関が事前に承認した必要最小限度の額を認定して差しつかえない。

(シ) 被保護者が出産のため病院、助産所等へ入院、入所し、又は退院、退所する場合

(ス) 刑務所、少年院等に入所している者の出身世帯員（被保護世帯に限る。）がやむを得ない事情のため当該施設の長の要請により当該施設へ行く場合

(セ) 次のいずれかに該当する場合であってそれがその世帯の自立のため必要かつ有効であると認められるとき。

a アルコール症若しくはその既往のある者又はその同一世帯員が、断酒を目的とする団体（以下「断酒会」という。）の活動を継続的に活用する場合

b アルコール症又はその既往のある者（同伴する同一世帯員を含む。）が、断酒会の実施する2泊3日以内の宿泊研修会（原則として当該都道府県内に限る。）に参加する場合

c 精神保健福祉センター、保健所等において精神保健福祉業務として行われる社会復帰相談指導事業等の対象者又はその同一世帯員が、その事業を継続的に活用する場合

(リ) 被保護者が子の養育費の支払いを求める調停又は審判のため家庭裁判所に出頭する場合

イ 生計の途がなく、かつ、一定の住居を持たない者で、野外において生活している者等に対し移送費を支給する場合には、面接、調査、照会等により知った事情を、できるだけ詳細に、保護台帳、ケース記録等に記入し、警察官の証明書等を参考書類として添付する等、保護の経緯を明らかにしておくよう留意し、その保護台帳の写を目的地の保護の実施機関にすみやかに送付すること。

(4) 入学準備金

④ 第7-2

(8) 入学準備金

小学校又は中学校に入学する児童、生徒が、入学の際、入学準備のための費用を必要とする場合は、それぞれ次の額の範囲内において特別基準の設定があつたものとして必要な額を認定して差し支えないこと。この場合、原則として金銭給付によることとするが、現物給付によることが適当であると認められるときは現物給付によることとして差し支えないこと。

小学校入学時 40,600円以内

中学校入学時 47,400円以内

問（第7の43） 児童が、児童発達支援センターに入所するときは、当該児童を小学校に入学する児童とみなして入学準備金を認定して差しつかえないか。

答 お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

問（第7の90） 児童が転校する場合、新たに転入する学校において、校則等により制服や鞄等が定められているため、当該学校の児童の全員が制服や鞄等を着用しており、従前の被服では規格等が異なるため、新たに制服や鞄等を購入する必要があると認められる児童に限り、入学準備金を支給して差し支えないか。

答 お見込みのとおり取り扱って差し支えない。

ただし、小中学校入学時と異なり、転校による特別な事情に対応するものであるため、一律に給付するのではなく、購入リスト等の提出を求めるなど、必要とする実費の額の確認を行うこと。

問（第7の92） 局長通知第7の2の(5)のアの(7)にいう「早期に就労による保護脱却が可能と実施機関が判断する者」とはどのような者をいうか。

答 「就労可能な被保護者の就労・自立支援の基本方針について」(平成25年5月16日社援発0516第18号厚生労働省社会・援護局長通知)の2に定める対象者のうち、現に就労している被保護者及び保護からの早期脱却が可能となる程度の就労が直ちに困難と見込まれる者を除いた者をいう。

(1) 次に掲げる活動要件をいずれも満たすこと。

a 「就労可能な被保護者の就労・自立支援の基本方針について」(平成25年5月16日社援発0516第18号厚生労働省社会・援護局長通知)に定める「自立活動確認書」(以下「確認書」という。)に基づき、以下のbからdに定める求職活動を行っていること。

なお、bからdに定める活動要件を超える活動内容を確認書で計画している場合には、実際の求職活動がbからdの要件を満たしていれば支給要件を満たしているものとして取り扱って差し支えない。

b 原則、月1回以上求職先の面接を受けてい又は月3回以上求職先に応募していること(地域の求人状況等のやむを得ない事情により回数を満たせない場合はこの限りでない。)。

c 原則、月1回以上保護の実施機関の面接を受けること(保護の実施機関との面接予定日に求職先の面接を受けることとなった場合など、求職活動上やむを得ない理由で保護の実施機関の面接を受けることができない場合はこの限りでない。)。

d 確認書に基づく求職活動として、(a)から(c)までを組み合わせて原則週1回以上の活動を月6回以上行っていること(求職活動の要件を満たすセミナーの開催頻度が少ない等やむを得ない事情により回数を満たせない場合はこの限りでない。)。

(a) 公共職業安定所における求職活動

(5) 就労活動促進費

④ 第7-2

ア 次の(ア)及び(イ)のいずれにも該当する場合については、イに定める額を認定して差し支えない。

(ア) 早期に就労による保護脱却が可能と実施機関が判断する者

公共職業安定所への求職申し込みを行ったうえで、以下の活動を行うこと。なお、1日に複数回行った場合でも1回として算定すること。

- ・ 公共職業安定所での職業相談及び職業紹介（紹介状が発行されているにもかかわらず、正当な理由なく書類提出や面接を行わなかった場合は、求職活動は行われなかつたものとして取り扱う。）
- ・ 求職活動で必要な履歴書、職務経歴書の作り方や面接の受け方等をはじめ各種のセミナー等への参加。なお、公共職業安定所以外の機関が実施するセミナーは保護の実施機関が事前に認めたものに限ることとする。（同内容のセミナーは1回に限り対象とする。）

(b) 「平成17年度における自立支援プログラムの基本方針について」（平成17年3月31日社援発第0331003号厚生労働省社会・援護局長通知）に定める就労支援プログラムに基づき、保護の実施機関が行う就労支援への参加（本支援の中で（a）の活動を行った場合には当該活動は重複算定しない。）

(c) 「生活保護受給者等就労自立促進事業の実施について」（平成25年3月29日雇児発032930号、社援発0329第77号「生活保護受給者等就労自立促進事業の実施について」別添「生活保護受給者等就労自立促進事業実施要領」）に基づく生活保護受給者等就労自立促進事業への参加

イ 就労活動促進費は、月額5,000円とする。

ウ 支給対象期間は、原則6か月以内とする。ただし、保護の実施機関が必要と認めた場合には、3か月以内の支給対象期間を2回まで（最長1年まで）延長できるものとする。

問（第7の93）局長通知第7の2の(5)のウにいう支給期間はどのように定めるのか。

答 「就労可能な被保護者の就労・自立支援の基本

方針について」（平成25年5月16日社援発0516第18号厚生労働省社会・援護局長通知）に定める「自立活動確認書」（以下「確認書」という。）において定めた原則6か月以内の活動期間とする。なお、活動期間終了時点で当該被保護者の求職活動の内容について検討し、保護の実施機関が当該被保護者の求職活動の促進のために集中的な支援を継続することが効果的であるとして確認書の活動期間の延長を認めた場合には、その確認書の活動延長期間（最長3か月間）まで支給期間として差し支えない。

さらに、その延長期間経過時点で、3か月以内で就労に至る蓋然性が特に高いと認められ、確認書に定める活動期間を延長（最長3か月間）された場合には当該期間も、支給対象期間として差し支えない。（最長1年間）

エ 支給は、本人の申請に基づき、局第7の2の(5)のアに定める要件を確認の上、行うこと。

オ 支給を開始した者については、「就労可能な被保護者の就労・自立支援の基本方針について」（平成25年5月16日社援発0516第18号厚生労働省社会・援護局長通知）に定める「求職活動状況・収入申告書」により毎月、求職活動の実績について報告させること。また、アの(イ)のcにおける原則月1回以上の面接においても活動状況を確認すること。

カ 支給にあたっては、支給前1か月間の活動実績を確認することとし、原則としてその活動実績が支給要件を満たす場合に限り、支給すること。

キ 就労が決定した場合には、就労が決定した月まで支給対象とする。

問（第7の94）局長通知第7の2の(5)のオにいう求職活動実績の報告が、正当な理由なく行われない場合には、支給しないこととして取り扱ってよろしいか。

答 お見込みのとおり取り扱って差し支えない。

問（第7の95）月の途中から求職活動を開始した場合、その月の活動が支給要件を満たす内容はどう

かの確認はどのようにするのか。

答 求職活動を月の途中から開始した場合には、活動開始から局長通知第7の2の(5)の才でいう求職活動の報告までの間の活動実績を確認し、この活動を1か月間継続するとすれば、支給要件を満たすことが見込まれる場合には、支給要件を満たしているものとみなして差し支えない。

問（第7の96） 支給要件を超える日数（回数）があらかじめ計画されているセミナー等のプログラムに参加する場合に、局長通知第7の2の(5)のアの(イ)のdの支給要件を満たす回数を出席した後、特段の理由なくプログラムの残りの回数を欠席するなど参加状況が適切でないと考えられる場合には、支給しないこととして差し支えないか。

答 日数（回数）があらかじめ計画されているセミナー等は、その全ての日数（回数）に参加することで効果が期待できるものとして設定されていることから、お見込みのとおり取り扱って差し支えない。

問（第7の97） 傷病等のやむを得ない理由により、求職活動の継続が困難となった場合には、就労活動促進費の支給についてどのように取り扱うのか。

答 傷病等のやむを得ない理由により求職活動を継続することが困難であると保護の実施機関が判断した場合には、その翌月から支給対象外とする。なお、支給要件を満たす活動を再開できるようになった場合には、再開後の求職活動の実績を確認した上で、確認書において定めた活動期間のうち、既に支給された期間を除く残りの期間について支給することとして差し支えない。

ク 過去に支給した者は対象としない。ただし、保護廃止後、再度、保護開始となった場合であって、支給から5年が経過している場合にはこの限りではない。

(6) その他の

㊂ 第7-2

(9) その他

ア 配電設備費

(ア) 被保護者が現に居住する家屋に配電設備が全くない場合には、保護の基準別表第3の1の補修費等住宅維持費の額の範囲内において、特別基準の設定があったものとして、配電設備の新設に必要な額を認定して差しつかえないこと。

なお、真にやむを得ない事情により、この額により難いと認められるときは、保護の基準別表第3の1の基準額に1.5を乗じて得た額の範囲内において、特別基準の設定があったものとして、必要な額を認定して差しつかえない。

(イ) 設備に要する経費の減免又は扶養義務者ないしは地域社会の援助等を期待できるものについては、極力これを受けるよう指導すること。

イ 水道、井戸又は下水道設備費

(ア) 被保護者が最低限度の生活の維持のために水道若しくは井戸を設備することが真に必要であると認められ、かつ、その地域の殆どの世帯が水道若しくは井戸を設けているとき又は被保護者が市街地の中心部等に居住している場合であって、現在の下水（屎尿を除く。）処理の方法では当該世帯又は近隣の衛生を著しく損うことが認められ、かつ、下水道設備によるほか適当な処理方法がないときに限り、保護の基準別表第3の1補修費等住宅維持費の額の範囲内において特別基準の設定があったものとして水道、井戸又は下水道設備の新設に必要な額を認定して差しつかえない。

なお、真にやむを得ない事情により、この額により難いと認められるときは、保護の基準別表第3の1の基準額に1.5を乗じて得た額の範囲内において、特別基準の設定があったものとして、必要な額を認定して差しつかえない。

また、水道又は井戸の設備に係る特別基準の設定に当っては水道又は井戸の設備費のそれを比較して廉価なものを設備すること。

(イ) 設備の規模は、近隣との均衡等を十分検討したうえで、最低限度の生活にふさわしい程度で決定すること。

(ウ) 設備に要する経費の減免又は扶養義務者ない

しは地域社会の援助等を期待できるものについては極力これを受けるように指導すること。

問（第7の20）官有地等における無許可建築物に居住する被保護者に対し、配電設備費又は水道設備費の支給が認められるか。

答 配電設備費等の支給は、要保護者の居住する家屋が適法な所有又は占有関係にあることを前提として決定されるべきものであり、不法に占拠された土地に建築された家屋について配電設備費等を支給することは適当でない。

ただし、当該土地の所有者又は権限ある管理者が当該配電設備等を行なうことを了承している場合は、例外として支給して差しつかえない。

ウ 液化石油ガス設備費

(7) 被保護者が最低限度の生活の維持のためにプロパンガス等液化石油ガス設備を設けることが真に必要であると認められ、かつ、その設置が近隣との均衡を失すことにならないと認められる場合に限り、保護の基準別表第3の1の補修費等住宅維持費の額の範囲内において、特別基準の設定があったものとして液化石油ガス設備の新設に必要な額を認定して差しつかえないこと。

なお、真にやむを得ない事情により、この額により難いと認められるときは、保護の基準別表第3の1の基準額に1.5を乗じて得た額の範囲内において、特別基準の設定があったものとして、必要な額を認定して差しつかえない。

(イ) 設備の規模は、近隣との均衡等を十分検討したうえで、最低限度の生活にふさわしい程度で決定すること。

(ウ) 設備に要する経費の減免又は扶養義務者ないしは地域社会の援助等を期待できるものについては、極力これを受けるように指導すること。

エ 家財保管料

医療機関、介護老人保健施設、職業能力開発校、社会福祉施設等に入院又は入所している単身の被保護者でやむを得ない事情により、家財を自家以

外の場所に保管してもらう必要があり、かつそのための経費を他からの援助等で賄うことのできないものについては、入院又は入所（入院又は入所後に被保護者になったときは、被保護者になった時。以下同じ。）後1年間を限度として月額13,000円の額を特別基準の設定があったものとして認定して差しつかえないこと。ただし、明らかに入院又は入所後1年以上の入院加療、入所による指導訓練を必要とする者についてはこの限りではない。

なお、入院又は入所後において保護の実施要領第7の4の(1)のエの(ア)により住宅費が認定されている場合には、12か月から当該住宅費を認定した月数を差し引いた月数の範囲において認定すること。

オ 家財処分料

借家等に居住する単身の被保護者が医療機関、介護老人保健施設、職業能力開発校又は社会福祉施設等に入院又は入所し、入院又は入所見込期間（入院又は入所後に被保護者となったときは、被保護者になった時から）が6か月を超えることにより真に家財の処分が必要な場合で、敷金の返還金、他からの援助等によりそのための経費を賄うことができないものについては、家財の処分に必要な最小限度の額を特別基準の設定があったものとして認定して差しつかえない。

カ 妊婦定期検診料

妊娠した被保護者が、妊娠期間中（妊娠後に被保護者となったときは、被保護者になった以降）市町村において行われる妊婦の健康診査事業を利用することができず、医療機関において定期検診を受ける場合は、公費負担により受診する場合を除き、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえない。

キ 不動産鑑定費用等

保護の申請を行った者又は保護受給中の者が、要保護世帯向け不動産担保型生活資金を利用（社会福祉協議会による貸付審査により、貸付の利用に至らなかった場合も含む。）することに伴って必要となる不動産鑑定費用（社会福祉協議会が単

位期間ごとに行う再評価に要する費用を除く。)、抵当権等の設定登記費用及びその他必要となる費用については、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえない。

4 教育費

◎ 別表第2 教育扶助基準

学校別 区分	小学校	中学校
基準額(月額)	2,210円	4,290円
教材代	正規の教材として学校長又は教育委員会が指定するものの購入に必要な額	
学校給食費	保護者が負担すべき給食費の額	
通学のため の交通費	通学に必要な最小限度の額	
学習支援費(月 額)	2,630円	4,450円

◎ 第7

3 教育費

(1) 基準額の算定

教育扶助基準額の計上にあたっては、保護開始月、変更月、停止月又は廃止月においても、月額全額を計上すること。

(2) 学級費等

学校教育活動のために全ての児童又は生徒について学級費、児童会費又は生徒会費及びP.T.A会費等(以下「学級費等」という。)として保護者が学校に納付する場合であって、保護の基準別表第2に規定する基準額によりがたいときは、学級費等について次の額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえない。

小学校 月額 700円以内

中学校 月額 790円以内

(3) 教材代

正規の教材として学校長又は教育委員会が指定するものについて、教育費のうちの教科書代を計上する場合には、学校長又は教育委員会の指定証明を徴すこと。

なお、正規の教材の範囲は、学校において当該学級の全児童が必ず購入することとなっている副読本的図書、ワークブック及び和洋辞典であること。

(4) 通学のための交通費

児童又は生徒が身体的条件、地理的条件又は交通事情により交通費を伴う方法による以外には通学する方法が全くないか、又はそれによらなければ通学がきわめて困難である場合においては、その通学のため必要な最小限度の交通費の額を計上すること。

(5) 校外活動参加費

小学校、中学校又は教育委員会が行う校外活動(修学旅行を除く。)に、当該学年の児童又は生徒の全員が参加する場合は、その参加のために必要な最小限度の額を特別基準の設定があったものとして認定して差しつかえないこと。

(6) 災害時等の学用品等の再支給

災害その他不可抗力により学用品を消失し、学用品を再度購入することが必要な場合には、次の額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

小学校 11,400円以内

中学校 22,300円以内

(7) 学習支援費

学習参考書等((3)に含まれるものと除く。)の購入費及び課外のクラブ活動に要する費用に充てる経費であり、その計上にあたっては、保護開始月、変更月、停止月又は廃止月においても月額全額を計上すること。

問(第7の23) 教育扶助の基準額及び学習支援費の額は月額で表示されているが、被保護者が学用品、通学用品、課外のクラブ活動において用いられる用具類等を購入するために一時に経費を必要とするときは、数か月分の教育扶助費を一括交付することとしてよいか。

答 教育費の需要の実態にかんがみ、教育扶助費の支給額のある児童生徒の場合に限り、月額で表示された教育扶助の基準額又は学習支援費の額に当該学期の月数(学期の中途で保護を開始された児童の場合は、開始月以後当該学期内の月数)を乗じて得た額

の範囲内で必要な額を学用品費等を購入する時期に支給して差しつかえない。

問（第7の24） 特別支援学校への就学奨励に関する法律により学用品費及び通学用品費が給付されている児童生徒について教育扶助の基準額及び学習支援費を認定する場合はどうするか。

また、障害児入所施設に入所している児童が特別支援学校へ通学している場合、教育扶助はどう認定するのか。

答 教育扶助の基準額及び交通費については、当該法律により給付される学用品費及び通学用品費の額と教育扶助の基準額との差額を計上し、学習支援費については、同法による給付がある場合においても、その全額を認定することとされたい。

また、障害児入所施設に入所している児童が特別支援学校へ通学している場合の教育扶助の認定についても同様に取り扱うこととされたい。

なお、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律の適用により支給される学用品費及び通学用品費がある場合も同様に取り扱われたい。

問（第7の12） 学童が通学に際し、交通機関がなく、遠距離のため自転車を利用する必要がある場合は、自転車の購入費を認めてよいか。また、自転車による通学に伴って、ヘルメットを必要とする場合は、ヘルメット購入費を認めてよいか。

答 その地域の殆んどすべての学童が自転車を利用している場合には、自転車の購入費を教育扶助の交通費の実費として認めて差しつかえない。また、学校の指導により、自転車を利用して通学している学童の全員がヘルメットをかぶっている実態にあると認められる場合には、ヘルメットの購入費を教育扶助の交通費の実費として認めて差しつかえない。

なお、通学のため交通費を要する場合には、年間を通じて最も経済的な通学方法をとらせることが適当であるので、他に交通機関がある場合には、それとの比較において考慮すること。

問（第7の13） 給食費を校長に直接交付する場合であつて前渡の必要があるとき、当該給食費の認定の取り扱いはいかにしたらよいか。

答 前渡の必要があると認定される給食費の概算額を毎月計上し、毎学年おおむね2回程度、適宜な時期に、精算を行なうようにされたい。

なお、保護を停止し、又は廃止するときは、そのときに精算を行なわれたい。

問（第7の45） 特別支援学校の小学部若しくは中学部に通学する児童若しくは生徒のうち、付添がなければ通学することができないか若しくはきわめて困難な者、又は小学校若しくは中学校に通学する児童若しくは生徒のうち、身体的事情等により一定期間付添がなければ通学することができないか若しくはきわめて困難な者については、これに要する交通費の額を局長通知第5の3の(4)により認定することとしてよろしいか。

答 お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

なお、特別支援学校に通学する児童又は生徒のうち、その一部については、特別支援学校への就学奨励に関する法律により付添に要する交通費が支給されることで留意すること。

5 住宅費

(1) 家賃・間代・地代等

◎ 別表第3 住宅扶助基準

1 基準額

区分 級地別	家賃、間代、地 代等の額(月額)	補修費等住宅維 持費の額(年額)
1級地及び2級地	13,000円以内	119,000円以内
3級地	8,000円以内	

2 家賃、間代、地代等については、当該費用が1の表に定める額を超えるときは、都道府県又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)若しくは同法第252条の2第1項の中核市(以下「中核市」という。)ごとに、厚生労働大臣が別に定める額の範囲内の額とする。

◎ 第7

4 住宅費

(1) 家賃、間代、地代等

ア 保護の基準別表第3の1の家賃、間代、地代等

は居住する住居が借家若しくは借間であって家賃、間代等を必要とする場合又は居住する住居が自己的所有に属し、かつ住居の所在する土地に地代等を要する場合に認定すること。

イ 月の中途中で保護開始、変更、停止又は廃止となった場合であって、日割計算による家賃、間代、地代等の額を超えて家賃、間代、地代等を必要とするときは、1か月分の家賃、間代、地代等の基準額の範囲内で必要な額を認定して差し支えないこと。

ウ 被保護者が真に必要やむを得ない事情により月の中途中で転居した場合であって日割計算による家賃、間代の額をこえて家賃、間代を必要とするときは、転居前及び転居後の住居にかかる家賃、間代につき、それぞれ1箇月分の家賃、間代の基準額の範囲内で必要な額を認定して差し支えないこと。

エ 入院患者がある場合等の住宅費の取扱い

(ア) 単身の者が、医療機関、介護老人保健施設、職業能力開発校、社会福祉施設等に入院入所期間中も従来通り住宅費を支出しなければならない生活実態にある場合は、入院入所（入院入所後に被保護者になったときは、被保護者になった時。以下この項において同じ。）後6か月以内に退院退所できる見込みのある場合に限り、入院入所後6か月間を限度として、当該住宅費を認定して差し支えないこと。

なお、入院入所における病状の変化等により6か月を超えて入院入所することが明らかとなつた場合であっても、その時から3か月以内に確実に退院退所できる見込みがあると認められる場合には、更に3か月を限度として引き続き当該住宅費を認定して差し支えないこと。

(イ) (ア)以外の場合であって、保護受給中の単身者が月の中途中で病院等に入院若しくは入所し、又は病院等から退院若しくは退所した場合において、日割計算による家賃、間代の額をこえて家賃、間代を必要とするときは、1箇月分の家賃、間代の基準額の範囲内で必要な額を計上して差し支えないこと。

なお、地域の住宅事情等により、退院又は退所する月において住居を確保することが困難であるため、当該月の前月分の家賃、間代を必要とするときは、退院又は退所した日以前1箇月を限度として1箇月分の家賃、間代の基準額の範囲内で必要な額を日割計算により計上して差しつかえないこと。

オ 保護の基準別表第3の2の厚生労働大臣が別に定める額（以下「限度額」という。）によりがたい家賃、間代等であって、世帯員数、世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるものについては、限度額に1.3を乗じて得た額（7人以上の世帯については、この額にさらに1.2を乗じて得た額）の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

カ 被保護者が転居に際し、敷金等を必要とする場合で、才に定める額以内の家賃又は間代を必要とする住居に転居するときは、才に定める額に3を乗じて得た額の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。ただし、近い将来保護の廃止が予想され、その後に転居することをもって足りる者については、この限りでない。

キ 保護開始時において、安定した住居のない要保護者（保護の実施機関において居宅生活ができると認められる者に限る。）が住宅の確保に際し、敷金等を必要とする場合で、才に定める額以内の家賃又は間代を必要とする住居を確保するときは、才に定める額に3を乗じて得た額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認めて差し支えないこと。（住環境が著しく劣悪な状態であることが確認された場合その他実施機関において居住することが不適切と認めた場合を除く。）。

ク 被保護者が居住する借家、借間の契約更新等に際し、契約更新料等を必要とする場合には、才に定める額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

問（第7の64）　局長通知第7の4の(1)のエの(ア)により住宅費が認定される場合の施設にはどのようなものがあるか。

答　次のような施設に入所した場合が考えられる。

- (1) 職業能力開発促進法にいう職業能力開発校、障害者職業能力開発校又はこれらに準ずる施設
- (2) 社会福祉法第2条に規定する社会福祉施設等であって指導又は訓練を目的としているもの

問（第7の56）　局長通知第7の4の(1)のオにいう「世帯員数、世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるもの」には原則として単身者の場合の家賃、間代等は該当しないものとして取り扱ってよいか。

答　お見込みのとおりである。したがって、単身者が転居する場合又は単身者の従来の住居が地域との均衡を著しく失している場合には、保護の基準別表第3の2の限度額の範囲内の住居へ入居するよう十分指導されたい。

ただし、当該単身者が車椅子使用の障害者等特に通常より広い居室を必要とする場合、老人等で従前からの生活状況からみて転居が困難と認められる場合又は地域において前記限度額の範囲内では賃貸される実態がない場合は前記限度額に1・3を乗じて得た額の範囲内において必要な家賃、間代等を認定して差しつかえない。

問（第7の55）　住宅扶助の家賃、間代、地代等の額は月額で表示されているが、被保護者が数か月分の地代を一括して支払う必要があるときは数か月分の住宅扶助費を一括交付することとしてよいか。

答　地代については、その支払いの実態にかんがみ住宅扶助費の家賃、間代、地代等の額を12か月の範囲内において必要な月分を地代支払いの時期に支給して差しつかえない。

ただし、新たに、保護を開始した者については、保護を開始した日以降、次期地代支払い時期までの額を認定すること。

問（第7の34）　家賃又は間代の中に電灯料又は水道料が含まれている場合の住宅費はどのように認定すればよいか。

答　電灯料又は水道料に相当する額を控除した額を住宅費として認定すること。

問（第7の52）　局長通知第7の4の(1)のオによる特別基準の適用について、世帯人員については、同一世帯員として認定され現に同居している被保護者の数によることとし、世帯員の減少により7人を下回ることとなった場合又は単身世帯になった場合はその翌月から当該特別基準は適用されなくなるものと解してよいか。

また、世帯員が入院又は介護老人保健施設へ入所した場合で1年以内に退院が見込まれるときは、1年間に限り、その者も含めた人員によることを認めてよいか。

答　いずれもお見込みのとおりである。

なお、引き続き当該住居に居住する場合で、転居の準備等のためやむを得ないと認められるものについては、世帯員の減少後6か月間を限度として、引き続き当該特別基準を適用して差しつかえない。

問（第7の30）　局長通知第7の4の(1)のカにいう「転居に際し、敷金等を必要とする場合」とは、どのような場合をいうか。

答　「転居に際し、敷金等を必要とする場合」とは、次のいずれかに該当する場合で、敷金等を必要とするときに限られるものである。

- 1 入院患者が実施機関の指導に基づいて退院するに際し帰住する住居がない場合
- 2 実施機関の指導に基づき、現在支払われている家賃又は間代よりも低額な住居に転居する場合
- 3 土地収用法、都市計画法等の定めるところにより立退きを強制され、転居を必要とする場合
- 4 退職等により社宅等から転居する場合
- 5 法令又は管理者の指示により社会福祉施設等から退所するに際し帰住する住居がない場合（当該退所が施設入所の目的を達したことによる場合に限る。）
- 6 宿所提供的施設、無料低額宿泊所（社会福祉法第2条第3項第8号に規定する無料低額宿泊事業を行う施設をいう。以下同じ。）等を一時的な起居の場として利用している場合であって、居宅生活ができると認められる場合

- 7 現在の居住地が就労の場所から遠距離にあり、通勤が著しく困難であって、当該就労の場所の附近に転居することが、世帯の収入の増加、当該就労者の健康の維持等世帯の自立助長に特に効果的に役立つと認められる場合
- 8 火災等の災害により現住居が消滅し、又は居住にたえない状態になったと認められる場合
- 9 老朽又は破損により居住にたえない状態になったと認められる場合
- 10 世帯人員からみて著しく狭隘であると認められる場合
- 11 病気療養上著しく環境条件が悪いと認められる場合又は身体障害者がいる場合であって設備構造が居住に適さないと認められる場合
- 12 住宅が確保できないため、親戚、知人宅等に一時的に寄宿していた者が転居する場合
- 13 家主が相当の理由をもって立退きを要求し、又は借家契約の更新の拒絶若しくは解約の申入れを行ったことにより、やむを得ず転居する場合
- 14 離婚（事実婚の解消を含む。）により新たに住居を必要とする場合
- 15 高齢者、身体障害者等が扶養義務者の日常的介護を受けるため、扶養義務者の住居の近隣に転居する場合
または、双方が被保護者であって、扶養義務者が日常的介護のために高齢者、身体障害者等の住居の近隣に転居する場合
- 16 被保護者の状態等を考慮の上、適切な法定施設（グループホームや有料老人ホーム等、社会福祉各法に規定されている施設をいう。）に入居する場合であって、やむを得ない場合
- 問（第7の31） 転居等により、保護継続中の者に対し、敷金が返還される場合、この返還金をどう取り扱うべきか。
- 答 当該返還金は当該月以降の収入として認定すべきものである。ただし、実施機関の指導又は指示により転居した場合においては、当該返還金を転居に際して必要とされる敷金等に当てさせて差しつかえない。
なお、当該返還金を敷金等に当てさせた場合には、

敷金等の経費について住宅扶助を行う必要はないものである。

問（第7の35） 敷金等として、権利金、礼金、不動産手数料、火災保険料、保証人がいない場合の保証料を認定してよいが。

答 必要やむを得ない場合は、転居に際して必要なものとして認定して差しつかえない。

なお、保証料については扶養義務者が全くいないか、長期間交流がないなどの場合に限って認められるものである。

問（第7の77） 局長通知第7の4の(1)のキにいう「住宅の確保に際し、敷金等を必要とする場合」とは、どのような場合をいうか。

答 「住宅の確保に際し、敷金等を必要とする場合」とは、次のいずれにも該当する場合で、ケース診断会議等において総合的に判断した結果、真に敷金等が必要であると認められるとき有限る。

- 1 居宅生活ができると認められること。
- 2 公営住宅等の敷金等を必要としない住居の確保ができないこと。
- 3 他法他施策による貸付制度や他からの援助等により敷金等がまかなわれないこと。

4 保護の開始の決定後、同一の住居に概ね6か月を超えて居住することが見込まれること。

問（第7の78） 局長通知第7の4の(1)のキの「居宅生活ができると認められる者」の判断方法を示されたい。

答 居宅生活ができるか否かの判断は、居宅生活を営むうえで必要となる基本的な項目（生活費の金銭管理、服薬等の健康管理、炊事・洗濯、人とのコミュニケーション等）を自己の能力でできるか否か、自己の能力のみではできない場合にあっては、利用する社会資源の活用を含めできるか否かについて十分な検討を行い、必要に応じて関係部局及び保健所等関係機関から意見を聴取した上で、ケース診断会議等において総合的に判断すること。

なお、当該判断に当たっては、要保護者、その扶養義務者等から要保護者の生活歴、過去の居住歴、現在の生活状況を聴取する等の方法により、極力判

断材料の情報収集に努め、慎重に判断すること。

問（第7の88） 契約更新料等として、更新手数料、火災保険料、保証人がいない場合の保証料を認定してよいか。

答 必要やむを得ない場合には、契約更新に必要なものとして認定して差し支えない。なお、保証料については扶養義務者が全くいないか、長期間交流がないなどの場合に限って認められるものである。

家屋補修費の支給対象として取り扱ってよいか。

答 近隣に公衆浴場がない場合は、補修費の範囲内で修理を認めて差しつかえない。

なお、重度の心身障害者、歩行困難な老人等が自宅において入浴することが真に必要と認められる場合、又はこれ以外の者が他に適当な入浴の方法がないと認められる場合は、入浴設備の敷設に要する費用を住宅維持費の支給対象として取り扱って差しつかえない。

問（第7の38） 現に居住する家屋に便所がない場合には、これに要する費用を住宅維持費の支給対象として取り扱ってよいか。

答 お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

問（第7の8） 下水道法第11条の3により水洗便所への改造義務を負う被保護者が、市町村又は扶養義務者等の助成又は援助により便所を改造する場合であって、当該改造にあたり家屋の一部を補修しなければならない真にやむを得ない事情があるときは、当該家屋の補修に要する費用を住宅維持費の支給対象として取り扱ってよいか。

答 市町村又は扶養義務者等から家屋の補修に要する費用の助成又は援助が期待できない場合は、お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

問（第7の48） 白ありの食害により家屋の損傷が進んでいる場合であって、放置すれば、明らかに当該家屋が損壊すると認められるときは、白ありの駆除のために要する必要最小限度の費用を住宅維持費の支給対象として取り扱ってよいか。

答 お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

問（第7の62） 現に居住する家屋に網戸がない場合には、これに要する費用を住宅維持費の支給対象として取り扱ってよいか。

答 設置の必要が認められるときは、最低限度の生活にふさわしい程度において、住宅維持費の範囲内で網戸の設置に要する費用を支給して差し支えない。

(2) 住 宅 維 持 費

④ 第7-4

(2) 住宅維持費

ア 保護の基準別表第3の1の補修費等住宅維持費は、被保護者が現に居住する家屋の畳、建具、水道設備、配電設備等の従属物の修理又は現に居住する家屋の補修その他維持のための経費を要する場合に認定すること。

なお、この場合の補修の規模は、社会通念上最低限度の生活にふさわしい程度とすること。

イ 家屋の修理又は補修その他維持に要する費用（エにより認定された額を除く。）が保護の基準別表第3の1によりがたい場合であってやむを得ない事情があると認められるときは、基準額に1.5を乗じて得た額の範囲内において、特別基準の設定があったものとして、必要な額を認定して差しつかえないこと。

ウ 災害に伴い家屋の補修等を必要とする場合は、すでに認定した補修費等住宅維持費にかかわりなく被災の時点から新たに補修費等住宅維持費を認定することとして差しつかえないこと。

エ 豪雪地帯において、雪囲い、雪下ろし等をしなければ家屋が損壊するおそれがある場合には、当該雪囲い雪下ろし等に要する費用について、一冬期間につき保護の基準別表第3の1に定める額の範囲内において特別基準の設定があったものとして、必要な額を認定して差しつかえないこと。

問（第7の14） 風呂桶が破損した場合、この修理を

6 医療費

◎ 別表第4 医療扶助基準

1 指定医療機関等において診療を受ける場合の費用	生活保護法第52条の規定による診療方針及び診療報酬に基づきその者の診療に必要な最小限度の額
2 薬剤又は治療材料に係る費用(1の費用に含まれる場合を除く。)	25,000円以内の額
3 施術のための費用	都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が施術者のそれぞれの組合と協定して定めた額以内の額
4 移送費	移送に必要な最小限度の額

◎ 第7

5 医療費

指定医療機関等において診療を受ける場合の医療費は、医療関係法令通達等に示すところにより診療に必要な最小限度の実費の額を計上すること。

7 介護費

◎ 別表第5 介護扶助基準

1 居宅介護、福祉用具、住宅改修又は施設介護に係る費用	生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第52条の規定による介護の方針及び介護の報酬に基づきその者の介護サービスに必要な最小限度の額
2 移送費	移送に必要な最小限度の額

◎ 第7

6 介護費

指定介護機関において介護サービスを受ける場合の介護費は、介護関係法令通知等に示すところにより、介護サービスを受けるために必要な最少限度の実費の額を計上すること。

8 出産費

◎ 別表第6 出産扶助基準

1 基準額

区分	基準額
施設分べんの場合の額	246,000円以内
居宅分べんの場合の額	249,000円以内

- 2 病院、助産所等施設において分べんする場合は、入院(8日以内の実入院日数)に要する必要最少限度の額を基準額に加算する。
- 3 衛生材料費を必要とする場合は、5,500円の範囲内の額を基準額に加算する。

◎ 第7

7 出産費

- (1) 出産予定日の急変によりあらかじめ予定していた施設において分べんすることができなくなった場合等真にやむを得ない事情により、出産に要する費用が保護の基準別表第6により難いこととなったときは、保護の基準別表第6の1について、293,000円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。
- (2) 双生児出産の場合は、保護の基準別表第6の1について、基準額((1)の要件を満たす場合は、293,000円)の2倍の額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。
- (3) 病院、診療所、助産所その他の者であって、健康保険法施行令第36条各号に掲げる要件のいずれにも該当するものによる医学的管理の下における出産であると保護の実施機関が認めるときは、保護の基準別表第6の1又は本通知第7の7の(1)に定める額に加え、30,000円の範囲内において特別基準の設定があったものとして、同条第1号に規定する保険契約に関し被保護者が追加的に必要となる費用の額を認定して差し支えないこと。

問(第7の46) 保護の基準別表第6の2にいう入院に要する必要最少限度の額の範囲及び程度を示されたい。

答 医療扶助において認められる入院に係る費用(入院基本料等)について8日以内の実入院日数に基づき算定した額の範囲内の必要最少限度の額とすること。

問(第7の47) 局長通知第7の7の(1)にいう「真

にやむを得ない事情」とは、どのような場合をいうか。			該高等学校等が所在する都道府県の条例に定められていた都道府県立の高等学校における額以内の額。
答 次のいずれかに該当する場合をいうものであること。			
1 出産予定日の急変等により、予定していた施設において出産するいとまがない場合又は予定していた施設が満床等で利用できない場合	入学料及び入学 参考査料	高等学校等が所在する都道府県の条例に定める都道府県立の高等学校等における額以内の額。ただし、市町村立の高等学校等に通学する場合は、当該高等学校等が所在する市町村の条例に定める市町村立の高等学校等における額以内の額。	
2 予約していた医師又は助産師の都合により、その介助が受けられない場合	通学のための交 通費	通学に必要な最小限度の額	
3 傷病により入院している間に出産した場合	学習支援費(月 額)	5,150円	
問(第7の51) 出産扶助の入院料については、医療扶助において認められる費目、単価により算定した額を限度とすることになっているが、局長通知第7の7の(1)の特別基準を適用すべき場合、当該施設における出産に係る看護等の実態、当該地域における出産に係る入院費用の実態からみて真にやむを得ないと認められるときは、同程度の看護体制にある医療機関に入院した場合に医療扶助において認められる入院料の範囲内において必要な額を認定することは認められないか。	就職支度費	29,000円以内	
答 お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。			

9 生業費、技能修得費及び就職支度費

Ⓐ 別表第7 生業扶助基準

1 基準額

区分		基準額
生業費		46,000円以内
技能修得費	技能修得費(高等学校等就学費を除く。)	76,000円以内
高等学校等就学費	基本額(月額)	5,450円
	教材代	正規の授業で使用する教材の購入に必要な額
	授業料	高等学校等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第2条各号に掲げるものを除く。)に通学する場合は、同法の施行前に当

2 技能修得費(高等学校等就学費を除く。以下同じ。)

は、技能修得(高等学校等への就学を除く。以下同じ。)の期間が1年以内の場合において、1年を限度として算定する。ただし、世帯の自立更生上特に効果があると認められる技能修得については、その期間は2年以内とし、1年につき76,000円以内の額を2年を限度として算定する。

3 技能修得のため交通費を必要とする場合は、1又は2に規定するところにより算定した技能修得費の額にその実費を加算する。

Ⓑ 第7

8 生業費、技能修得費及び就職支度費

(1) 生業費

ア 専ら生計の維持を目的として営まれることを建前とする小規模の事業を営むために必要な資金又は生業を行なうために必要な器具若しくは資料を必要とする被保護者に対し、その必要とする実態を調査確認のうえ、基準額の範囲内における必要

最小限度の額を計上すること。

なお、生業費として認められる経費が保護の基準別表第7の1によりがたい場合であってやむを得ない事情があると認められるときは、77,000円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえない。

イ 同一世帯に属する2人以上の者から同時に別個の生業計画により2件以上の申請があった場合には、世帯の収入の増加及び自立助長に効果的に役立つと認められるものについては、それぞれ生業扶助を適用して差しつかえないこと。

ウ 世帯を異にする2人以上の者から共同の出資事業につき申請がそれぞれ別個になされた場合には、生業計画について企業責任の所在、経営利潤の配分、資材及び労力の提供、製品の販路等を詳細に検討したうえ、個々の世帯の収入の増加及び自立助長に効果的に役立つと認められるものについては、それぞれ生業扶助を適用して差しつかえないこと。

エ 支給品目の品質及び価格は、最低限度の生活にふさわしい程度で決定すること。

(2) 技能修得費

ア 技能修得費（高等学校等就学費を除く）

技能修得費は次に掲げる範囲において、必要な額を認定すること。

なお、支給にあたっては、被保護者に対して、技能修得費の趣旨目的について十分な説明を行うとともに、技能修得状況の経過を把握し、適切な助言指導を行うこと。

(ア) 生計の維持に役立つ生業に就くために必要な技能を修得する経費を必要とする被保護者に対し、その必要とする実態を調査確認のうえ、基準額の範囲内における必要最小限度の額を計上すること。

(イ) 身体障害者手帳を所持する視覚障害者が、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第2条第1項の養成施設において、はり師、きゅう師になるために必要な技能を修得する場合で、当該技能修得が世帯の自立助長

に特に効果があると認められるときは、技能修得の期間が2年をこえる場合であっても、その期間1年につき76,000円の範囲内で特別基準の設定があったものとして必要な額を認定すること。

(ウ) 技能習得費として認められるものは、技能修得のために直接必要な授業料（月謝）、教科書・教材費、当該技能修得を受ける者全員が義務的に課せられる費用等の経費、及び資格検定等に要する費用（ただし、同一の資格検定等につき一度限りとする。）等の経費であること。

なお、技能修得費として認められる経費が保護の基準別表第7の1によりがたい場合であってやむを得ない事情があると認められるときは、125,000円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

(エ) 前記(ア)に定めるところにかかわらず、（平成17年3月31日付け社援発第0331003号厚生労働省社会・援護局長通知に定めるところによる）自立支援プログラムに基づくなど、実施機関が特に必要と認めた場合については、コンピュータの基本的機能の操作等就職に有利な一般的技能や、コミュニケーション能力等就労に必要な基礎的能力を修得するための経費を必要とする被保護者についても、基準額の範囲内における必要最小限度の額を計上して差しつかえないこと。

なお、自立支援プログラムに基づく場合であって、1年間のうちに複数回の技能修得費を必要とする場合については、年額201,000円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。

(オ) 当分の間、次のいずれかに該当する技能習得手当等を受けている被保護者については、その実額に相当する額を技能修得費として計上すること。この場合、その者の収入のうち当該計上額は収入充当順位にかかわりなく技能修得費に充当することとし、また、その額が技能修得費の一般基準額をこえるときは、特別基準の設定

があったものとして取り扱うこと。

なお、bに該当するものとして取り扱う場合は、厚生労働大臣に情報提供すること。

a 雇用対策法等に基づき支給される技能習得手当又は求職者支援制度に基づき支給される通所手当

b 職業能力開発促進法にいう公共職業能力開発施設に準ずる施設において職業訓練をうける者が地方公共団体又はその長から支給されるaに準ずる技能習得手当

(カ) 被保護者に対して、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条の規定に基づき、市町村が実施する地域生活支援事業の更生訓練費給付事業により、更生訓練費又は物品の支給が行われた場合は、当該訓練費の実額又は物品の支給に要する費用の実額を技能修得費として計上するとともに、その者の収入のうち当該計上額は、収入充当順位にかかわりなく技能修得費に充当することとし、また、その額が技能修得費の一般基準額をこえるときは、特別基準の設定があったものとして取り扱うこと。ただし、技能修得費を当該訓練費の実額又は物品の支給に要する費用の実額をこえて認定する必要があるとき、又は技能修得費として計上した額を各月に分割して支給することが適当でないと認められるときは、前記の取扱いによらず、一般基準額又は(イ)若しくは(ウ)による特別基準額として認められる額の範囲内において必要と認められる額を技能修得費として計上し、更生訓練費等は収入として認定すること。

(キ) (ウ)による限度額を超えて費用を必要とする場合であって、次のいずれかに該当するときは、380,000円の範囲内において特別基準の設定があったものとして取り扱って差しつかえないこと。

この場合、給付にあたっては、必要と認められる最小限度の額を確認の上、その都度分割して給付するものとすること。

a 生計の維持に役立つ生業に就くために専修学校又は各種学校において技能を修得する場

合であって、当該世帯の自立助長に資することが確実に見込まれる場合

b 自動車運転免許を取得する場合（免許の取得が雇用の条件となっている等確実に就労するために必要な場合に限る。）

c 雇用保険法第60条の2に規定する教育訓練給付金の対象となる厚生労働大臣の指定する教育訓練講座（原則として当該講座修了によって当該世帯の自立助長に効果的と認められる公的資格が得られるものに限る。）を受講する場合であって、当該世帯の自立助長に効果的と認められる場合

問（第7の70） 局長通知第7の8の(2)のアの(キ)のcにいう公的資格とは具体的にどのようなものか。また、受講修了によって公的資格が得られる講座以外では、どのようなものが対象となり得るか。

答 公的資格とは、国家資格又は地方公共団体によって認定されている資格をいうものである。

また、受講修了によって公的資格の受験資格を得られるもの、又はいわゆる民間資格であって、当該講座が目標とする職種の雇用環境及び当該講座修了により得られる技能の優位性並びに申請者の職歴、当該職種への適合性及び就職意欲等について、総合的に判断し、目標とする職業への就職の可能性が高いと見込まれるものについては適用して差しつかえない。

問（第7の40） 告示別表第7の2若しくは局長通知第7の8の(2)のアの(イ)により技能修得の期間の延長が認められている期間、必要があればその年額について局長通知第7の8の(2)のアの(ウ)に規定する技能修得費の特別基準額125,000円が適用され1年につき125,000円ずつ認定して差しつかえないものと解してよいか。

答 お見込みのとおりである。

問（第7の80） 局長通知第7の8の(2)のアの(エ)において、「実施機関が特に必要と認めた場合」の技能修得費については、どのようなものが対象となりうるか。また認定にあたって留意する点は何か。

答 技能修得費は、生業に必要な技能の修得を目的と

するものであるから、対象としては、稼働能力を有する者が、段階的であっても就労を目指して行う取組である必要がある。そのような取組であれば、就職に有利な一般的技能や就労に必要な基礎的能力の修得以外であっても、職場の適応訓練や就労意欲の喚起を目的としたセミナーの受講等に必要な経費についても支給の対象として差しつかえない。

費用の支給にあたっては、本人の状況及び取組の内容や程度を勘案するとともに、実施機関と被保護者の間で、当該取組によって達成すべき目標や達成の期限を設定した自立計画書を策定するなど、効果的な取組が行われるよう努められたい。

なお、自立支援に資するものであっても、健康管理や家事などの生活指導など、日常生活の質の向上を主な目的とした取組については、技能修得費の対象としては認められないで留意されたい。

イ 高等学校等就学費

(ア) 高等学校等就学費は、高等学校等に就学し卒業することが当該世帯の自立助長に効果的であると認められる場合について、原則として当該学校における正規の就学年限に限り認定すること。

なお、保護開始時に既に高等学校等に就学している場合には、原則として、正規の就学年限から既に就学した期間を減じた期間に限り認められるものであること。

(イ) 高等学校等就学費基本額の計上にあたっては、保護開始月、変更月、停止月又は廃止月においても、月額全額を計上すること。

(カ) 学校教育活動のために全ての生徒について学級費、生徒会費及びP T A会費等（以下「学級費等」という。）として保護者が学校に納付する場合であって、保護の基準別表第7に規定する基本額によりがたいときは、学級費等について月額1,960円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえない。

(エ) 教材代の認定を行う場合には、必要に応じて教材の購入リスト等の提出を求めるなど、必要

とする実費の額の確認を行うこと。

正規の授業で使用する教科書等の範囲は、当該授業を受講する全生徒が必ず購入することとなっている教科書、副読本的図書、ワークブック及び和洋辞典であること。

(オ) 高等専門学校に就学している場合であって、第4学年及び第5学年に該当する場合は、年額297,000円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

(カ) 高等学校等に入学する生徒が、入学の際、入学準備のための費用を必要とする場合は、63,200円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。この場合、原則として金銭給付によることとするが、現物給付によることが適當であると認められるときは現物給付によることとして差しつかえないこと。

(キ) 生徒が身体的条件、地理的条件又は交通事情により交通費を伴う方法による以外には通学する方法が全くないか、又はそれによらなければ通学がきわめて困難である場合においては、その通学のため必要な最小限度の交通費の額を計上すること。

(ク) 災害その他不可抗力により学用品を消失し、学用品を再度購入することが必要な場合には、27,250円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。

また、同様に正規の授業で使用する教科書等を消失し、再度購入することが必要な場合には、前記の額に加えて、高等学校等就学費の教材代として支給対象となる範囲内において、必要な実費を認定して差しつかえない。

(ケ) 学習支援費は、学習参考書等（(エ)に含まれるもの）の購入費及び課外のクラブ活動に要する費用に充てる経費であり、その計上に当たっては、保護開始月、変更月、停止月又は廃止月においても月額全額を計上すること。

問（第7の81） 高等学校等就学費の基本額及び学習支援費の額は月額で表示されているが、被保護者が学用品、通学用品、課外のクラブ活動において用いられる用具類等を購入するために一時に経費を必要とするときは、数箇月分の高等学校等就学費を一括交付することとしてよいか。

答 就学費用の需要の実態にかんがみ、高等学校等就学費の支給額のある生徒の場合に限り、月額で表示された高等学校等就学費の基本額又は学習支援費の額に当該学期の月数（学期の中途で保護を開始された生徒の場合は、開始月以後当該学期内の月数）を乗じて得た額の範囲内で必要な額を学用品等を購入する時期に支給して差しつかえない。

問（第7の82） 通学のため通学定期券を購入する必要がある場合、通学定期券は原則として6か月単位で購入させることとしてよいか。また、生徒が通学に際し、遠距離のため自転車を利用する必要がある場合は、自転車の購入費を認めてよいか。

答 通学のための交通費は必要最小限度の実費を給付するものであり、最も経済的な経路及び方法により通学定期券を購入するよう指導されたい。

なお、給付の際にについては、通学定期券の写しを提出させるなど購入実績を確認されたい。

また、自転車の購入費についても、必要最小限度の額を、高等学校等就学費の交通費の実費として認めて差しつかえない。

問（第7の83） 特別支援学校の高等部に通学する生徒のうち、付添がなければ通学することができないか若しくはきわめて困難な者、又は高等学校等に通学する生徒のうち、身体的事情等により一定期間付添がなければ通学することができないか若しくはきわめて困難な者については、これに要する交通費の額を局長通知第7の8の(2)のイの(カ)により認定することとしてよろしいか。

答 お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

問（第7の84） 高等学校等就学費のうち授業料を受給している場合であって、地方自治体や私立学校等により高等学校等の授業料の減免措置が講じられている場合、高等学校等就学費による授業料の計上はどうのに行ったらよいか。

答 自治体等による授業料の減免については、金銭として直接被保護者が受け取るものではないが、本来課される授業料について、他から間接的にその費用が賄われるものであることから、恵与金の一形態として見なすことができる。

恵与金等が高等学校等の就学費にあてられる場合については、被保護世帯の自立更生にあてられるものとして収入として認定しないこととともに、高等学校等就学費で賄いきれない費用に優先的に充当することを認める取扱いとしており、自治体等による授業料の減免についても、同様に取り扱うことが適当である。

したがって、減免措置が講じられている場合の高等学校等就学費の計上については、授業料の支払いが免除される場合には、当該免除措置により授業料の需要が満たされることから、保護費により授業料を給付する必要はなくなり、授業料の一部が減額される場合には、当該減額分は保護の基準額では賄いきれない授業料に優先的に充当するものとし、減額後、実際に被保護世帯が支払う授業料について、保護の基準額を上限として給付して差しつかえない。

(3) 就職支度費

就職の確定した被保護者が、就職のため直接必要とする洋服類、履物等の購入費用を要する場合は、基準額の範囲内で必要な額を計上すること。

また、就職の確定した者が初任給が支給されるまでの通勤費については、必要やむを得ない場合に限り当該費用については、特別基準の設定があったものとして交通費実費分を計上すること。

問（第7の18） 新規中卒者等で就職の確定した者が就職地に赴くために要する交通費又は荷物の荷造費及び運賃について、生活扶助の移送費を適用してよいか。

答 就職することにより、生計の本拠を構える場合にかぎり、局長通知第7の2の(7)のアの(サ)として生活扶助の移送費を計上してさしつかえない。

問（第7の18の2） 就職の確定した者が初任給が支給されるまでに通勤費を必要とした場合、就職支度

費として交通費実費分を支給して差し支えないか。
答 当座の資金がない場合に限り、お見込みのとおり取り扱って差し支えない。
なお、通勤のための交通費は必要最小限度の実費を給付するものであり、最も経済的な経路及び方法により通勤定期券等を購入するよう指導し、支給後は通勤定期券等の写しを提出するなど購入実績及び通勤実態を確認されたい。
また、初任給支給後は、すでに支給した交通費分は必要経費として控除はせず、収入認定すること。
問（第7の22）同一人に生業費と就職支度費を計上してよいか。
答 同一人の就職について生業費と就職支度費とを重複して計上することは認められない。
なお、大工、植木職等通常その職業に必要な道具類を自弁することとなっている職業につく者については、当該道具類の購入に要する経費と就職支度に要する経費とを生業費の基準額の範囲内で計上して差しつかえない。この場合、就職の支度に要する経費は就職支度費の基準額の範囲内で計上すること。

げる額を控除した額の範囲内において当該超える額を基準額に加算する。

級 地 別	金 領
1級地及び2級地	13,710円
3 級 地	12,000円

④ 第7

9 葬祭費

- (1) 小人の葬祭に要する費用が保護の基準別表第8の1の小人の

基準額をこえる場合であって、当該地域の葬祭の実態が大人と同様であると認められるときは、保護の基準別表第8の1の基準額について大人の基準を特別基準の設定があったものとして適用して差しつかえない。

(2) 法第18条第2項第1号に該当する死者に対し葬祭を行なう場合は、葬祭扶助基準額表の額（火葬料等についての加算及び(1)により特別基準の設定があった場合を含む。）に1,000円を加算した額を特別基準の設定があったものとして、計上して、差しつかえないこと。

(3) 死亡診断又は死体検案に要する費用（文書作成の手数料を含む。）が5,250円をこえる場合は、葬祭扶助基準額表の額（火葬料等についての加算並びに(1)及び(2)により特別基準の設定があった場合を含む。）に当該こえる額を加算した額を、特別基準の設定があったものとして、計上して差しつかえないこと。

(4) 火葬又は埋葬を行なうまでの間、死体を保存するために特別な費用を必要とする事情がある場合は、必要最小限度の実費を特別基準の設定があったものとして計上して差しつかえないこと。

(5) 妊娠4箇月以上で死産した場合には、葬祭費を認定して差しつかえないこと。

(6) 身元が判明しない自殺者等に対して市町村長が葬祭を行なった場合には、葬祭扶助の適用は、認められないこと。

問（第7の15）葬祭費の大入、小人の別は、何を基準とするか。

答 火葬料等について市町村条例に区別の定めのある

10 葬 祭 費

④ 別表第8 葬祭扶助基準

1 基準額

級 地 別	基 準 額	
	大 人	小 人
1級地及び2級地	206,000円以内	164,800円以内
3 級 地	180,300円以内	144,200円以内

2 葬祭に要する費用の額が基準額を超える場合であつて、葬祭地の市町村条例に定める火葬に要する費用の額が次に掲げる額を超えるときは、当該超える額を基準額に加算する。

級 地 別	大 人	小 人
1級地及び2級地	600円	500円
3 級 地	480円	400円

3 葬祭に要する費用の額が基準額を超える場合であつて、自動車の料金その他死体の運搬に要する費用の額が次に掲げる額を超えるときは、20,300円から次に掲

場合は当該条例により、条例のない場合はその地域の慣習による。

問（第7の16） 民生委員が葬祭を行なった場合には、葬祭扶助を適用してよいか。

答 死亡者の近隣の民生委員が個人的に行なった場合には、適用して差しつかえない。ただし、自殺者等があった場合において、その地の民生委員が市町村長等の依頼により行なったときは、市町村等が葬祭を行なったものとして、葬祭扶助の適用は認められない。

問（第7の17） 自殺者等について市町村長が埋葬を行なった場合において、埋葬の時より後に葬祭扶助の申請があったときは、これを適用してよいか。

答 当該埋葬後に必要とされる範囲内で、葬祭扶助の適用を行なうことは差しつかえない。

問（第7の21） 葬祭地において、火葬に要する費用の額を定めた条例のない場合の取扱いはどうするか。

答 葬祭地に隣接する市町村の条例に定めるところによられたい。

問（第7の49） 健康保険法等医療保険制度により葬祭扶助基準を若干上回る埋葬料、葬祭費又は葬祭料が支給される場合であって、当該被保険者の職場における交際等から判断して真にやむを得ないと認められるときは、当該埋葬料等のうち実際に葬祭に当てられた額を収入認定の対象としないこととし、かつ、葬祭に係る需要はこれによって消滅したものとして取り扱って差しつかえないか。

答 お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

問（第13の1） 施行規則第22条第2項の規定による相続財産管理人の選任の請求は、保護の実施機関が民法第952条第1項にいう利害関係人として行なうものと解してよいか。

答 お見込みのとおりである。

問（第13の2） 葬祭を行なう扶養義務者がないため葬祭扶助を行なった場合において、死者名義の郵便貯金通帳があるときは、どのように処分したらよいか。

答 郵便貯金通帳は、法第76条第1項にいう死者の遺留物品と解すべきであるが、とくに債権の証拠物

件であることにかんがみ、別紙1郵政省貯金局長通知の手続に準じて郵便局から払いもどしを受けるのが適当である。（別紙1…略）

11 特別基準の設定による費用

④ 第2

要保護者に特別の事由があつて、前項の基準【各扶助の基準】によりがたいときは、厚生労働大臣が特別の基準を定める。

10 特別基準の設定による費用

(1) 特別基準の設定があつたときは、その額のとおり計上すること。

(2) 特別基準の設定があつたものとして取り扱う費用の認定については、各費目に関する告示及び本職通知の規定に従い、かつ、次のアからオまでによって、必要な額を認定すること。なお、実施手続等については、(3)によること。

ア 特別基準設定による費用の認定と援助方針

実施機関は、当該被保護世帯の援助方針に基づいて判断した結果、当該被保護世帯について、必要不可欠な特別の需要があると認められる場合に限り、特別基準の設定による費用を認定できるものであること。

イ 特別需要額の認定

需要額の認定については、必要最小限度の額を認定すること。

ウ 他法他施策の活用

生活福祉資金その他の他法他施策による給付等であつて当該特別需要をみたすべきものについては、事前にその有無を検討し、その活用をはかるべきものであること。

エ 扶養義務者その他からの援助

特別基準は、臨時又は特殊な需要に対応して設定されるものであるから、通常の扶養義務履行の有無とは別に、当該特殊需要に対する、扶養義務者その他からの臨時の援助の有無について、あらためて調査すること。

オ 迅速な事務処理

特別基準による費用の設定が事務処理にならぬ
いよう厳に留意すること。

(3) 特別基準が設定されたものとして取り扱う費用等
の認定にあたっては、次に掲げる資料を審査して認
定すること。

ア 保護台帳

イ 保護決定調書

ウ その他生活の現況、今後の自立更生等援助方針、
特別基準設定の必要性、計画及び費用等の妥当性、
他法他施策の活用の可能性、扶養義務者等他から
の援助の可能性等を判断するために必要な資料

エ 計画書、見積書等

(ア) 障害者加算障害名、障害等級、障害の状況が
確認できる書面、介護計画書（標準的な週にお
ける介護内容が確認できる書面）、領収書（更
新時）

(イ) 配電、水道、井戸または下水道設備費設備計
画書、関係図面、経費見積書、水質検査書、代
替措置の検討

(リ) 敷金等転居指導等のケース記録の写、敷金等
の契約内容が確認できる書面

(エ) 住宅維持費補修計画書、図面、写真、経費見
積書

(オ) 生業費、技能修得費生業（技能修得）計画書、
経費見積書

(カ) 扶助費の重複支給理由申立書、関係官署の証
明書

(キ) 治療材料医師の診断書、医師の意見書、経費
見積書

(4) 各費目に関する告示及び本職通知の規定による基
準によりがたい特別の事情がある場合には、厚生労
働大臣に情報提供すること。

第8 収入の認定

1 収入に関する申告及び調査

② 第8

収入の認定は、次により行うこと。

1 収入に関する申告及び調査

(1) 要保護者が保護の開始又は変更の申請をしたとき

のほか、次のような場合に、当該被保護者の収入に
関し、申告を行なわせること。

ア 実施機関において収入に関する定期又は随時の
認定を行なおうとするとき。

イ 当該世帯の収入に変動のあったことが推定され
又は変動のあることが予想されるとき。

(2) 収入に変動があるときの申告については、あらか
じめ被保護者に申告の要領、手続等を十分理解させ、
つとめて自主的な申告を励行させること。

(3) 収入に関する申告は、収入を得る関係先、収入の
有無、程度、内訳等について行なわせるものとし、
保護の目的達成に必要な場合においては、前記の申
告を書面で行なわせること。なお、その際これらの
事項を証明すべき資料があれば、必ずこれを提出さ
せること。

(4) 収入の認定にあたっては、(1)から(3)までによる
ほか、当該世帯の預金、現金、動産、不動産等の資
産の状況、世帯員の生活歴、技能、稼働能力等の状
況、社会保険その他社会保障的施策による受給資格
の有無、扶養義務者又は縁故者等からの援助及びそ
の世帯における金銭収入等のすべてについて綿密な
調査を行ない、必要に応じて関係先につき調査を行
なう等収入源について直接に把握すること。

問（第8の55） 収入認定の取り扱いに当たっては、
次官通知第8の1において、要保護者に申告を行わ
せることとなっているが、申告の時期等について具
体的に示されたい。

答 収入に関する申告は、法第61条により被保護者
の届出義務とされていることから、次官通知第8の
1の(2)により、つとめて自主的な申告を励行させ
る必要がある。

また、収入に関する申告の時期及び回数につい
ては、実施機関において就労可能と判断される者には、
就労に伴う収入の有無にかかわらず原則として毎
月、実施機関において就労困難と判断される者には、
少なくとも12箇月ごとに行わせること。

なお、被保護者が常用雇用されている等各月毎の
収入の増減が少ない場合の収入申告書の提出は、3
箇月ごとで差しつかえないこと。

さらに、前記のほか、保護の決定実施に必要がある場合は、その都度申告を行わせること。

2 収入額の認定の原則

④ 第8

2 収入額の認定の原則

収入の認定は、月額によることとし、この場合において、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により、そうでないときは前3箇月間程度における収入額を標準として定めた額により、数箇月若しくはそれ以上の長期間にわたって収入の実情につき観察することを適當とするときは長期間の観察の結果により、それぞれ適正に認定すること。

3 認定指針

(1) 就労に伴う収入

ア 勤労（被用）収入

④ 第8

3 認定指針

(1) 就労に伴う収入

ア 勤労（被用）収入

(7) 官公署、会社、工場、商店等に常用で勤務し、又は日雇その他により勤労収入を得ている者については、基本給、勤務地手当、家族手当及び超過勤務手当等の収入総額を認定すること。

(4) 勤労収入を得るための必要経費としては、(4)によるほか、社会保険料、所得税、労働組合費、通勤費等の実費の額を認定すること。

④ 第8

1 収入の取扱い

(1) 勤労（被用）収入

ア 常用収入

(7) 官公署、会社、工場、商店等に常用で勤務している者の収入については、本人から申告させるほか、前3か月分及び当該月分の見込みの基本給、勤務地手当、家族手当、超過勤務手当、各種源泉控除等の内訳を明記した給与証明を徴すること。ただし、給与証明書を徴することを

適當としない場合には、給与明細書等をもってこれに代えても差しつかえないこと。

(イ) 給与証明書の内容に不審のある場合又は証明額が同種の被用者の通常の収入額と考えられる額より相当程度低いと判断される場合には、直接事業主について具体的な内容を調査確認すること。

(ウ) 社会保険の被保険者については、10月又は11月に社会保険官署、健康保険組合等につき標準報酬との照会を行なうこと。

(エ) 昇給及び賞与の時期については、給与先につきあらかじめ調査を行ない記録しておくこと。

(オ) 就職月、昇給月及び賞与の支給月には、本人から申告させるとともに、給与証明書を徴すこと。

(カ) 賞与は、全額を支給月の収入として認定すること。ただし、これによることが適當でない場合は、支給月から引続く6か月以内の期間にわたり分割して認定すること。

イ 日雇収入

(ア) 日雇で就労する者の収入については、本人から申告させるほか、前3箇月分の就労日数に関する公共職業安定所の証明書を徴すること。この場合において、公共職業安定所から証明を徴することが困難な場合には、直接同所におもむいて聞き取り調査を行うこと。

(イ) 本人から申告された就労日数が当該地域の平均就労日数以上である場合は、申告された日数により収入総額を認定すること。

(ウ) 申告された就労日数が当該地域の平均就労日数未満である場合は、就労できない理由を確かめ、正当な理由がないときは、就労日数を平均就労日数まで増加するように文書で指示したうえ、その実際の就労日数による収入総額を認定すること。

(エ) 本人の申告する賃金に不審のある場合は、直接事業主から証明書を徴するか又は事業主につき聞き取り調査を行ない、確認すること。

(オ) 夏季手当及び年末手当については(1)のアの(オ)及び(カ)によること。

ウ 臨時又は不特定就労収入

- (ア) 臨時又は不特定な就労による収入について
は、その地域における同様の就労状況にある
者の収入の状況、その世帯の日常生活の状況等
を調査したうえ、収入総額を認定すること。
- (イ) 申告された就労日数又は賃金に不審のある場
合は、雇主の全部又は一部について具体的な内
容を開取調査し、確認すること。

エ 必要経費として控除すべき労働組合費の範囲

次官通知第8の3の(1)のアにいう「労働組合
費」は、当該労働組合の組合員の全員が、各月に
おいて徴収される組合費の実費をいうものであ
り、臨時に徴収されるものを含まないものである
こと。

問 (第8の1) 勤労収入の経費として職場の親睦会
費は認められないか。

答 勤労控除の基礎控除額には、職場の慶弔等交際費
が含まれているから、重ねて親睦会費を控除するこ
とは認められない。

問 (第8の25) 被保護者から申告があった収入額に
不審がある場合の取扱いをどうするか。

答 申告のあった収入が、被保護者の稼働能力、就労
状況、当該地域の同種の業務についての賃金水準等
の客観的事実にてらし不審があり、当該申告による
収入額を基礎として認定を行なうことは適当でない
と判断される場合であって、当該被保護者及び関係
先についてさらに調査を行なった結果、なお、不審
を解くに足る正当な理由及び立証に欠けると認めら
れるときは、当該地域の同種の業務及び技能に対し
て支払われている賃金その他について綿密な調査を
行ない、これを基礎に推定した収入額をもって認定
して差しつかえない。

問 (第8の46) 給食付(給食費を徴されていない場
合に限る。)で稼働収入を得ている場合の給食の取
扱いかん。

答 告示別表第1章の1の第1類の表に定める基準額
①の3分の1及び同基準額②の3分の2の合算額に
75パーセントを乗じて得た額にその者の総食数に
占める就労先で受ける給食数の割合(以下「給食の

割合」という。)を乗じて得た額を収入に加算する
こと。ただし、基準額②の額が基準額①に0.9を乗
じて得た額より少ないと場合は、上記の「同基準額②」
を「同基準額①に0.9を乗じて得た額」に読み替える
ものとする。

ただし、給食の割合が3分の1(1日1食)程度
以下である場合は、この限りでない。

イ 農業収入

◎ 第8-3-(1)

イ 農業収入

(ア) 農業により収入を得ている者については、す
べての農作物につき調査し、その収穫量に基づ
いて認定すること。

(イ) 農業収入を得るための必要経費としては、(4)
によるほか、生産必要経費として小作料、農業
災害補償法による掛金、雇人費、農機具の修理
費、少額農具の購入費、納屋の修理費、水利組
合費、肥料代、種苗代、薬剤費等についてその
実際必要額を認定すること。

◎ 第8-1

(2) 農業収入

ア 農作物の収穫量は、本人の申立て、市町村の調
査又は意見及び品目別作付面積に町村別等級地別
平均反収を乗じたものを勘案して決定するものと
し、3者の数字に著しく相違がある場合は、さら
に農業協同組合、集荷組合、実行組合、農業改良
普及員、民生委員等について調査のうえ、決定す
ること。

イ 保護開始月における保有農作物は、収穫量と同
様の取扱いを行なうこと。

ウ 農業収入を得るための生産必要経費のうち、肥
料代、種苗代及び薬剤費については、次に掲げる
比率(農林水産省農産物生産費調査による。)に
準拠して各福祉事務所ごとに比率を認定したう
え、これをエによる収穫高に乗じて認定すること。

玄米(水稻) 9% 小麦 23%

玄米(陸稻) 26% その他の農作物 20%

エ 農業収入は、次の算式により認定すること。

(ア) 主食(米、小麦、裸麦、大麦、そば等当該地

域の食生活の実態によること。)

$$\text{収穫高} = \text{販売価格} \times \text{収穫量}$$

$$\text{収穫高} - \text{生産必要経費} = \text{収入}$$

(イ) 野菜

販売価格 × 売却量 + 自給量を金銭換算した額

(別表「金銭換算表」の野菜の額に自給割合を乗じて得た額をいう。) - 必要経費 = 収入

オ 各福祉事務所ごとに管内の町村別、品目別、等級地別平均反収及び町村別、品目別農作物販売価格を調査し、調整又は補正しておくこと。

カ 余剰野菜について、その地域に需要がなくこれを売却することができないときは、今後の耕作において穀類等換金の途の広い農作物を作付するよう指導するとともに、その作の収穫に限り自家消費を認めて差しつかえないこと。

キ 農業収入は、収入があった時から将来に向い、原則として、12分の1ずつの額を認定すること。

が少額であるときは、農業収入を得るための必要経費として認めてよいか。

答 世帯の負担額が、少額農具の購入費程度の少額のものである場合には必要として認めて差しつかえない。

問 (第8の6) 農業収入を得るための必要経費としての納屋の修理費又は農業以外の自営収入を得るための必要経費としての店舗の修理費については、どの程度まで認めてよいか。

答 納屋の修理費又は店舗の修理費は、生業扶助の額の範囲内において必要最小限度の額を認定すること。

問 (第8の3) 農業災害補償法による共済金については、一般の農業収入と同様に必要経費を控除できないか。

答 同法による共済金のうち、農作物、蚕繭及び農作物にかかるものは、当該共済目的から得られた農業収入とみなし、認定額の月割及び必要経費の認定を行なって差しつかえない。

問 (第8の4) 農作物の必要経費中肥料費、種苗代及び薬剤費は、必ず率により認定しなければならないか。また、逆に右以外の必要経費については、率を用いてはいけないか。

答 前段については、保護の実施機関ごとに客観的資料に基づき定められた必要経费率によることを原則とするが、この率によるよりも正確かつ便宜な方法があれば、必ずしも率によらなくてもよい。後段については、実費によることを原則とするが、地域ごとに正確かつ妥当な率を設定しうる場合には、率によっても差しつかえない。

問 (第8の5) 農業用噴霧器(比較的高額のもの)を近隣で共同購入する場合においてその世帯負担額

別表

金銭換算表

	1級地 - 1	1級地 - 2	2級地 - 1	2級地 - 2	3級地 - 1	3級地 - 2
	魚介 円	野菜 円	魚介 円	野菜 円	魚介 円	野菜 円
0歳～2歳	4,540	3,950	4,330	3,780	4,130	3,600
3歳～5歳	7,550	6,440	7,210	6,150	6,870	5,860
6歳～11歳	9,850	8,380	9,400	8,000	8,970	7,620
12歳～19歳	12,350	10,520	11,800	10,040	11,240	9,570
20歳～40歳	10,400	8,850	9,930	8,450	9,460	8,050
41歳～59歳	9,750	8,320	9,310	7,940	8,880	7,570
60歳～69歳	9,430	8,040	9,010	7,680	8,590	7,310
70歳～	8,390	7,120	8,010	6,800	7,630	6,250

ウ 農業以外の事業（自営）収入

㊂ 第8-3-(1)

ウ 農業以外の事業（自営）収入

(7) 農業以外の事業（いわゆる固定的な内職を含む。）により収入を得ている者については、その事業の種類に応じて、実際の収入額を認定し、又はその地域の同業者の収入の状況、その世帯の日常生活の状況等から客観的根拠に基づいた妥当性のある認定を行なうこと。

(イ) 農業以外の事業収入を得るための必要経費は、(4)によるほか、その事業に必要な経費として店舗の家賃、地代、機械器具の修理費、店舗の修理費、原材料費、仕入代、交通費、運搬費等の諸経費についてその実際必要額を認定すること。ただし、前記家賃、地代等の額に住宅費を含めて処理する場合においては、住宅費にこれらの費用を重ねて計上してはならないこと。また、下宿間貸業であって家屋が自己の所有でなく、家賃を必要とする場合には、下宿間貸代の範囲内において実際家賃を認定して差し支えないこと。

㊂ 第8-1

(3) 農業以外の事業（自営）収入

ア 農業以外の事業収入については、前3箇月分及び当該月の見込みにつき、本人から申告させるほか、物品販売業（店売り、行商又は露店）、製造業及び加工業については、会計簿、商品又は原材料の仕入先、製品の販売先等について、運搬業（小運送）、修理（自転車修理、いかけ業、桶屋）及びサービス業（理髪業、靴磨等）については、正確なものがある場合は会計簿について、建築造園業（大工、左官、植木職等）については、一定した仕事先がある場合はその仕事先について、それぞれの実際の収入の状況を書面又は聞き取りにより調査し、さらに市町村等税務関係機関の調査又は意見をも参考とすること。

イ 魚介による収入は、次の算式により認定すること。

売却量×販売価格+自給量を金銭に換算した額
(別表1「金銭換算表」の魚介の額に自給割合を乗じて得た額をいう。)-必要経費=収入

ウ 養殖漁業等で年間の一時期のみの収穫で収入を

得ている場合は、収入があった時から将来に向かい、原則として12分の1ずつの額を認定すること。

問（第8の2） 125cc以下のオートバイ、原動機付自転車又は通勤用・事業用自動車の保有の認められた者については、通勤又は事業の利用に伴う燃料費、修理費、車検に要する費用、自動車損害賠償保障法に基づく保険料及び任意保険料、自動車重量税・自動車税・軽自動車税、自動車運転免許の更新費用等を必要経費として勤労・事業収入から控除してよいのか。

答 必要最小限度の額を必要経費として控除して差しつかえない。

なお、任意保険料については対人・対物賠償に係る保険料に限るものである。

また、自動車税及び軽自動車税については、身体障害者等の場合、減免されることがあるので留意されたい。

エ その他不安定な就労による収入

㊂ 第8-3-(1)

エ その他不安定な就労による収入

知己、近隣等よりの臨時の報酬の性質を有する少額の金銭その他少額かつ不安定な稼働収入がある場合で、その額（受領するために交通費等を必要とする場合はその必要経費の額を控除した額とする。）が月額15,000円をこえるときは、そのこえる額を収入として認定すること。

問（第8の19） 少額かつ不安定な稼働収入は合算額15,000円まで控除されるが、この合算額は世帯単位か、又は個人単位であるか。

答 15,000円の限度額は、個人ごとに算定される額である。

(2) 就労に伴う収入以外の収入

ア 恩給、年金等の収入

㊂ 第8-3

(2) 就労に伴う収入以外の収入

ア 恩給、年金等の収入

(7) 恩給、年金、失業保険金その他の公の給付（地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。）については、その実際の受給額を認定すること。ただし、(3)のオ、ケ又はコに該当する額については、この限りでない。

(4) (7)の収入を得るために必要な経費として、交通費、所得税、郵便料等を要する場合又は受給資格の証明のために必要とした費用がある場合は、その実際必要額を認定すること。

㊂ 第8-1

(4) 恩給、年金等の収入

ア 恩給法、厚生年金保険法、船員保険法、各種共済組合法、国民年金法、児童扶養手当法等による給付で、6箇月以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること。

イ 老齢年金等で、介護保険法第135条の規定により介護保険料の特別徴収の対象となるものについては、特別徴収された後の実際の受給額を認定すること。

問（第8の51） 恩給、年金等の額が改定され、当該改定時期が支払期月と一致せず、1ヶ月における支給額に、改定前の額と改定後の額が含まれる場合は、順を追って充当していくこととして差しつかえないか。

答 恩給、年金等の額の改定時期と支払期月が一致しない場合は、局長通知第8の1の(4)により収入認定することにより保護の停止又は廃止となる場合を除き、お見込みのとおり取り扱って差しつかえないこと。

イ 仕送り、贈与等による収入

㊂ 第8-3-(2)

イ 仕送り、贈与等による収入

(7) 他からの仕送り、贈与等による金銭であって社会通念上収入として認定することを適當としないもののほかは、すべて認定すること。

(4) 他からの仕送り、贈与等による主食、野菜又

は魚介は、その仕送り、贈与等を受けた量について、農業収入又は農業以外の事業収入の認定の例により金銭に換算した額を認定すること。

(4) (7)又は(4)の収入を得るために必要な経費としてこれを受領するための交通費等を必要とする場合は、その実際必要額を認定すること。

ウ 財産収入

㊂ 第8-3-(2)

ウ 財産収入

(7) 田畠、家屋、機械器具等を他に利用させて得られる地代、小作料、家賃、間代、使用料等の収入については、その実際の収入額を認定すること。

(4) 家屋の補修費、地代、機械器具等の修理費、その他(7)の収入をあげるために必要とする経費については、最小限度の額を認定すること。

エ その他の収入

㊂ 第8-3-(2)

エ その他の収入

(7) 地方公共団体又はその長が年末等の時期に支給する金銭（ア又は(3)のエ、ケ、コ若しくはサに該当するものを除く。）については、その額が世帯合算額8,000円（月額）をこえる場合、そのこえる額を収入として認定すること。

(4) 不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時の収入（(3)のオ、カ又はキに該当する額を除く。）については、その額（受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額とする。）が、世帯合算額8,000円（月額）をこえる場合、そのこえる額を収入として認定すること。

㊂ 第8-1

(5) その他の収入

(1)から(4)までに該当する収入以外の収入はその全額を当該月の収入として認定すること。

ただし、これによることが適當でない場合は、当該月から引き続く6箇月以内の期間にわたって分割認定するものとすること。

(3) 収入として認定しないものの取扱い

㊂ 第8-3

- (3) 次に掲げるものは、収入として認定しないこと。
- ア 社会事業団体その他（地方公共団体及びその長を除く。）から被保護者に対して臨時に恵与された慈善的性質を有する金銭であって、社会通念上収入として認定することが適当でないもの
- イ 出産、就職、結婚、葬祭等に際して贈与される金銭であって、社会通念上収入として認定することが適当でないもの
- ウ 他法、他施策等により貸し付けられる資金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額
- エ 自立更生を目的として恵与される金銭のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額
- オ 災害等によって損害を受けたことにより臨時に受ける補償金、保険金又は見舞金のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額
- カ 保護の実施機関の指導又は指示により、動産又は不動産を売却して得た金銭のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額
- キ 死亡を支給事由として臨時に受ける保険金（才に該当するものを除く。）のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額
- ク 高等学校等で就学しながら保護を受けることができるものとされた者の収入のうち、次に掲げるものの（ウからキまでに該当するものを除く。）
- (7) 生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）別表第7「生業扶助基準」に規定する高等学校等就学費の支給対象とならない経費及び高等学校等就学費の基準額で賄いきれない経費であって、その者の就学のために必要な最小限度の額
- (イ) 当該被保護者の就労や早期の保護脱却に資する経費に充てられることを保護の実施機関が認めた場合において、これに要する必要最小限度の額

問（第8の58） 高等学校等で就学しながら保護を受けることができるものとされた者がアルバイト等の収入を得ている場合、私立高校における授業料の不

足分、修学旅行費、又はクラブ活動費（学習支援費を活用しても不足する分に限る）にあてられる費用については、就学のために必要な費用として、必要最小限度の額を収入として認定しないこととしてよいか。

答 お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

問（第8の58の2）次官通知第8の3の(3)のクの(イ)にいう「就労や早期の保護脱却に資する経費」を認定する場合の取扱いを具体的に示されたい。

答 高等学校等で就学しながら保護を受けることが出来る者ものとされた者が就労することは、学業に支障のない範囲での就労にとどめるよう留意する必要があるが、次のいずれにも該当する場合には、次官通知第8の3の(3)のクの(イ)に該当するものとして、当該者の就労や早期の生活保護からの脱却に資する経費を収入から控除して認定して差しつかえない。

また、経費の内容や金額によって、一定期間同様の認定を行う必要がある場合には、保護の実施機関は、当該被保護者や当該世帯の世帯主に対して、本取扱いにより生じた金銭について別に管理するなどにより、明らかにしておくよう指導するとともに、定期的に報告を求め、当該経費が他の目的に使用されていないことを確認すること。

なお、当該金銭を使用した場合には、下記2の目的のために使用されたことを証する書類等により、使途を確認すること。保護の実施機関が承認した目的以外の使途に消費していた場合には、収入から控除した額に相当する額について法第63条を適用し返還を求める。ただし、当初承認した目的以外であっても、その使途が本取扱いの範囲内であることが認められる場合にあっては、この限りではない。

1 高等学校等卒業後の具体的な就労や早期の保護脱却に関する本人の希望や意思が明らかであり、また、生活態度等から学業に支障がないなど、特に自立助長に効果的であると認

められること。

2 次のいずれかに該当し、かつ、当該経費の内容や金額が、具体的かつ明確になっていること。

(1) 自動車運転免許等の就労に資する技能を修得する経費（技能修得費の給付対象となるものを除く。）

(2) 就労に資する資格を取得することが可能な専修学校、各種学校又は大学に就学するために必要な経費（事前に必要な入学料等に限る。）

(3) 就労や就学に伴って、直ちに転居の必要が見込まれる場合の転居に要する費用

(4) 国若しくは地方公共団体により行われる貸付資金又は国若しくは地方公共団体の委託事業として行われる貸付資金の償還金

3 当該被保護者から提出のあった具体的な自立更生計画を、保護の実施機関が事前に承認していること。

ケ 心身障害児（者）、老人等社会生活を営むうえで特に社会的な障害を有する者の福祉を図るために、地方公共団体又はその長が条例等に基づき定期的に支給する金銭のうち支給対象者一人につき8,000円以内の額（月額）

コ 独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項第10号に規定する心身障害者扶養共済制度により地方公共団体から支給される年金

サ 地方公共団体又はその長から国民の祝日たる敬老の日又は子供の日の行事の一環として支給される金銭

シ 現に義務教育を受けている児童が就労して得た収入であって、収入として認定することが適当でないもの

ス 戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金又は戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による特別弔慰金

セ 未帰還者に関する特別措置法による弔慰料（同一世帯内に同一の者につき2回を受けることができる者がある場合を除く。）

ソ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律により支給される医療特別手当のうち35,450円並びに

同法により支給される原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当及び葬祭料

タ 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法又は戦没者の父母等に対する特別給付金支給法により交付される国債の償還金

チ 公害健康被害の補償等に関する法律により支給される療養手当及び同法により支給される次に掲げる補償給付ごとに次に定める額

(ア) 障害補償費（介護加算額を除く。）

障害の程度が公害健康被害の補償等に関する法律施行令第10条に規定する表（以下「公害障害等級表」という。）の特級又は一級に該当する者に支給される場合 33,220円

障害の程度が公害障害等級表の二級に該当する者に支給される場合 16,610円

障害の程度が公害障害等級表の三級に該当する者に支給される場合 9,980円

(イ) 遺族補償費 33,220円

㊂ 第8

2 収入として認定しないものの取扱い

(1) 社会事業団体その他が被保護者に対して支給する金銭であって、当該給付の資金が、地方公共団体の予算措置によりまかなわれているものは、次官通知第8の3の(3)のアとして取り扱うことは認められないこと。

(2) 被保護者に対して現物が給与された場合は、被贈与資産として取扱い、処分すべきものがあれば売却させてその収入を認定すること。ただし、就労の対価として現物が給与されたときは、その物品の処分価値により金銭換算のうえ、500円を控除した額を就労収入として認定すること。

問（第8の39） 局長通知第8の2の(2)のただし書きに關し、就労先から主食、野菜又は魚介を支給された場合はどのように取り扱うべきか。

答 局長通知第8の2の(2)のただし書きにより取り扱うことは認められず、主食、野菜又は魚介については、農業収入又は農業以外の事業収入の認定の例により金銭に換算した額を就労収入として認定することとされたい。

(3) 貸付資金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられることにより収入として認定しないものは次のいずれかに該当し、かつ、貸付けを受けるについて保護の実施機関の事前の承認があるものであって、現実に当該貸付けの趣旨に即し使用されているものに限ること。

ア 事業の開始又は継続、就労及び技能修得のための貸付資金

イ 就学資金（高等学校等就学費の支給対象となる経費及び高等学校等就学費の基準額又は学習支援費でまかないきれない経費であって、その者の就学のために必要な最小限度の額にあてられる場合に限る。）

ウ 医療費又は介護等費貸付資金

エ 結婚資金

オ 国若しくは地方公共団体により行なわれる貸付資金又は国若しくは地方公共団体の委託事業として行なわれる貸付資金であって、次に掲げるもの

(ア) 住宅資金又は転宅資金

(イ) 老人又は身体障害者等が、機能回復訓練器具及び日常生活の便宜を図るために器具を購入するための貸付資金

(ウ) 配電設備又は給排水設備

(エ) 国民年金の受給権を得るために必要な任意加入保険料のための貸付資金

(オ) 日常生活において利用の必要性が高い生活用品を緊急に購入するための貸付資金

問（第13の3） 国若しくは地方公共団体により貸付けられる住宅資金又は国若しくは地方公共団体の委託事業として貸付けられる住宅資金と本法による住宅扶助との関係をどう取扱うべきか。

答 設間にかかる住宅資金の貸付けを受けるについての承認は、本法による扶助の対象とはなりがたい需要について行なうものであり、貸付金をもって本法の給付に代替させる趣旨のものではない。

問（第8の61） 局長通知第8の2の(3)のオの(オ)にいう「日常生活において利用の必要性が高い生活用品を緊急に購入する」として貸付資金を収入認定除外することができる場合を具体的に示されたい。

答 保護受給中の日常生活に必要な物品については、経常的最低生活費の範囲内で計画的に購入すること

が原則であるが、次のいずれにも該当し、かつ、経常的最低生活費のやり繰りにより当該貸付資金の償還が可能と認められる者については、当該貸付資金を収入として認定しないものとすること。

なお、保護の実施機関は、当該貸付資金の償還が適切に行われるよう、貸付制度を所管する関係機関と十分に調整を図り、適切な償還金の納付指導及び代理納付の活用を行うこと。

(1) 健康の保持や日常生活に著しい支障を來す恐れがあり、必要性が高いと認められる生活用品がないか若しくは全く使用に耐えない状態であること。

(2) 保護開始から概ね6か月経過していない場合や家計管理上特段の問題なく他に急な出費を要した場合など、計画的に購入資金を蓄えることができなかつたことに真にやむを得ない事情が認められること。

(3) 購入予定品目、購入予定金額が社会通念上妥当と判断されるものであり、また必要最小限度の貸付であるとともに、償還計画がその後の最低生活の維持に支障を來さないものであると認められること。

(4) 貸付を受けることについて、当該被保護者は自立更生計画を提出するとともに、購入予定品目及び償還方法について保護の実施機関の事前の承認があること。

問（第8の11） 生活福祉資金貸付制度要綱に基づく福祉資金のうち、災害を受けたことにより臨時に必要となる経費及び災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金は、当該被保護世帯の自立更生のために当てられるものとして取り扱って差しつかえないか。

答 局長通知第8（収入の認定）の2及び同通知第8の4の(3)に該当する場合には、それぞれ収入として認定せず、又は償還金を収入から控除する取扱いを行なって差しつかえない。

問（第8の59） 保護開始時点で既に就学資金の貸付を受けていた場合、高等学校の就学に関する需要は満たされているものとして、高等学校等就学費は支給しないこととしてよいか。

答 高等学校等就学費については、被保護世帯の自立を支援する観点から、貸付を受けなくとも高等学校

への就学が可能となるよう、生活保護において積極的に給付を行うものである。

したがって、既に就学資金の貸付を受けている場合であっても、保護開始時点において貸付内容の変更が可能であれば、高等学校等就学費の基準額の範囲内で就学に必要な経費が賄える場合については貸付の停止を、高等学校等就学費で賄いきれない経費が必要な場合については当該経費にあてられる必要最小限度の額に貸付額を変更し、その上で高等学校等就学費を給付することとされたい。

また、保護開始時点において貸付内容の変更が困難な場合であって、保護開始後に貸付金を受領する場合は、当該貸付金のうち高等学校等就学費により賄われる部分について、貸付金の受領後直ちに償還し、その上で高等学校等就学費を給付するとともに、実際に償還が行われているか確認を行うこと。

なお、貸付契約の内容等により、貸付内容の変更や貸付期間中の償還が困難な場合については、当該貸付金は高等学校等の就学にあてられるものとして収入として認定しないとともに、高等学校等就学費の支給を行わないこととして取り扱って差しつかえない。

問（第8の21） 義務教育以外の教育を行う学校で就学する者がいる世帯で世帯員以外の絶対的扶養義務者から当該就学者の教育費にあてるべきものとして仕送りを受けている場合は、その仕送りを、当該就学者の収入として取り扱ってよいか。局長通知第1の3の関連でお尋ねする。

答 設例の場合、就学する者に優先して扶養を受けるべき事情にあると明らかに認められる者（たとえば当該扶養義務者と生活保持義務関係にある者）が同一世帯内にいるときを除き、当該仕送りのうち教育費にあてられる部分を就学者の収入として取り扱つて差しつかえない。

問（第8の10） 引揚者給付金等支給法、農地被買収者等に対する給付金の支給に関する法律又は引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律による国債の政府買上げにより償還金収入を得たものが、その収入を自立更生のための資金として活用すると申し立てた場合これを収入として認定しないでよいか。

答 保護の実施機関が具体的な自立更生計画を根拠と

して現実に自立更生資金として活用されることを確認した場合に限り差しつかえない。

(4) 自立更生のための恵与金、災害等による補償金、保険金若しくは見舞金、指導、指示による売却収入又は死亡による保険金のうち、当該被保護世帯の自立更生のためにあてられることにより収入として認定しない額は、直ちに生業、医療、家屋補修等自立更生のための用途に供されるものに限ること。ただし、直ちに生業、医療、家屋補修、就学等にあてられない場合であっても、将来それらにあてることを目的として適当な者に預託されたときは、その預託されている間、これを収入として認定しないものとすること。

また、当該金銭を受領するために必要な交通費等及び補償金等の請求に要する最小限度の費用は、必要経費として控除して差しつかえない。

(5) (3)の承認又は(4)の収入として認定しない取扱いを行なうに際して、当該貸付資金、補償金等が当該世帯の自立更生に役立つか否かを審査するため必要があるときは、自立更生計画を徴すること。

問（第8の40） 局長通知第8の2の(3)及び(4)にいう自立更生のための用途に供される額の認定は、どのような基準によるべきか。

答 被保護世帯の自立更生のための用途に供されるものとしては、次に掲げる経費にあてられる額を認めるものとすること。これによりがたい特別の事情がある場合は、厚生労働大臣に情報提供すること。

なお、この場合、恵与された金銭又は補償金等があてられる経費については、保護費支給又は就労に伴う必要経費控除の必要がないものであること。

(1) 被保護者が災害等により損害を受け、事業用施設、住宅、家具什器等の生活基盤を構成する資産が損われた場合の当該生活基盤の回復に要する経費又は被保護者が災害等により負傷し若しくは疾病にかかった場合の当該負傷若しくは疾病の治療に要する経費

(2) (1)に掲げるもののほか、実施機関が当該被保護世帯の構成、世帯員の稼働能力その他の事情を考慮し、次に掲げる限度内において立てさせた自立更生計画の遂行に要する経費

- ア 当該経費が事業の開始又は継続、技能習得等生業にあてられる場合は、生活福祉資金の福祉資金の貸付限度額に相当する額
- イ 当該経費が医療にあてられる場合は、医療扶助基準による医療に要する経費及び医療を受けることに伴って通常必要と認められる経費の合算額
- ウ 当該経費が介護等に充てられる場合は、生活福祉資金の福祉資金の貸付限度額に相当する額
- エ 当該経費が家屋補修、配電設備又は上下水道設備の新設、住宅扶助相当の用途等にあてられる場合は、生活福祉資金の福祉資金の貸付限度額に相当する額
- オ 当該経費が、就学等にあてられる場合は、次に掲げる額
- (ア) 当該経費が幼稚園等での就園にあてられる場合は、入園料及び保育料その他就園のために必要と認められる最小限度の額
- (イ) 当該経費が義務教育就学にあてられる場合は、入学の支度、学習図書、運動用具等の購入、珠算課外学習、修学旅行参加等就学に伴って社会通念上必要と認められる用途にあてられる最小限度の実費額
- (カ) 当該経費が高等学校等、夜間大学又は技能修得費（高等学校等就学費を除く）の対象となる専修学校若しくは各種学校での就学にあてられる場合は、入学の支度及び就学のために必要と認められる最小限度の額（貸付金については、原則として、高等学校等就学費の支給対象とならない経費及び高等学校等就学費の基準額でまかないきれない経費であつて、その者の就学のために必要な最小限度の額にあてられる場合に限る。）
- カ 当該経費が、結婚にあてられる場合は寡婦福祉資金の結婚資金の貸付限度額に相当する額
- キ 当該経費が弔慰に当てられる場合は、公害健康被害の補償等に関する法律による葬祭料の額
- ク 当該経費が、当該世帯において利用の必要性が高い生活用品であつて、保有を容認されるものの購入にあてられる場合は、直ちに購入にあてられる場合に限り、必要と認められる最小限度の額

ケ 当該経費が通院、通所及び通学のために保有を容認される自動車の維持に要する費用にあたられる場合は、当該自動車の利用に伴う燃料費、修理費、自動車損害賠償保障法に基づく保険料、対人・対物賠償に係る任意保険料及び道路運送車両法による自動車の検査に要する費用等として必要と認められる最小限度の額

コ 当該経費が国民年金受給権を得るために充てられる場合は、国民年金の任意加入保険料の額

問（第8の60） 恵与金等の収入が、高等学校等就学費の支給対象とならない経費及び高等学校等就学費の基準額又は学習支援費でまかないきれない経費であつて、その者の就学のために必要な最小限度の額にあてられる場合については、高等学校等就学費は基準額どおり計上することとしてよいか。

答 お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

ただし、恵与金等の収入を当該経費にあてた上で、なお余剰金が生じた場合については、当該余剰金は収入充当順位に関係なく高等学校等就学費に充当することとし、高等学校等就学費の基準額と当該余剰金の差額を、保護費の高等学校等就学費として計上されたい。

問（第8の41） 扶養義務者からの援助金はすべて「他から恵与される金銭」として取り扱うことは認められないか。

答 扶養義務者からの援助金はその援助が当該扶養義務者について期待すべき扶養の程度をこえ、かつ、当該被保護世帯の自立更生のためにあてるべきことを明示してなされた場合に限り、「自立更生を目的として恵与された金銭」に該当するものとして取り扱って差しつかえない。

問（第8の42） 雇用保険法第57条により支給される常用就職支度金は「自立更生を目的として恵与される金銭のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額」として取り扱ってよいか。

答 次官通知第8の3の(2)のエの(イ)により収入として認定すること。

問（第8の43） 地方公共団体が条例又は予算措置によって被保護者に対し臨時的に支給する金銭のうち、どのようなものが次官通知第8の3の(3)のエにいう「自立更生を目的として恵与される金銭」に該当するか。

答 地方公共団体が条例又は予算措置によって、被保護者に対し臨時に支給する金銭のうち、局長通知第8の2の(4)にいう自立更生のための用途に供すべきものであることが支出の目的として明示されているものが、自立更生を目的として恵与される金銭に該当するものであり、かかる金銭のうち、実際に自立更生のための用途にあてられる額を、収入として認定しないものとすること。

この場合、支出目的として明示されている用途及びその用途に供される額の認定にあたっては、問40の答に示す基準によるものである。

したがって、地方公共団体又はその長が年末、盆、期末等の時期に支給する金銭は、次官通知第8の3の(3)のエによる取扱いは行なわず同(2)のエの(7)によって取り扱うこととなる。

問（第8の34） 局長通知第8の2の(4)のただし書きにいう「適当な者」とは、どのような者をいうか。

答 社会福祉法人、新聞社、当該被保護世帯の自立更生を援助するために特に設立された団体等金融機関以外の者であって、当該金銭を安全に管理しうると認められるものをいう。

問（第8の26） 市町村又は扶養義務者等が水洗便所設備費等の全部又は一部を助成又は援助する場合は、その助成費又は援助費をどのように取り扱うべきか。

答 当該助成費又は援助費については、これを局長通知第8の2の(4)に準じて収入として認定しないこととして差しつかえない。

なお、これらの費用は法による扶助の対象とはならないものである。

問（第8の53） 保護開始前に臨時に受けた災害等による補償金、保険金、見舞金又は死亡による保険金の全部又は一部を当該災害等による損失の原状回復等当該世帯の自主更生の用途にあてるべく保有している場合についても、次官通知第8の3の(3)のオ又はキに準じ収入として認定しない取扱いとすることは認められないか。

答 その目的とする自立更生の用途が世帯員の将来の就学等保護開始後でなければ実現し得ないものと認められる場合には、被保護世帯が補償金等を受けた場合と同様に取り扱って差しつかえない。

(6) 次官通知第8の3の(3)のケに掲げる金銭の取扱いについては、次によること。

ア 社会生活を営むうえで特に社会的な障害のある者の福祉を図るため地方公共団体又はその長が支給する金銭に該当するものは、次に掲げる金銭であること。

(ア) 心身障害児（者）の福祉を図るために支給される金銭

(イ) 老人の福祉を図るために支給される金銭

(ウ) 母子世帯に属する者の福祉を図るために支給される金銭

(エ) 多子世帯に属する者の福祉を図るために支給される金銭

(オ) 災害等によって保護者を失った児童の福祉を図るために支給される金銭

(カ) (ア)から(オ)までに掲げる金銭に準ずるもの

イ アの(カ)に該当するものとして取り扱う場合又は同一人に対しアの(ア)から(カ)までに掲げる金銭が重複して支給される等特別な事由があり、特別な取扱いを必要とすると認められる場合は、都道府県知事は、厚生労働大臣に情報提供すること。

(4) 勤労に伴う必要経費

ア 基礎控除

◎ 第8-3-(4) 勤労に伴う必要経費

(1)のアからウ（勤労収入・農業収入・農業以外の事業収入）までに掲げる収入を得ている者については、勤労に伴う必要経費として別表「基礎控除額表」の額を認定すること。

◎ 第8-3 勤労控除の取扱い

(1) 基礎控除

ア 基礎控除は、当該月の就労に伴う収入金額（賞与その他の臨時の収入を分割して認定する場合は、各分割認定額をそれぞれの認定月の収入金額に加算して算定するものとする。）に対応する次官通知別表の基礎控除額表の収入金額別区分に基づき認定すること。

イ 基礎控除の収入金額別区分は、次官通知第8の3の(1)のアによる勤労（被用）収入については、通勤費等の実費を控除する前の収入額により、同イによる農業収入又は同ウによる農業以外の事業

(自営) 収入については、生産必要経費又は事業必要経費を控除した後の収入額によること。

ウ 世帯員が2人以上就労している場合には、イによる収入額の最も多い者については、次官通知別表の基礎控除額表の1人目の欄を適用し、その他の者については、それぞれ同表の2人目以降の欄を適用すること。

問(第8の49) 在宅患者加算を認定されている者が、勤労収入を得ている場合には、勤労控除を適用してよいか。

答 真に栄養補給を必要とする者が社会生活適応のため実施機関の指定する医師の指導に基づき就労して勤労収入を得ている場合は、6か月間に限り、療養に専念しているものとみなしてお見込みのとおり取り扱って差し支えない。

問(第8の50) 雇用対策法等に基づく技能修得手当を受給しながら技能修得している者については、あわせて支給される基本手当又は寄宿手当に対し、勤労収入に準じて基礎控除を適用してよろしいか。

答 お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

問(第8の20) 勤労控除の基礎控除と少額かつ不安定の収入控除とは重複して差し支えないか。

答 次官通知第8の3の(1)のエにいう「その他不安定な就労による収入」は、同(1)のアからウまでの収入を得ていない者が得る収入をいうものである。

したがって、勤労者が内職等により少額の収入を得ている場合は、少額不安定収入としての控除を行わず、勤労収入と当該内職等による収入を合算して基礎控除を適用すべきである。

問(第8の32) 局長通知第8の1の(2)のキにより認定された収入が同一月において重なった場合、基礎控除の適用はいかに行うべきか。また、同通知によって認定された農業収入が1以上あり、かつ、当該月において次官通知第8の3の(1)のア又はウに該当する収入(勤労(被用)収入又は農業以外の事業収入)がある場合、基礎控除の適用はいかに行うべきか。

答 御照会の場合には、いずれも局長通知第8の3の(1)のイによる収入額を合算し、当該合算額につき各月ごとに基礎控除を適用すること。

問(第8の18) 各種勤労控除の適用に当たり、農業

又は農業以外の事業(自営業)を営んでいる場合であって、その事業に専ら従事する者が世帯内に2人以上いること等により、控除対象者の収入を明確に把握できないときは、これらの控除の適用は認められない解してよいか。

答 同一の事業に従事する者が、世帯内に2人以上いてそれぞれの収入を明確に把握できない場合であつても、当該者の申立てにより事業に従事する各稼働者の事業に対する寄与の割合が推定できるときは、世帯の収入額に推定した寄与率を乗じて得た額を、また、事業に対する寄与の割合が推定できないときは、世帯の収入額を事業に従事する稼働人員で除して得た額を、それぞれの稼働者の収入として取り扱うこととし、各種勤労控除を適用するようにされたい。

基礎控除額表……(略)

イ 新規就労控除

◎ 第8-3-(4) 勤労に伴う必要経費

新規に就労したため特別の経費を必要とする者については、別に定めるところにより、月額10,700円をその者の収入から控除すること。

◎ 第8-3

(2) 新規就労控除

ア 新規就労控除を適用する場合は、次の場であること。

(ア) 中学校等を卒業した者が継続性のある職業に従事し、収入を得るために特別の経費を必要とする場合

(イ) 入院その他やむを得ない事情のためおおむね3年以上の間職業に従事することができなかつた者が継続性のある職業に従事し、収入を得るために特別の経費を必要とする場合

イ 控除は、当該職業によって得られる収入につき、はじめて継続性のある職業についた月(当該新規就労に伴なう収入を翌月から認定することとするときは当該初回認定月)から6箇月間に限り行なうものとすること。

ウ 未成年者控除

◎ 第8-3-(4) 勤労に伴う必要経費

未成年者については、別に定めるところにより、月額11,600円をその者の収入から控除すること。

④ 第8－3

(3) 未成年者控除

ア 未成年者（20歳未満の者をいう。）については、その者の収入から月額11,600円を控除すること。ただし、次の場合は控除の対象としないものであること。

(ア) 単身者

(イ) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）又は自己の未成熟の子とのみで独立した世帯を営んでいる場合

(カ) 配偶者と自己の未成熟の子のみで独立した世帯を営んでいる場合

イ 未成年者控除の適用をうけていた者が月の中途中で成年に達したときは、その翌月から認定の変更を行なうこと。

(5) その他の必要経費

⑤ 第8－3

(5) その他の必要経費

次の経費については、真に必要やむを得ないものに限り、必要な最小限度の額を認定して差し支えないこと。

ア 出かせぎ、行商、船舶乗組、寄宿等に要する一般生活費又は住宅費の実費

イ 就労に伴う子の託児費

ウ 他法、他施策等による貸付金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額の償還金

エ 住宅金融公庫の貸付金の償還金

オ 地方税等の公租公課

カ 健康保険の任意継続保険料

キ 国民年金の受給権を得るために必要な任意加入保険料

⑥ 第8

4 その他の控除

(1) 出かせぎ、行商、船舶乗組、寄宿等に要する費用につき控除を行なう場合は、一般生活費又は住宅費の実際必要額から、当該者の最低生活費として認定された一般生活費の額を差し引いて得た額を必要経

費として認定すること。

(2) 就労に伴う子の託児費については、その実費の額を収入から控除して認定すること。この場合において、委託された児童に対して受託者が提供する飲食物は、収入認定の対象としないこと。

問（第8の48） 次官通知第8の3の(5)のイにいう就労に伴う子の託児費には、保育所入所支度に要する費用及び市町村が実施する児童クラブに要する費用を含むものと解して差しつかえないか。

また、これが認められる場合、当該費用を入所月の収入から一括控除することができない場合には、月割にして控除して差しつかえないか。

答 いずれもお見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

なお、児童クラブについては、「放課後子どもプラン推進事業の実施について」（平成19年3月20日18文科生第587号文部科学省生涯学習政策局長、雇児発第0330039号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）の別紙「放課後子どもプラン推進事業実施要綱」に基づき実施されるものに限られるものである。

問（第8の57） 国民年金に任意加入する場合の保険料の控除が認められる場合はどのような場合か。

答 年金の受給権を得るためのものに限って認められるものであり、将来の年金額を増やすためのものは認められない。

なお、任意加入しても過去の未納分を納付しないと年金受給権を得られない場合には、年金受給権を得るために必要な限度で未納分の保険料についても控除して差し支えない。

(3) 貸付資金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額の償還については、償還が現実に行なわれることを確認したうえ、次に掲げるものについて、当該貸付資金によって得られた収入（修学資金又は奨学資金については、当該貸付を受けた者の収入、結婚資金については、当該貸付けを受けた者又は当該貸付資金により結婚した者の収入、医療費又は介護費貸付資金、住宅資金、転宅資金、老人又は身体障害者等が機能回復訓練器具及び日常生活の便宜を図るために器具を購入するための貸付資金、

配電設備又は給排水設備のための貸付資金並びに国民年金の受給権を得るために必要な任意加入保険料のための貸付資金については、当該世帯の全収入)から控除して認定すること。

ア 国若しくは、地方公共団体により行なわれるもの又は国若しくは地方公共団体の委託事業として行なわれるものであって、償還の免除又は猶予が得られなかつたもの。ただし、医療費又は介護費貸付資金については、保護の実施機関の承認のあったものに限ること。

イ ア以外の法人又は私人（絶対的扶養義務者を除く。）により貸し付けられたもののうち、貸付けを受けるについて保護の実施機関の事前の承認のあったものであって、償還の免除又は猶予が得られなかつたもの。ただし、事前の承認を受けなかったことについてやむを得ない事情があり、かつ、当該貸付資金が現にその者の自立助長に役立つて認められ、事後において承認することが適当なものについても、同様とする。

ウ アに該当する技能修得資金とともに、当該技能修得期間中、貸付けを受けた生活資金については、貸付けを受けるについて保護の実施機関の事前の承認のあったものであって、償還の免除又は猶予が得られなかつたもの。

(4) 住宅金融公庫法による貸付資金の償還については、当該貸付資金によって建築した住宅の一部を活用して収入を得ている場合に限り、当該収入の範囲内において、当該償還金を控除して認定すること。

(5) 次に掲げる貸付資金は、国若しくは地方公共団体により行なわれるもの又は国若しくは地方公共団体の委託事業として行なわれるものに該当するものとして取り扱うこと。ただし、生活福祉資金貸付制度要綱に基づく貸付資金については、当該被保護世帯の自立更生のために当てられるものに限る。

- (ア) 母子及び寡婦福祉法による貸付資金
- (イ) 生活福祉資金貸付制度要綱に基づく貸付資金
- (ウ) 婦人更生資金制度要綱に基づく貸付資金
- (エ) 引揚者給付金等支給法に基づく国債を担保として、国民金融公庫から貸し付けられる生業資金
- (オ) 自作農維持資金金融通法に基づく農林漁業金融公庫の各種貸付資金

(カ) 開拓者資金融通法に基づく政府（地方農地事務局）の貸付資金

(キ) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づく農業協同組合、森林組合又は金融機関の貸付資金

(ク) 農業近代化資金助成法に基づく農業協同組合、農業協同組合連合会又は農林中央金庫の貸付資金

(ク) 国民金融公庫からの低所得者に対する更生貸付資金

(コ) 住宅資金又は転宅資金であって国若しくは地方公共団体により行なわれる貸付資金又は国若しくは地方公共団体の委託事業として行なわれる貸付資金

(6) 生業資金の貸付けをうけた後、事業の失敗等により他の事業を営んでいる場合であって、その事業の資金の全部、または一部が、当該貸付金によりまかなかわされているときは、変更した事業によって得られる収入から償還金を控除して認定して差しつかえないこと。

問（第8の23） 被保護者が就労に必要な自転車又は原動機付自転車を購入する場合、その購入額を月割にして、その収入から必要経費として控除してさしつかえないか。

答 当該職業に必要不可欠な場合であって、社会通念上ふさわしい程度の購入費であり、かつ、その購入によって収入が増加すると認められるときは、通常、交通費、運搬費等として計上されるべき額の範囲内で必要経費として認定してさしつかえない。また、通勤用に使用する場合においても、通常、交通費等として計上される程度の額の範囲内で認定してさしつかえない。

第9 保護の開始申請等

② 第9

生活保護は申請に基づき開始することを原則としており、保護の相談に当たっては、相談者の申請権を侵害しないことはもとより、申請権を侵害していると疑われるような行為も現に慎むこと。

㊂ 第9

1 保護の相談における開始申請の取扱い

生活保護の相談があった場合には、相談者の状況を把握したうえで、他法他施策の活用等についての助言を適切に行うとともに生活保護制度の仕組みについて十分な説明を行い、保護申請の意思を確認すること。また、保護申請の意思が確認された者に対しては、速やかに保護申請書を交付し、申請手続についての助言を行うとともに、保護の要否判定に必要となる資料は、極力速やかに提出するよう求めること。

なお、申請者が身体上の障害等の特別の事情により申請書及び同意書の書面での提出が困難である場合には、申請者の口頭によって必要事項に関する陳述を聴取し、書面に記載したうえで、その内容を本人に説明し署名捺印を求めるなど、申請があつたことを明らかにするための対応を行うこと。

2 要保護者の発見・把握

要保護者を発見し適切な保護を実施するため、生活困窮者に関する情報が保護の実施機関の窓口につながるよう、住民に対する生活保護制度の周知に努めるとともに、保健福祉関係部局や社会保険・水道・住宅担当部局等の関係機関及び民生委員・児童委員との連絡・連携を図ること。

問（第9の1） 生活保護の面接相談においては、保護の申請意思はいかなる場合にも確認しなくてはならないのか。

答 相談者の保護の申請意思は、例えば、多額の預貯金を保有していることが確認されるなど生活保護に該当しないことが明らかな場合や、相談者が要保護者の知人であるなど保護の申請権を有していない場合等を除き確認すべきものである。なお、保護に該当しないことが明らかな場合であっても、申請権を有する者から申請の意思が表明された場合には申請書を交付すること。

問（第9の2） 相談段階で扶養義務者の状況や援助の可能性について聴取することは申請権の侵害に当たるか。

答 扶養義務者の状況や援助の可能性について聴取すること自体は申請権の侵害に当たるものではないが、「扶養義務者と相談してからではないと申請を受け付けない」などの対応は申請権の侵害に当たる

おそれがある。

また、相談者に対して扶養が保護の要件であるかのごとく説明を行い、その結果、保護の申請を諦めさせるようなことがあれば、これも申請権の侵害にあたるおそれがあるので留意されたい。

問（第9の3） 相談段階で相談者の困窮の状態等を確認するために必要な資料の提出を求めるることは申請権の侵害にあたるか。

答 相談段階で、資産及び収入の状況等が確認できる資料の提出を求めることが自体は申請権の侵害に当たるものではない。ただし、「資料が提出されてからでないと申請を受け付けない」などの対応は適切ではない。

なお、申請段階では、速やかかつ正確な保護の決定を行うために、申請日以降できる限り早期に必要となる資料を提出するよう求めるることは当然に認められる。これに関し、当該申請者の事情や状況から必要となる資料の提出が困難と認められる場合には、保護の実施機関において調査等を実施し、要件の確認の審査を徹底することが必要となる。

第10 保護の決定

1 年齢改定

㊂ 第10

1 年齢改定

(1) 保護を継続して受ける者について、基準生活費の算定に係る満年齢の切替えは、毎年1回4月1日に行なうことができること。

(2) 4月1日に行なう切替えは、3月31日までに基準生活費の変更を必要とする満年齢に達した者について行なうこと。

問（第10の13） 局長通知第10の1の(2)により年齢改定を行う場合、4月1日生れの者についてはどう取り扱うのか。

答 4月1日生れの者については、年齢計算に関する法律（明治35年法律第50号）及び民法（明治29年法律第89号）第143条の規定により、前日である3月31日をもって満年齢に達した者として取り扱うこととなる。

2 保護の要否及び程度の決定

◎ 第10

保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と、第8によって認定した収入（以下「収入充当額」という。）との対比によって決定すること。また、保護の種類は、その収入充当額を、原則として、第1に衣食等の生活費に、第2に住宅費に、第3に教育費及び高等学校等への就学に必要な経費に、以下介護、医療、出産、生業（高等学校等への就学に必要な経費を除く。）、葬祭に必要な経費の順に充当させ、その不足する費用に対応してこれを定めること。

◎ 第10

2 保護の要否及び程度の決定

(1) 保護の要否の判定は原則としてその判定を行なう日の属する月までの3箇月間の平均収入充当額に基づいて行なうこととする。

ただし、常用勤労者について労働協約等の実態から賞与等を含む年間収入が確実に推定できる場合であって、次官通知第8の2の「長期間にわたって収入の実情につき観察することを適當とするとき」に該当するときは保護の申請月以降1年間において確実に得られると推定される総収入（収入を得るための必要経費の実費及び勤労に伴う必要経費として別表2に定める額を控除した額）の平均月割額をその月の収入充当額と定め保護の要否を判定すること。この取扱いにより保護を要すると判定された者に係る保護の程度の決定は常用収入について第8の1の(1)のアに定める取扱いにより行なうこと。

問（第10の4） 保護開始時の要否判定を行なう際、次官通知第10にいう「当該世帯につき認定した最低生活費」とは具体的に如何なる費目を指すのか。

答 次に掲げる費目を指すものであること。

ア 告示別表第1生活扶助基準（ただし、同第一章の1の(2)の期末一時扶助及び同第三章の4の移送費であつて局長通知第7の2の(7)のアの(ウ)以下の場合のものを除く。）並びに局長通知第7の2の(6)のアの(カ)（ただし、紙おむつ、

貸おむつ又はおむつの洗濯代が必要と認められる場合に限る。）

イ 告示別表第2教育扶助基準及び局長通知第7の3の(2)

ウ 告示別表第3住宅扶助基準並びに局長通知第7の4の(1)のオ（ただし、敷金、契約更新料及び住宅維持費を除く。）

エ 告示別表第4医療扶助基準

オ 告示別表第5介護扶助基準（住宅改修を除く。）

カ 告示別表第6出産扶助基準並びに局長通知第7の7の(1)及び(2)

キ 告示別表第8葬祭扶助基準並びに局長通知第7の9の(1)、(2)、(3)及び(4)

問（第10の5） 保護開始時の要否判定を行なう際、次官通知第10にいう「第8によって認定した収入」を算定するときには、いかなる経費を必要経費として認定すべきか。

答 次官通知第8の3により、勤労（被用）収入、農業収入、恩給年金等の収入等収入の種類ごとに定められた当該収入を得るために必要経費の実費及び同第8の3の(5)その他の必要経費のうち、ア、イ、オに掲げる費用の実費並びに勤労に伴う必要経費として局長通知第10の2の(1)に定める別表2に定める額を認定すること。

問（第10の6） 保護受給中の者の収入が保護開始時の要否判定に用うべき最低生活費をこえるに至り保護の廃止を必要とする際には、最低生活費及び収入について開始時と同様の取扱いによって認定して保護の要否判定を行なうものであるか。

答 保護開始時と異なり、現に保護受給中の者については、保護の実施要領の定めるところに従い、当該時点において現に生じている需要に基いて認定した最低生活費と収入充当額（勤労に伴う必要経費としては、局長通知第10の2の(1)に定める別表2の額を認定する）との対比によって判定すること。

問（第10の7） 局長通知第10の2の(1)のただし書きにいう「常用勤労者」とは如何なる勤労形態にあるものをいうか。

答 「常用勤労者」とは期間を定めず、又は1か月をこえる期間をきめて雇われ、かつ、月月一定の給与が支給されている者をいう。したがって、勤

労日に対応して賃金が支払われている者は常用勤労者には該当しないものである。常用勤労者であるかないかの判断にあたっては、日雇健康保険を除く各種被用者保険加入の有無を一応の目安とすることも考えられる。

問（第10の8） 局長通知第10の2の(1)のただし書きにいう「労働協約等の実態」には給与、賃金、期末手当、賞与等の額及び支払方法が、法律、条例、労使間の覚書等によって定められている場合、又は明文のとりきめはないが、雇用慣習上確定していると認められる場合も含まれるものと解してよいか。

また、賞与等を含む年間収入には定期昇給分、勤勉手当等、確実に予測できるものは、含めてよいか。

答 お見込みのとおりである。

問（第10の9） 他の実施機関の管内で保護を受けていた者が転入してきた場合、その者にかかる保護の要否判定及び程度の決定は、保護受給中の者に対する取扱いと同様に行なって差しつかえないか。

答 お見込みのとおりである。

ただし、この取扱いは、当該転入した要保護者の保護の継続の要否について審査を要しないことを意味すると解してはならないので、念のため。

問（第10の10） 恩給、年金等の受給者が保護を申請した場合において、保護の要否判定は申請直前に受給した恩給、年金等の額を、次官通知第8収入の認定、局長通知第8収入の認定及び本職通知第8収入の認定により、各月に分割して認定した額をもって行なうこととし、また保護の程度の決定に際して収入充当額として認定すべき恩給、年金等の額は保護の開始時に現に所有する当該恩給、年金等の残額によることとして差しつかえないか。

答 お見込みのとおりである。

問（第10の10-2） 保護開始時に保有する手持金は全て収入認定しなければならないか。

答 一般世帯はもちろん被保護世帯においても繰越金を保有しているという実態及び生活費は日々均等に消費されるものではないということ等から、保護開始時に保有する金銭のうちいわゆる家計上の繰越金程度のものについては、程度の決定に当

たり配慮する面がある。

したがって、健全な家計運営ひいては自立助長を考慮し、保護の程度の決定に当たり認定すべき手持金は次によることとされたい。

なお、この取扱いは要否判定の結果保護要とされた世帯についての開始月における程度の決定上の配慮であり、要否判定、資産・収入の調査についての取扱いを変える趣旨のものではない。

1 手持金の認定

保護開始時の程度の決定に当たって認定すべき手持金は、当該世帯の最低生活費（医療扶助及び介護扶助を除く。）の5割を超える額とする。

2 月の中途中で開始する場合における当該月の程度の決定方式

(1) 勤労収入

最低生活費と収入の対比により、1か月分の扶助額又は本人支払額を算定した後、月末までの保護受給日数により扶助別に日割りする。

ただし、一時扶助、教育扶助等については日割りしない。

$$\frac{\text{月末までの日数} \times \text{日}}{\text{(最低生活費 - 平均収入)}} = 30\text{日}$$

$$-\text{ 程度の決定にあたり = } \frac{\text{開始月扶助額}}{\text{認定すべき額}}$$

$$\text{程度の決定 手持金} = \frac{\text{総額} - \text{残額}}{\text{給与の+家計上の繰越金}} \quad \begin{cases} \text{として保有を容} \\ \text{認する額} \alpha \text{円} \end{cases}$$

給与の残額については、平均収入として既に評価済みであるから、開始月において給与の残額たる現金を保有していても再度資産として評価しない。

どれが給与の残額であるか判然としないときは、次の算式により推計する。

$$\text{給与総額} \times \left[1 - \frac{\text{給与日からの経過日数}}{30\text{日}} \right] = \text{給与残額推計額}$$

(2) 年金収入

年金の残額については、手持金から繰越金として容認する額を控除した残りの額を次回受給

月の前月までに分割して（少額の場合は当月分の）収入充当額に計上する。

= 開始月扶助額

$$\frac{\text{最低生活費} \times X \text{日}}{30 \text{日}} - \frac{\text{手持金} (\text{年金残額を含む}) - \alpha \text{円}}{\text{次回受給月の前月までの月数}}$$

= 開始月扶助額

(3) 農業収入

年金収入の例による。

ただし、経常収入については勤労収入の例による。

(4) 無収入

$$\frac{\text{最低生活費} \times X \text{日}}{30 \text{日}} - (\text{手持金} - \alpha \text{円})$$

局長通知第 10 の 2 の(1)に定める別表 2

別表2

勤労に伴う必要経費として定める額

収入金額別区分	1級地		2級地		3級地	
	1人目	2人目以降	1人目	2人目以降	1人目	2人目以降
円 円	円	円	円	円	円	円
0 ~ 8,000	0 ~ 5,600	0 ~ 5,600	0 ~ 5,600	0 ~ 5,600	0 ~ 5,600	0 ~ 5,600
8,001 ~ 8,339	5,601~5,837	5,600	5,601~5,837	5,600	5,601~5,837	5,600
8,340 ~ 11,999	5,840	5,600	5,840	5,600	5,840	5,600
12,000 ~ 15,999	6,320	5,600	6,320	5,600	6,320	5,600
16,000 ~ 19,999	6,800	5,780	6,800	5,780	6,800	5,780
20,000 ~ 23,999	7,290	6,200	7,290	6,200	7,290	6,200
24,000 ~ 27,999	7,770	6,610	7,770	6,610	7,770	6,610
28,000 ~ 31,999	8,250	7,010	8,250	7,010	8,250	7,010
32,000 ~ 35,999	8,730	7,420	8,730	7,420	8,730	7,420
36,000 ~ 39,999	9,210	7,830	9,210	7,830	9,210	7,830
40,000 ~ 43,999	9,700	8,240	9,700	8,240	9,700	8,240
44,000 ~ 47,999	10,180	8,650	10,180	8,650	10,180	8,650
48,000 ~ 51,999	10,650	9,060	10,650	9,060	10,650	9,060
52,000 ~ 55,999	11,140	9,460	11,140	9,460	11,140	9,460
56,000 ~ 59,999	11,620	9,880	11,620	9,880	11,620	9,880
60,000 ~ 63,999	12,100	10,290	12,100	10,290	12,100	10,290
64,000 ~ 67,999	12,590	10,700	12,590	10,700	12,590	10,700
68,000 ~ 71,999	13,060	11,100	13,060	11,100	13,060	11,100
72,000 ~ 75,999	13,550	11,520	13,550	11,520	13,550	11,520
76,000 ~ 79,999	14,030	11,920	14,030	11,920	14,030	11,920
80,000 ~ 83,999	14,510	12,330	14,510	12,330	14,510	12,330
84,000 ~ 87,999	14,990	12,750	14,990	12,750	14,990	12,750
88,000 ~ 91,999	15,470	13,150	15,470	13,150	15,470	13,150
92,000 ~ 95,999	15,800	13,430	15,800	13,430	15,800	13,430
96,000 ~ 99,999	16,060	13,650	16,060	13,650	16,060	13,650
100,000 ~ 103,999	16,250	13,820	16,250	13,820	16,250	13,820
104,000 ~ 107,999	16,460	13,990	16,460	13,990	16,460	13,990
108,000 ~ 111,999	16,660	14,160	16,660	14,160	16,660	14,160
112,000 ~ 115,999	16,860	14,330	16,860	14,330	16,860	14,330
116,000 ~ 119,999	17,060	14,500	17,060	14,500	17,060	14,500
120,000 ~ 123,999	17,260	14,670	17,260	14,670	17,260	14,670
124,000 ~ 127,999	17,460	14,840	17,460	14,840	17,460	14,840
128,000 ~ 131,999	17,660	15,020	17,660	15,020	17,660	15,020
132,000 ~ 135,999	17,860	15,180	17,860	15,180	17,860	15,180
136,000 ~ 139,999	18,060	15,350	18,060	15,350	18,060	15,350
140,000 ~ 143,999	18,260	15,530	18,260	15,530	18,260	15,530
144,000 ~ 147,999	18,460	15,690	18,460	15,690	18,460	15,690
148,000 ~ 151,999	18,660	15,860	18,660	15,860	18,660	15,860
152,000 ~ 155,999	18,870	16,040	18,870	16,040	18,870	16,040
156,000 ~ 159,999	19,100	16,230	19,100	16,230	18,980	16,130
160,000 ~ 163,999	19,290	16,390	19,290	16,390	18,980	16,130
164,000 ~ 167,999	19,520	16,600	19,520	16,600	18,980	16,130
168,000 ~ 171,999	19,660	16,720	19,660	16,720	18,980	16,130
172,000 ~ 175,999	19,870	16,880	19,870	16,880	18,980	16,130
176,000 ~ 179,999	20,130	17,110	20,130	17,110	18,980	16,130
180,000 ~ 183,999	20,270	17,230	20,270	17,230	18,980	16,130
184,000 ~ 187,999	20,470	17,400	20,470	17,400	18,980	16,130
188,000 ~ 191,999	20,670	17,570	20,670	17,570	18,980	16,130
192,000 ~ 195,999	20,870	17,740	20,870	17,740	18,980	16,130
196,000 ~ 199,999	21,170	17,990	21,060	17,900	18,980	16,130
200,000 ~ 203,999	21,270	18,070	21,060	17,900	18,980	16,130
204,000 ~ 207,999	21,470	18,250	21,060	17,900	18,980	16,130
208,000 ~ 211,999	21,700	18,450	21,060	17,900	18,980	16,130
212,000 ~ 215,999	21,870	18,590	21,060	17,900	18,980	16,130
216,000 ~ 219,999	22,070	18,760	21,060	17,900	18,980	16,130
220,000 ~ 223,999	22,270	18,940	21,060	17,900	18,980	16,130
224,000 ~ 227,999	22,470	19,100	21,060	17,900	18,980	16,130
228,000 ~ 231,999	22,670	19,270	21,060	17,900	18,980	16,130
232,000 ~ 235,999	22,880	19,450	21,060	17,900	18,980	16,130
236,000 ~ 239,999	23,070	19,610	21,060	17,900	18,980	16,130
240,000 ~	23,140	19,670	21,060	17,900	18,980	16,130

(2) 農業収入又は年間の一時期のみの収穫による収入のある世帯については、保護の申請月以後 1 箇年間における収穫予想高（前年における収穫高を基とし、平年作の程度、災害の有無、豊凶予想等収穫高の予想増減を勘案したもの）の平均月割額をその月の収入充当額として認定して保護の要否を判定し、保護を要すると判定されたものについては、現在の収入について第 8（収入の認定）により認定した額に基づいて、保護の程度を決定すること。ただし、これによりがたい場合は、次の収穫を認定する時期まで、一般の要否判定の要領により、その要否及び程度を決定して差しつかえないこと。

(3) 医療予定期間が 4 箇月未満の短期傷病を理由として医療扶助のための保護の申請があった場合には、医療予定期間に 2 箇月を加えた月数の間における最低生活費と収入充当額（農業収入又は年間の一時期のみの収穫による収入については、(2)による平均月割額、(1)のただし書により収入を推定すべき常用勤労者の収入については、同ただし書により推定された総収入の平均月割額を基礎として算定した額（4）において同じ。）との対比によって、保護の要否を判定し、保護を要すると判定されたものについては、第 8 により認定した収入によって保護の程度を決定すること。

なお、傷病の医療予定期間が 4 箇月以上 6 箇月未満である場合において 6 箇月間における最低生活費と収入充当額との対比により、同様に取り扱うこと。

問（第10の1） ある世帯につき、世帯員の疾病（医療期間 2 か月）による医療扶助の要否を局長通知の特例により判定した結果、否と決定され、その後 1 か月経過したときに別に世帯員が疾病（医療期間 2 か月）にかかった場合においては、要否判定のための収支認定は、どのようにしたらよいか。

答 設例の場合においては、最初の疾病に関する要否判定において医療費を 4 か月に分割して支出の認定をしてあるから、最初の疾病につき 2 人目の申請時までに支払われるべきであった医療費の額をこえる額は、2 人目の疾病の医療費の額に加算してこの疾病的医療扶助の要否を判定する。

たとえば、世帯の収入月 13,000 円、同最低生活費（医療費を除く。）月 8,000 円、最初の疾病的医療費

計 18,000 円、2 人目の疾病的医療費計 15,000 円の場合には、最初の疾病については、収入 13,000 円 ×
医療期間 $(2+2)$ > 支出 8,000 円 × $(2+2)$ + 医療費総計 18,000 円となり、医療扶助は否と決定するものであり、
2 人目の疾病については、収入は 13,000 円 × $(2+2)$ と計算し、支出は、8,000 円 × $(2+2)$ + 医療費総計 15,000 円 + 18,000 円 - (13,000 円 - 8,000 円) ×
支払済期間 1 と計算する。したがって、2 人目の疾病については、医療扶助は要と決定される。

なお、前記の例において、保護の程度を決定するに際しては、最初の疾病的医療費については、18,000 円 - (13,000 円 - 8,000 円) × 1 を支出として認定するものとする。

(4) 保護の要否判定を行う際に算定する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス及び自立支援医療に要する費用は、概算障害福祉サービス所要額及び概算自立支援医療所要額によるものとし、次により算定すること。

ア 障害福祉サービス

障害福祉サービスの利用に係る負担上限月額（個別減免等を受けている者については、個別減免等が適用された後における負担上限月額）と食費等実費負担月額（入所施設利用の場合に限る。補足給付等を受けている者については、補足給付等を適用した後における食費等実費負担月額。）の合計額を上限として算定した 1 か月あたりの平均負担額

イ 自立支援医療

自立支援医療の利用に係る負担上限月額と食費の実費負担額（入院の場合に限る。）を上限とした 1 か月あたりの平均負担額

(5) 保護の要否判定を行う際に算定する介護費は、概算介護所要額によるものとし、概算介護所要額は次により算定すること。

なお、介護保険の被保険者については、アからカまでにつき、それぞれのサービスに係る介護保険給付の利用者負担分を限度とする。

ア 居宅介護（イを除く。）

居宅介護支援計画に基づき、当該者の要介護状態区分に応じた介護保険の居宅介護サービス費等

区分支給限度基準額を上限として算定した1か月あたりの平均介護費用

イ 特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護に係る居宅介護

当該者の要介護状態区分に応じた1か月あたりの介護費用

ウ 施設介護

当該者の要介護状態区分に応じた1か月あたりの施設介護費用（食事の提供に要する費用を含む。）

エ 介護予防（オを除く。）

介護予防支援計画に基づき、当該者の要支援状態区分に応じた介護保険の介護予防サービス費等区分支給限度基準額を上限として算定した1か月あたりの平均介護費用

オ 介護予防特定施設入居者生活

介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係る介護予防当該者の要支援状態区分に応じた1か月あたりの介護費用

カ 福祉用具購入及び介護予防福祉用具購入

介護扶助の対象となる福祉用具であって、当該者の心身の状況から必要となると判断されるものの購入費について、介護保険の居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給限度基準額を12で除して得た額を上限として算定した1か月あたりの費用

問（第10の15） 居宅療養管理指導に係る居宅介護については、概算介護所要額をどのように算定すべきか。

答 原則として、申請日以降の利用に係る本人からの申し立てを基に、利用する予定の指定介護機関及び主治医の意見を確認し、必要と認められる場合には、必要な額を算定すべきである。

ただし、過去の利用実績等から利用の必要性を判断できる場合には、介護保険の1か月あたり上限回数を基に介護費用を算定し、主治医の意見を省略して差し支えない。

(6) 保護施設等の取扱い

ア 救護施設・更生施設及び宿所提供的施設

救護施設、更生施設又は宿所提供的施設に入所す

ることを必要とする者の収入充当額が最低生活費認定額以下の場合は、その者の収入充当額が最低生活費認定額を超過する場合であって、その超過額が保護施設事務費に満たない場合は、その者を被保護者と決定し又は被保護者とみなして、最低生活費認定額と保護施設事務費との合算額から収入充当額を差し引いた額を保護費及び保護施設事務費支出額として決定すること。

イ 救護施設及び更生施設の行う通所事業

救護施設及び更生施設が行う通所事業を利用する者に係る保護施設事務費支出額の決定は次により行うこと。

(ア) その世帯の収入充当額が最低生活費認定額以下の場合は、その者を被保護者と決定し、当該月の保護施設事務費の額をもって保護施設事務費支出額と決定すること。

(イ) (ア)に該当しない場合であっても、その世帯の収入充当額が最低生活費認定額を超過する場合であって、その超過額が保護施設事務費に満たない場合は、当分の間、その者を被保護者とみなして、当該月の保護施設事務費の額をもって保護施設事務費支出額として決定して差し支えないこと。

また、前記に該当しない場合であっても、その世帯の収入充当額が最低生活費認定額に保護施設事務費の2倍に相当する額を加えた額以下であるときは、当分の間、その者を被保護者とみなして、最低生活費認定額に保護施設事務費の2倍に相当する額を加えた額と収入充当額との差額をもって保護施設事務費支出額として決定して差し支えないこと。

ウ 授産施設

授産施設を利用する者の生業扶助の決定は次により行なうこと。

(ア) その世帯の収入充当額が最低生活費認定額と保護施設事務費（家庭授産を利用する場合は、家庭授産の事務費の額）の合算額以下の場合は、その者を被保護者と決定し、当該月の保護施設事務費の額をもって保護施設事務費支出額と決定すること。

(イ) (ア)に該当しない場合であっても、その世帯の収入充当額が最低生活費認定額に保護施設事務費の合算額以下の場合は、その者を被保護者と決定し、当該月の保護施設事務費の額をもって保護施設事務費支出額と決定すること。

務費（家庭授産を利用する場合であっても施設授産の事務費の額とする。）の2倍に相当する額を加えた額（以下「限度額」という。）以下であるときは、当該世帯の自立助長を考慮してその者を被保護者とみなし、当該月の保護施設事務費の額をもって保護施設事務費支出額と決定すること。

また、現に授産施設を効果的に利用している者については、収入充当額が限度額をこえる場合であっても、当分の間、その者を被保護者とみなし、そのこえる額と当該月の保護施設事務費との差額をもって保護施設事務費支出額として決定して差しつかえないこと。

エ アからウの場合の保護施設事務費は、施設入所の属する月の翌月（初日に入所する場合は当該月）から退所の日の属する月まで月を単位として算定し、支出決定すること。

ただし、新たに事業を開始した施設であって事業開始後3箇月を経過する日の属する月の末日が経過していない施設に月の中途で入退所する者の保護施設事務費は、入退所の日を含めた入所日数に応じ日割計算により算定すること。

オ アからウの場合において最低生活費認定額をこえる収入充当額があるため保護施設事務費の範囲内で生ずる本人支払額は、施設入所の属する月の翌月（初日に入所する場合は当該月）から退所の日の属する月まで、月を単位として算定すること。

ただし、新たに事業を開始した施設であって事業開始後3箇月を経過する日の属する月の末日が経過していない施設に月の中途で入退所する者の本人支払額は、当該月の収入充当額に基づき算定すること。

(7) 扶助費支給額又は本人支払額の算定（以下「支給額の算定」という。）は、次により行なうこと。

ア 収入額が月により変動しない定期的収入については、その月額を基礎として支給額の算定を行なうこと。

イ 収入額が月によりある程度の変動が予想されるが、一定期間について観察すれば安定した継続的収入が得られると認められる場合は、3箇月をこえない期間ごとに認定した収入の平均月割額を基礎として支給額の算定を行なうこと。

ウ 農業収入又は年間の一時期のみの収穫による収入については、原則として12分の1相当額をもって支給額の算定を行なうこととするが、これによることが適当でないと認められる場合は、イにより支給額の算定を行なうこと。

エ 賞与、期末手当等については、その収入月及び収入額が確実に把握できるときは、その収入額を認定のうえ、これを基礎として支給額の算定を行なうこと。この場合、当該算定にかかる収入の額と、扶助費支給後に認定された収入額とに差を生じたときは、収入月以降の収入額に加減して支給額の算定を行なうこと。

オ アからエまでによることが適当でないと認められるときは、客観的根拠により推定できる収入額を基礎として支給額の算定を行なうこと。

なお、保護継続中の者が新たに就職した場合であって、当該新規就労による収入を当該月の収入として計上することが不適当であると認められる場合に限り、当該収入をその翌月の収入として計上して支給額の算定を行なうこと。また、この取扱いの適用をうけた者にかかる翌月以降の収入の認定は、当該月の収入をその翌月の収入とみなして取り扱うものであること。

(8) 最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、法第80条を適用すべき場合及び(7)のエによるべき場合を除き、当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行なえば生ずることとなる返納額（確認月及びその前月までの分に限る。）を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差しつかえないこと。（この場合、最低生活費の認定変更に基づく扶助費支給額の遡及変更決定処分を行なうことなく、前記取扱いの趣意を明示した通知を発して、次回支給月以後の扶助費支給額決定処分を行なえば足りるものであること。）

問（第10の11） 局長通知第10の2の(8)では、最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合の被保護者からの返納額の取扱いを示しているが、実施機関からの追加支給を行うべき場合においても同様に考えて、次回支給月以後の収入充当額を減額することによって

調整して差しつかえないか。

答 次回支給月以後の収入充当額を減額することによって調整することは認められないものであり、最低生活費又は収入充当額の認定変更に基づき、扶助費支給額の変更決定を行なって追加支給すること。

この場合、扶助費支給額の変更決定を行なうべき時点は、保護の基準、次官通知、局長通知に定めるところのほか、次に掲げるところを基準とされたい。

- 1 予測し得ない事情の変化により、当該月の収入認定額よりも実際の収入額が著しく過少となり、かつ、当該月内において以後必要な追加収入額が得られないと認められる等、扶助費追加支給の必要があると認められる場合は、その事実を確認した日に直ちに所要の変更手続をとること。
- 2 収入額の変動があった場合であって1以外のときは、法第61条により被保護者から当該月の収入に変動があった旨の届出があった場合であって、当該月の実収入総額を確認したうえ次官通知第8の2に示す収入額の認定の原則並びに局長通知第8及び第10等に示すところによって認定した収入額と比較し、かつ、その他の事情をも勘案した結果、当該世帯の最低生活の維持に著しい支障をきたす事実を確認したときに所要の変更手続をとること。

(9) 特定中国残留邦人等及びその者の配偶者と同居している場合であって、特定中国残留邦人等及びその者の配偶者が支援給付を受給しない場合における保護の要否の判定は、まず、当該要保護世帯と当該特定中国残留邦人等及びその者の配偶者と同一世帯とみなした場合に算出される当該最低生活費の額と、収入充当額との対比により行うこと。

この場合、当該特定中国残留邦人等及びその者の配偶者の収入充当額の算定については、支援給付の実施要領の定めるところにより行い、当該要保護世帯の収入充当額の算定については、本通知の定めるところにより行うこと。なお、要否の判定に当たり、特定中国残留邦人等とその者の配偶者の資産については考慮する必要がないものであること。

この判定の結果要となつた場合には、さらに局長通知第7-2-(1)-シによる当該要保護世帯の最低生活費と、当該要保護世帯の収入充当額との対比

により保護の要否判定及び程度の決定を行うこと。

この場合、当該特定中国残留邦人等及びその者の配偶者の収入のうち支援給付の最低生活費を超える額については、収入として認定しないこと。

なお、要否の判定は保護の開始申請時のほか、年1回6月に行うこと。

3 保護の開始時期

④ 第10

3 保護の開始時期

保護の開始時期は、急迫保護の場合を除き、原則として、申請のあった日以降において要保護状態にあると判定された日とすること。

なお、町村長経由の申請の場合には、町村長が申請書を受領した日、また管轄違いの申請があった場合には、最初の保護の実施機関が申請を受理した日を、それぞれ申請のあった日として取り扱うこと。

問（第10の2） 土曜日の夕方急病で入院した要保護者から月曜日に保護の申請があつたが、土曜日にさかのぼって保護を適用して差しつかえないか。

答 医療扶助の適用については、設例の場合のように、急病等のため申請遅延につき真にやむを得ない事情のあったことが立証される場合には、必要最小限度で申請時期からさかのぼり保護を開始して差しつかえない。

4 扶助費の再支給

④ 第10

4 扶助費の再支給

前渡された保護金品又は収入として認定された金品（以下「前渡保護金品等」という。）を失った場合で、次のいずれかに該当するときは、失った日以後の当該月の日数に応じて算定された額の範囲内において、その世帯に必要な額を特別基準の設定があったものとして認定できるものであること。

- (1) 災害のために前渡保護金品等を流失し、又は紛失した場合
- (2) 盗難、強奪その他不可抗力により前渡保護金品等を失った場合

問（第10の16） 扶助費の再支給を行うにあたり、留意すべき事項を示されたい。

答 次の点に留意すること。

1 盗難、強奪その他不可抗力の認定

(1) 盗難、強奪

金額の多寡を問わず、警察に被害届を出し検査依頼を必ず行わせること。

(2) その他不可抗力

その他としては遺失等が考えられるが、社会通念上一般に要求される程度の注意をしたにも関わらず、遺失したことが挙証されない限り、不可抗力とは認められない。遺失の場合も、警察に遺失届の提出を必ず行わせること。

2 調査及び指導等

(1) 事実の調査

被保護者から扶助費の再支給の申請があった場合には本人及び関係者等から事情を詳細に聴取するとともに、必要に応じて実地調査等を行い、失った理由、金額、当時の手持金等について十分に確認すること。

(2) 扶養義務者に対する扶養依頼等の指導

盗難等により保護金品を失ったという特別な事情があるので、通常の扶養は期待できない者も含め援助を受けることを指導し、扶養依頼を行うこと。

3 金品管理等生活指導

一般に、保護費を紛失し再支給を申請するケースは、保護費の大部分を携帯し金銭管理に注意を欠く例が多いので、生活上の指導を十分に行い、必要以上の金品を携帯することのないよう配慮すること。

4 預貯金の活用

被保護者が預貯金を有しており、これを充てれば最低生活が可能と認められる場合は、自己の急迫・緊急状態を回避するため、最優先として預貯金を生活維持に充てさせること。

問（第10の3） 保護台帳、収支認定表等について、一般住民より閲覧の申出があったが、これを認めて差しつかえないか。

答 認めるべきではない。

保護の決定実施に際しては、その事務の性質上要

保護者にとっては隠したい個人的な秘密にわたる事項まで調査することがあるが、これらの事項につきその秘密を厳守することは、国民の福祉事務所に対する信頼を確保するうえから欠くことができないのみならず、法律上の義務でもある（地方公務員法第34条参照。なお、国家公務員法第100条、民生委員法第15条及び刑事訴訟法第144条に同趣旨の規定がある。）。したがって、これらの事項を記録した保護台帳等の閲覧は許されない。

ただし、保護の実施機関が、当該地方公共団体の個人情報保護条例に基づき、自己を本人とする保護台帳、収支認定表等の個人情報の開示を請求された場合は、同条例の定めるところにより適切に対応されたい。

なお、保護について不服があれば不服申立てによるべきであり、また一般住民が保護の実施機関の法律執行につき疑義をもつときは、監査請求（地方自治法第75条）によるべきである。

5 保護の停廃止

問（第10の12） 法第26条の規定により保護の停止又は廃止を行なう場合の取扱いの基準を示されたい。

答 被保護者が保護を要しなくなったときには、法第26条の規定により保護の停止又は廃止を行なうこととなるが、保護を停止すべき場合又は廃止すべき場合は、原則として、次によられたい。

1 保護を停止すべき場合

(1) 当該世帯における臨時的な収入の増加、最低生活費の減少等により、一時的に保護を必要としなくなった場合であって、以後において見込まれるその世帯の最低生活費及び収入の状況から判断して、おおむね6か月以内に再び保護を要する状態になることが予想されるとき。

なお、この場合には、以後において見込まれる当該世帯の最低生活費及び収入充当額に基づき、停止期間（原則として日を単位とする。）をあらかじめ定めること。

(2) 当該世帯における定期収入の恒常的な増加、

最低生活費の恒常的な減少等により、一応保護を要しなくなったと認められるがその状態が今後継続することについて、なお確実性を欠くため、若干期間その世帯の生活状況の経過を観察する必要があるとき。

2 保護を廃止すべき場合

(1) 当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、以後特別な事由が生じないかぎり、保護を再開する必要がないと認められるとき。

(2) 当該世帯における収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以後おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるとき。

なお、以上の場合における保護の停止又は廃止は保護を要しなくなった日から行なうことを原則とする。

ただし、当該保護を要しなくなった日の属する月が、保護の停止又は廃止を決定した日の属する月の前々月以前であるときは、保護を要しなくなった日まで遡及して保護の停廃止を行なうことなく、保護を要しなくなった日から前々月までの間にかかる保護の費用について、法第63条又は法第78条の規定により費用を徴収することとし、前月の初日をもって保護の停廃止を行なうこと。

問（第10の12の2） 保護受給中の者が、要保護世帯向け不動産担保型生活資金を利用した場合には、必ず保護の廃止によらなければならぬか。生活実態の把握が必要な場合等世帯の状況によっては停止とすることも可能か。

答 生活福祉資金の要保護世帯向け不動産担保型生活資金を利用した場合については、当該貸付資金が貸付を利用しなければ要保護状態となる世帯を対象としていることから、貸付の利用が終了した後には生活保護の適用となる可能性が高い世帯であることを踏まえ、当該貸付資金の利用者については、保護の廃止ではなく、保護の停止を行うこととしても差しつかえない。

問（第10の12-3） 保護受給中の者から「保護を辞退する」旨の意思を示した書面（以下「辞退届」という。）が提出された場合には、これに基づき保護を廃止しても差し支えないか。

答 被保護者からが提出された「辞退届」が有効なものであり、かつ、保護を廃止することで直ちに急迫した状況に陥ると認められない場合には、当該保護を廃止して差し支えない。

ただし、「辞退届」が有効となるためには、それが本人の任意かつ真摯な意思に基づくものであることが必要であり、保護の実施機関が「辞退届」の提出を強要してはならないことは言うまでもなく、本人が「保護を辞退する義務がある」と誤信して提出した「辞退届」や、本人の真意によらない「辞退届」は効力を有せず、これに基づき保護を廃止することはできないものである。

また、「辞退届」が本人の任意かつ真摯な意思に基づいて提出された場合であっても、保護の廃止決定を行うに当たっては、例えば本人から自立の目途を聴取するなど、保護の廃止によって直ちに急迫した状況に陥ることのないよう留意すること。

さらに、保護の廃止に際しては、国民健康保険への加入など、保護の廃止に伴い必要となる諸手続についても助言指導すること。

問（第10の19） 被保護者が海外に渡航した場合には、生活保護の取扱いはどうなるか。

答 被保護者が、一時的かつ短期に海外へ渡航した場合であって引き続き国内に居住の場所を有している場合は、海外へ渡航したことのみをもって生活保護を停廃止することはできないものである。

しかしながら、当該被保護者は渡航費用を支出できるだけの額の、本来その最低生活の維持のために活用すべき金銭を有していたことから、当該渡航費用のための金銭は収入認定の対象となるものである。したがって、それが単なる遊興を目的とした海外旅行等に充てられた場合には、その交通費及び宿泊費に充てられる額について収入認定を行うこととされたい。ただし、この場合、個々の世帯の状況等を勘案し、当該渡航期間中の基準生活費及び加算に相当する額を超える額については、収入認定しないものとして差し支えない。

また、次のような目的で概ね2週間以内の期間で海外へ渡航する場合には、その使途が必ずしも生活保護の趣旨目的に反するものとは認められないとから、保護費のやりくりによる預貯金等で賄う場合には、本通知第3の108により、他からの援助等

で賄う場合には次官通知第8の3の(3)のエに該当するものとして、当該渡航に要する費用の全額を収入認定しないものとして差し支えない。

- 1 親族の冠婚葬祭、危篤の場合及び墓参
- 2 修学旅行
- 3 公的機関が主催する文化・スポーツ等の国際的な大会への参加（選抜又は招待された場合に限る。）

担保貸付を利用することになる。

生活保護制度は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる（生活保護法第4条）ものであることから、老後の基礎的な生活費等として活用すべき年金を担保に貸付を受けて、これを先に述べたような用途に充てるために費消するような場合には、資産活用（月々の年金受給）を故意に忌避しているため、法第4条に定める保護の受給要件を満たしていないと解されることになる。

したがって、過去に年金担保貸付を利用するとともに生活保護を受給していたことがある者が再度借入をし、保護申請を行う場合には、

- ・ 当該申請者が急迫状況にあるかどうか
- ・ 保護受給前に年金担保貸付を利用したことについて、社会通念上、真にやむを得ない状況にあったかどうか

といった事情を勘案した上で、原則として、保護の実施機関は資産活用の要件を満たしていないことを理由とし、申請を却下して差し支えない。

なお、被保護者に対しては、生活保護受給中には年金担保貸付を受けることができないこと、年金担保貸付を受けている場合には生活保護を受けることができないことを周知しておかたい。

問（第10の17-2）稼働能力に応じた求職活動を行っていないことを理由に保護を廃止された者が、その後同様の状況下で求職活動に取り組むことを確認した上で再度保護を受給するに至った際、やはり能力に応じた求職活動を行わないと保護を再び廃止され、その後再々度保護の申請を行った場合には、どのように保護の要否の判断を行えばよいか。

答 設問のような場合には、保護の廃止等を通じて、稼働能力の活用が保護の要件であって、その能力に応じた求職活動を行うことの必要性を十分に理解していることは、より明らかであり、保護再廃止時までの再三の就労指導に従わなかったのであるから、再廃止後間もなくされた申請においては、仮に、求職活動を十分に行なうと申請者が申立てたとしても、稼働能力を活用することは期待できず、故意に稼働能力の活用を忌避し、資産要件を満たさないと考えられる。

第11 保護決定実施上の指導指示及び検診命令

1 保護申請時における助言指導

問 第11

1 保護申請時における助言指導

- (1) 要保護者が、保護の開始の申請をしたときは、保護の受給要件並びに保護を受ける権利と保護を受けることに伴って生ずる生活上の義務及び届出の義務等について十分説明のうえ適切な指導を行なうこと。
- (2) 要保護者が、自らの資産能力その他扶養、他法等利用しうる資源の活用を怠り又は忌避していると認められる場合は、適切な助言指導を行なうものとし、要保護者がこれに従わないときは、保護の要件を欠くものとして、申請を却下すること。

なお、要保護者が自らの資産、能力等の活用により最低生活の需要を満たすことができると認められる場合には、保護を要しないものとして申請を却下すること。

問（第10の17）過去に年金担保貸付を利用するとともに生活保護を受給していたことのある者が再度借入をし、保護申請を行った場合、資産活用の要件を満たしていないことを理由とし、申請を却下してよろしいか。

答 過去に年金担保貸付を利用するとともに生活保護を受給し、その後に保護廃止となった者が、再度年金担保貸付制度を利用し、その借入金を例えればギャンブルや借金返済等に費消した後、本来受給できるはずの年金が受給できなくなった場合は、実質的に保護費を借金返済等に充てることを目的として年金

したがって、保護の実施機関は、稼働能力がありながらその能力に応じた求職活動を行っていないことを理由に保護廃止となった者が、その後、同じ理由で保護廃止となり、再々度の申請を行う場合には、

- ① 当該申請者が、急迫の状況にないこと
- ② 申請の段階で身体的に稼働する能力があること
- ③ 保護廃止から間もない申請であること
- ④ 保護廃止から申請までの間に真摯に求職活動を行ったことが立証されていないこと
- ⑤ 社会通念上、真にやむを得ない事情がないこと

を確認した上で、より厳密に稼働能力を活用する意思があるか否かの評価を行い、保護の適否を判断することになる。

なお、被保護者に対しては、稼働能力がありながらその能力に応じた求職活動を行っていないことを理由に保護廃止となった者が、その後、同じ理由で保護廃止になり再々度の申請をした場合には、より厳密に稼働能力を活用する意思があるか否かの評価を行い、保護の適否を判断する取扱いとなることを事前に周知しておかれたいたい。

また、本取扱いの実施にあたっては、稼働能力を活用しないことを理由とした過去二回の廃止の事実だけをもって判断するということでなく、上記の①から⑤に該当するか否かについて、保護の実施機関において組織的に検討すること。

等の養育にあたることを要しなくなったため就労が可能となったとき。

ウ 現に就労の機会を得ていながら、本人の稼働能力、同種の就労者の収入状況等からみて、十分な収入を得ているものとは認めがたいとき。

エ 内職等により少額かつ不安定な収入を得ている者について、健康状態の回復、世帯の事情の改善等により転職等が可能なとき。

オ 就労中であった者が労働争議参加等のため現に就労収入を得ていないとき。

カ アからオまでに掲げる場合のほか、資産、扶養、他法他施策による措置等の活用を怠り、又は忌避していると認められるとき。

キ 次官通知第7の1による収入に関する申告を行なわないとき。

ク 世帯の変動等に関する法第61条の届出の義務を怠り、このため保護の決定実施が困難になり、又は困難になるおそれがあるとき。

ケ 主治医の意見に基づき、入院、転院又は退院が必要であると認められるとき。

コ 施設に入所させ、又は退所させる必要があると認められるとき。

サ 施設入所者が施設の管理規程に従わないと、施設運営上困難を生じている旨当該施設長から届出があったとき。

シ キからサまでに掲げる場合のほか最低生活の維持向上又は健康の保持等に努めていない等被保護者としての義務を怠っていると認められるとき。

ス その他、保護の目的を達成するため、又は保護の決定実施を行なうため、特に必要があると認められるとき。

(2) (1)のアからオまでによる指導指示を行うにあたっては、本人又は親族、知己による求職活動をうながし、これに適切な助言、指導又はあっせんを行うこととするが、これによることが適当でない場合は、公共職業安定所への連絡、紹介等について必要な指導指示を行うものとすること。

なお、被保護者の就労又は収入の増加を図るために必要があると認められるときは、生業扶助の適用等の措置について配慮すること。

(3) 指導指示を行なうにあたっては、必要に応じて、事前に調査、検診命令等を行ない状況の把握に努め

2 保護受給中における指導指示

⑩ 第11

2 保護受給中における指導指示

(1) 保護受給中の者については、隨時、1と同様の助言、指導を行なうほか、特に次のような場合においては必要に応じて法第27条による指導指示を行なうこと。

ア 傷病その他の理由により離職し、又は就職していない者が傷病の回復等により就労（そのために必要な訓練等につくことを含む。）を可能とするに至ったとき。

イ 義務教育の終了又は傷病者の介護もしくは乳児

るとともに本人の能力、健康状態、世帯の事情、地域の慣習等について配慮し、指導指示が形式化することのないよう十分留意すること。

(4) 法第27条による指導指示は、口頭により直接当該被保護者（これによりがたい場合は、当該世帯主）に対して行なうことを原則とするが、これによって目的を達せられなかつたとき、または目的を達せられないと認められるとき、及びその他の事由で口頭によりがたいときは、文書による指導指示を行なうこととする。当該被保護者が文書による指導指示に従わなかつたときは、必要に応じて法第62条により所定の手続を経たうえ当該世帯又は当該被保護者に対する保護の変更、停止又は廃止を行なうこと。

3 保護停止中における助言指導等

④ 第11

3 保護停止中における助言指導等

保護停止中の被保護者についても、その生活状況の経過を把握し、必要と認められる場合は、生活の維持向上に關し適切な助言指導を行なう等、所要の措置を講ずること。

4 検診命令

④ 第11

4 検診命令

(1) 検診を命ずべき場合

次のような場合には、要保護者の健康状態等を確認するため検診を受けるべき旨を命ずること。なお、この場合事前に嘱託医の意見を徵すこととし、さらに必要と認められる場合には都道府県本庁（指定都市及び中核市にあっては市本庁とする。）の技術的な助言を求める。

ア 保護の要否又は程度の決定にあたって稼働能力の有無につき疑いがあるとき。

イ 障害者加算その他の認定に關し検診が必要と認められるとき。

ウ 医療扶助の決定をしようとする場合に、要保護者の病状に疑いがあるとき。

エ 現に医療扶助による給付を受けている者につき当該給付の継続の必要性について疑いがあるとき。

オ 介護扶助の実施にあたり、医学的判断を要するとき。

カ 現に医療扶助の適用を受けている者の転退院の必要性の判定を行なうにつき、検診が必要と認められるとき。

キ 自立助長の観点から健康状態を確認する必要があるとき。

ク その他保護の決定実施上必要と認められるとき。

(2) 医師又は歯科医師の選定及び連絡

検診を行なう医師又は歯科医師は、要保護者の当該疾病につき、正確かつ適切な診断を行ない得ると判断されるものの中から指定すること。この場合、指定しようとする医師または歯科医師に対して、検診すべき要保護者の氏名、期日、場所、方法、報酬等をあらかじめ連絡し、その了解を得ること。了解を得た場合は検診書及び検診料請求書を発行して交付すること。

(3) 検診命令書の発行

(1)により検診を受けるべき旨を命じようとするときは、検診を受けるべき者に検診命令書を発行して行なうものとすること。

この場合、原則として検診命令書は検診を受ける者に直接交付するものとし、交付にあたっては、検診命令について詳細に説明するとともに、これに従わないときは、保護の申請が却下され、又は保護の変更、停止若しくは廃止をされることがある旨伝えること。

(4) 検診書の検討および受理

検診を行なった医師等から検診書の送付を受けたときは、その記載内容について検討し、不明な点があればそこの検診を行なった医師または歯科医師に照会して(1)の各号の疑いを明らかにしたうえ、これを受理すること。

(5) 検診料の支払

検診を行なった医師等から検診料請求書を受け取ったときは、その内容を審査してこれを確認し、検診料を当該医師又は歯科医師に支払うこと。

なお、検診料は原則として法による診療方針及び診療報酬の例によるものとすること。ただし、検診結果を施行細則準則に定める様式以外の書面により作成する必要があると認められる場合は、検診料の

ほかに4,500円の範囲内（ただし、障害認定に係るものについては5,800円の範囲内）で特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えない。

(6) 検診命令に従わない場合の取扱い

検診命令に従わない場合において必要があると認められるときは、法第28条第5項に定めるところにより当該保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止を行なうこと。

問（第11の1） 被保護者が書面による法第27条の規定による指導指示に従わない場合の取扱いの基準を示されたい。

答 被保護者が書面による指導指示に従わない場合は、必要と認められるときは、法第62条の規定により、所定の手続を経たうえ、保護の変更、停止又は廃止を行なうこととなるが、当該要保護者の状況によりなお効果が期待されるときは、これらの処分を行なうに先立ち、再度、法第27条により書面による指導指示を行なうこと。なお、この場合において、保護の変更、停止又は廃止のうちいずれを適用するかについては、次の基準によること。

1 当該指導指示の内容が比較的軽微な場合は、その実情に応じて適当と認められる限度で保護の変更を行なうこと。

2 1によることが適当でない場合は保護を停止することとし、当該被保護者が指導指示に従ったとき、又は事情の変更により指導指示を必要とした事由がなくなったときは、停止を解除すること。

なお、保護を停止した後においても引き続き指導指示に従わないでいる場合には、さらに書面による指導指示を行なうこととし、これによつてもなお従わない場合は、法第62条の規定により所定の手続を経たうえ、保護を廃止すること。

3 2の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は保護を廃止すること。

(1) 最近1年以内において当該指導指示違反のほかに、文書による指導指示に対する違反、立入調査拒否若しくは検診命令違反があつたとき。

(2) 法第78条により費用徴収の対象となるべき事実について以後改めるよう指導指示したにもかかわらず、これに従わなかつたとき。

(3) 保護の停止を行なうことによっては当該指導指示に従わせることが著しく困難であると認められるとき。

なお、1から3に掲げる保護の変更、停止又は廃止は、当該処分を行なうことを実際に決定した日から適用することを原則とするが、あらかじめ履行の期限を定めて指導指示を行なつた場合にはその指定期限の翌日まで遡及して適用して差しつかえない。

問（第11の2） 要保護者が法第28条による検診命令に従わなかつた場合の取扱いの基準を示されたい。

答 設問のような場合にはその必要があると認められるときは法第28条第5項により保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は、保護の変更、停止若しくは廃止を決定すること。

なお、法第28条第5項により処分を行なう場合は、次によること。

1 保護の開始申請に伴い、保護の要否を判定するため必要な検診である場合には、当該開始申請を却下すること。

2 保護の変更申請に伴い必要な検診である場合には当該変更申請を却下すること。

3 要保護者が検診を受けなかつたため、特定の費用について必要性の有無が判断できないときは、最低生活費の算定に際し、当該費用を計上しないこと。

4 2又は3によりがたい場合は保護を停止することとし、当該被保護者が検診を受け、かつ、その結果保護を要することが明らかになつたとき、又は検診を受けさせる必要がなくなつたときには停止を解除すること。

なお、保護を停止した後、再度検診命令を行ない、なおこの命令にも従わないとときは、法第28条第5項により保護を廃止すること。

5 4にかかわらず、最近1年以内において当該検診命令違反のほかに文書による指導指示に対する違反、立入調査拒否若しくは検診命令違反があつたとき、又は停止によつては、当該要保護者をして検診命令に従わせることが著しく困難であると認められるときは、保護を廃止すること。

なお、4及び5に掲げる保護の変更、停止又は廃止は処分を行なうことを決定した日から適用す

ることを原則とするが、あらかじめ期日を定めて検診命令を行なった場合にはその指定期日の翌日まで遡及して適用して差しつかえない。

第12 調査及び援助方針等

1 訪問調査

④ 第12

1 訪問調査

要保護者の生活状況等を把握し、援助方針に反映させることや、これに基づく自立を助長するための指導を行うことを目的として、世帯の状況に応じ、訪問を行うこと。訪問の実施にあたっては、訪問時の訪問調査目的を明確にし、それを踏まえ、年間訪問計画を策定のうえ行うこと。なお、世帯の状況に変化があると認められる等訪問計画以外に訪問することが必要である場合には、隨時に訪問を行うこと。また、訪問計画は被保護者の状況の変化等に応じ見直すこと。

(1) 申請時等の訪問

保護の開始又は変更の申請等のあった場合は、申請書等を受理した日から1週間以内に訪問し、実地に調査すること。

(2) 訪問計画に基づく訪問

訪問計画は、次に掲げる頻度に留意し策定すること。

ア 家庭訪問

少なくとも1年に2回以上訪問すること。

ただし、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）を利用しており、施設管理者等により日常的に生活実態が把握され、その状況が福祉事務所に報告されている世帯については、入院入所者と同様に1年に1回以上訪問することとして差しつかえない。

また、被保護者本人からの（平成17年3月31日付け社援発第0331003号厚生労働省社会・援護局長通知に定めるところによる）個別支援プログラムへの参加状況の報告及び個別支援プログラムを実施する関係機関等との連絡により必要な状況確認ができる場合には、その報告や連絡を3回目以上の家庭訪問とみなすこととして差し支えない。

イ 入院入所者訪問

(ア) 入院している患者については、少なくとも1年に1回以上、本人及び担当主治医等に面接して、その病状等を確認すること。

(イ) 生活扶助を目的とする施設若しくは介護施設に入所している者又は保護施設通所事業を利用している者については、1年に1回以上訪問すること。

(3) 臨時訪問

次に掲げる場合については、臨時訪問を行うこと。

ア 申請により保護の変更を行う場合

イ 生業扶助により就労助成を行った場合

ウ 水道設備、電灯設備又は家屋補修に要する経費を認定した場合（事後確認）

エ 保護が停止されている場合

オ その他指導若しくは、助成又は調査の必要のある場合

問（第12の1） 実施機関において、被保護世帯の世帯類型や助言指導の必要性等に応じた統一的な訪問基準を作成し、それに基づいて訪問計画を策定することとして差しつかえないか。

答 訪問調査については、①生活状況の把握、②保護の要否及び程度の確認、③自立助長のための助言指導などを目的として実施することが考えられるところであるが、これらの訪問目的を達成するために考慮された訪問基準であれば、お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

なお、前記の訪問基準の設定を行った場合であっても、被保護者の個々の状況に応じて、適宜、必要な訪問調査の実施に留意されたい。

問（第12の2） 無料低額宿泊所に入所中の者に対し、訪問調査を行う場合、居宅の場合と同様、局長通知第12の1(2)に基づき、少なくとも1年に2回以上訪問するべきか。

答 お見込みのとおり。

なお、個々の援助方針に沿った支援等を行うことと目的として、「住宅手当緊急特別措置事業実施要領の一部改正について」（平成25年3月1日社援発0301第1号厚生労働省社会・援護局長通知）に規定する「住宅確保・就労支援員」等を活用して必要

な状況確認ができる場合には、その報告や連絡を3回目以上の訪問とみなすこととして差し支えない。

また、訪問調査を行うにあたっては、居宅生活への移行が可能か検証する等、自立に向けた支援の検討を行うこと。

2 関係機関調査

④ 第12

2 関係機関調査

保護の決定実施上必要があるときは、年金事務所、公共職業安定所、事業主、保健所、指定医療機関、指定介護機関等の関係機関について、必要事項を調査すること。

3 課税調査

④ 第12

3 課税調査

被保護者の収入の状況を客観的に把握するため、毎年6月以降、課税資料の閲覧が可能となる時期に速やかに、税務担当官署の協力を得て被保護者に対する課税の状況を調査し、収入申告額との突合作業を実施すること。

4 援助方針

④ 第12

4 援助方針

(1) 援助方針の策定

訪問調査や関係機関調査によって把握した要保護者の生活状況を踏まえ、個々の要保護者の自立に向けた課題を分析するとともに、それらの課題に応じた具体的な援助方針を策定すること。また、策定した援助方針については、原則として要保護者本人に説明し、理解を得るよう努めること。

(2) 援助方針の評価と見直し

被保護世帯に対する指導援助の結果を適宜適切な時期に評価し、援助方針の見直しを行うこと。

援助方針の見直しは、世帯の状況等の変動にあわせて行うほか、世帯の状況等に変動がない場合であっても少なくとも年に1回以上行うこと。

5 関係機関との連携

④ 第12

5 関係機関との連携

被保護世帯への指導援助にあたっては、関係部局、民生委員・児童委員、保健所、児童相談所、公共職業安定所、医療機関、介護機関、地域包括支援センター、障害福祉サービス事業者、学校、警察等の関係機関と必要な連携を図ること。

第13 その他

1 国民年金保険料の取扱い

④ 第13

1 国民年金保険料の取扱い（別紙参照）

国民年金保険料の取扱いは、次のとおりであるので、これを踏まえ、被保護者の自立助長を図られたい。

(1) 生活扶助を受ける者については、国民年金法第89条の規定により、生活扶助を受けるに至った日の属する月の前月からこれに該当しなくなる日の属する月までの期間に係る保険料は、すでに納付されたもの及び前納されたものを除き、納付することを要しないものであること。

(2) 生活扶助以外の扶助を受けるものについては、国民年金法第90条の規定により、社会保険庁長官は、その指定する期間に係る保険料は、すでに納付されたもの及び前納されたものを除き、納付することを要しないものとすることができる。この場合において、被保護者から申請があったときは、直ちに免除の認定が行われるべきであるとされていること。なお、社会保険庁長官の指定する期間とは、申請のあった日の属する月の直前の7月からその翌年の6月までの期間において必要と認める期間である。

2 放送受信料

④ 第13

2 放送受信料

被保護者が受信機を設置して締結する受信契約については、日本放送協会受信料免除基準により、放送受信料は免除されるものであること。

なお、受信料免除申請書については、日本放送協会において用紙を印刷し、各放送局に配付することとさ

れているので、もよりの放送局と連絡のうえこれを受領し、あらかじめ福祉事務所に備えておくこと。また受信料を免除されている者に係る保護の継続如何に関する連絡等について、日本放送協会の受信料免除に関する事務に協力すること。

3 国民年金（福祉年金）及び児童扶養手当の取扱い

㊂ 第13

3 国民年金（福祉年金）及び児童扶養手当の取扱い

(1) 福祉年金受給権の裁定請求に必要な費用及び児童扶養手当受給資格の認定請求に必要な費用については、次官通知第8の3の(2)のアの(イ)によって、年金又は手当収入を得るために必要な経費として、その実際必要額を当該収入から控除するものであること。

(2) 福祉年金（児童扶養手当）裁定（認定）請求に必要な添付書類で費用を伴うものは次に掲げる表の上欄のとおりであるが、これらは同表の下欄に記載するとおり処理することによってその費用を無料又は低額にすることができるのであるから、十分理解したうえ細部は関係機関に連絡し、手続に要する経費は最小限度に止めるとともに、手続が煩雑である等の理由により受給を期待しうる要保護者が裁定（認定）の申請を行なわないことのないよう指導すること。

子等の相互の身分関係を明らかにする書類等	
児童扶養手当において身分関係又は生計関係を明らかにすることができる書類	戸籍の謄抄本又は住民票の写しを必要とするときは前記による。また、民生委員、社会福祉主事等の証明書によるときは費用を要しない。
福祉年金診断書	次の施設を利用するときは、無料又は低額料金によることができる。 1 無料交付施設 (1) 身体障害者福祉法による身体障害者更生相談所及びその巡回相談 (2) 児童福祉法による障害児福祉施設 2 無料又は低額料金による交付施設 (1) 国立病院、国立療養所、社会保険関係病院、日本赤十字病院、社会福祉法人経営の無料又は低額診療施設 (2) 保健所のうち肢体不自由児療育指定保健所
児童扶養手当認定診断書	福祉年金診断書と同様であるが、次の2点に留意すること。 1 国民年金法による障害等級の1級に該当し、障害（福祉）年金を受けている者については省略できる。 2 知的障害者福祉法による知的障害者更生相談所及びその巡回相談においても無料で交付を受けることができる。

第14 施行期日等

（省 略）

戸籍の謄抄本又は住民票の写し	戸籍又は住民票の記載事項に関する証明書をもって代えた場合は費用を要しない。
受給権者（受給資格者）配偶者又は扶養義務者の所得証明書	裁定（認定）請求書を提出しようとする市町村長から福祉年金所得状況届（児童扶養手当所得状況届）に審査した旨の記載を受けることによって省略することができるが、この場合は費用を要しない。また、他の市町村長から同様の記載を受ける場合においても費用を免除されることがある。
母子福祉年金等の死亡の当时における夫、受給権者及び	戸籍若しくは除籍の抄本又は住民票の写しを必要とするときは上記による。また死亡した夫との関係が内縁関係であつたため戸籍抄本等を添えることができないときは、医師、民生委員、社会福祉主事等の証明書で差しつかえなく、したがって費用を要しない。



**9. 生活保護問答集について
(平成 21 年 3 月 31 日厚生労働省社
会・援護局保護課長事務連絡)
【改正案】**

新旧対照表（案）

改正後	現行
<p>問5-13 [扶養義務者への通知]</p> <p><u>保護の開始決定をしようとする場合の扶養義務者への通知の取扱いについて、次の点を具体的に教示されたい。</u></p> <p>(1) <u>扶養義務者の扶養能力等から判断して、必ずしも法第77条の規定による費用徴収を行う蓋然性が高いと言えない場合</u></p> <p>(2) <u>保護の開始決定後において、明らかに扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者が判明した場合</u></p> <p>(3) <u>明らかに扶養義務を履行することが可能と認められる者が要保護者の相対的扶養義務者であった場合</u></p> <p>(答) (1) <u>明らかに要保護者を十分扶養することができると思われる扶養義務者に対して何ら対応を行わず、そのまま保護費を支給することは、国民の生活保護制度に対する信頼を失うことになりかねない。</u></p> <p><u>このため、扶養が可能と思われる扶養義務者には、その責任を果たしていただくことが重要である。扶養義務者への通知は、扶養義務者に対して法第28条により報告を求めることや、法第77条により家庭裁判所を活用した費用徴収があり得ることから、事前に親族が保護を受けることを把握できるようになることが適当であるとの法制的な観点から規定されているものである。</u></p> <p><u>一方で、行政が家庭の問題に立ち入ることは慎重を期すべきことは当然であり、保護が必要な人が保護を受ける妨げとならないよう、慎重に対応していくことも求められる。</u></p> <p><u>このため、法第24条第8項による扶養義務</u></p>	<p>問5-13</p> <p>新設</p>

者への通知は、明らかに扶養が可能と思われるにもかかわらず民法に定める扶養を履行していないと認められる限定的な場合に行うものであり、設問のような場合に通知することは適切ではない。

(2)要保護者の扶養義務者に対する扶養能力の調査に相当の時間を要すること等により、保護の開始決定後に明らかに扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者が判明した場合、法律上、通知しなければならないことにはならない。しかし、本規定の趣旨を鑑みれば、事後に本規定の通知対象と認められる扶養義務者が判明した場合においても通知することが望ましい。

(3)本規定については、民法第877条第2項の趣旨及び本規定において扶養義務者に通知するのは法第77条による費用徴収を行う蓋然性が高い場合等に限定することに鑑み、相対的扶養義務者も通知の対象者となり得るものである。

一方で、絶対的扶養義務者と相対的扶養義務者では求められる扶養の程度が異なることから、特に相対的扶養義務者に対する通知については、当該相対的扶養義務者が本規定の通知対象となるか否かについて、慎重に検討を要すべきことに留意する必要がある。

問9-1 [口頭による保護の申請]

略

(答) 生活保護の開始申請は、必ず定められた方法により行わなくてはならないというような要式行為ではなく、非要式行為であると解すべきであるとされている。法第24条第1項においては「保護の開始を申請する者は…

(中略) …申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作

問9-1 [口頭による保護の申請]

略

(答) 生活保護の開始申請は、必ず定められた方法により行わなくてはならないというような要式行為ではなく、非要式行為であると解すべきであるとされている。法施行規則第2条第1項においては「保護の開始又は保護の変更の申請は、… (中略) …書面を提出して行わなければならない」と規定しているも

成することができない特別の事情があるときは、この限りではない。」と規定しており、当該規定も必ずしも書面による申請を保護の要件としているものではない。したがって、申請は必ずしも書面により行わなければならぬとするものではなく、口頭による開始申請も認められる余地があるものといえる。

一方で、法第24条第3項は「保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならない」としているなど、保護の申請は実施機関側に一定の義務を課すものとなっている。

(以下、略)

問10-19 [停止の決定とその期間]

略

(答) 保護の停止は、法第26条、第28条第5項又は第62条第3項の規定によって行われる。すなわち、(1) 被保護者が保護を必要としなくなったときは、実施機関はすみやかに保護の停止を行わなければならず、(2) 被保護者が保護の決定若しくは実施又は法第77条若しくは第78条(同条第3項を除く)のために必要な報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は検診命令に従わないときは、実施機関は保護の停止を行うことができ、(3) 被保護者が必要な指導又は指示に従わないとき、又は保護施設を利用する被保護者が、その施設の管理規程に従わないときは、実施機関は保護の停止を行うことができるものである。

上記のそれぞれの場合における停止の意義について考えてみると、(1) の場合は低賃

のの、当該規定も書面による申請を保護の要件としているものではないと考えられる。したがって、申請は必ずしも書面により行わなければならないとするものではなく、口頭による開始申請も認められる余地があるものといえる。

一方で、法第24条第1項は「保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならない」としているなど、保護の申請は実施機関側に一定の義務を課すものとなっている。

(以下、略)

問10-19 [停止の決定とその期間]

略

(答) 保護の停止は、法第26条、第28条第4項又は第62条第3項の規定によって行われる。すなわち、(1) 被保護者が保護を必要としなくなったときは、実施機関はすみやかに保護の停止を行わなければならず、(2) 被保護者が保護の決定又は実施のために必要な立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は検診命令に従わないときは、実施機関は保護の停止を行うことができ、(3) 被保護者が必要な指導又は指示に従わないとき、又は保護施設を利用する被保護者が、その施設の管理規程に従わないときは、実施機関は保護の停止を行うことができるものである。

上記のそれぞれの場合における停止の意義について考えてみると、(1) の場合は低賃

金所得者が12月に期末手当を受給する場合のように、一時的な収入の増加がみられたがある時期が到来すれば、再び保護が必要となることが必然的に予見される場合に行われる保護の実施の一時的中断であって、この場合は増加された一時的な収入の額に応じて、その中断すべき期間は客観的に明らかであるから決定に当たっては期間を明示することとすべきである。（2）の場合は、そのような調査が不能となると、適正な保護を決定し、実施するための基礎となる事実が把握されないこととなり、実施機関としては、保護の必要及びその程度、方法等を決定することができないのみならず、保護の適正な実施のために必要な調査、検査等に対して、被保護者が誠実に協力すべきことは条理上も当然であるから、この義務違反に対する制裁がなければならない。この場合の停止は、このような意味で行われるのであるが、停止の理由となつた事情がなくならない限り、停止の解除を行うべきでない。したがって、この場合は、あらかじめ期間を明示することは不可能である。

しかし、報告がない場合や立入調査を拒む場合等に、法第28条第5項の規定により必ず保護の変更、停止又は廃止をしなければならないということでなく、保護の決定実施上必要な調査である旨を被保護者に説明するとともに、法第27条により指導指示を行うなど、的確に状況を把握するための所要の措置を講じ、それでもなお正当な理由なく報告が行われない等、実施機関において停止するに相当の理由があるとき行うことができると考えるべきである。ただし、緊急に対応することが必要な場合など個別の事案において、法第28条により保護の停廃止を行うことを否定するものではない。また、（3）の場合には、

金所得者が12月に期末手当を受給する場合のように、一時的な収入の増加がみられたある時期が到来すれば、再び保護が必要となることが必然的に予見される場合に行われる保護の実施の一時的中断であって、この場合は増加された一時的な収入の額に応じて、その中断すべき期間は客観的に明らかであるから決定に当たっては期間を明示することとすべきである。（2）の場合は、そのような調査が不能となると、適正な保護を決定し、実施するための基礎となる事実が把握されないこととなり、実施機関としては、保護の必要及びその程度、方法等を決定することができないのみならず、保護の適正な実施のために必要な調査、検査等に対して、被保護者が誠実に協力すべきことは条理上も当然であるから、この義務違反に対する制裁がなければならない。この場合の停止は、このような意味で行われるのであるが、停止の理由となつた事情がなくならない限り、停止の解除を行うべきでない。したがって、この場合は、あらかじめ期間を明示することは不可能である。また、（3）の場合には、法律の適正実施を図るために、法律上被保護者としてその履行を要求されている義務を果たさない者に対する制裁として行われる停止であるが、（2）の場合と同様に取り扱うべきである。

法律の適正実施を図るため、法律上被保護者としてその履行を要求されている義務を果たさない者に対する制裁として行われる停止であるが、(2)の場合と同様に取り扱うべきである。

停止後、保護を再開する時期については、(1)の場合は停止期間の満了した時期とすべきであり、(2)及び(3)の場合は停止処分を行った理由が解消したと認められるに至った時期とすべきである。しかしながら、被保護者が急迫した状況にあるときは、上記の再開の時期にかかわらず保護を行うべきである。

問11-12-2 [法第28条による報告の求めに従わなかった場合等の取扱いにおける留意点について]

福祉事務所が被保護者に対して収入、資産の状況について報告を求めたにもかかわらず、これに従わない、又は虚偽の報告をした際の保護の停止又は廃止を行う場合の手続きは、法第62条による必要はないか。

(答)資産、収入の状況については、

・法第24条において保護を申請する者は要保護者の資産及び収入の状況を記載した申請書を提出することとされていること

・法第61条において収入、支出その他生計の状況について変動があったときは、その旨届け出なければならないこととされていること

・法第28条において要保護者に対して資産、収入の状況について報告を求めることができることとされていること

から、原則として、まずは本人から正確な報告等させて的確に状況を把握することが必要である。

停止後、保護を再開する時期については、(1)の場合は停止期間の満了した時期とすべきであり、(2)及び(3)の場合は停止処分を行った理由が解消したと認められるに至った時期とすべきである。しかしながら、被保護者が急迫した状況にあるときは、上記の再開の時期にかかわらず保護を行うべきである。

問11-12-2

新設

また、被保護者からの情報によっても不明な点が残る場合には、必要に応じて法第29条により関係先に資料の提供を求めることにより把握することが可能である。

これらのことと踏まえれば、被保護者から正当な理由なく正確な報告がなされず、また法第29条による調査によっても状況の把握が困難な場合には、まずは、法第27条により被保護者に対し指導指示を行い、それに従わない場合に、法第62条により弁明の機会を付与したうえ保護の停廃止等を行うことが適当である。

ただし、緊急に対応することが必要な場合など個別の事案において、法第28条により保護の停廃止を行うことを否定するものではない。

問13-26-2 [不正受給に対する徴収金への加算]

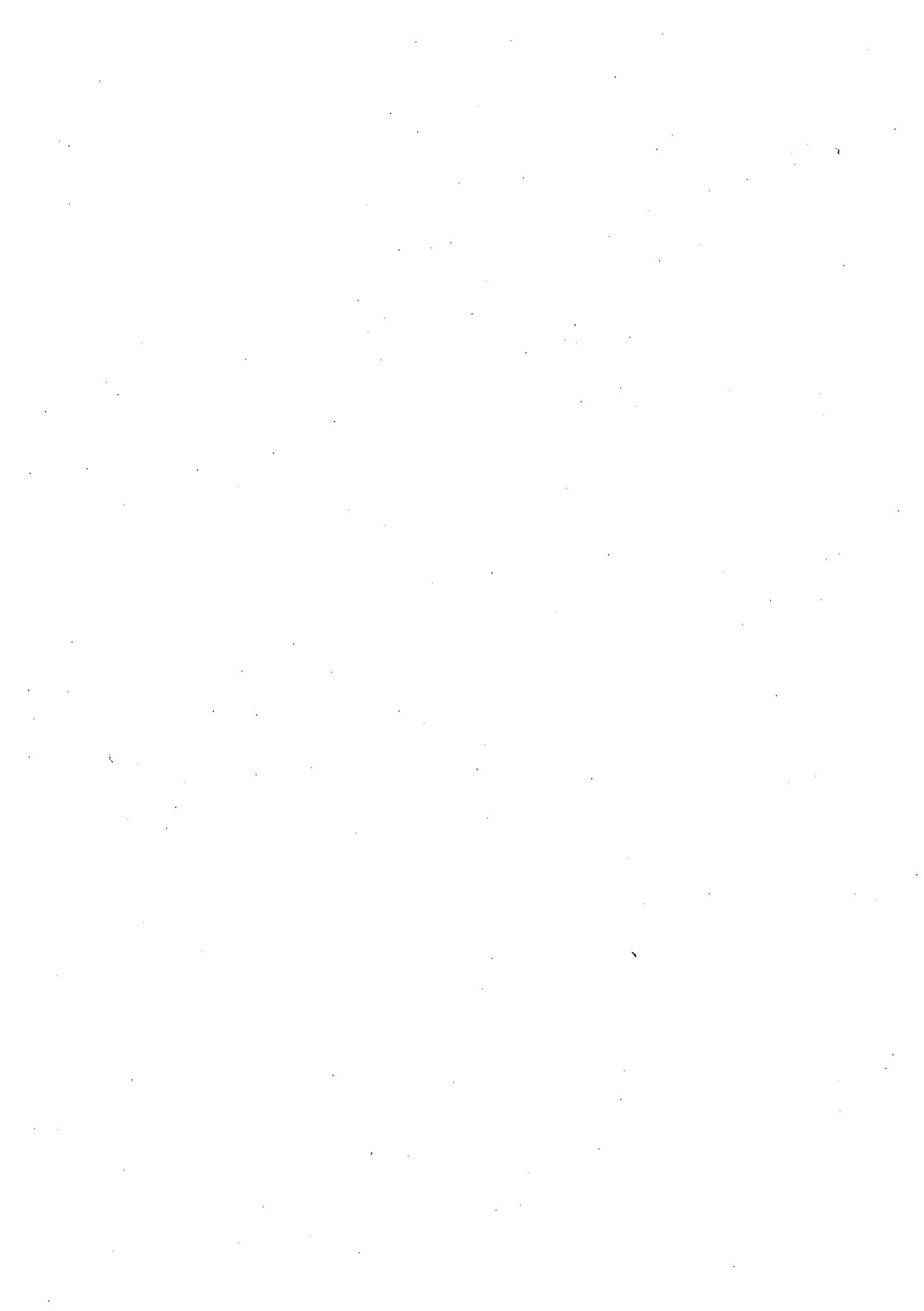
不正受給に対する徴収金への加算に係る取扱いについては、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて
(平成24年7月23日社援保発第0723第1号
厚生労働省社会・援護局保護課長通知)」
により示されているが、「不正受給期間が長期にわたるものであるとき」とは、どの程度の期間を目安として判断すべきか。

(答) 徴収金への加算は、特に不正が悪質、巧妙である場合等に、いわば行政上の秩序罰としての趣旨で行うものである。不正受給期間が長期にわたる場合には、収入申告の機会等が少なくとも複数回あり、そのたびごとに意図的に事実を隠匿するなど不正行為を行っていたこととなる。また、不正受給金額も多額になることが考えられる。そのため、年に2

**問13-26-2
新設**

回以上は訪問調査が行われ、また収入がない場合であっても少なくとも年1回は収入申告書の提出を行わせることからすれば、概ね1年以上を目安とすることが適当であると考えられる。

しかしながら、不正受給に対する徴収金への加算は、不正受給事案の内容に応じて適用するものであることから、期間だけに着目して適用することは妥当ではなく、その他の状況をも勘案した上で総合的に判断することとされたい。



**10. 生活保護法第 29 条第 2 項に規定する関係先への調査実施に関する留意事項について
(平成 26 年○月○日社援発第○号厚生労働省社会・援護局課長通知)
【案】**

(案)

社援保発 第 号
平成 年 月 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課長

生活保護法の一部改正による生活保護法第29条第2項の創設に伴う
同条第1項に規定する関係先への調査実施に関する留意事項について

今般、生活保護法の一部を改正する法律（平成25年法律第104号）が平成25年12月13日に公布され、平成26年7月1日から施行することとしている。

これにより、生活保護法（昭和25年法律第144号）第29条が改正され、新たに生活保護法第29条第2項を創設して官公署等に回答義務を設けるなど、保護の決定又は実施等にあたって行う要保護者の資産や収入などを確認するための調査について、一層の適切な実施を図るために調査権限の強化を図ったところである。

これに伴い、今般、生活保護法別表第一の厚生労働省令で定める情報を定める省令（平成26年厚生労働省令第●号）を制定し、回答義務の範囲について示したところであるが、下記のとおり、本通知により、回答義務の範囲を更に詳細に整理するとともに、今般の法改正に伴う生活保護法第29条による調査の実施にあたって留意事項を整理したので、管内実施機関及び関係機関に対し周知方お願いしたい。

なお、本通知において、今回改正される生活保護法、生活保護法施行規則を「改正法」、「改正施行規則」と、従前の生活保護法を「旧法」とそれぞれ略称する。

また、回答義務の範囲については、生活保護法別表第一の備考に定めるところにより、生活保護法別表第一の厚生労働省令で定める情報を定める省令（平成26年厚生労働省令第●号）の制定に当たって関係府省と協議を行っており、その際、併せて本通知の別紙についても協議を行っているので、念のため申し添える。

記

第1 改正の趣旨

従前より、保護の実施機関及び福祉事務所長（以下「保護の実施機関等」という。）は、保護開始時及び保護受給中における要否の判断、程度の決定を行うにあたって、要

保護者（被保護者を含む。以下同じ）から必要な書類を的確に提出させるとともに、保護の決定又は実施のために必要がある場合は要保護者の状況について、官公署に対し調査を嘱託し、又は関係人に対し報告を求めることができる旨規定した旧法第29条に基づき調査を実施いただいているところである。

今回、生活保護の不正事案に厳正に対処するとともに、国民の信頼を確保するためにも適正な保護の実施が必要であることから、保護の実施機関等が保護の決定及び実施又は改正法第77条若しくは第78条の規定の施行（以下「保護の決定又は実施等」という。）のために行う調査権限の拡大を図ることとしたものである。

なお、今回の改正では、保護の決定又は実施のために行う場合だけでなく、扶養義務者に対する費用の徴収や不正受給の費用徴収を行う場合若しくはそれらを検討する場合にも調査を実施できることを明示したこと、また、近年の他の社会保障関係法における同様の調査規定との関係等も踏まえ、他の行政機関等に調査を嘱託するのではなく単に情報提供を受けることで足るとしたことに関して、文言を改めているが、特段これまでの事務の変更を要するものではないので、念のため申し添える。

第2 改正の概要

- 1 調査の対象者について、旧法では、要保護者又はその扶養義務者と定められていたが、被保護者であった者（保護が廃止された者）及びその扶養義務者を追加したこと。
- 2 調査事項について、資産及び収入の状況に加えて、就労又は求職活動の状況、健康状態、支出の状況等の事項を追加したこと。
- 3 官公署、日本年金機構又は国民年金法第3条第2項に規定する共済組合等（以下「官公署等」という。）に対し、改正法及び改正施行規則で定める範囲の情報について、資料の閲覧又は資料の提供を求めた場合に回答を義務づけたこと。

第3 関係先調査の実施に関する留意事項

- 1 改正法第29条による調査については、適正な保護の決定又は実施等に当たって、必要な範囲において実施が認められるものであることから、保護の実施機関等にあっては、第1の改正の趣旨を踏まえ、効果的・効率的な調査を行うよう努めること。
- 2 関係先調査の実施にあたっては、従前と同様に、原則として、申請時又は申請後直ちに保護の実施機関等が行う資産、収入の状況等に関する関係先調査に同意する旨を記した書面（同意書）に、署名捺印をさせ申請者から提出させること。

なお、今般の法改正により調査範囲等が変更されたこと等に伴い、別途「生活保護法施行細則準則について」（平成12年3月31日社援発第871号。以下「施行細則準則」という。）様式第12号別添3に定める同意書様式の文言を改めることとしているので、各自治体における「生活保護法施行細則」についても所要の改正を行うとともに、現に保護を受けている者に対しては、適宜、様式変更後の同意書の提出を求める。

第4 関係先調査の範囲

改正法第29条では、保護の決定又は実施等のため必要があると認めるときに行う調査の範囲について、下表のとおり調査対象者、調査事項を定めている。

下表中、過去に被保護者であった者の調査の実施は、保護の実施機関等が保護の決定又は実施等のために必要があると認める場合の年限に制限はないが、保護決定調書等の保存期間を踏まえ5年を標準とする。なお、当該情報を所有する関係先においては、当該情報に係る文書等の保存期間内であって管理している範囲において回答が可能であることに留意すること。

また、過去に被保護者であった者の※印の事項にかかる調査の実施は、保護を受けた期間に限る。

【表】

(A)	調査対象者 (B)	調査事項 (C)
1	・要保護者 ・過去に被保護者であった者 (法第29条第1項第1号関係)	・氏名 ・住所 ・居所 ・資産の状況 (※) ・収入の状況 (※) ・生業若しくは就労又は求職活動の状況 (※) ・扶養義務者の扶養の状況 (※) ・他の法律に定める扶助の状況 (※) ・健康状態 ・他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況 ・支出の状況 (※)
2	・要保護者の扶養義務者 ・過去に被保護者であった者の扶養義務者 (法第29条第1項第2号関係)	・氏名 ・住所 ・居所 ・資産の状況 (※) ・収入の状況 (※) ・生業若しくは就労又は求職活動の状況 (※) ・要保護者又は過去に被保護者であった者に対する扶養の状況 (※)

第5 改正法第29条第2項の創設により回答義務の対象となる情報にかかる調査の実施

適正な保護の決定又は実施等にあたっては、当該要保護者の実施責任を負う保護の実施機関等以外の関係先の保有する情報の提供を受けることが必要不可欠である。そのため、改正法第29条第2項において、上記表(A)欄の1-2に定める調査対象者、調査事項であって、かつ改正法別表第一に掲げる情報にあっては、保護の実施機関等が官公署等に行う情報提供の求めに対して、回答を義務づけたところである。

回答義務の対象となる情報を当該官公署等に求める場合の留意事項は以下のとおりである。

なお、回答義務の対象となる情報以外の情報については、相手方に情報提供を義務づけるものではないが、法第29条に基づく関係先調査は、個人情報保護法第23条第1号の「法令に基づく場合」に当たるものと解されていることに鑑み協力が得られるよう調整を行うこと。

1 回答義務の範囲等

回答義務の対象となる情報にかかる調査の実施にあたり、保護の実施機関等が官公署等に提供する情報、官公署等から保護の実施機関に提供される回答義務の対象となる情報及び調査先等は別紙のとおりとする。

2 調査方法

保護の実施機関等が、回答義務の対象となる情報にかかる調査を行う際は、調査対象者を特定した上で施行細則準則様式第21号に定める調査依頼書に、別紙に定める「保護の実施機関が提供する情報」のうち調査対象者を特定するために必要な情報を記載すること。その上で、別紙に定める調査先ごとの回答義務の対象となる情報を記載した任意の調査票を作成し、施行細則準則様式第21号に定める調査依頼書に添付の上、郵送等確実に調査先に到達する方法により行うこと。

なお、この調査は、回答を義務化しているため、同意書を添付する必要はない。ただし、調査に回答義務の対象とならない情報が含まれる場合には、当然に同意書の添付を要することとなるので留意すること。

3 調査先からの回答

保護の実施機関等から上記2により調査が行われた場合、調査先は、別紙に定める回答義務の対象となる情報の内容を調査し、回答することとなる。

なお、調査先による回答は、保護の実施機関等が作成した調査票によるほか調査先の内部帳票等により代えることができることとする。

4 調査の留意点

調査依頼時点ですでに調査対象者（世帯）の情報が判明している場合には、その内容を調査票に可能な範囲で記入するなど、円滑かつ効率的に必要な回答が得られるよう配慮した上で調査すること。

なお、改正法第29条第2項の創設によって回答が義務化されることを契機に、いたずらに調査を行うことは、調査先に過度な業務を生じさせ、かえって回答が著しく遅滞するなどの事態もあり得るものであることから、真に調査が必要か否か検討をした上で、適切に調査を行うべきであることに改めて留意すること。

【別紙】(案)

- 回答義務の対象となる情報にかかる調査の実施について、調査対象者を特定するために保護の実施機関等が官公署等に提供する情報、官公署等から保護の実施機関に提供される回答義務の対象となる情報及び調査先については、以下のとおりとする。
なお、「収入の状況に関するもの」については、継続的に生計の一助となり、定期的に支払われる現金給付に限ることとし、一時金は除いている。

下記事項にかかる根拠法		項目	調査先から提供される情報	調査先	保護の実施機関が提供する情報
【資産の状況に関するもの】					
1	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）	自動車登録ファイルに登録された自動車	自動車登録ファイルに記録のある所有者又は使用者（当該者が要保護者又は被保護者であった者である場合に限る。）	管轄の地方運輸支局（運輸支局長あて）又は自動車検査登録事務所（事務所長あて）の登録部門	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始（廃止）日・自動車の登録番号
2	相続税法（昭和25年法律第73号）	相続税	別添の事項	被相続人の住所地を管轄する税務署	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・被相続人の氏名・被相続人の住所・相続開始年月日・保護の開始日
3	相続税法	贈与税	別添の事項	調査対象者の所在地を管轄する税務署	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・受贈年月日・保護の開始日
4	地方税法（昭和25年法律第226号）	〇〇	別添の事項	〇〇	〇〇
【収入の状況に関するもの】					
1	恩給法（大正12年法律第48号）	年金である給付	金額・支給された期間	総務省人事・恩給局恩給業務課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始（廃止）日
2	労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）	休業補償給付	金額・支給された期間	厚生労働省労働基準局労災補償部労災保険業務課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始（廃止）日
3	労働者災害補償保険法	障害補償年金	金額・支給された期間	厚生労働省労働基準局労災補償部労災保険業務課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始（廃止）日
4	労働者災害補償保険法	遺族補償年金	金額・支給された期間	厚生労働省労働基準局労災補償部労災保険業務課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始（廃止）日
5	労働者災害補償保険法	傷病補償年金	金額・支給された期間	厚生労働省労働基準局労災補償部労災保険業務課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始（廃止）日
6	労働者災害補償保険法	休業給付	金額・支給された期間	厚生労働省労働基準局労災補償部労災保険業務課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始（廃止）日
7	労働者災害補償保険法	障害年金	金額・支給された期間	厚生労働省労働基準局労災補償部労災保険業務課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始（廃止）日
8	労働者災害補償保険法	遺族年金	金額・支給された期間	厚生労働省労働基準局労災補償部労災保険業務課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始（廃止）日
9	労働者災害補償保険法	傷病年金	金額・支給された期間	厚生労働省労働基準局労災補償部労災保険業務課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始（廃止）日
10	労働者災害補償保険法	障害補償年金前払一時金	金額・支給された期間	厚生労働省労働基準局労災補償部労災保険業務課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始（廃止）日
11	労働者災害補償保険法	遺族補償年金前払一時金	金額・支給された期間	厚生労働省労働基準局労災補償部労災保険業務課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始（廃止）日
12	労働者災害補償保険法	障害年金前払一時金	金額・支給された期間	厚生労働省労働基準局労災補償部労災保険業務課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始（廃止）日

13	労働者災害補償保険法	遺族年金前払一時金	金額・支給された期間	厚生労働省労働基準局労災補償部労災保険業務課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始（廃止）日
14	労働者災害補償保険法	未支給の保険給付（2から13までに係るものに限る。）	金額・支給された期間	厚生労働省労働基準局労災補償部労災保険業務課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始（廃止）日
15	戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号）	障害年金	金額・支給された期間	厚生労働省社会・援護局援護課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始（廃止）日
16	戦傷病者戦没者遺族等援護法	遺族年金	金額・支給された期間	厚生労働省社会・援護局援護課審査室	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始（廃止）日
17	戦傷病者戦没者遺族等援護法	遺族給与金	金額・支給された期間	厚生労働省社会・援護局援護課審査室	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始（廃止）日
18	未帰還者留守家族等援護法（昭和28年法律第161号）	留守家族手当	金額・支給された期間	厚生労働省社会・援護局援護企画課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始（廃止）日
19	戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）	療養手当	金額・支給された期間	厚生労働省社会・援護局援護企画課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始（廃止）日
20	雇用保険法（昭和49年法律第116号）	雇用保険の被保険者の有無	雇用保険の被保険者の有無	管轄のハローワーク雇用保険給付部門	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始（廃止）日
21	雇用保険法	基本手当	金額・支給された期間	管轄のハローワーク雇用保険給付部門	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始（廃止）日
22	雇用保険法	技能習得手当	金額・支給された期間	管轄のハローワーク雇用保険給付部門	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始（廃止）日
23	雇用保険法	寄宿手当	金額・支給された期間	管轄のハローワーク雇用保険給付部門	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始（廃止）日
24	雇用保険法	傷病手当	金額・支給された期間	管轄のハローワーク雇用保険給付部門	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始（廃止）日
25	雇用保険法	日雇労働求職者給付金	金額・支給された期間	管轄のハローワーク雇用保険給付部門	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始（廃止）日
26	雇用保険法	教育訓練給付金	金額・支給された期間	管轄のハローワーク雇用保険給付部門	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始（廃止）日
27	雇用保険法	高年齢雇用継続基本給付金	金額・支給された期間	管轄のハローワーク雇用保険給付部門	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始（廃止）日
28	雇用保険法	高年齢再就職給付金	金額・支給された期間	管轄のハローワーク雇用保険給付部門	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始（廃止）日
29	雇用保険法	育児休業給付金	金額・支給された期間	管轄のハローワーク雇用保険給付部門	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始（廃止）日
30	雇用保険法	介護休業給付金	金額・支給された期間	管轄のハローワーク雇用保険給付部門	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始（廃止）日
31	石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）	特別遺族年金	金額・支給された期間	厚生労働省労働基準局労災補償部労災保険業務課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始（廃止）日

32	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（昭和23年法律第47号）	職業訓練受講給付金	金額・支給された期間	管轄のハローワーク職業相談部門	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始（廃止）日
33	予防接種法（昭和23年法律第68号）	障害児養育年金	金額・支給された期間	市町村予防接種事業担当課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始（廃止）日
34	予防接種法	障害年金	金額・支給された期間	市町村予防接種事業担当課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始（廃止）日
35	予防接種法	遺族年金	金額・支給された期間	市町村予防接種事業担当課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始（廃止）日
36	児童手当法（昭和46年法律第73号）	児童手当	金額・支給された期間	市町村児童手当担当課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始（廃止）日
37	児童手当法	特例給付	金額・支給された期間	市町村児童手当担当課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始（廃止）日
38	漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和51年法律第43号）	職業転換給付金（就職促進手当及び技能習得手当に限る。）	金額・支給された期間	地方運輸局船員職業安定窓口（船員に限る。）	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始（廃止）日
39	国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法（昭和52年法律第94号）	給付金（就職促進手当及び技能習得手当に限る。）	金額・支給された期間	地方運輸局船員職業安定窓口（船員に限る。）	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始（廃止）日
40	船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和52年法律第96号）	就職促進給付金（訓練待期手当、就職促進手当及び技能習得手当に限る。）	金額・支給された期間	地方運輸局船員職業安定窓口（船員に限る。）	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始（廃止）日
41	本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和56年法律第72号）	就職促進給付金（訓練待期手当、就職促進手当及び技能習得手当に限る。）	金額・支給された期間	地方運輸局船員職業安定窓口（船員に限る。）	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始（廃止）日
42	所得税法（昭和40年法律第33号）	所得税	別添の事項	調査対象者の所在地を管轄する税務署	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始日
43	生活保護法（昭和25年法律第144号）	生活扶助	金額・支給された期間	福祉事務所生活保護担当課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始（廃止）日
44	生活保護法	教育扶助	金額・支給された期間	福祉事務所生活保護担当課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始（廃止）日
45	生活保護法	住宅扶助	金額・支給された期間	福祉事務所生活保護担当課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始（廃止）日
46	生活保護法	医療扶助	金額・支給された期間	福祉事務所生活保護担当課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始（廃止）日
47	生活保護法	介護扶助	金額・支給された期間	福祉事務所生活保護担当課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始（廃止）日
48	生活保護法	出産扶助	金額・支給された期間	福祉事務所生活保護担当課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始（廃止）日
49	生活保護法	生業扶助	金額・支給された期間	福祉事務所生活保護担当課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始（廃止）日
50	生活保護法	葬祭扶助	金額・支給された期間	福祉事務所生活保護担当課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始（廃止）日

51	生活保護法	就労自立給付金	金額・支給された期間	福祉事務所生活保護担当課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始（廃止）日
52	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）	児童扶養手当	金額・支給された期間	福祉事務所児童扶養手当担当課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始（廃止）日
53	母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）	母子家庭自立支援給付金	金額・支給された期間	福祉事務所母子家庭自立支援給付金担当課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始（廃止）日
54	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）	障害児福祉手当	金額・支給された期間	福祉事務所障害児福祉手当担当課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始（廃止）日
55	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	特別障害者手当	金額・支給された期間	福祉事務所特別障害者手当担当課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始（廃止）日
56	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	経過的福祉手当	金額・支給された期間	福祉事務所経過的福祉手当担当課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始（廃止）日
57	地方税法	○○	別添の事項	○○	○○
58	私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）	年金である給付	金額・支給された期間	日本私立学校振興・共済事業団年金部年金第二課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始（廃止）日
59	私立学校教職員共済法	傷病手当金	金額・支給された期間	日本私立学校振興・共済事業団業務部短期給付課 部短期給付課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始（廃止）日
60	私立学校教職員共済法	出産手当金	金額・支給された期間	日本私立学校振興・共済事業団業務部短期給付課 部短期給付課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始（廃止）日
61	私立学校教職員共済法	休業手当金	金額・支給された期間	日本私立学校振興・共済事業団業務部短期給付課 部短期給付課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始（廃止）日
62	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）	年金である給付	金額・支給された期間	管轄の年金事務所	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始（廃止）日
63	国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）	年金である給付	金額・支給された期間	国家公務員共済組合連合会年金部年金相談室	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始（廃止）日
64	国家公務員共済組合法	傷病手当金	金額・支給された期間	各省庁等国家公務員共済組合	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始（廃止）日
65	国家公務員共済組合法	出産手当金	金額・支給された期間	各省庁等国家公務員共済組合	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始（廃止）日
66	国家公務員共済組合法	休業手当金	金額・支給された期間	各省庁等国家公務員共済組合	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始（廃止）日
67	国家公務員共済組合法	育児休業手当金	金額・支給された期間	各省庁等国家公務員共済組合	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始（廃止）日
68	国家公務員共済組合法	介護休業手当金	金額・支給された期間	各省庁等国家公務員共済組合	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始（廃止）日
69	国民年金法（昭和34年法律第141号）	年金である給付	金額・支給された期間	管轄の年金事務所	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始（廃止）日

70	地方公務員等共済組合法 (昭和37年法律第152号)	年金である給付	金額・支給された期間	各地方公務員共済組合 又は全国市町村職員共済組合連合会	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日
71	地方公務員等共済組合法	傷病手当金	金額・支給された期間	所属する地方公務員共済組合	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日
72	地方公務員等共済組合法	出産手当金	金額・支給された期間	所属する地方公務員共済組合	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日
73	地方公務員等共済組合法	休業手当金	金額・支給された期間	所属する地方公務員共済組合	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日
74	地方公務員等共済組合法	育児休業手当金	金額・支給された期間	所属する地方公務員共済組合	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日
75	地方公務員等共済組合法	介護休業手当金	金額・支給された期間	所属する地方公務員共済組合	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日
76	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律 (平成16年法律第166号)	特別障害給付金	金額・支給された期間	管轄の年金事務所	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日
77	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	特別児童扶養手当	金額・支給された期間	(特別児童扶養手当)厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課 (障害児福祉手当、特別障害者手当)福祉事務所担当課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日
78	年金生活者支援給付金の支給に関する法律 (平成24年法律第102号)	年金生活者支援給付金 ※平成27年10月1日から	金額・支給された期間	管轄の年金事務所	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日
79	国民健康保険法 (昭和33年法律第192号)	傷病手当金の支給	金額・支給された期間	市町村国民健康保険担当課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日
80	高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和57年法律第80号)	傷病手当金の支給	金額・支給された期間	後期高齢者医療広域連合 傷病手当金担当課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日
81	雇用対策法 (昭和41年法律第132号)	職業転換給付金(就職促進手当)	金額・支給された期間	管轄する労働局総務部総務課(会計課)	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日
82	雇用対策法	職業転換給付金(訓練手当) ※うち認定駐留関係離職者及び沖縄失業者に対するもの	金額・支給された期間	管轄する労働局総務部総務課(会計課)	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日
83	雇用対策法	職業転換給付金(訓練手当) ※うち認定駐留関係離職者及び沖縄失業者に対するものを除く	金額・支給された期間	都道府県	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日
84	公害健康被害の補償等に関する法律 (昭和48年法律第111号)	障害補償費	金額・支給された期間	都道府県公害健康被害補償担当課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日
85	公害健康被害の補償等に関する法律	遺族補償費	金額・支給された期間	都道府県公害健康被害補償担当課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日
86	公害健康被害の補償等に関する法律	児童補償手当	金額・支給された期間	都道府県公害健康被害補償担当課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日
87	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 (平成6年法律第117号)	医療特別手当	金額・支給された期間	都道府県又は広島市若しくは長崎市被爆者援護担当課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日
88	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	特別手当	金額・支給された期間	都道府県又は広島市若しくは長崎市被爆者援護担当課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日

89	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	家族介護手当	金額・支給された期間	都道府県又は広島市若しくは長崎市被爆者援護担当課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日
90	国會議員互助年金法を廃止する法律(平成18年法律第1号)による廃止前の国會議員互助年金法(昭和33年法律第70号)	年金である給付	金額・支給された期間	総務省人事・恩給局恩給業務課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日
91	執行官法の一部を改正する法律(平成19年法律第18号)による改正前の執行官法(昭和41年法律第111号)	年金である給付	金額・支給された期間	総務省人事・恩給局恩給業務課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日

【その他】		項目	調査先から提供される情報	調査先	保護の実施機関が提供する情報
1	職業安定法(昭和22年法律第141号)	職業紹介	有無・実施日	管轄のハローワーク職業相談部門	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日
2	職業安定法	職業指導	有無・実施日	管轄のハローワーク職業相談部門	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日
3	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律	認定職業訓練又は公共職業訓練等の指示	有無・実施日	管轄のハローワーク職業相談部門	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日
4	健康増進法(平成14年法律第103号)	健康増進事業(健康増進法施行規則(平成15年厚生労働省令第86号)第4条の2各号に掲げる事業に限る。)	実施日・内容	市町村健康増進事業担当課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日
5	戸籍法(昭和22年法律第124号)	戸籍又は除かれた戸籍	戸籍若しくは除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍若しくは除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書	市町村戸籍担当課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日・本籍地
6	船員職業安定法(昭和23年法律第130号)	船員職業紹介	有無・実施日	地方運輸局船員職業安定窓口	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日
7	船員職業安定法	職業指導	有無・実施日	地方運輸局船員職業安定窓口	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日
8	船員職業安定法	船員職業捕導	有無・実施日	地方運輸局船員職業安定窓口	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日
9	職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)	職業訓練	有無・実施期間	都道府県又は市町村職業能力開発担当課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日
10	国民健康保険法	健康教育、健康相談、健康診査その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業	実施日・内容	市町村国民健康保険担当課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日
11	高齢者の医療の確保に関する法律	特定健康診査	実施日・内容	地域連合健診・保健指導課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日

12	高齢者の医療の確保に関する法律	特定保健指導	実施日・内容	広域連合健診・保健指導課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日
13	高齢者の医療の確保に関する法律	健康教育、健康相談、健康診査その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業	実施日・内容	広域連合健診・保健指導課	調査対象者氏名・性別・生年月日・住所・保護の開始(廃止)日

【別添】(案)

- 回答義務の対象となる税情報について、調査先から提供されるものは、以下のとおりとする。
- なお、税情報については、要保護者に関するもののみ対象となるので、留意すること。

【国税情報】

1. 相続税関係情報
(要保護者に限る。)

- (1) 納付税額
- (2) 還付税額
- (3) 相続税がかかる財産のうち、土地の価額
- (4) 相続税がかかる財産のうち、家屋・建築物の価額
- (5) 相続税がかかる財産のうち、事業(農業)用財産の価額
- (6) 相続税がかかる財産のうち、有価証券の価額
- (7) 相続税がかかる財産のうち、現金、預貯金等の価額
- (8) 相続税がかかる財産のうち、家庭用財産の価額
- (9) 相続税がかかる財産のうち、(3)から(8)まで以外の財産の価額
- (10) 相続時精算課税適用財産の価額
- (11) 債務等の価額
- (12) 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額

2. 贈与税関係情報
(要保護者に限る。)

- (1) 暦年課税による納付税額の合計
- (2) 暦年課税による贈与税がかかる財産の種類と価額
- (3) 住宅取得等資金のうち非課税の適用を受ける金額
- (4) 相続時精算課税による贈与税がかかる財産の種類と価額

3. 所得税関係情報
(要保護者に限る。)

所得税青色申告決算書に記載のある月別売上(収入)金額及び仕入金額に関する情報

【地方税情報】

○○…

番号
年月日

殿

福祉事務所長

氏名

公印

生活保護法第 29 条の規定に基づく調査について（依頼）

保護の決定若しくは実施又は生活保護法（以下「法」という。）第 77 条若しくは法第 78 条の規定の施行のために必要がありますので、法第 29 条の規定に基づき、下記の事項について照会します。

なお、当事務所において、入手した資料については、情報の秘密の保護に万全を期していますので念のため申し添えます。

記

（参考 1）生活保護法

第 29 条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は第 77 条若しくは第 78 条の規定の施行のために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき、官公署、日本年金機構若しくは国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 3 条第 2 項に規定する共済組合等（以下「共済組合等」という。）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、次の各号に掲げる者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

- 一 要保護者又は被保護者であつた者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況、健康状態、他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況その他政令で定める事項（被保護者であつた者にあつては、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。）
- 二 前号に掲げる者の扶養義務者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況その他政令で定める事項（被保護者であつた者の扶養義務者にあつては、氏名及び住所又は居所を除き、当該被保護者であつた者が保護を受けていた期間における事項に限る。）
- 2 別表第一の上欄に掲げる官公署の長、日本年金機構又は共済組合等は、それぞれ同表の下欄に掲げる情報につき、保護の実施機関又は福祉事務所長から前項の規定による求めがあつたときは、速やかに、当該情報を記載し、若しくは記録した書類を閲覧させ、又は資料の提供を行うものとする。

第 24 条 保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りではない。

一～三（略）

四 要保護者の資産及び収入の状況（生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。以下同じ。）

五（略）

（参考 2）生活保護法施行令

第 2 条の 2 法第 29 条第 1 項第 1 号に規定する政令で定める事項は、支出の状況及び法第 4 条第 2 項に規定する他の法律に定める扶助の状況（収入の状況を除く。）とする。

11. 生活保護の適正実施の推進について（昭和 56 年 11 月 17 日社保第 123 号厚生省社会局保護課長・監査指導課長通知）【改正案】

(別紙)

新旧対照表

○生活保護の適正実施の推進について（抄）

（昭和56年11月17日社保第123号 厚生省社会援護局保護課長・監査指導課長通知）

改正後	現行
<p>1 新規申請の場合</p> <p>(1) <u>資産の保有状況、収入状況及びその他の事項の調査把握をより確実にするため、保護の新規申請時又は申請後速やかに申請者等に対し次の措置を講ずること。</u></p> <p>ア 資産の保有状況については、土地、建物、預貯金、自動車等の保有状況、生命保険の加入状況等資産の種類ごとに克明に記入したうえ、当該記入内容が事実に相違ない旨附記し署名捺印した書面の提出を求める。また、保護の実施機関が資産の保有状況に関する関係先に資料の提供を求める等について同意する旨を記し署名捺印した書面を申請者等から提出させることや訪問調査等により事実の的確な把握に努めること。</p> <p>イ 収入状況については、勤労収入、年金、仕送り、保険金等その収入の種類ごとに克明に記入したうえ、当該記入内容が事実に相違ない旨附記し署名捺印した書面、当該記入内容を証明するに足る資料の提出を求める。また、保護の実施機関が収入状況に関する関係先に資料の提供を求める等について同意する旨を記し署名捺印した書面を申請者等から提出させることや訪問調査等により事実の的確な把握に努めること。</p> <p>ウ 就労や求職活動の状況、健康状態、</p>	<p>1 新規申請の場合</p> <p>(1) <u>保護の新規申請時における資産の保有状況及び収入状況の調査把握をより確実にするため、申請者等に対し次の措置を講ずること。</u></p> <p>ア 資産の保有状況については、土地、建物、預貯金、自動車等の保有状況、生命保険の加入状況等資産の種類ごとに克明に記入したうえ、当該記入内容が事実に相違ない旨附記し署名捺印した書面の提出を求める。また、保護の実施機関が行う資産の保有状況に関する関係先照会に同意する旨を記し署名捺印した書面を申請者等から提出させることや訪問調査等により事実の的確な把握に努めること。</p> <p>イ 収入状況については、勤労収入、年金、仕送り、保険金等その収入の種類ごとに克明に記入したうえ、当該記入内容が事実に相違ない旨附記し署名捺印した書面、当該記入内容を証明するに足る資料の提出を求める。また、保護の実施機関が行う収入状況に関する関係先照会に同意する旨を記し署名捺印した書面を申請者等から提出させることや訪問調査等により事実の的確な把握に努めること。</p>

支出の状況等についても、保護の実施機関が関係先に資料の提供を求めること等について同意する旨を記し署名捺印した書面を申請者等から提出させることや訪問調査等により事実の的確な把握に努めること。

工 訪問調査及び提出資料によってもなお資産の保有状況、収入状況、その他事項に不明な点が残る場合には、必要に応じ官公署、日本年金機構若しくは国民年金法第3条に規定する共済組合等に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は金融機関、保険会社、雇用主等の関係先に報告を求めるとともに関係官署と連携を図ることにより、事実の的確な把握に努めること。

(2) (1)のア、イによる書面及び(1)のイによる記入内容を証明するに足る資料の提出並びにこれらに関する調査を拒む等の者に関しては、保護の決定（変更の決定を含む。以下同じ。）及び実施に当たっては、生活保護法（以下「法」という。）第4条、第8条及び第9条の趣旨に照らして、保護の申請者の現在の需要を的確に把握したうえで、法第24条に基づき、保護の要否、種類、程度及び方法を決定しなければならないとされてであることから、資産の保有状況、収入状況又はその他の事項の調査につき保護の申請者の協力が得られない場合、適切な保護の決定を行うことが困難となる。従って、このような場合（同意書については、特別な事情があり添付できない場合を除く）には、保護の申請者に対し、生活保護法の趣旨、内容等につき十分に説明を行うとともに、やむを得なければ、法第28条の規定による保護申請を却下することについて検討すること。

ウ 訪問調査及び提出資料によってもなお資産の保有状況又は収入状況に不明な点が残る場合には、必要に応じ雇用主等の関係先に照会を行うとともに関係官署と連携を図ることにより、事実の的確な把握に努めること。

(2) (1)のア、イによる書面及び(1)のイによる記入内容を証明するに足る資料の提出並びにこれらに関する調査を拒む等の者に関しては、保護の決定（変更の決定を含む。以下同じ。）及び実施に当たっては、生活保護法（以下「法」という。）第4条、第8条及び第9条の趣旨に照らして、保護の申請者の現在の需要を的確に把握したうえで、法第24条に基づき、保護の要否、種類、程度及び方法を決定しなければならないとされてであることから、資産の保有状況又は収入状況の調査につき保護の申請者の協力が得られない場合、適切な保護の決定を行うことが困難となる。従って、このような場合には、保護の申請者に対し、生活保護法の趣旨、内容等につき十分に説明を行うとともに、やむを得なければ、法第28条の規定による保護申請を却下することについて検討すること。

とについて検討すること。

2 保護受給中の場合

(1) 収入申告書等の提出書類の検討、関係先からの資料提供等及び訪問調査等の結果不明な点がある場合には、当該受給者に対し次の措置を講ずること。

ア 収入状況については、勤労収入、年金、仕送り、保険金、相続等による資産の取得等収入の種類ごとに克明に記入したうえ、当該記入内容が事実に相違ない旨附記し署名捺印した書面、当該記入内容を証明するに足る資料の提出を求める。また、保護の実施機関が収入状況に関し関係先に資料の提供を求めること等について同意する旨を記し署名捺印した書面を被保護者から提出させることや訪問調査等により事実の的確な把握に努めること。

イ 訪問調査及び提出資料によってもなお収入状況に不明な点が残る場合には、必要に応じ官公署、日本年金機構若しくは国民年金法第3条に規定する共済組合等に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は金融機関、保険会社、雇用主等の関係先に報告を求めるとともに関係官署と連携を図ることにより、事実の的確な把握に努めること。

(2) 以上の結果不正受給が確認できた場合には、法第78条に基づき、法第78条の2に定める方法等により給与した保護費を徴収するほか、更に法第85条又は刑法の規定に係る告発について検討すること。

(3) (1) のアによる書面及びその内容を証明するに足る資料の提出並びにこれらに関する調査を拒む等の者に対して

2 保護受給中の場合

(1) 収入申告書等の提出書類の検討及び訪問調査等の結果不明な点がある場合には、当該受給者に対し次の措置を講ずること。

ア 収入状況については、勤労収入、年金、仕送り、保険金、相続等による資産の取得等収入の種類ごとに克明に記入したうえ、当該記入内容が事実に相違ない旨附記し署名捺印した書面、当該記入内容を証明するに足る資料の提出を求める。また、保護の実施機関が行う収入状況に関する関係先照会に同意する旨を記し署名捺印した書面を被保護者から提出させることや訪問調査等により事実の的確な把握に努めること。

イ 訪問調査及び提出資料によって収入状況に不明な点が残る場合には、必要に応じ関係先照会を行うとともに関係官署と連携を図ることにより、事実の的確な把握に努めること。

(2) 以上の結果不正受給が確認できた場合には、法第78条に基づき給与した保護費を徴収するほか、更に法第85条又は刑法の規定に係る告発について検討すること。

(3) (1) のアによる書面及びその内容を証明するに足る資料の提出並びにこれらに関する調査を拒む等の者に対して

<p>は、文書による指導指示を行い、これに従わない場合（同意書については、特別な事情があり添付できない場合を除く）には指導指示違反として法第 62 条の規定に基づく保護の停止等の措置を行うこと、又はやむを得なければ法第 28 条の規定に基づく保護の停止等の措置を行うことについて検討すること。</p>	<p>は、文書による指導指示を行い、これに従わない場合には指導指示違反として法第 62 条の規定に基づく保護の停止等の措置を行うこと、又は法第 28 条の規定に基づく保護の停止等の措置を行うことについて検討すること。</p>
--	--

**12. 生活保護行政を適正に運営する
ための手引きについて
(平成 18 年 3 月 30 日社援保発第
0330001 号厚生労働省社会・援護局
保護課長通知) 【改正案】**

○「生活保護行政を適正に運営するための手引について」（平成18年3月30日社援保発第0330001号 厚生労働省社会・援護局保護課長通知）

社援保発第0330001号
平成18年3月30日

都道府県知事 殿
各 指定都市市長
中核市市長

厚生労働省社会・援護局保護課長通知

生活保護行政を適正に運営するための手引について

I 申請相談から保護の決定に至るまでの対応
実施機関の来訪者に対する面接相談や保護の申請時ににおいては、懇切丁寧に法の趣旨や制度概要を説明するとともに、他法他施策について専門的な立場からの助言を行う等適切な援助を行うことが必要である。また、保護の要否を判定するにあたって十分な調査を行うとともに、援助困難ケースについては組織的な対応をとることが重要である。

- 申請相談から保護の決定までの対応の概略
 - 保護の相談の段階から「保護のしおり」等を用いて制度の仕組みを十分に説明するとともに、他法他施策や地域の社会資源の活用等についての助言を適切に実施することが必要である。要保護者に対してはきめ細かな面接相談、申請の意思のある方への申請手続きへの援助指導を行うこととともに、法律上認められた保護の申請権を侵害しないことは言うまでもなく、侵害していると疑われるような行為自体も厳に慎むべきものであることに留意する。
 - 保護の開始申請は、申請の意思表示がされたことやその意思が示された時期等を明確にすることが必要であることから、原則と

厚生労働省社会・援護局保護課長通知

生活保護行政を適正に運営するための手引について

I 申請相談から保護の決定に至るまでの対応
実施機関の来訪者に対する面接相談や保護の申請時ににおいては、懇切丁寧に法の趣旨や制度概要を説明するとともに、他法他施策について専門的な立場からの助言を行う等適切な援助を行うことが必要である。また、保護の要否を判定するにあたって十分な調査を行うとともに、援助困難ケースについては組織的な対応をとることが重要である。

- 申請相談から保護の決定までの対応の概略
 - 保護の相談の段階から「保護のしおり」等を用いて制度の仕組みを十分に説明するとともに、他法他施策や地域の社会資源の活用等についての助言を適切に実施することが必要である。要保護者に対してはきめ細かな面接相談、申請の意思のある方への申請手続きへの援助指導を行うこととともに、法律上認められた保護の申請権を侵害しないことは言うまでもなく、侵害していると疑われるような行為自体も厳に慎むべきものであることに留意する。
 - 保護の開始申請は、申請の意思表示がされたことやその意思が示された時期等を明確にすることが必要であることから、原則と

社援保発第0330001号
平成18年3月30日

都道府県知事 殿
各 指定都市市長
中核市市長

厚生労働省社会・援護局保護課長通知

生活保護行政を適正に運営するための手引について

I 申請相談から保護の決定に至るまでの対応
実施機関の来訪者に対する面接相談や保護の申請時ににおいては、懇切丁寧に法の趣旨や制度概要を説明するとともに、他法他施策について専門的な立場からの助言を行う等適切な援助を行うことが必要である。また、保護の要否を判定するにあたって十分な調査を行うとともに、援助困難ケースについては組織的な対応をとすることが重要である。

- 申請相談から保護の決定までの対応の概略
 - 保護の相談の段階から「保護のしおり」等を用いて制度の仕組みを十分に説明するとともに、他法他施策や地域の社会資源の活用等についての助言を適切に実施することが必要である。要保護者に対してはきめ細かな面接相談、申請の意思のある方への申請手続きへの援助指導を行うこととともに、法律上認められた保護の申請権を侵害しないことは言うまでもなく、侵害していると疑われるような行為自体も厳に慎むべきものであることに留意する。
 - 保護の開始申請は、申請の意思表示がされたことやその意思が示された時期等を明確にすることが必要であることから、原則と

して申請書の提出を求めることが必要である。ただし、申請書を作成することができない特別の事情（身体上の障害があるなどの事情をいう。以下同じ。）があるときは、この限りではなく、要保護者の申請の意思確認について必要な支援を行うよう配慮する。

また、申請書には保護の要否の判定に必要となる書類（同意書等）の添付を求めることが必要であるが、申請書を提出する時点において、当該書類が揃わない場合であっても申請書は受理し、申請から保護の決定を行うまでの間で、極力速やかに提出するよう求める。さらに、当該書類を添付することができない事情があるときは、この限りではなく、同意書については申請者の口頭によつて必要事項に関する陳述を聴取し、書面に記載した上でその内容を本人に説明し署名捺印を求めるなどの支援を行い、その他の書類については、要保護者の可能な範囲で提出を求めることに留意する。

(3) 申請時においては、被保護者の権利と義務等を説明する。また、保護の受給要件（生活保護法（以下「法」という。）第4条）を満たしているかどうかを判断するため、上記（2）により要保護者から必要な書類を的確に提出させるとともに、資産、収入等が不明な時には、保護の決定又は実施のため必要がある場合には要保護者の資産及び収入の状況について保護の実施機関又は福祉事務所長（以下単に「保護の実施機関」という。）が官公署に対し調査を嘱託し、又は関係人に對し報告を求めることができる旨規定した法第29条に基づく調査（以下「法第29条に基づく関係先調査」という。）を、能力活用の確認が必要と認められる要保護者には、法第28条に基づく検診命令を実施し、要件の確認の審査を徹底する。さらに、必ず実地調査を行うとともに、申請以前の生活状況や保護組合等（以下「官公署等」という。）に対し、必要な書類の閲覧

(2) 申請時においては、被保護者の権利と義務等を説明する。また、保護の受給要件（生活保護法（以下「法」という。）第4条）を満たしているかどうかを判断するため、要保護者から必要な書類を的確に提出させるとともに、資産、収入等が不明な時には、保護の決定又は実施のため必要がある場合には要保護者の資産及び収入の状況について保護の実施機関又は福祉事務所長（以下単に「保護の実施機関」という。）が官公署に対し調査を嘱託し、又は関係人に對し報告を求めることができる旨規定した法第29条に基づく調査（以下「法第29条に基づく関係先調査」という。）を、能力活用の確認が必要と認められる要保護者には、法第28条に基づく検診命令を実施し、要件の確認の審査を徹底する。さらに、必ず実地調査を行うとともに、申請以前の生活状況や保護組合等（以下「官公署等」という。）に対し、必要な書類の閲覧

若しくは資料の提供を求め、又は関係人に対し報告を求めることができる旨規定した法第29条に基づく調査（以下「法第29条に基づく関係先調査」という。）を実施し、また能力活用の確認が必要と認められる要保護者には、法第28条に基づく検診命令を実施し、要件の確認の審査を徹底する。さらに、必ず実地調査を行うとともに、申請以前の生活状況や保護の申請に至った理由を的確に把握する。

(4-3) 保護の要否判定、保護の決定にあたっては、要保護者への調査指導を徹底し、未処理のないよう留意するとともに、ケース診断会議を適宜活用し、援助方針等を明確にする。特に、援助困難ケースについては、その後のケース援助に重大な影響を及ぼすことになるので、自立阻害要因を的確に把握し、ケース診断会議における検討を行う等により組織として当該被保護者の状況に応じた援助方針を樹立するよう徹底する。

また、資産、能力及び他法他施策の活用や、扶養義務者の扶養が十分でないケースに対しては、適切な助言指導を行う。資産、能力等の活用に関する助言指導に従わないときは、真に急迫した状況（生存が危うい場合その他社会通念上放置し難いと認められる程度に情況が切迫している場合をいう。以下「急迫状況」という。）にある場合を除き、保護の要件を欠くものとして申請を却下することも検討する。保護の要否判定の結果、資産、能力等を活用してもなお、最低生活費の需要が充たされない場合、保護を開始することとなる。

(5) 保護の開始申請をした要保護者について、要否判定の結果、保護開始決定をしようとする場合で、明らかに扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者が、民法に定める扶養を履行していない場合には、法第77条により費用の徴収を求められる可能性があることを踏まえ、保護の実施機関は、法第24条第

(3) 保護の要否判定、保護の決定にあたっては、要保護者への調査指導を徹底し、未処理のないよう留意するとともに、ケース診断会議を適宜活用し、処遇方針等を明確にする。特に、処遇困難ケースについては、その後のケース処遇に重大な影響を及ぼすことになるので、自立阻害要因を的確に把握し、ケース診断会議における検討を行う等により組織として当該被保護者の状況に応じた処遇方針を樹立するよう徹底する。

また、資産、能力及び他法他施策の活用や、扶養義務者の扶養が十分でないケースに対しては、適切な助言指導を行う。資産、能力等の活用に関する助言指導に従わないときは、真に急迫した状況（生存が危うい場合その他社会通念上放置し難いと認められる程度に情況が切迫している場合をいう。以下「急迫状況」という。）にある場合を除き、保護の要件を欠くものとして申請を却下することも検討する。保護の要否判定の結果、資産、能力等を活用してもなお、最低生活費の需要が充たされない場合、保護を開始することとなる。

(5) 保護の開始申請をした要保護者について、要否判定の結果、保護開始決定をしようとする場合で、明らかに扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者が、民法に定める扶養を履行していない場合には、法第77条により費用の徴収を求められる可能性があることを踏まえ、保護の実施機関は、法第24条第

8項の規定に基づき、当該要保護者が保護開始されることについて、保護の開始の決定を要保護者に通知するまでに、当該扶養義務者に対して書面をもつて通知する必要がある。

また、上記同様、明らかに扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者が、民法に定める扶養を履行していない場合は、法第28条第2項により当該扶養義務者本人に扶養の状況及び扶養を履行できない理由について報告を求めるうこと。

ただし、要保護者の扶養義務者に対する調査の結果、少なくとも以下に掲げる場合には、あらかじめ通知することや報告を求めることが適当でないものとして、この限りではないので留意すること。

① 保護の実施機関が、当該扶養義務者について、法第77条第1項の規定が適用される蓋然性が高いと判断されないこと。

合

② 保護の実施機関が、要保護者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力を受けた者であると認めた場合

③ 上記のほか、保護の実施機関が、通知することや報告を求めることによって、要保護者の自立に重大な支障を及ぼすおそれがあると認めた場合

2 届出義務の遵守

(1) すべての資産、収入、生計の状況、世帯の構成等について正確に申告するとともに、申告している内容に変動があつた場合には、速やかに届け出る義務があることを周知しておくことが重要である。

このためには、届出が必要な資産及び収入の種類を具体的に列

2 届出義務の遵守

すべての資産、収入、生計の状況、世帯の構成等について正確に申告するとともに、申告している内容に変動があつた場合には、速やかに届け出る義務があることを周知しておくことが重要である。

このためには、「届出義務についての「福祉事務所長名の通知」や「保護のしおした届出義務についての「福祉事務所長名の通知」や「保護のしお

挙した届出義務についての「福祉事務所長名の通知」や「保護のしおり」等を、保護開始時及び継続ケースについては、少なくとも年1回以上、世帯主及び世帯員等に配布する等の方法により、届出義務の内容を十分説明しておく必要がある。

(2) 収入申告の必要性や届出義務について保護の実施機関が被保護世帯に説明を行ったことや当該被保護者がその説明を理解したことを、保護の実施機関と被保護世帯とで共有し、そのことを明確にするために、被保護世帯が所定の事項を記載した「生活保護費の費用返還及び費用徴収の決定について（平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）」

また、法第78条の2により保険金品等が交付される前に法第78条の規定による徴収金の納入に充てる旨の被保護者の申出についても、上記通知の別添3の様式により提出されるよう努める。

3 収入申告等の徴取

保護の実施機関は、保護の決定又は実施に必要がある場合は、法第28条により報告を求め、要保護者の資産及び収入の状況等について確實に調査し把握することが重要である。また、被保護者から正当な理由なく報告が行わらない等の場合には、法第27条により指導指示を行うなどの的確に状況を把握するために所要の措置を講じる必要がある。

(1) 収入申告は、原則として文書により行わせる必要がある。収入申告書には収入の種類、金額、又は求職活動の状況等を正確に記載せるとともに、その内容を証する給与明細書又は求職状況報告書等の添付が必要である。また、収入申告書様式の中に誓約資料の添付、虚偽申告の禁止及び指定期日までの提出義務等を注

り」等を、保護開始時及び継続ケースについては、少なくとも年1回以上、世帯主及び世帯員等に配布する等の方法により、届出義務の内容を十分説明しておく必要がある。

(1) 収入申告は、原則として文書により行わせる必要がある。収入申告書には収入の種類、金額等を正確に記載させるとともに、その内容を証する給与明細書等の添付が必要である。また、収入申告書様式の中に誓約資料の添付、虚偽申告の禁止及び指定期日までの提出義務等を注

記しておき、被保護者にあらかじめ周知しておくことも留意する。

(2) 収入申告書の提出回数は、保護の実施機関において就労可能と判断される者には、就労に伴う収入の有無にかかわらず毎月（常用雇用されている等毎月ごとの収入の増減が少ない場合は3か月ごとで差し支えない）、保護の実施機関において就労困難と判断される者には、最低12か月に1回は申告させる必要がある。なお、高齢者世帯や單身入院世帯等でも、年金の繰上げ受給、仕送り収入、資産売却収入等がある場合が考えられるので、最低12か月に1回は微取する必要がある。

稼働年齢層の者がいる場合等で、再三の指示にもかかわらず収入申告書の提出等に応じないため、保護の要否判定あるいは保護の程度の決定ができない場合には、ケース診断会議で援助方針を決定し、それに基づき申告するよう改めて口頭で指示し、一定期間経過しても、申告しない場合には、法第27条により文書指示し、それでもなお従わない場合には、所要の手続を経て保護の変更、停廃止を検討することとなる。

(3) 徴取した収入申告書の内容については、訪問調査（居宅・関係先等）、課税調査との契合、本人の能力、健康状態、就労状況、世帯事情、地域の慣行、地場賃金の水準を参考に検討し、その内容に不審のある場合は申告額が同種の通常の収入額と考えられる額より、相当程度低いと判断される場合には、事業主等の関係先に資料の提供を求めること等を実施し、疑義を残したもの処理することのないようにする。

(4) 資産申告書は、保護開始時に資産の保有状況を正確に記載さるどともに、その内容を証する関係書類の添付が必要である。特に不動産の保有状況については、不動産評価額の評価（3年毎）の際に申告させ、扶養義務者の死亡に伴う相続、土地の転売

ておくことも留意する。

(2) 収入申告書の提出回数は、実施機関において就労可能と判断される者には、就労に伴う収入の有無にかかわらず毎月（常用雇用されている等毎月ごとの収入の増減が少ない場合は3か月ごとで差し支えない）、実施機関において就労困難と判断される者は、最低12か月に1回は申告させる必要がある。なお、高齢者世帯や單身入院世帯等でも、年金の繰上げ受給、仕送り収入、資産売却収入等がある場合が考えられるので、最低12か月に1回は微取する必要がある。

稼働年齢層の者がいる場合等で、再三の指示にもかかわらず収入申告書の提出等に応じないため、保護の要否判定あるいは保護の程度の決定ができない場合には、ケース診断会議で処遇方針を決定し、それに基づき申告するよう改めて口頭で指示し、一定期間経過しても、申告しない場合には、法第27条により文書指示し、それでもなお従わない場合には、所要の手続を経て保護の変更、停廃止を検討することとなる。

(3) 徴取した収入申告書の内容については、訪問調査（居宅・関係先等）、課税調査との契合、本人の能力、健康状態、就労状況、世帯事情、地域の慣行、地場賃金の水準を参考に検討し、その内容に不審のある場合は申告額が同種の通常の収入額と考えられる額より、相当程度低いと判断される場合には、事業主等の関係先に資料の提供を求めるなどを実施し、疑義を残したことのないよう

(4) 資産申告書は、保護開始時に資産の保有状況を正確に記載さるどともに、その内容を証する関係書類の添付が必要である。特に不動産の保有状況については、不動産評価額の評価（3年毎）の際に申告させ、扶養義務者の死亡に伴う相続、土地の転売

等必要がある場合は、世帯訪問調査、扶養義務調査等により把握する必要がある。

4 関係先調査の実施

(1) 収入状況等の把握及び同意書の徹取
収入状況については、勤労収入、年金、仕送り、保険金、相続等による資産の取得等収入ごとに克明に記入したうえ、当該記入内容が事実に相違ない旨を附記し署名した書面、当該記入内容を証明するに足る資料の提出を求めることが必要である。
また、訪問調査や提出資料によつても収入状況等に不明な点が残る場合には、必要に応じ関係先に資料の提供を求めることが必要であるとともに、関係官署とも連携を図り事実を把握することから、申請を行うことから、申請の際又は申請後に、保護の実施機関が収入状況に關し関係先に資料の提供を求めることが必要である。関係先が収入状況を記し署名捺印した書面（同意書）を申請者から提出させる旨を記し署名捺印した書面（同意書）を申請者から提出させるようにする。

なお、同意書を添付することができない特別の事情がある場合には、同意書が提出されないため、関係先調査ができない場合を除き、同意書を添付する。

① 保護受給中の者については、法第27条による文書指示を行い、これに従わない場合には指導指示違反として法第62条の規定に基づく保護の停止等の措置を行うこと
② 保護申請中の者については、同意書を提出しなければ適切な保護の決定が困難となることや、生活保護法の趣旨、内容等につき十分に説明を行うとともに、それでもなお同意書の提出を拒む場合には、法第28条の規定に基づき保護申請を却下すること

について検討する必要がある。

等必要がある場合は、世帯訪問調査、扶養義務調査等により把握する必要がある。

4 関係先調査の実施

(1) 収入状況等の把握及び同意書の徹取
収入状況については、勤労収入、年金、仕送り、保険金、相続等による資産の取得等収入ごとに克明に記入したうえ、当該記入内容が事実に相違ない旨を附記し署名した書面、当該記入内容を証明するに足る資料の提出を求めることが必要である。
また、訪問調査や提出資料によつても収入状況等に不明な点が残る場合には、必要に応じ関係先調査を行うとともに、関係官署とも連携を図り事実を把握することが必要であるとともに、申請の際に、保護の実施機関が行う収入状況に関する関係先照会に同意する旨を記し署名捺印した書面（同意書）を申請者から提出せらるようにする。

なお、同意書が提出されないため、関係先調査ができない場合には、
① 保護受給中の者については、法第27条による文書指示を行い、これに従わない場合には指導指示違反として法第62条の規定に基づく保護の停止等の措置を行うこと
② 保護申請中の者については、同意書を提出しなければ適切な保護の決定が困難となることや、生活保護法の趣旨、内容等につき十分に説明を行うとともに、それでもなお同意書の提出を拒む場合には、法第28条の規定に基づき保護申請を却下することについて検討する必要がある。

(2) 関係先調査と個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法との
関係について

① 行政機関個人情報保護法との関係

行政機関等の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「行政機関個人情報保護法」という。)においては、原則として、法令に基づく場合を除き、行政機関が保有する個人情報を、保有目的外の目的のために第三者に提供してはならないこととされている(行政機関個人情報保護法第8条第1項)。

しかし、

ア 本人の同意がある場合(同条第1号)や、
イ 地方公共団体等が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のある場合(同項第3号)

等には、この限りではないとされている。

ここで、アの「本人の同意」は書面によることを要しないと解されており、行政機関個人情報保護法上、特定の同意書の形式が要請されているわけではない。

また、イの「相当な理由」とは、少なくとも社会通念上、客觀的に見て合理的な理由があることが求められるものであり、その有無については、保有個人情報の内容や利用目的等を勘案して、行政機関の長が個別に判断することとなる。

地方自治体の行政機関個人情報保護条例についても、基本的に同じ考え方を取っているものと考えられる。

② 個人情報保護法との関係

一方、民間の個人情報事業者を対象とする個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」という。)においては、原則として、あらかじめ本人の同意を得ないで、第三者に個人データ

(2) 関係先調査と個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法との
関係について

① 行政機関個人情報保護法との関係

行政機関等の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「行政機関個人情報保護法」という。)においては、原則として、法令に基づく場合を除き、行政機関が保有する個人情報を、保有目的外の目的のために第三者に提供してはならないこととされている(行政機関個人情報保護法第8条第1項)。

しかし、

ア 本人の同意がある場合(同条第2項第1号)や、
イ 地方公共団体等が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のある場合(同項第3号)

等には、この限りではないとされている。

ここで、アの「本人の同意」は書面によることを要しないと解されており、行政機関個人情報保護法上、特定の同意書の形式が要請されているわけではない。

また、イの「相当な理由」とは、少なくとも社会通念上、客觀的に見て合理的な理由があることが求められるものであり、その有無については、保有個人情報の内容や利用目的等を勘案して、行政機関の長が個別に判断することとなる。

地方自治体の行政機関個人情報保護条例についても、基本的に同じ考え方を取っているものと考えられる。

② 個人情報保護法との関係

一方、民間の個人情報事業者を対象とする個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」という。)においては、原則として、あらかじめ本人の同意を得ないで、第三者に個人データ

を提供してはならないこととされている（個人情報保護法第 23 条第 1 項。なお、この場合においても、「本人の同意」を得る方法は問わないこととされている。）。

しかし、本人の同意がなくとも、

ア 法令に基づく場合（同項第 1 号）や、

イ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき（同項第 2 号）、

ウ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき（同項第 4 号）

等の場合は、例外として第三者への提供が可能である。

③ 両法における「法令に基づく場合」と生活保護法の関係規定

ア 法第 50 条について

法第 50 条は、指定医療機関は、厚生労働大臣の定めるところにより、懇切丁寧に被保護者の医療を担当しなければならず（第 1 項）、また、被保護者の医療について、都道府県知事の行う指導に従わなければならない（第 2 項）ことと規定している。さらに、第 1 項の規定により定められた指定医療機関医療担当規程（以下「医療担当規程」という。）第 6 条には、指定医療機関は、その診療中の患者及び保護の実施機関から生活保護法による保護につき、必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならないこととされている。

法第 50 条第 1 項及び医療担当規程第 7 条により、一般に指定医療機関には保護の実施機関から生活保護法による保護につき、必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならないこととされている。

を提供してはならないこととされている（個人情報保護法第 23 条第 1 項。なお、この場合においても、「本人の同意」を得る方法は問わないこととされている。）。

しかし、本人の同意がなくとも、

ア 法令に基づく場合（同項第 1 号）や、

イ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき（同項第 2 号）、

ウ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき（同項第 4 号）

等の場合は、例外として第三者への提供が可能である。

③ 両法における「法令に基づく場合」と生活保護法の関係規定

ア 法第 50 条について

法第 50 条は、指定医療機関は、厚生労働大臣の定めるところにより、懇切丁寧に被保護者の医療を担当しなければならず（第 1 項）、また、被保護者の医療について、都道府県知事の行う指導に従わなければならない（第 2 項）ことと規定している。さらに、第 1 項の規定により定められた指定医療機関医療担当規程（以下「医療担当規程」という。）第 6 条には、指定医療機関は、その診療中の患者及び保護の実施機関から生活保護法による保護につき、必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならないこととされている。

法第 50 条第 1 項及び医療担当規程第 6 条により、一般に指定医療機関には実施機関からの医療に関する病状調査等に応じる義務があり、さらに、都道府県が医療担当規程第 6 条の調査に対し適切に報告を行うよう指導することによっても、指定医療機関はこの指導に従う義務を負うことから、このような調査は行政機

行政機関個人情報保護法第8条第1項及び個人情報保護法第23条第1項第1号の「法令に基づく場合」に該当し、指定医療機関は、被保護者の同意がなくとも、個人情報である被保護者の病状等について保護の実施機関に回答することができる。

なお、医療扶助だけではなく、生活保護金般を指すものである。そのため、同条により保護の実施機関が指定医療機関に対して行うことができる病状調査の範囲には、当該指定医療機関が指定医療扶助の委託をした医療にに関するものは当然に含まれるが、当該指定医療機関が行つた保護開始前の医療や他の公費負担医療制度による医療等、医療扶助の委託をしていない医療に関するものについても、稼働能力の有無や程度の判定、生活保護費の給付の必要性や程度の判定、他法他施策の利用可能性の有無の判定というような生活保護の決定・実施及び自立助長に必要なものであれば含まれるものである。

ただし、障害年金等、他の社会保障制度の給付の申請等のために必要な意見書、証明書等については、保護の決定等に直接必要なものではなく、同条の対象に含まれないため留意されたい。

イ 法第29条について

保護の実施機関が行う法第29条に基づく関係先調査は、行政機関個人情報保護法第8条にいう「法令に基づく場合」及び個人情報保護法第23条第1号の「法令に基づく場合」に当たるものと解される。

しかし、この場合であっても、相手方は提供を義務づけられる義務の対象となる調査範囲を除き、相手方は提供を義務づけられるものではなく、実際に提供することが必要であるとされている。法令の趣旨に沿つて適切に判断されることが必要であるとされて

個人情報保護法第8条第1項及び個人情報保護法第23条第1項第1号の「法令に基づく場合」に該当し、指定医療機関は、被保護者の同意がなくとも、個人情報である被保護者の病状等について保護の実施機関に回答することができる。

なお、医療扶助だけではなく、生活保護全般を指すものである。そのため、同条により保護の実施機関が指定医療機関に対して行うことができる病状調査の範囲には、当該指定医療機関にに対して医療扶助の委託をした医療にに関するものは当然に含まれるが、当該指定医療機関が行つた保護開始前の医療や他の公費負担医療制度による医療等、医療扶助の委託をしていない医療に関するものについても、稼働能力の有無や程度の判定、生活保護費の給付の必要性や程度の判定、他法他施策の利用可能性の有無の判定というような生活保護の決定・実施及び自立助長に必要なものであれば含まれるものである。

ただし、医療扶助以外の公費負担医療や障害年金等、他の社会保障制度の給付の申請等のために必要な意見書、証明書等については、保護の決定等に直接必要なものではなく、同条の対象に含まれないため留意されたい。

イ 法第29条について

保護の実施機関が行う法第29条に基づく関係先調査は、行政機関個人情報保護法第8条にいう「法令に基づく場合」及び個人情報保護法第23条第1号の「法令に基づく場合」に当たるものと解される。

しかし、この場合であっても、相手方は提供を義務づけられるものではなく、実際に提供することの適否は、それぞれの法令の趣旨に沿つて適切に判断されることが必要であるとされている。また、本人の同意がある場合その他例外に当たる場合であつて

いる。また、本人の同意がある場合その他の例外に当たる場合であつても、あくまで実際の情報の提供は相手方の任意によるものであることに留意する必要がある。

(4) まとめ

以上を整理すれば、

ア 生活保護の適用や被保護者の支援に当たつて、必要な被保護者の病状を把握するための被保護者の病状調査について、法第 50 条第 1 項及び指定医療機関医療担当規程第 6 条に基づく調査を行い、または、法第 50 条第 2 項に基づく指導を行つた場合には、本人の同意なしに回答（個人情報の提供）を得ることが可能である。

イ 資産や収入の状況等（例：預貯金、生命保険、年金、労災保険等）については、法第 29 条に基づく関係先調査を行い、これを根拠として回答（個人情報の提供）を得ることが可能である。
なお、在留資格の確認や出入国状況、拘留又は留置等の状況に関する情報は、保護の決定又は実施のために必要がある場合には法第 29 条に定める「居所」として上記調査の範囲に含まれるものである。

また、現在、法第 29 条に基づく関係先調査を行うに当たつては、平成 12 年 3 月 31 日社援第 871 号厚生省社会・援護局長通知による生活保護法施行細則第 5 条に基づく様式第 12 号の生活保護法による保護申請書別添 3 に示した同意書を徴取し、これを添付することとしているが、この同意書については、

- a 有効期限はない
- b 世帯員個別の署名や押印は必ずしも必要ではない（生活保護は世帯単位で決定しており、世帯主を介して世帯員へ給付を行つていることから、世帯主の同意書をもつて世帯員の同意があつたものと解される）

も、あくまで実際の情報の提供は相手方の任意によるものであることに留意する必要がある。

(4) まとめ

以上を整理すれば、

ア 生活保護の適用や被保護者の支援に当たつて、必要な被保護者の病状を把握するための被保護者の病状調査について、法第 50 条第 1 項及び指定医療機関医療担当規程第 6 条に基づく調査を行い、または、法第 50 条第 2 項に基づく指導を行つた場合には、本人の同意なしに回答（個人情報の提供）を得ることが可能である。

イ 資産や収入の状況（例：預貯金、生命保険、年金、労災保険等）については、法第 29 条に基づく関係先調査を行い、これを根拠として回答（個人情報の提供）を得ることが可能である。

なお、現在、法第 29 条に基づく関係先調査を行つては、
は、平成 12 年 3 月 31 日社援第 871 号厚生省社会・援護局長通知による生活保護法施行細則第 5 条に基づく様式第 12 号の生活保護法による保護申請書別添 3 に示した同意書を徴取し、これを添付することとしているが、この同意書については、

- a 有効期限はない
- b 世帯員個別の署名や押印は必ずしも必要ではない（生活保護は世帯単位で決定しており、世帯主を介して世帯員へ給付を行つていることから、世帯主の同意書をもつて世帯員の同意があつたものと解される）

と解されるものである。

ウ 資産や収入の状況等以外（アに係るものを除く。）の事項であつても、本人からの明示的な同意がある場合は、個人情報の提供を受けることは可能である。
また、同意がない場合であつても、
当該機関に対する調査の場合：

当該情報が生活保護事務や業務の遂行に当たつて必要であり、これを利用することに相当な理由があるとき

と解されるものである。

ウ 資産や収入の状況（アに係るものを除く。）の事項（例：求職状況）であつても、本人からの明示的な同意がある場合は、個人情報の提供を受けることは可能である。
また、同意がない場合であつても、

a 行政機関に対する調査の場合：
当該情報が生活保護事務や業務の遂行に当たつて必要であり、これを利用することに相当な理由があるとき（例：保護の決定や保護の変更・停止のため）に不可欠な場合における在留資格の確認や出入国状況）

b 民間の個人情報事業者に対する調査の場合：
○ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき
○ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
等には、情報の提供を受けることは可能である（ただし、必ず提供を受けられることは保障されるものではないことに留意。）。

（3）調査時の留意事項

- ① 調査を円滑かつ効率的に行うためには、前項を踏まえ、調査の実施に当たつてそれぞれの対象機関に関する調査の根拠や必要性を確認した上で、
○ 法第29条に基づく調査である場合は、この旨を明確にすること
○ 法第29条に基づく調査であるか否かにかかるかわらず、法第29条第2項に規定する回答義務の対象となる調査範囲を除
- 法第29条に基づく調査であるか否かにかかるかわらず、同意書の徵取が可能な場合には必ず同意書を添付すること

き、同意書の徵取が可能な場合には必ず同意書を添付すること

- 特に、法第29条に基づかない調査の場合には、調査書等において、当該提供を求める情報について相手先から提供を受けることが、生活保護事務の遂行（補足性の原則等に基づく保護の決定・実施の判断等）に当たつて必要であるという合理的な理由等について、具体的に明記・説明すること等が必要である。

② 調査書の送付に当たつては、相手先において円滑かつ効率的に必要な回答を行ひ得るよう、調査項目の記載方法等について配慮することが必要である。例えば、

- 回答を要する事項について、具体的かつ明確に記載する
- 調査対象者（世帯主、世帯員）の氏名や生年月日、住所等の表記について誤りのないよう入念に確認する
- 直前又はそれ以前の世帯の住所を併記する
- 婚姻や養子縁組等により姓を変更したことが明らかな者については旧姓を併記する

等により、相手方の調査がより円滑かつ広範囲に行われるとともに、データ不足等による再調査等の手間が省かれることとなる。

(4) 法第29条第2項に規定する回答義務の対象となる情報にかかる調査実施の留意事項

法第29条2項において、法別表第1に掲げる情報にあつては、保護の実施機関が官公署等に行う情報提供の求めに對しては、回答を義務づけている。調査の実施にあたつては、「生活保護法の一部改正による生活保護法第29条第2項の創設に伴う同条第1項に規定する関係先への調査実施に関する留意事項について（平成26年●月●日社援保発第●号）」を参照し、対象となる調査

- 特に、法第29条に基づかない調査の場合には、調査書等において、当該提供を求める情報について相手先から提供を受けることが、生活保護事務の遂行（補足性の原則等に基づく保護の決定・実施の判断等）に当たつて必要であるという合理的な理由等について、具体的に明記・説明すること等が必要である。
- ② 調査書の送付に当たつては、相手先において円滑かつ効率的に必要な回答を行ひ得るよう、調査項目の記載方法等について配慮することが必要である。例えば、
 - 回答を要する事項について、具体的かつ明確に記載する
 - 調査対象者（世帯主、世帯員）の氏名や生年月日、住所等の表記について誤りのないよう入念に確認する
 - 直前又はそれ以前の世帯の住所を併記する
 - 婚姻や養子縁組等により姓を変更したことが明らかな者については旧姓を併記する等により、相手方の調査がより円滑かつ広範囲に行われるところに、データ不足等による再調査等の手間が省かれることとなる。

範囲に十分留意する。なお、この調査は回答を義務化しているため、同意書を添付する必要はないが、調査に回答義務の対象となる情報が含まれる場合には、同意書が必要となることに留意する。

(5) 都市銀行、地方銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟銀行、信用組合及び信用金庫等に対する法第29条に基づく調査については、「金融機関本店等に対する一括照会の実施について（平成24年9月14日社援保発0914第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）」により適切に行うよう留意する。

(6) 課税調査

課税調査については、年1回実施することとしており、これを契機として不正受給と疑われるケースを発見する場合があり、保護の適正実施において重要な調査となっている。保護の実施機関においては、法第29条に基づく調査として、地方税等の課税状況等の調査を税務担当官署の協力を得て実施することが必要である。

また、保護の実施機関において保護費の不正受給事業を把握した場合には、未申告収入等について適切な税務処理が行われていない可能性もあるので、適宜税務上の取扱いについて税務担当官署へ連絡することについても考慮する。

5 暴力団員に対する生活保護の適用についての考え方

(1) 暴力団員に生活保護を適用することの問題点
反社会的行為により市民生活の安全と平穏を脅かす暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号の「暴力団員」をいう。)に対して生活保護を適用することは、国民の生活保護制度に対する信頼を搖るがばかりでなく、結果的に公費である保護費が暴力

(4) 課税調査

課税調査については、年1回実施することとしており、これを契機として不正受給と疑われるケースを発見する場合があり、保護の適正実施において重要な調査となっている。保護の実施機関においては、法第29条に基づく調査として、地方税等の課税状況等の調査を税務担当官署の協力を得て実施することが必要である。

また、保護の実施機関において保護費の不正受給事業を把握した場合には、未申告収入等について適切な税務処理が行われていない可能性もあるので、適宜税務上の取扱いについて税務担当官署へ連絡することについても考慮する。

5 暴力団員に対する生活保護の適用についての考え方
(1) 暴力団員に生活保護を適用することの問題点
反社会的行為により市民生活の安全と平穏を脅かす暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号の「暴力団員」をいう。)に対して生活保護を適用することは、国民の生活保護制度に対する信頼を搖るがばかりでなく、結果的に公費である保護費が暴力

団の資金源となり、暴力団の維持存続に利用されるおそれも生じることとなり、社会正義の上でも極めて大きな問題である。このため、暴力団員に対する生活保護の適用については、厳正な対応を行い、市民の理解と支持が得られるようにする必要がある。

(2) 基本方針

法第2条は「すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護を、無差別平等に受けうることができる」とし、保護を受けるには、保護を要する状態に至った原因や社会的身分等により優先的・差別的に取り扱われることが多いことを規定している（無差別平等の原則）が、いかなる者であっても、保護を受けるためには、法第4条に定める補足性の要件、すなわち資産、収入、稼働能力その他あらゆるものを利用することで要件を満たすことが必要であり、申請者が保護の要件を満たしていない場合に保護の申請を却下することは、無差別平等の原則と矛盾するものではない。

ここで、そもそも暴力団員は集団的に又は常習的に暴力団活動（暴力団対策法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。）に従事することにより違法・不当な収入を得ている蓋然性が極めて高いことから、暴力団員については、保護の要件の判断に当たり、

- ① 本来は正当に就労できる能力を有すると認められることから、稼働能力の活用要件を満たさない
- ② 暴力団活動を通じて得られる違法・不当な収入について本人が保護の実施機関に対して申告することは期待できないことに加え、このような収入については一般に犯罪の発覚や没収を免れるために隠匿が図られ、又は資金源としてその属する暴力団に移転されるものであるため、福祉事務所による生活実態の把握や法第29条等に基づく資産等調査によってこれを

団の資金源となり、暴力団の維持存続に利用されるおそれも生じることとなり、社会正義の上でも極めて大きな問題である。このため、暴力団員に対する生活保護の適用については、厳正な対応を行い、市民の理解と支持が得られるようにする必要がある。

(2) 基本方針

法第2条は「すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護を、無差別平等に受けうることができる」とし、保護を受けるには、保護を要する状態に至った原因や社会的身分等により優先的・差別的に取り扱われることが多いことを規定している（無差別平等の原則）が、いかなる者であっても、保護を受けるためには、法第4条に定める補足性の要件、すなわち資産、収入、稼働能力その他あらゆるものを利用することで要件を満たすことが必要であり、申請者が保護の要件を満たしていない場合に保護の申請を却下することは、無差別平等の原則と矛盾するものではない。

ここで、そもそも暴力団員は集団的に又は常習的に暴力団活動（暴力団対策法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。）に従事することにより違法・不当な収入を得ている蓋然性が極めて高いことから、暴力団員については、保護の要件の判断に当たり、

- ① 本来は正当に就労できる能力を有すると認められることから、稼働能力の活用要件を満たさない
- ② 暴力団活動を通じて得られる違法・不当な収入について本人が保護の実施機関に対して申告することは期待できないことに加え、このような収入については一般に犯罪の発覚や没収を免れるために隠匿が図られ、又は資金源としてその属する暴力団に移転されるものであるため、福祉事務所による生活実態の把握や法第29条等に基づく資産等調査によってこれを

発見・把握することは困難であることから、資産・収入の活用要件を満たしていると判断することができるが、これは暴力団員であることには帰因するものである

と認められることから、保護の要件を満たさないものとして、急迫状況にある場合を除き、申請を却下することとする。

また、保護受給中に、被保護者が暴力団員であることが判明した場合にも、同様の考え方に基づき保護の廃止を検討する。

(3) 暴力団員及び暴力団員であることが疑われる者への対応

① 組織的対応

保護を申請し、又は申請しようとする者（以下「申請者等」という。）が、申請相談・調査・指導の過程におけるその申立てや態度等から暴力団員であると疑われる場合（例：「過去には暴力団員であったが、現在は脱退している」と主張するものの、就労状況や生活実態等に照らして離脱の真偽が疑われる場合）、には、警察等の關係機関との連携を十分図るとともに、必要に応じ所長、査察指導員等幹部職員が直接対応する等、組織を挙げて取り組む必要があり、保護の実施機関においては日頃からこのような組織的体制の確立に努めること。

また、ケースワーカーや面接相談員は、ケース診断会議等を通じて決定された保護の実施機関としての指導方針に沿って、これらの方に對応すること。

なお、査察指導員は、必要に応じ面接に同席することや同行訪問等を行うこと等により、ケースワーカー等を支援するとともに、助言指導を行ない、ケースワーカー等のみにその対応を任せることのないように留意すること。

② 警察に対する情報提供依頼に当たつての留意事項等
ア (1) 及び (2) に基づく申請の却下の判断及び暴力団員による不正受給事業等の防止のため、申請者等が暴力団員である

握ることは困難であることから、資産・収入の活用要件を満たしていると判断することができるが、これは暴力団員であることには帰因するものである

と認められることから、保護の要件を満たさないものとして、急迫状況にある場合を除き、申請を却下することとする。

また、保護受給中に、被保護者が暴力団員であることが判明した場合にも、同様の考え方に基づき保護の廃止を検討する。

(3) 暴力団員及び暴力団員であることが疑われる者への対応

① 組織的対応

保護を申請し、又は申請しようとする者（以下「申請者等」という。）が、申請相談・調査・指導の過程におけるその申立てや態度等から暴力団員であると疑われる場合（例：「過去には暴力団員であったが、現在は脱退している」と主張するものの、就労状況や生活実態等に照らして離脱の真偽が疑われる場合）には、警察等の關係機関との連携を十分図るとともに、必要に応じ所長、査察指導員等幹部職員が直接対応する等、組織を挙げて取り組む必要があり、福祉事務所においては日頃からこのような組織的体制の確立に努めること。

また、ケースワーカーや面接相談員は、ケース診断会議等を通じて決定された福祉事務所としての指導方針に沿つて、これらのケースに対応すること。

なお、査察指導員は、必要に応じ面接に同席することや同行訪問等を行うこと等により、ケースワーカー等を支援するとともに、助言指導を行ない、ケースワーカー等のみにその対応を任せることのないように留意すること。

② 警察に対する情報提供依頼に当たつての留意事項等
ア (1) 及び (2) に基づく申請の却下の判断及び暴力団員による不正受給事業等の防止のため、申請者等が暴力団員である

ことが疑われる場合において、関係者への聞き取りや新聞報道等の他の方法によつては保護の実施機関が暴力団員該当性を確認することができ困難なときは、その暴力団員該当性について警察から情報提供を受ける必要がある。

この場合の警察に対する情報提供依頼は、資産及び収入の状況に関する照会の根拠である法第29条に基づくものではなく、生活保護行政上の必要性に基づいて警察に対し任意の協力を求めるものである。

警察による暴力団情報の提供は、「暴力団排除等のための部外への情報提供について」(平成12年9月4日付警察庁丙暴一発第14号、別添)に基づき行われているところ、警察に対し暴力団員該当性について情報を求めるに当たっては、都道府県警察本部又は警察署の暴力団排除担当課(以下「警察の暴力団排除担当課」という。)を窓口とすることとし、依頼に際しては、生活保護行政の適正な運用のために暴力団員該当性についての情報が不可欠であること(申請者等が暴力団員である蓋然性が高いこと、(1)及び(2)に基づき、暴力団員については保護の要件に照らして原則として保護の申請を却下する必要があること、暴力団員による不正受給の未然防止の重要性等)について十分に説明すること。

なお、日頃から管内の保護の動向や暴力団情勢について警察の暴力団排除担当課と情報交換等を行うなど、緊密な連携にも配慮すること。

なお、申請相談の時点で、申請者等により、実施機関職員に対する暴力行為や脅迫的言動等がなされ、又はなされる可能性がある場合には、あらかじめ警察の暴力団排除担当課の担当者に連絡を取り、対応方法について助言を求めるほか、事態の態様や必要性に応じて有事の際の迅速な対応が可能なよう事前

ことが疑われる場合において、関係者への聞き取りや新聞報道等の他の方法によつては福祉事務所が暴力団員該当性を確認することが困難なときは、その暴力団員該当性について警察から情報提供を受ける必要がある。

この場合の警察に対する情報提供依頼は、資産及び収入の状況に関する照会の根拠である法第29条に基づくものではなく、生活保護行政上の必要性に基づいて警察に対し任意の協力を求めるものである。

警察による暴力団情報の提供は、「暴力団排除等のための部外への情報提供について」(平成12年9月4日付警察庁丙暴一発第14号、別添)に基づき行われているところ、警察に対し暴力団員該当性について情報を求めるに当たっては、都道府県警察本部又は警察署の暴力団排除担当課(以下「警察の暴力団排除担当課」という。)を窓口とすることとし、依頼に際しては、生活保護行政の適正な運用のために暴力団員該当性についての情報が不可欠であること(申請者等が暴力団員である蓋然性が高いこと、(1)及び(2)に基づき、暴力団員については保護の要件に照らして原則として保護の申請を却下する必要があること、暴力団員による不正受給の未然防止の重要性等)について十分に説明すること。

なお、日頃から管内の保護の動向や暴力団情勢について警察の暴力団排除担当課と情報交換等を行うなど、緊密な連携にも配慮すること。

なお、申請相談の時点で、申請者等により、実施機関職員に対する暴力行為や脅迫的言動等がなされ、又はなされる可能性がある場合には、あらかじめ警察の暴力団排除担当課の担当者に連絡を取り、対応方法について助言を求めるほか、事態の態様や必要性に応じて有事の際の迅速な対応が可能なよう事前

に協力を求めるなど、必要な支援を得られるよう依頼すること。
また、各都道府県の暴力追放運動推進センター等における不當要求防止責任者講習への参加や、同センターにおいて提供されている暴力団関連情報の活用などにより、日頃から暴力団員への対応要領の理解や管内の暴力団の動向の把握に努めることも必要である。

(3) 保護の要件の判断と指導指示の徹底

申請者等が暴力団員である場合には、ケース診断会議等を通じて保護の受給要件の適合性についての厳格な審査を行い、指導指示方針を明確にして対応に臨む必要がある。
ア 申請者等が暴力団員であることが確認された場合には、(2)の基本方針に基づき、原則として、既に申請を行っている場合には申請を却下し、相談等の段階である場合には、暴力団を離脱しない限り、申請を行っても却下することとなる旨を説明する。ただし、法第4条第3項の規定に基づき、急迫状態にあると認められる者については、その状態が解消するまでの間は保護を適用することができるものである。

この場合において、申請却下の理由は、「暴力団員であることから稼働能力活用の要件に適合せず、また資産・収入の活用の要件が確認できないこと」等となる。また、これらの要件の判断に際し、申請者等が暴力団員であると保護の実施機関が判断した根拠を問われた場合には、警察からの情報提供によるものであることを明らかにすることは可能である。

イ 申請者等が申請時点においては暴力団員であったが、
a 暴力団からの脱退届及び離脱を確認できる書類（絶縁状・破門状等）
b 誓約書（二度と暴力団活動を行わない、暴力的言動を行わない等）

に協力を求めるなど、必要な支援を得られるよう依頼すること。
また、各都道府県の暴力追放運動推進センター等における不當要求防止責任者講習への参加や、同センターにおいて提供されている暴力団関連情報の活用などにより、日頃から暴力団員への対応要領の理解や管内の暴力団の動向の把握に努めることも必要である。

(3) 保護の要件の判断と指導指示の徹底
申請者等が暴力団員である場合には、ケース診断会議等を通じて保護の受給要件の適合性についての厳格な審査を行い、指導指示方針を明確にして対応に臨む必要がある。

ア 申請者等が暴力団員であることが確認された場合には、(2)の基本方針に基づき、原則として、既に申請を行っている場合には申請を却下し、相談等の段階である場合には、暴力団を離脱しない限り、申請を行っても却下することとなる旨を説明する。ただし、法第4条第3項の規定に基づき、急迫状態にあると認められる者については、その状態が解消するまでの間は保護を適用することができるものである。

この場合において、申請却下の理由は、「暴力団員であることから稼働能力活用の要件に適合せず、また資産・収入の活用の要件が確認できないこと」等となる。また、これらの要件の判断に際し、申請者等が暴力団員であると福祉事務所が判断した根拠を問われた場合には、警察からの情報提供によるものであることを明らかにすることは可能である。

イ 申請者等が申請時点においては暴力団員であったが、
a 暴力団からの脱退届及び離脱を確認できる書類（絶縁状・破門状等）
b 誓約書（二度と暴力団活動を行わない、暴力的言動を行わない等）

c. 自立更生計画書

の提出を要請するなどにより、暴力団から離脱させた場合であつて、現に生活に困窮していることが他の調査等から明らかであるときには、あらためて厳格な資産調査等を行い、保護の適否を判断する。

なお、これらの書類の真偽について疑いがある場合には、警察の暴力団排除担当課に対して②アに則り再度情報提供を求めるなどにより確認に努めること。

また、暴力団からの離脱を求めるに当たり、申請者等が、所屬する暴力団からの脱退妨害や報復等のおそれがある旨を申し立てた場合には、このような行為が暴力団対策法第16条（加入の強要等の禁止）第2項に該当し得ることを踏まえ、警察の暴力団排除担当課や都道府県暴力追放運動推進センター等に相談するよう助言すること。

ウイの結果、保護を適用することとなる場合であつても、保護受給中に自立更生計画書等に反して暴力団活動を行つた場合には直ちに保護を廃止する旨明確に指導指示しておくとともに、保護受給中は病状、稼働状況等生活実態の的確な把握に努め、暴力団活動を行つている疑いが生じた場合には、②アに則り情報提供を求めるなど関係官署と連携を取つてその実態把握を行う。この結果、暴力団活動の事実が認められた場合や、職員の訪問時等に暴力、威嚇行動等を行つた場合には、所要の手続を経て、保護の廃止の措置を講ずる。

なお、具体的に職員に対し暴力行為等が行われた場合には、速やかに警察へ通報する等の手続をとり、厳正に対処する必要がある。

また、保護の実施機関による生活実態の把握等を通じ、保護適用中に、被保護者が暴力団員ではないかとの疑いが新たに生じた場合

c. 自立更生計画書

の提出を要請するなどにより、暴力団から離脱させた場合であつて、現に生活に困窮していることが他の調査等から明らかであるときには、あらためて厳格な資産調査等を行い、保護の適否を判断する。

なお、これらの書類の真偽について疑いがある場合には、警察の暴力団排除担当課に對して②アに則り再度情報提供を求めるなどにより確認に努めること。

また、暴力団からの離脱を求めるに当たり、申請者等が、所屬する暴力団からの脱退妨害や報復等のおそれがある旨を申し立てた場合には、このような行為が暴力団対策法第16条（加入の強要等の禁止）第2項に該当し得ることを踏まえ、警察の暴力団排除担当課や都道府県暴力追放運動推進センター等に相談するよう助言すること。

ウイの結果、保護を適用することとなる場合であつても、保護受給中に自立更生計画書等に反して暴力団活動を行つた場合には直ちに保護を廃止する旨明確に指導指示しておくとともに、保護受給中は病状、稼働状況等生活実態の的確な把握に努め、暴力団活動を行つている疑いが生じた場合には、②アに則り情報提供を求めるなど関係機関と連携を取つてその実態把握を行う。この結果、暴力団活動の事実が認められた場合や、職員の訪問時等に暴力、威嚇行動等を行つた場合には、所要の手続を経て、保護の廃止の措置を講ずる。

なお、具体的に職員に対し暴力行為等が行われた場合には、速やかに警察へ通報する等の手続をとり、厳正に対処する必要がある。

また、福祉事務所による生活実態の把握等を通じ、保護適用中に、被保護者が暴力団員ではないかとの疑いが新たに生じた場合

場合には、②アに則り暴力団員該当性について警察の暴力団排除担当課に情報提供を求め、暴力団員であることが判明した場合には、イに準じて離脱等の指示を行い、これに従わない場合には所要の手続きを経て保護を廃止する。

エ 世帯の構成員に暴力団員がいる場合において、当該暴力団員はアの但し書きの規定に該当しないが、生計を同一とする他の世帯員が真にやむを得ない事情によって保護を要する場合は、局第1-2-(1)により世帯分離による保護適用を検討する。

(4) 暴力団員による不正受給事業への対応

保護費の不正受給事業に関する警察等捜査機関との協力については、後記IV 4 及び5に詳述するが、特に暴力団員による不正受給事業については、保護費が暴力団の資金源として用いられることとなり、社会的反響も大きいことから、警察等捜査機関に対する告訴や捜査への協力をを行い、厳正な対応を行う。

(5) 警察との連携・協力強化のための協議等

① 警察との協議

(3) ②、③及び(4)に係る対応時を含め、生活保護行政を適正に推進するため、定期的又は必要に応じて、警察の暴力団排除担当課と県本庁保護担当課又は福祉事務所の間で、以下の事項等に関して協議等を行うなど警察との連携強化及び情報交換の円滑化を図ること。

ア 暴力団員の保護状況(申請者又は被保護者が暴力団であった場合の申請却下又は保護廃止の状況を含む。)及び暴力団の動向と対策

イ 暴力団員受給ケースに関する情報交換

ウ 保護担当課・保護の実施機関と都道府県警察本部・警察署との連携及び協力の在り方

エ その他必要な事項(不正受給防止対策等)

場合には、②アに則り暴力団員該当性について警察の暴力団排除担当課に情報提供を求め、暴力団員であることが判明した場合には、イに準じて離脱等の指示を行い、これに従わない場合には所要の手続きを経て保護を廃止する。

エ 世帯の構成員に暴力団員がいる場合において、当該暴力団員はアの但し書きの規定に該当しないが、生計を同一とする他の世帯員が真にやむを得ない事情によって保護を要する場合は、局第1-2-(1)により世帯分離による保護適用を検討する。

(4) 暴力団員による不正受給事業への対応

保護費の不正受給事業に関する警察等捜査機関との協力については、後記IV 4 及び5に詳述するが、特に暴力団員による不正受給事業については、保護費が暴力団の資金源として用いられることとなり、社会的反響も大きいことから、警察等捜査機関に対する告訴や捜査への協力をを行い、厳正な対応を行う。

(5) 警察との連携・協力強化のための協議等

① 警察との協議

(3) ②、③及び(4)に係る対応時を含め、生活保護行政を適正に推進するため、定期的又は必要に応じて、警察の暴力団排除担当課と県本庁保護担当課又は福祉事務所の間で、以下の事項等に関して協議等を行うなど警察との連携強化及び情報交換の円滑化を図ること。

ア 暴力団員の保護状況(申請者又は被保護者が暴力団であった場合の申請却下又は保護廃止の状況を含む。)及び暴力団の動向と対策

イ 暴力団員受給ケースに関する情報交換

ウ 保護担当課・保護の実施機関と都道府県警察本部・警察署との連携及び協力の在り方

エ その他必要な事項(不正受給防止対策等)

<p>② 関係官署の実施する暴力団からの離脱支援・社会復帰対策等の活用と協力等</p> <p>都道府県暴力追放運動推進センターにおいては、暴力団からの離脱支援や社会復帰対策を推進していることから、これらの積極的な活用にも配慮するとともに、これらの取組への協力・参加を通じ、関係官署との連携を強化するよう努めること。</p>	<p>② 関係機関の実施する暴力団からの離脱支援・社会復帰対策等の活用と協力等</p> <p>都道府県暴力追放運動推進センターにおいては、暴力団からの離脱支援や社会復帰対策を推進していることから、これらの積極的な活用にも配慮するとともに、これらの取組への協力・参加を通じ、関係機関との連携を強化するよう努めること。</p>
<p>6 年金担保貸付及び恩給担保貸付を利用している者への対応</p> <p>(1) 生活保護受給中の者の場合の考え方</p> <p>本来、生活保護受給中の者には、日常的な生活需要だけではなく臨時的需要も満たすに十分な生活保護費が支給される。また、自立更生のために必要な貸付は、保護の実施機関の承認を受けた上で生活福祉資金等の貸付を受けることができるところから、いずれにしても、生活保護受給中の者が年金担保貸付を受けなければならない理由は想定できない。</p> <p>理由は想定できない。</p> <p>生活保護制度は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる(法第4条)ものであることから、老後の基礎的な生活費として活用すべき年金を担保に貸付を受けて、その借入金を例えばギャンブルや他の借金返済等に充てるために費消するような場合、</p> <p>① 資産活用(月々の年金受給)を故意的に忌避しているため、法第4条に定める保護の受給要件を満たしていないと解され、</p> <p>② 加えて、法第60条に定める被保護者の生活上の義務(常に能力に応じて勤労に励み、支出の節約を図ること)を怠つていることになる。</p>	<p>6 年金担保貸付を利用している者への対応</p> <p>(1) 生活保護受給中の者の場合の考え方</p> <p>本来、生活保護受給中の者には、日常的な生活保護費が支給される。また、自立更生のために必要な貸付は、福祉事務所の承認を受けた上で生活福祉資金等の貸付を受けることができることから、いずれにしても、生活保護受給中の者が年金担保貸付を受けなければならない理由は想定できない。</p> <p>生活保護制度は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる(法第4条)ものであることから、老後の基礎的な生活費として活用すべき年金を担保に貸付を受けて、その借入金を例えばギャンブルや他の借金返済等に充てるために費消するような場合、</p> <p>① 資産活用(月々の年金受給)を故意的に忌避しているため、法第4条に定める保護の受給要件を満たしていないと解され、</p> <p>② 加えて、法第60条に定める被保護者の生活上の義務(常に能力に応じて勤労に励み、支出の節約を図ること)を怠つていることになる。</p>

よつて、生活保護受給中の者が年金担保貸付等を受けることは、生活保護法の趣旨に反するものと整理する。

(2) 過去に年金担保貸付等を利用する者について

過去に年金担保貸付を利用するとともに生活保護を受給していることがある者について

の後に保護廃止となつた者が、再度年金担保貸付等制度を利用し、その借入金を借金返済やギャンブル等に費消した後、本来受給できるべきの年金及び恩給が受給できなくなつた場合は、実質的に保護費を借金返済等に充てることを目的として年金担保貸付を利用していることになる。

今後は、このような者についても（1）の者と同様、最低生活の維持のために利用可能な資産の活用（月々の年金受給）を恣意的に忌避しており、法第4条に定める保護の受給要件を満たしていないものと解し、原則として生活保護を適用しないものと整理する。

(3) 上記の整理を踏まえ、年金担保貸付の利用者については、次のように対応する。

① 生活保護受給中の者及び年金担保貸付等を利用中に生活保護を受給した者で生活保護廃止後5年が経過していない者（以下「被保護者等」という。）への対応策

被保護者等については、年金担保貸付等の借入を制限することとし、保護の実施機関と福祉医療機構及び日本政策金融公庫（以下「福祉医療機構等」という。）との連携によって、以下のような仕組みで、年金担保貸付等の審査時に被保護者等の該当性の確認を行うこととする。

年金担保貸付等の借入申込書に、被保護者等に該当するか否かの自己申告欄を新たに設けることとし、該当するとの申告があつた場合には、貸付申請を受け付けない。

よつて、生活保護受給中の者が年金担保貸付を受けることは、生活保護法の趣旨に反するものと整理する。

(2) 過去に年金担保貸付を利用するとともに生活保護を受給していたことがある者について

過去に年金担保貸付を利用するとともに生活保護を受給し、その後に保護廃止となつた者が、再度年金担保貸付制度を利用し、その借入金を借金返済やギャンブル等に費消した後、本来受給できるべきの年金が受給できなくなつた場合は、実質的に保護費を借金返済等に充てることを目的として年金担保貸付を利用したことになる。

今後は、このような者についても（1）の者と同様、最低生活の維持のために利用可能な資産の活用（月々の年金受給）を恣意的に忌避しており、法第4条に定める保護の受給要件を満たしていないものと解し、原則として生活保護を適用しないものと整理することになる。

(3) 上記の整理を踏まえ、年金担保貸付の利用者については、次のように対応する。

① 生活保護受給中の者及び年金担保貸付を利用中に生活保護を受給した者で生活保護廃止後5年が経過していない者（以下「被保護者等」という。）に対する対応策

被保護者等については、年金担保貸付の借入を制限することとし、保護の実施機関と福祉医療機構との連携によって、以下のようないし組みで、年金担保貸付等の審査時に被保護者等の該当性の確認を行うこととする。

年金担保貸付の借入申込書に、被保護者等に該当するか否かの自己申告欄を新たに設けることとし、被保護者等に該当するとの申告があつた場合には、貸付申請を受け付けない。

あらかじめ被保護者等に関する情報を保護の実施機関から厚生労働省へ提供していただくこととし、福祉医療機構等はこの情報を用いて審査することにより貸付を行わない。

- (2) 過去に年金担保貸付等を利用するとともに生活保護を受給していたことへの対応策
- 過去に年金担保貸付等を利用するとともに生活保護を受給していたことがある者が再度借入をし、保護申請を行う場合は、資産活用の要件を満たさないものと解し、それを理由として、保護の実施機関は生活保護を適用しない。
- 保護の実施機関は、年金担保貸付等を利用している場合には生活保護が適用されないとなることを、被保護者に対して事前に周知することとし、さらに、申請者個々の状況により、必要に応じ、以下の事項を勘査した上で生活保護の適用を判断すること。

急迫状況にあるかどうか
保護受給前に年金担保貸付等を利用したことについて、社会通念上、真にやむを得ない状況にあつたかどうか
なお、本取扱いの実施にあたつては、生活保護受給者等が年金担保貸付等を受けることは、生活保護受給者等が年金債務がある場合に、その問題解決に向けた支援（例えば、多重債務者への対応として、法律扶助協会、無料法律相談等の活用による早期債務整理の相談助言、債務整理の支援に関する個別支援プログラムの活用や金銭管理能力の修得のための家計簿記帳の指導を行う等の支援）を行うよう努めること。

- (3) 返済期間の延長に関する情報提供について
福祉医療機構等において、年金担保貸付利用者が生活に困窮する。

あらかじめ被保護者等に関する情報を保護の実施機関から厚生労働省へ提供していただくこととし、福祉医療機構等はこの情報を用いて審査することにより貸付を行わないこととする。

- (2) 過去に年金担保貸付を利用するとともに生活保護を受給していたことに対する対応策
- 過去に年金担保貸付を利用するとともに生活保護を受給していたことがある者が再度借入をし、保護申請を行う場合は、資産活用の要件を満たさないものと解し、それを理由として、原則として、保護の実施機関は生活保護を適用しないこととする。

保護の実施機関は、年金担保貸付を利用している場合には生活保護が適用されないとなることを、被保護者に対して事前に周知することとし、さらに、申請者個々の状況により、必要に応じ、以下の事項を勘査した上で生活保護の適用を判断すること。

- 急迫状況にあるかどうか
保護受給前に年金担保貸付を利用したことについて、社会通念上、真にやむを得ない状況にあつたかどうか
なお、本取扱いの実施にあたつては、生活保護受給者等が年金担保貸付等を受けることは、生活保護受給者等が年金債務がある場合に、その問題解決に向けた支援（例えば、多重債務者への対応として、法律扶助協会、無料法律相談等の活用による早期債務整理の相談助言、債務整理の支援に関する個別支援プログラムの活用や金銭管理能力の修得のための家計簿記帳の指導を行う等の支援）を行うよう努めること。
- (3) 返済期間の延長に関する情報提供について
福祉医療機構において、年金担保貸付利用者が生活に困窮する。

した場合等については、返済期間の延長により日々の返済金額の引下げを行うこととしている。
返済期間の延長手続により、保護を要しない状況になることも考えられることから、保護の実施機関においては、保護の相談者・申請者に対して、返済期間の延長手続を助言するほか、生活保護の受給中の者に対しても、必要に応じて同様に助言すること。

また、②により保護を却下した者に対しては、直ちに急迫した状況に陥ることのないよう、必ず返済期間の延長手続きを行うよう助言すること。

7 自主的内部点検の実施

生活保護を適正に実施し、事務の正確性を確保するためには、毎年一定の期間を定め、自主的内部点検を実施するとともに、必要に応じ關係先調査を行うなど保護の実施機関が組織を上げて取組を行う必要がある。

II 指導指示から保護の停廃止に至るまでの対応

保護受給中において指導指示を行なべき場合には、局第9-2-（1）に仔細に定められているが、個別ケースに即して柔軟に対応し、効果的な指導指示を行う必要がある。

1 法第27条による指導指示

（1）口頭による指導

ア 生活上の義務、届出義務及び能力活用等に関する定期的な助言指導を行つてもその履行が十分でなく、法第27条による指導指示が必要である場合には、援助方針、ケース記録、举証資料、指導の経過等を踏まえ、組織として対応を協議する。

イ その結果、法第27条による指導指示が必要とされた場合は、

た場合等については、返済期間の延長により日々の返済金額の引下げを行うこととしている。
返済期間の延長手続により、保護を要しない状況になることも考えられることがあるから、保護の実施機関においては、保護の相談者・申請者に対して、返済期間の延長手続を助言するほか、生活保護の受給中の者に対しても、必要に応じて同様に助言すること。

また、②により保護を却下した者に対しては、直ちに急迫した状況に陥ることのないよう、必ず返済期間の延長手続きを行うよう助言すること。

7 自主的内部点検の実施

生活保護を適正に実施し、事務の正確性を確保するためには、毎年一定の期間を定め、自主的内部点検を実施するとともに、必要に応じ關係先調査を行ななど実施機関が組織を上げて取組を行う必要がある。

II 指導指示から保護の停廃止に至るまでの対応

保護受給中において指導指示を行なるべき場合には、局第9-2-（1）に仔細に定められているが、個別ケースに即して柔軟に対応し、効果的な指導指示を行う必要がある。

1 法第27条による指導指示

（1）口頭による指導

ア 生活上の義務、届出義務及び能力活用等に関する定期的な助言指導を行つてもその履行が十分でなく、法第27条による指導指示が必要である場合には、援助方針、ケース記録、举証資料、指導の経過等を踏まえ、組織として対応を協議する。

イ その結果、法第27条による指導指示が必要とされた場合は、

<p>具体的に指導指示を行い、それに対する本人の意見、対応状況等をケース記録に詳細に整理、記録する。</p> <p>ウ 指導指示は、長期的に漫然と行わず、具体的に指導指示の内容、期間等を明示して行う。</p> <p>エ 法第27条による指導指示は、口頭により直接当該被保護者（これによりがたい場合は、当該世帯主）に対して行うことを原則とする。</p> <p>(2) 文書による指導</p> <p>一定期間、口頭による指導指示を行ったにもかかわらず、目的が達成されなかつたとき、又は達成されないと認められるときに文書による指導指示を行う。</p> <p>ア 文書での指導指示や保護の変更、停止又は廃止等が将来的に必要になると判断される場合は、口頭による指導指示の方法に準じ、ケース診断会議等に諮り、組織として、指導指示の理由、内容、時期等を検討しケース廻避の全般を含めた具体的な方針を決定する。</p> <p>イ 文書による指導指示は、指導指示書により、指導指示を行う理由、内容、対象者等を分かりやすく、具体的に記載する。また必要に応じて、過去の指導状況を勘案しつつ、個別ケースに即して適切な履行期限を定める。</p> <p>ウ 指導指示書には、法的根拠を明示し、指導指示に従わないとき（履行期限を定めた場合は、その期限までに履行されないとき）は、保護の変更、停止又は保護が廃止されることがある旨を記載する。</p> <p>エ 指導指示書は、当該被保護者（これによりがたい場合は世帯主）に読み聞かせる等十分に説明したうえ手交し、受取証に署名等をさせる（手交の際、担当ケースワーカーだけではなく査察指導員が同席することが望ましい）。これによりがたい場合に</p>	
---	--

は、内容証明し郵送により行う。

才 文書による指導指示後も、その履行状況の把握、必要な助言指導等を行いケース記録にその状況を記載する。

2 保護の変更、停止又は廃止

文書による指示を行っても正当な理由なく文書指示に従わない場合には、さらにケース診断会議に諮る等組織的に十分検討のうえ、弁明の機会を与える等法第62条第4項による所定の手続を経たうえで保護の変更、停止又は廃止を行う。

(1) 予め当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知し、弁明の機会を与える必要がある。

(2) 指導指示に従わないことに対する正当な理由がない場合は、又は、正当な理由がなく指定場所に来所しない場合は、保護の変更、停止又は廃止の処分決定を行う。

(3) 処分は、理由をわかり易く明記したうえで書面により通知する（この場合でも、不服申立て等を行うことができる旨を記載する）。

なお、指導指示に従わないことを理由として保護を廃止された者が、廃止後間もなく再度保護申請を行った場合には、保護廃止に至った理由が解消されているかどうかを勘案した上で保護の適用について判断し、保護廃止に至った理由が解消されていない場合は、保護の要件を満たさないものとして、申請を却下して差し支えない。

3 稼働能力のある者に対する指導指示

(1) 傷病を理由に稼働能力を活用していないか、又は稼働が不十分なケース

ア 現状の確認

は、内容証明し郵送により行う。

才 文書による指導指示後も、その履行状況の把握、必要な助言指導等を行いケース記録にその状況を記載する。

2 保護の変更、停止又は廃止

文書による指示を行っても正当な理由なく文書指示に従わない場合には、さらにもう一度の機会を与える等組織的に十分検討のうえ、弁明の機会を与える等法第62条第4項による所定の手続を経たうえで保護の変更、停止又は廃止を行う。

(1) 予め当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知し、弁明の機会を与える必要がある。

(2) 指導指示に従わないことに対する正当な理由がない場合は、又は、正当な理由がなく指定場所に来所しない場合は、保護の変更、停止又は廃止の処分決定を行う。

(3) 処分は、理由をわかり易く明記したうえで書面により通知する（この場合でも、不服申立て等を行うことができる旨を記載する）。

なお、指導指示に従わないことを理由として保護を廃止された者が、廃止後間もなく再度保護申請を行った場合には、保護廃止に至った理由が解消されているかどうかを勘案した上で保護の適用について判断し、保護廃止に至った理由が解消されていない場合は、保護の要件を満たさないものとして、申請を却下して差し支えない。

3 稼働能力のある者に対する指導指示

(1) 傷病を理由に稼働能力を活用していないか、又は稼働が不十分なケース

ア 現状の確認

本人の訴え、嘱託医・主治医からの意見、ケースワーカーからみた生活実態、稼働実態、医療要否意見書、レセプト（3～6か月）等から現状を確認し、ケース診断会議において稼働能力を判定する。

イ アの結果、就労又はさらに能力活用が可能である場合、口頭による就労指導を行う。就労指導の際、被保護者の権利義務について十分説明する。

なお、口頭指導によつても十分に稼働能力を活用しない場合には法第27条に基づく文書による指導指示を行う。

○ 能力を活用していない者、転職の指導及び就労日数等が少なく就労日数等の増加を指導した者に対しては、求職活動状況・収入申告書を提出させる。
○ また、保護の実施機関が就労可能と判断する被保護者であつて、就労による自立に向け「就労可能な被保護者の就労・自立支援の基本方針について（平成25年5月16日社援発0516第18号）」による取組が効果的であると認められる者については、当該通知に基づく支援を行うこと。

なお、今後能力活用が期待できる被保護者に対しては、公共職業安定所等を通じて行う求職活動を支援するとともに、求職活動状況の報告、公共職業安定所の求職登録等を指示、自立支援プログラムへの参加、生業費、技能修得費、就労活動促進費、その他他法他施策を活用するなど、積極的な援助と効果的な指導を行う。

ウ 傷病を理由に指導に応じない者に対しては法第28条に基づく検診命令を行う。この際、被保護者に対して、法の趣旨を十分説明のうえ、文書でもつて行う。（なお、検診命令に応じない場合は、法第28条4項により保護の変更、停止又は廃止を行ふ。）

本人の訴え、嘱託医・主治医からの意見、ケースワーカーからみた生活実態、稼働実態、医療要否意見書、レセプト（3～6か月）等から現状を確認し、ケース診断会議において稼働能力を判定する。

イ アの結果、就労又はさらに能力活用が可能である場合、口頭による就労指導を行う。就労指導の際、被保護者の権利義務について十分説明する。

なお、口頭指導によつても十分に稼働能力を活用しない場合には法第27条に基づく文書による指導指示を行う。

○ 能力を活用していない者、転職の指導及び就労日数等が少なく就労日数等の増加を指導した者に対しては、求職活動状況・収入申告書を提出させる。

○ また、今後能力活用が期待できる被保護者に対して、公共職業安定所等を通じて行う求職活動を支援するとともに、求職活動状況の報告、公共職業安定所の求職登録等を指示、自立支援プログラムへの参加、生業費、技能修得費、その他他法他施策を活用するなど、積極的な援助と効果的な指導を行う。

ウ 傷病を理由に指導に応じない者に対しては法第28条に基づく検診命令を行う。この際、被保護者に対して、法の趣旨を十分説明のうえ、文書でもつて行う。（なお、検診命令に応じない場合は、法第28条4項により保護の変更、停止又は廃止を行ふ。）

((2) 傷病以外の理由で稼働能力を活用していないか、又は稼働が不十分なケース

(2) 傷病以外の理由で稼働能力を活用していないか、又は稼働が不十分なケース

ア 適職がない等を理由に稼働しないものについては、稼働能力を活用するために誠実に求職活動等をしているかどうか、日雇い等で仕事の不安定を理由に稼働が不十分なものについては、稼働能力を活用するために誠実に稼働しているか、又は能力活用が不十分かどうかをケース診断会議等において判定する。この場合、年齢、能力、健康状態及び地域における雇用の状況等を総合的に判断する。

イ アの結果、能力活用していないか又は不十分な場合、口頭による就労指導を行う。その際、被保護者の権利義務について十分説明する。

- なお、口頭指導によっても十分に稼働能力を活用しない場合には法第27条に基づく文書による指導指示を行う。
- 適職がない等を理由に稼働しないものについては、求職活動状況・収入申告書を提出させる。日雇い等で仕事の不安定を理由に稼働が不十分なものについては、現在の仕事で収入増が期待できるものは、稼働日数等増の指導を行い、仕事が不安定等により収入増が期待できないものは、転職指導を行うとともに、積極的な援助と効果的な指導を行う。その際、求職活動状況・収入申告書を提出させる。
- また、保護の実施機関が就労可能と判断する被保護者であ

つて、就労による自立に向け「就労可能な被保護者の就労・自立支援の基本方針について（平成25年5月16日社援発0516第18号）」による取組が効果的であると認められる者についてば、当該通知に基づく支援を行うこと。

なお、今後能力活用が期待できる被保護者に対して、公共職業安定所等を通じて行う事業活動を行ふこと。

(2) 傷病以外の理由で稼働能力を活用していないか、又は稼働が不十分なケース

ア 適職がない等を理由に稼働しないものについて〔は、稼働能力を活用するために誠実に求職活動等をしているかどうか、日雇い等で仕事の不安定を理由に稼働が不十分なものについては、稼働能力を活用するために誠実に稼働しているか、又は能力活用が不十分かどうかをケース診断会議等において判定する。この場合、年齢、能力、健康状態及び地域における雇用の状況等を総合的に判断する。

イ アの結果、能力活用していないか又は不十分な場合、口頭による就労指導を行う。その際、被保護者の権利義務について十分説明する。

なお、口頭指導によっても十分に稼働能力を活用しない場合は法第27条に基づく文書による指導指示を行う。

○ 適職がない等を理由に稼働しないものについては、求職活動状況・収入申告書を提出させる。日雇い等で仕事の不安定を理由に稼働が不十分なものについては、現在の仕事で収入増が期待できるものは、稼働日数等増の指導を行い、仕事が不安定等により収入増が期待できないものは、転職指導を行うとともに、積極的な援助と効果的な指導を行う。その際、求職活動状況・収入申告書を提出させる。

○ 今後能力活用が期待できる被保護者に対して、公共職業安定所等を通じて行う求職活動を支援するとともに、求職活動

職活動状況の報告、公共職業安定所の求職登録等を指示、自立支援プログラムへの参加、生業費、技能修得費、就労活動促進費、その他法他施策を活用するなど、積極的な援助と効果的な指導を行う。

4 履行期限を定めた指導指示

- (1) 指導指示を行う場合には、口頭、文書を問わず、長期的に漫然と行わず、指導指示の内容、履行期限等を具体的に明示して行うことが重要となる。
- (2) 履行期限を定めた場合においては、履行期限が到来するまでの間、本人による履行の努力を求めるだけではなく、保護の実施機関においても積極的な援助と効果的な指導を行うことが求められる。

例えば、就労に関して適職がないこと等を理由に稼働しない者に対して指導指示を行った場合には、求職活動状況・収入申告書を提出させたうえで、公共職業安定所等における求職活動や求職登録等を行わせる等自立へ向けた取組を求めるだけでなく、実施機関とともに、公共職業安定所等への同行訪問を適宜行う等求職活動を支援するとともに、就労に関する自立支援プログラムへの参加の勧奨、生業費、技能修得費、その他法他施策の活用など具体的な支援について検討していくこととなる。

- (3) 口頭指導による指導指示に十分対応していないと判断される場合には、さらに組織として対応を協議し、必要に応じて、個別ケースに即して適切な履行期限を定めたうえで、法第27条に基づく文書による指導指示を行う。
- (4) 指導指示書には、法的根拠を明示し、履行期限までに履行されないとときは、保護の変更、停止又は保護が廃止されることがある

状況の報告、公共職業安定所の求職登録等を指示、自立支援プログラムへの参加、生業費、技能修得費、その他法他施策を活用するなど、積極的な援助と効果的な指導を行う。

4 履行期限を定めた指導指示

- (1) 指導指示を行う場合には、口頭、文書を問わず、長期的に漫然と行わず、指導指示の内容、履行期限等を具体的に明示して行うことが重要となる。
- (2) 履行期限を定めた場合には、履行期限が到来するまでの間、本人による履行の努力を求めるだけではなく、保護の実施機関においても積極的な援助と効果的な指導を行うことが求められる。

例えば、就労に関して適職がないこと等を理由に稼働しない者に対して指導指示を行った場合には、求職活動状況・収入申告書を提出させたうえで、公共職業安定所等における求職活動や求職登録等を行わせる等自立へ向けた取組を求めるだけでなく、実施機関とともに、公共職業安定所等への同行訪問を適宜行う等求職活動を支援するとともに、就労に関する自立支援プログラムへの参加の勧奨、生業費、技能修得費、その他法他施策の活用など具体的な支援について検討していくこととなる。

- (3) 口頭指導による指導指示に十分対応していないと判断される場合には、さらに組織として対応を協議し、必要に応じて、個別ケースに即して適切な履行期限を定めたうえで、法第27条に基づく文書による指導指示を行う。
- (4) 指導指示書には、法的根拠を明示し、履行期限までに履行されないとときは、保護の変更、停止又は保護が廃止されることがある

旨を記載する。

この場合においても、保護の実施機関は被保護者に対し、指導指示内容の履行状況について報告を求めるだけでなく、具体的な援助や効果的な指導を行うことが求められる。

(5) 文書による指示を行っても正当な理由なく文書指示に従わない場合には、さらにケース診断会議に諮る等組織的に十分検討を行つたうえで、弁明の機会を与える等 法第 62 条第 4 項による所定の手続を経て保護の変更、停止又は廃止を行う。

特に履行期限を定め、その期限までに指導指示内容が履行されなかつたことを理由として保護の停廃止を検討する場合には、単に期限が到来したことだけをもつて判断するのではなく、期限までの間の指導指示に対する被保護者への取組状況や実施機関における援助状況を十分に検討することが必要である。

旨を記載する。

この場合においても、実施機関は被保護者に対し、指導指示内容の履行状況について報告を求めるだけでなく、具体的な援助や効果的な指導を行うことが求められる。

(5) 文書による指示を行つても正当な理由なく文書指示に従わない場合には、さらにケース診断会議に諮る等組織的に十分検討を行つたうえで、弁明の機会を与える等 法第 62 条第 4 項による所定の手続を経て保護の変更、停止又は廃止を行う。

特に履行期限を定め、その期限までに指導指示内容が履行されなかつたことを理由として保護の停廃止を検討する場合には、単に期限が到来したことだけをもつて判断するのではなく、期限までの間の指導指示に対する被保護者への取組状況や実施機関における援助状況を十分に検討することが必要である。

指導指示書の例 略

III 保護受給中に収入未申告等があつた場合の対応
保護開始時及び受給中に届出義務履行等を指示しているにもかかわらず、収入の未申告又は申告内容が不実である（以下「収入未申告等」という）ことが生じることがある。こうした場合、事実を証明する客観的な資料の収集に努め、組織的な対応を行う必要がある。

1 基本的な考え方
収入未申告等については、訪問調査、課税調査及び地域住民からの通報等を契機として、保護の実施機関が把握している収入等の状況についても疑義が生じた場合には、不正受給であるかないかについて検討することとなるが、この段階では単に「収入未申告等の疑い」がありがあることには過ぎないので、保護の実施機関としては、まずは事実の

指導指示書の例 略

III 保護受給中に収入未申告等があつた場合の対応
保護開始時及び受給中に届出義務履行等を指示しているにもかかわらず、収入の未申告又は申告内容が不実である（以下「収入未申告等」という）ことが生じることがある。こうした場合、事実を証明する客観的な資料の収集に努め、組織的な対応を行う必要がある。

1 基本的な考え方
収入未申告等については、訪問調査、課税調査及び地域住民からの通報等を契機として、保護の実施機関が把握している収入等の状況についても疑義が生じた場合には、不正受給であるかないかについて検討することとなるが、この段階では単に「収入未申告等の疑い」があることには過ぎないので、保護の実施機関としては、まずは事実の

事実の的確な把握をすることが必要である。

特に、地域住民からの通報については、単に何らかの誤解に基づくものや被保護者に対するいやがらせ等の目的に基づく虚偽の情報であつたりすることもあり、また、通報以外に不正の事実を挙証する資料等がないのが一般的であり、通報以外に収入の未申告を疑う根拠がない時点では、直接被保護者に事実関係を確認するのではなく、他の方法で挙証資料を収集することに努める必要がある。

なお、保護の実施機関は、常に被保護者の状況を調査し、把握しておくことを求められており、収入申告書等の届出について保護の開始時はもとより日頃から遵守するよう指導しておくことが必要である。被保護者に報告を求め、保護の実施機関の指導によつても収入申告書等保護の要件を確認するための書面が提出されない場合には、文書による指導指示を行い、これに従わない場合には指導指示違反として法第 62 条に基づく保護の停廃止を行うこととなる。

2 就労収入等の収入未申告等が疑われる場合の対応

収入の内容によって、把握すべき事項や手順は様々であるが、例えば、就労収入等の未申告が疑われる場合の対応としては以下のように。

なお、就労収入申告に疑いのある者の事例としては、①就労の事実を申告せず就労している疑いのある者、②就労内容と異なる収入申告をしている疑いのある者、③収入を過少申告している疑いのある者が考えられる。

(1) 本人に対する収入申告書等の提出指導

本人から定期的に収入申告書等を徴取しておくことのほか、日頃の訪問調査活動の際に就労状況について聴取し実態の把握に努めることが必要であり、収入申告書の微取が行われていなかつた場合には、提出を指導することが必要である。

的確な把握をすることが必要である。

特に、地域住民からの通報については、单に何らかの誤解に基づくものや被保護者に対するいやがらせ等の目的に基づく虚偽の情報であつたりすることもあり、また、通報以外に不正の事実を挙証する資料等がないのが一般的であり、通報以外に収入の未申告を疑う根拠がない時点では、直接被保護者に事実関係を確認するのではなく、他の方法で挙証資料を収集することに努める必要がある。

なお、実施機関は、常に被保護者の状況を調査し、把握しておくことを求められており、収入申告書等の届出について日頃から遵守するよう指導しておくことが必要である。実施機関の指導によつても収入申告書等保護の要件を確認するための書面が提出されない場合には、文書による指導指示を行い、これに従わない場合には指導指示違反として法第 62 条に基づく保護の停廃止を行うこととなる。

2 収入未申告等が疑われる場合の対応

収入の内容によって、把握すべき事項や手順は様々であるが、例えば、就労収入等の未申告が疑われる場合の対応としては以下のとおり。

なお、就労収入申告に疑いのある者の事例としては、①就労の事実を申告せず就労している疑いのある者、②就労内容と異なる収入申告をしていく疑いのある者、③収入を過少申告している疑いのある者が考えられる。

(1) 本人に対する収入申告書等の提出指導

本人から定期的に収入申告書等を徴取しておくことのほか、日頃の訪問調査活動の際に就労状況について聴取し実態の把握に努めることが必要であり、収入申告書の微取が行われていなかつた場合には、提出を指導することが必要である。

また、上記1の2の(2)により、保護の開始時において、収入申告の必要性や届出義務について保護の実施機関が被保護世帯に説明を行ったことや当該被保護者がその説明を理解したことを保護の実施機関と被保護世帯とで共有し、そのことを明確にしておく必要がある。

(2) 就労先（事業者等）に対する確認方法

就労先（事業所等）が判明しているときには、就労先訪問等によって実態を把握した上で、就労の事実が判明した場合には、就労先等に対し、給与明細等就労事実を挙証する資料となるものの提出を依頼する。就労先の事業者と被保護者との関係を考慮し、まずは本人に対し事実確認を行った後、就労先への照会を行う方が適切である場合もあるので留意する。

提出について指示を行う。

(3) その他の確認方法

その他、収入未申告等の事実確認のため、課税調査による所得額の把握、金融機関からの預金残高証明や生命保険会社の保険金等支払証明等について、法第29条に基づく調査等の実施によって徴収する等、挙証資料の収集に努める。

(4) 本人に対する事実確認

(1) ないし (3) の資料により、収入未申告等の事実が確認できた場合には、本人に対し、収入申告書の提出及び申告義務違反についての説明に關しての指示を行う。口頭指導による履行期限を過ぎても収入申告書が提出されない場合には、文書による收

(2) 就労先（事業者等）に対する確認方法

就労先（事業所等）が判明しているときには、就労先訪問等によつて実態を把握した上で、就労の事実が判明した場合には、就労先等に対し、給与明細等就労事実を証する資料となるものの提出を依頼する。就労先の事業者と被保護者との関係を考慮し、まずは本人に対する事実確認を行つた後、就労先への照会を行う方が適切である場合もあるので留意する。

就労事実に関する資料を提出された場合は、本人がこれを拒む場合には、提出について指示を行う。

(3) その他の確認方法

その他、収入未申告等の事実確認のため、課税調査による所得額の把握、金融機関からの預金残高証明や生命保険会社の保険金等支払証明等について、法第29条に基づく調査等の実施によつて徴収する等、挙証資料の収集に努める。

(4) 本人に対する事実確認

(1) ないし(3)の資料により、収入未申告等の事実が確認できた場合には、本人に対し、収入申告書の提出及び申告義務違反についての説明に關しての指示を行う。口頭指導による履行期限を過ぎても収入申告書が提出されない場合には、文書による取

入申告指示（指示に従わない場合には、法第 62 条 3 項により、保護の停廃止等の措置をとることになる旨を附記する）を行う。
なお、就労先が判明していない場合や、就労先調査等によつては、収入未申告等の事実が確認できない場合には、本人から事情聴取するとともに収入申告書の提出を求める。

(5) 本人に対する事実確認に当たつての留意事項
収入未申告等が疑われる被保護者に対する事実確認について
は、当該者との信頼関係が損なわれないよう十分配慮する必要があることから、原則として、その事実が客観的な資料により概ね確認された時点で、これらの資料を根拠として示しつつ行う。
また、客観的資料により収入未申告等の手段が極めて悪質であることが明らかとなつている場合や過去に同様の不正受給を行つたことがある場合には、不正受給に関する事実の確認といふ目的を明らかにすることにより、逆に真実の説明が得られず、また不正受給を举証する資料が隠滅されるなどのおそれがある。この場合には、定期的な就労状況報告を求める等の形式により、本人があくまでも事実を申告しないかどうか確認しておくことも必要である。このような対応により、事後の法第 78 条の適用や刑事告発の必要性を判断する際に必要な不正性の認識やこれを隠蔽する意図等の有無が確認されることにもなると考えられる。

入申告指示（指示に従わない場合には、法第 62 条 3 項により、保護の停廃止等の措置をとることになる旨を附記する）を行う。
なお、就労先が判明していない場合や、就労先調査等によつては、収入未申告等の事実が確認できない場合には、本人から事情聴取するとともに収入申告書の提出を求める。

(5) 本人に対する事実確認に当たつての留意事項
収入未申告等が疑われる被保護者に対する事実確認について
は、当該者との信頼関係が損なわれないよう十分配慮する必要があることから、原則として、その事実が客観的な資料により概ね確認された時点で、これらの資料を根拠として示しつつ行う。
また、客観的資料により収入未申告等の手段が極めて悪質であることが明らかとなつている場合や過去に同様の不正受給を行つたことがある場合には、不正受給に関する事実の確認といふ目的を明らかにすることにより、逆に真実の説明が得られず、また不正受給を举証する資料が隠滅されるなどのおそれがある。この場合には、定期的な就労状況報告を求める等の形式により、本人があくまでも事実を申告しないかどうか確認しておくことも必要である。こののような対応により、事後の法第 78 条の適用や刑事告発の必要性を判断する際に必要な不正性の認識やこれを隠蔽する意図等の有無が確認されることにもなると考えられる。

3 ケース診断会議等の開催

客観的資料の収集や本人に対する事実確認を経て、収入未申告等による不正受給の事実が確認できた時点で、所長等幹部職員を交えたケース診断会議等を開催し、不正受給であることの判断やその後の処分等について、組織として、十分に協議検討して、決定する。この際には、不正受給の内容が明らかとなるケース検討票を作成するとともに、参考資料（例：届出義務についての説明

3 ケース診断会議等の開催

客観的資料の収集や本人に対する事実確認を経て、収入未申告等による不正受給の事実が確認できた時点で、所長等幹部職員を交えたケース診断会議等を開催し、不正受給であることの判断やその後の処分等について、組織として、十分に協議検討して、決定する。この際には、不正受給の内容が明らかとなるケース検討票を作成するとともに、参考資料（例：届出義務についての説明

を受け理解した旨を記載した書面、不正事実の発見に至るまでの経過記録、関係先調査結果の概要、不正受給額（費用徴収金額）積算書等）を整理し、会議での協議検討・決定が円滑に行われるよう工夫する。

なお、不正事実の認定に先立ち、保護の実施機関側に瑕疵等（例：届出の義務等の指導は日頃から行っているか、収入申告書等は定期的に微取しているか等）がないかを点検し、処分内容等は定期的に微取しているか等）がないかを点検し、処分内容の検討に当たつて参考とするとともに、以降の事務執行に当たり是正すべき事項は是正する。

(参考)
就労収入等の収入未申告等が疑われる場合の対応のフロー図
略

IV 費用返還（徴収）及び告訴等の対応

収入未申告等の場合や保護の開始後に資産・収入等があつたことが後日に判明した場合には、当然保護に要した費用の返還を求めなければならない。その際適用される条文は、具体的には法第63条と法第78条とに大別されるが、その取扱いには十分留意する必要がある。なお、届出義務を怠り、または虚偽の申告等の不正な手段により保護を受けたケースに対しては、不正受給額全額の返還を命ずるとともに、特に悪質なケースについては、告訴等をする等厳正な対応が必要である。

1 法第63条の適用の判断

(1) 法第63条の適用

生活保護は最低生活を満たし得る資力（資産・収入）があればそれを活用することが前提となつていて。例外的に、次のような場合には、個々のケースの実情に照らし、要保護者が有する資力

での経過記録、関係機関調査結果の概要、不正受給額（費用徴収すべき金額）積算書等）を整理し、会議での協議検討・決定が円滑に行われるよう工夫する。

なお、不正事実の認定に先立ち、実施機関側に瑕疵等（例：届出の義務等の指導は日頃から行っているか、収入申告書等は定期的に微取しているか等）がないかを点検し、処分内容の検討に当たつて参考とするとともに、以降の事務執行に当たり是正すべき事項は是正する。

(参考)
就労収入等の収入未申告等が疑われる場合の対応のフロー図
略

IV 費用返還（徴収）及び告訴等の対応

収入未申告等の場合や保護の開始後に資産・収入等があつたことが後日に判明した場合には、当然保護に要した費用の返還を求めなければならない。その際適用される条文は、具体的には法第63条と法第78条とに大別されるが、その取扱いには十分留意する必要がある。なお、届出義務を怠り、または虚偽の申告等の不正な手段により保護を受けたケースに対しては、不正受給額全額の返還を命ずるとともに、特に悪質なケースについては、告訴等をする等厳正な対応が必要である。

1 法第63条の適用の判断

(1) 法第63条の適用

生活保護は最低生活を満たし得る資力（資産・収入）があればそれを活用することが前提となつていて。例外的に、次のような場合には、個々のケースの実情に照らし、要保護者が有する資力

について法第 63 条の費用返還の対象として必要な保護を行つて
いる。

ア 要保護者が急迫状態にあつて直ちに保護を必要とする状況
にあるケース
イ 資力はあるが、これを最低生活の維持のために充てることが
できない特段の事情のあるケース
この適用にあたつては、要保護者が資力を有していることを認
識しているので、保護の実施機関は当該資産の取扱いを十分説
明し、来るべき時期が到来すれば費用返還すべきことを通知す
ることとなる。

なお、本来法第 78 条を適用すべき事案にもかかわらず法第
63 条を適用するということが生じないようにするため、保護
の実施機関が被保護世帯に対して行った収入申告書の届出義
務等に関する説明が不十分、又は説明を行つたとしても、ケー
ス記録等に記録しておらず、説明を行つたことを~~拳証する資料~~
がないなどの事案が発生しないよう十分留意する。

(2) 費用返還額の決定

費用返還額については、原則として当該資力を限度として支給
した保護金品の全額を返還額とすべきであるが、こうした取扱い
を行うことが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるよ
うな場合については、実施要領等に定める範囲においてそれぞれ
の額を本来の要返還額から控除して返還額と決定する取扱いと
して差し支えないこととしているので、ケースの実態を的確に把
握し、場合によつてはケース診断会議を活用したうえ、必要な措
置を講じる。

なお、返還額から控除する額の認定にあたつては、「生活保護
費の費用返還及び費用徴収の決定について（平成 24 年 7 月 23
日社援保発 0723 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）」

について法第 63 条の費用返還の対象として必要な保護を行つて
いる。

ア 要保護者が急迫状態にあつて直ちに保護を必要とする状況
にあるケース
イ 資力はあるが、これを最低生活の維持のために充てることが
できない特段の事情のあるケース
この適用にあたつては、要保護者が資力を有していることを認
識しているので、実施機関は当該資産の取扱いを十分説明し、
来るべき時期が到来すれば費用返還すべきことを通知することとなる。

(2) 費用返還額の決定

費用返還額については、原則として当該資力を限度として支給
した保護金品の全額を返還額とすべきであるが、こうした取扱い
を行うことが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるよ
うな場合については、実施要領等に定める範囲においてそれぞれ
の額を本来の要返還額から控除して返還額と決定する取扱いと
して差し支えないこととしているので、ケースの実態を的確に把
握し、場合によつてはケース診断会議を活用したうえ、必要な措
置を講じる。

（2）費用返還額の決定

費用返還額については、原則として当該資力を限度として支給
した保護金品の全額を返還額とすべきであるが、こうした取扱い
を行うことが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるよ
うな場合については、実施要領等に定める範囲においてそれぞれ
の額を本来の要返還額から控除して返還額と決定する取扱いと
して差し支えないこととしているので、ケースの実態を的確に把
握し、場合によつてはケース診断会議を活用したうえ、必要な措
置を講じる。

別添1の様式を活用するなどして、認定に当たつての保護の実施機関の判断を明確にしておくことが必要である。

2 法第78条の適用の判断

(1) 法第78条の趣旨

不実の申請その他不正な手段により保護を受け、または他人をして受けさせた者は刑法該当条文（詐欺等）又は法第85条の規定によって処罰される。しかしながら、これだけでは保護金品に対する損失は補填されないため、係る不法行為により不正に保護を受けた者から保護費を返還させるよう法第78条が規定されている。

注）「不実の申請その他不正な手段」とは、積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を故意に隠蔽することも含まれる。刑法第246条にいう詐欺罪の構成要件である人を欺罔することよりも意味が広い。なお、不正な手段には、保護を受けることを直接の目的として自ら身体を傷害した場合や、他人に交付された医療券を譲り受けたを悪用して医療扶助をうけた場合等も含むものである。

(2) 法第78条の適用

ア 不正受給かどうかの判断は、事実確認の調査を行ったうえで、不正受給の事実が確認できた時点で所長等幹部職員を交えたケース診断会議等で十分協議検討し、その処理方法等を決定する。

イ 会議では、費用返還（法第63条）又は費用徴収（法第78条）の検討を行うとともに、保護の要否判定を行う。
ウ 法第78条によることが妥当であると考へられるものは、具体的には以下の状況が認められるような場合である。
(ア) 届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにも

2 法第78条の適用の判断

(1) 法第78条の趣旨

不実の申請その他不正な手段により保護を受け、または他人をして受けさせた者は刑法該当条文（詐欺等）又は法第85条の規定によって処罰される。しかしながら、これだけでは保護金品に対する損失は補填されないため、係る不法行為により不正に保護を受けた者から保護費を返還させるよう法第78条が規定されている。

注）「不実の申請その他不正な手段」とは、積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を故意に隠蔽することも含まれる。刑法第246条にいう詐欺罪の構成要件である人を欺罔することよりも意味が広い。なお、不正な手段には、保護を受けることを直接の目的として自ら身体を傷害した場合や、他人に交付された医療券を譲り受けたを悪用して医療扶助をうけた場合等も含むものである。

(2) 法第78条の適用

ア 不正受給かどうかの判断は、事実確認の調査を行ったうえで、不正受給の事実が確認できた時点で所長等幹部職員を交えたケース診断会議等で十分協議検討し、その処理方法等を決定する。

イ 会議では、費用返還（法第63条）又は費用徴収（法第78条）の検討を行うとともに、保護の要否判定を行う。
ウ 法第78条によることが妥当であると考へられるものは、具体的には以下の状況が認められるような場合である。
(ア) 届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにも

<p>かかわらずそれに応じなかつたとき</p> <p>(イ) 届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき</p> <p>(ウ) 届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、保護の実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行つたようなとき</p> <p>(エ) 保護の実施機関の課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書等の内容が虚偽であることが判明したとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ したがつて、例えば被保護者が届出又は申告を急つたことに故意が認められる場合は、保護の実施機関が社会通念上妥当な注意を払えば容易に発見できる程度のものであつても法第 63 条でなく法第 78 条を適用すべきである ○ また、費消したという本人の申立のみで安易に法第 63 条を適用し、不正額の一部を返還免除するような安易な取扱いは厳に慎むべきものである。 	<p>かかわらずそれに応じなかつたとき</p> <p>(イ) 届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき</p> <p>(ウ) 届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行つたようなとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ したがつて、例えば被保護者が届出又は申告を急つたことに故意が認められる場合は、実施機関が社会通念上妥当な注意を払えば容易に発見できる程度のものであつても法第 63 条でなく法第 78 条を適用すべきである ○ また、費消したという本人の申立のみで安易に法第 63 条を適用し、不正額の一部を返還免除するような安易な取扱いは厳に慎むべきものである。
<p>3 費用徴収方法</p> <p>(1) 不正受給額の確定</p> <p>返還額の決定は、保護の実施機関ではなく、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長が一方的に行うものであり、さらに法第 78 条による徴収額は、不正受給額を全額又は徴収する額にその 100 分の 40 を乗じて得た額を加算した額の範囲内で決定するものであつて、法第 63 条のような保護の実施機関が徴収額から自立更生経費を控除する余地はない。</p> <p>(参考) 略</p> <p>(2) 不正受給に対する徴収金への加算</p> <p>法第 78 条では、保護の実施機関は、不正受給の徴収金に加え、徴収金に 100 分の 40 を乗じて得た額以下の金額を加算して徴収</p>	<p>3 費用徴収方法</p> <p>(1) 不正受給額の確定</p> <p>返還額の決定は、保護の実施機関ではなく、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長が一方的に行うものであり、さらに法第 78 条による徴収額は、不正受給額を全額又は徴収するものであつて、法第 63 条のような実施機関の裁量の余地はない。</p> <p>(参考) 略</p>

できることとしている。

このことから、特に悪質な不正受給があつた場合等には不正受給を行つた金額に加算して徴収することにより厳正に対処することとし、また、その判断に当たつては、原則ケース診断会議等を開催するなど、組織的な検討を行い決定する。
なお、徴収金の加算については平成26年7月1日以後に支払われた保護費についての不正受給に対して加算して徴収できるものであり、平成26年6月30日以前に支払われた保護費については本規定の対象とならないことに留意する。

(3) 司法処分と費用徴収額の関係

ア 行政処分としての費用徴収と司法処分としての罰則の適用とはそれぞれ独立のものと考えられる。したがつて、行政機関として不正受給の事実及びその額が確認できる範囲内であれば、捜査機関による捜査又は起訴の有無にかかわらず、費用の徴収決定を行う（関係書類の押収等により事実の確認が不可能なため事実上費用の徴収の決定ができる場合も考えられるが、その場合であつても事実の確認ができるようになり次第、適正行政処分を行う。）。

イ 法第78条に基づく費用徴収の額は、必ずしも司法処分において問題となる額（例えば起訴事実記載額又は判決において確定された額）とは一致することを要しないが、一旦徴収を決定した額を超える額が判決等において不正受給額として明らかにされるような場合には、加えて費用徴収の決定を行うことも検討する。

(4) 費用徴収方法

ア 法第78条に基づく徴収金についての国庫負担金との精算は、地方自治法、同法施行令等の徴収手続により行う。
イ 徴収額が決定された時点において、不正受給が明らかになつ

(2) 司法処分と費用徴収額の関係

ア 行政処分としての費用徴収と司法処分としての罰則の適用とはそれぞれ独立のものと考えられる。したがつて、行政機関として不正受給の事実及びその額が確認できる範囲内であれば、捜査機関による捜査又は起訴の有無にかかわらず、費用の徴収決定を行う（関係書類の押収等により事実の確認が不可能なため事実上費用の徴収の決定ができる場合も考えられるが、その場合であつても事実の確認ができるようになり次第、適正行政処分を行う。）。

イ 法第78条に基づく費用徴収の額は、必ずしも司法処分において問題となる額（例えば起訴事実記載額又は判決において確定された額）とは一致することを要しないが、一旦徴収を決定した額を超える額が判決等において不正受給額として明らかにされるような場合には、加えて費用徴収の決定を行うことも検討する。

ア 法第78条に基づく徴収金についての国庫負担金との精算は、地方自治法、同法施行令等の徴収手続により行う。
イ 徴収額が決定された時点において、不正受給が明らかになつ

たことについて文書を送付する（この文書は納入の通知ではない）。

ウ その調定方法については、返納すべき金額を一括して調定（一括調定）することが原則であるが、必要に応じ、分割して返納額を調定（分割調定）しても差し支えない。

エ 分割納付を認める場合は事前に返済誓約書の提出を求め分割納入の決定を行う。

オ 既に調定済債権について履行期限の延長の処分をする場合は納入義務者から「履行延期申請書」を徵し行い、履行延期の処分を決定した場合には「履行延期承認通知書」を作成し、債務者に通知する。

カ 債権の管理にあたっては、以下の事項に留意のうえ適正に行う。

- 保護係と管理（経理）係との間の連絡を密にし、双方が連携して返還金等の督促及び指導に当たること
 - 生活保護廃止後の者の返還金等に係る債権管理について担当に引き継ぎを行うこと
 - 被保護者の転出先の把握や債務の相続人に対する対応を十分に行うこと
 - 納入未済額について、時効中断等の措置を的確に行うこと
- （5）法第78条の2による費用徴収について（保護金品等との調整）
- 法第78条第1項により、不正受給を行った者に対して確實に費用徴収を行う観点から、保護の実施機関は、その徴収金について保護金品の一部（金銭給付よつて行われるものに限る。）又は就労自立給付金の全部又は一部（以下「保護金品等」という。）と調整することができる。
- その実施にあたっては、被保護者本人から当該保護金品等を徴収金の納入に充てる旨を事前に申し出した場合（保護金品に開しては、

かつ、保護の実施機関が最低限度の生活の維持に支障がないと認められた場合)に、あらかじめ保護金品等の支給をする際に徴収金を差し引いた上で、保護費を支給することとする。

なお、保護金品と徴収金の調整は、被保護者の生活の維持に支障を来すことのないよう「生活保護費の費用返還及び費用徴収の決定について(平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)」を参照した上で、適正に行うよう留意する。

(6) 法第78条第4項による国税徴収の例による費用徴収について
保護費及び就労自立給付金については、すべて公費により賄われているものであり、不正受給者に対して徴収する債権は極めて公共性が高い債権であることから、本規定により国税徴収の例により強制的な徴収ができることとしている。

ただし、保護の実施機関は、被保護世帯の保護金品及び最低生活を維持するにあたって必要な程度の財産の徴収を行わないよう十分留意すること。

なお、本規定による徴収金の徴収については、平成26年7月1日以後に支払われた保護費についての不正受給にに対して適用されるものであり、平成26年6月30日以前に支払われた保護費については本規定の対象とならないことに留意する。

4 告訴等の手順

(1) 不正受給事案につき告訴等を行うか否かの判断に当たって考慮すべき事項

ア 法第85条において処罰の対象とされている「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせ」る行為は、法第78条により費用徴収の対象となる行為と重なり得るものであるが、法第85条や刑法各条に基づく罰則の適用は

4 告訴等の手順

(1) 不正受給事案につき告訴等を行うか否かの判断に当たって考慮すべき事項

ア 法第85条において処罰の対象とされている「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせ」る行為は、法第78条により費用徴収の対象となる行為と重なり得るものであるが、法第85条や刑法各条に基づく罰則の適用は

<p>司法処分であり、法第78条に基づく行政処分とはおのずから目的を異にするものであるので、法第78条により費用の徴収を決定した場合には必ず法第85条等に定める罰則に關し告訴、告発又は被書届の提出（以下「告訴等」という。）等の措置をとらなければならないといふものではない。</p> <p>イ 不正受給事業を把握した場合に、告訴等の措置をとるかどうかは、個々の事例の状況に応じて実施機関が判断することになるとになるが、特に、悪質な手段による不正受給の場合は、その社会的影響も考慮することが必要である。</p> <p>ウ 告訴等の検討を行う判断基準を定め、組織として、統一的な対応を行うこととしている自治体もあり、ある自治体の判断基準では、以下のようないくつかの事項を総合的に勘案することとされている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不正受給金額 ・ 不正受給に際し、極めて悪質な手段を講じていたかどうか ・ 不正受給期間 ・ 不正受給により得た保護費の用途 ・ 過去において法第78条の適用を受けていたかどうか ・ 告訴等の手段をとらない場合、返還の見込みがないかどうか 	<p>(2) 告訴等の性質について</p> <p>告訴（刑事訴訟法第230条）とは、犯罪により被害を被った者が、捜査機関（検察官又は司法警察員）に対して犯罪事實を申告し、犯人の処罰を求めることがある。また、告発（同法第239条第1項）は、犯人、告訴権者又は捜査機関等以外の第三者が、捜査機関に対し、犯罪事實を申告して、犯人の処罰を求める意思表示である。公務員が職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発の義務が生じる（同法第239条第2項）。</p>
<p>司法処分であり、法第78条に基づく行政処分とはおのずから目的を異にするものであるので、法第78条により費用の徴収を決定した場合には必ず法第85条等に定める罰則に關し告訴、告発又は被書届の提出（以下「告訴等」という。）等の措置をとらなければならないといふものではない。</p> <p>イ 不正受給事業を把握した場合に、告訴等の措置をとるかどうかは、個々の事例の状況に応じて実施機関が判断することになるとなるが、特に、悪質な手段による不正受給の場合は、その社会的影響も考慮することが必要である。</p> <p>ウ 告訴等の検討を行う判断基準を定め、組織として、統一的な対応を行うこととしている自治体もあり、ある自治体の判断基準では、以下のようないくつかの事項を総合的に勘案することとされている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不正受給金額 ・ 不正受給に際し、極めて悪質な手段を講じていたかどうか ・ 不正受給期間 ・ 不正受給により得た保護費の用途 ・ 過去において法第78条の適用を受けていたかどうか ・ 告訴等の手段をとらない場合、返還の見込みがないかどうか 	<p>(2) 告訴等の性質について</p> <p>告訴（刑事訴訟法第230条）とは、犯罪により被害を被った者が、捜査機関（検察官又は司法警察員）に対して犯罪事實を申告し、犯人の処罰を求めることがある。また、告発（同法第239条第1項）は、犯人、告訴権者又は捜査機関等以外の第三者が、捜査機関に対し、犯罪事實を申告して、犯人の処罰を求める意思表示である。公務員が職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発の義務が生じる（同法第239条第2項）。</p>

告訴・告発と被害届との相違点は、被害届が単に被害事実の申告である一方、告訴・告発はそこに犯罪者の処罰を求める意思があることである。

司法警察員により告訴・告発が受理されると、速やかに捜査が開始されることになる（同法第242条）。

(3) 告訴・告発の方法

告訴・告発は、口頭又は書面により、検察官又は司法警察員に対し行う（刑事訴訟法第241条第1項）とされているが、通常、官公庁の行う告訴・告発は書面によつており、正確性や記録性の観点からも書面によることが望ましい。告発状・告訴状の提出先については、一般的には、保護の実施機関の所在地を管轄する警察署となろう。

(4) 告訴・告発の区別及び告訴・告発を行う者について
保護費の不正受給については、当該保護費の支弁団体において、当該不正受給額に係る「被害」が生じたものと解されるため、一義的には当該支弁団体の長に告訴権があるものと解されるが、実際にどのような立場の者が当該団体を代表して告訴権を行使することができるかについては、その団体の意志決定方法の実態等に即して検討し、決定されるべきである。
一方、告発については、犯人、告訴権者又は捜査機関等以外の何人も行い得ることから、福祉事務所長による告発という形を取ることも可能である。

これらを踏まえ、告訴・告発のどちらの形式によるか及び告訴人・告発人を誰にするかについては、当該地方自治体の内規等に特段の定めがある場合はそれに従い、なければ、告訴又は告発後の捜査機関による事情聴取や資料提出要請への対応の利便性等を総合的に検討して決定することが必要である。

なお、告訴・告発にあたっては、後述の告訴・告発状の書き方

告訴・告発と被害届との相違点は、被害届が単に被害事実の申告である一方、告訴・告発はそこに犯罪者の処罰を求める意思があることである。

司法警察員により告訴・告発が受理されると、速やかに捜査が開始されることになる（同法第242条）。

(3) 告訴・告発の方法

告訴・告発は、口頭又は書面により、検察官又は司法警察員に対し行う（刑事訴訟法第241条第1項）とされているが、通常、官公庁の行う告訴・告発は書面によつており、正確性や記録性の観点からも書面によることが望ましい。告発状・告訴状の提出先については、一般的には、福祉事務所の所在地を管轄する警察署となろう。

(4) 告訴・告発の区別及び告訴・告発を行う者について
保護費の不正受給については、当該保護費の支弁団体において、当該不正受給額に係る「被害」が生じたものと解されるため、一義的には当該支弁団体の長に告訴権があるものと解されるが、実際にどのような立場の者が当該団体を代表して告訴権を行行使することができるかについては、その団体の意志決定方法の実態等に即して検討し、決定されるべきである。
一方、告発については、犯人、告訴権者又は捜査機関等以外の何人も行い得ることから、福祉事務所長による告発という形を取ることも可能である。

これらを踏まえ、告訴・告発のどちらの形式によるか及び告訴人・告発人を誰にするかについては、当該地方自治体の内規等に特段の定めがある場合はそれに従い、なければ、告訴又は告発後の捜査機関による事情聴取や資料提出要請への対応の利便性等を総合的に検討して決定することが必要である。

なお、告訴・告発にあたっては、後述の告訴・告発状の書き方

等を含め、保護の実施機関の属する行政機関の顧問弁護士等、専門家の助言を受けることが望ましい。

(5) 告訴状等の作成

ア 様式

用紙については法定の決まりはないが、実務上はA4用紙の縦置き、横書きを使用している場合が多い。

イ 記載事項

通常、告訴状等に記載される事項は以下のとおりである。

- 表題（「告訴状」又は「告発状」）
- 告訴（告発）人の住所、氏名
- 被告訴人又は被告訴人の住所、氏名
- 「告訴（告発）事実」：犯罪構成要件に該当する具体的的事実

基本的には、誰を、どのような犯罪事実について処罰してほしいかを明らかにする必要がある。犯罪事実については、どのような犯罪事実を申告したのかが認識できる程度に特定されていれば足りるとされているが、実際には、犯罪の日時、場所、態様、罪名などをある程度特定する必要がある（①誰が②いつ③どこで④誰に⑤どういう手段をつかって⑥どういうことをしたのか）。

なお、告訴（告発）事実の記載に当たっては、該当する罰則（法第85条の罪又は刑法該当条文の罪（特に詐欺罪））の構成要件に沿った形とすることが望ましいが、このためには、告訴（告発）の段階で、告訴（告発）しようとする不正受給行為が法第85条に当たるか又は詐欺罪に当たるかについて保護の実施機関として一応の判断を下すことが必要となる。

この判断に際しては、2（1）注にも記載したとおり、法第85条の罪は、詐欺罪において必要とされる範囲（人を欺く行為

等を含め、実施機関の属する行政機関の顧問弁護士等、専門家の助言を受けることが望ましい。

(5) 告訴状等の作成

用紙については法定の決まりはないが、実務上はA4用紙の縦置き、横書きを使用している場合が多い。

イ 記載事項

通常、告訴状等に記載される事項は以下のとおりである。

- 表題（「告訴状」又は「告発状」）
- 告訴（告発）人の住所、氏名
- 被告訴人又は被告訴人の住所、氏名
- 「告訴（告発）事実」：犯罪構成要件に該当する具体的的事実

基本的には、誰を、どのような犯罪事実について処罰してほしいかを明らかにする必要がある。犯罪事実については、どのような犯罪事実を申告したのかが認識できる程度に特定されていれば足りるとされているが、実際には、犯罪の日時、場所、態様、罪名などをある程度特定する必要がある（①誰が②いつ③どこで④誰に⑤どういう手段をつかって⑥どういうことをしたのか）。

なお、告訴（告発）事実の記載に当たっては、該当する罰則（法第85条の罪又は刑法該当条文の罪（特に詐欺罪））の構成要件に沿った形とすることが望ましいが、このためには、告訴（告発）の段階で、告訴（告発）しようとする不正受給行為が法第85条に当たるか又は詐欺罪に当たるかについて保護の実施機関として一応の判断を下すことが必要となる。

この判断に際しては、2（1）注にも記載したとおり、法第85条の罪は、詐欺罪において必要とされる範囲（人を欺く行為

及び相手方の錯誤を要件とせず、広く不実の申請その他の不正な手段が保護の原因となつていれば足りるものであり、積極的に虚偽の事実を申し立てることのほか、消極的に事実を故意に隠蔽することも含まれることに留意する必要があるが、他方、不正の手段が悪質である場合や不正受給の金額が多額に上る場合等には、詐欺罪の構成要件に該当し得る限り、詐欺罪で告訴(告発)することが適当であろう。

なお、犯罪事実及び該当する罰条については、最終的には告訴状等を受理した捜査機関による捜査を経て特定されるものであることから、告訴状等における犯罪事実及び該当する罰条が、捜査の結果特定された犯罪事実及び該当罰条とは異なつていたとしても、告訴等の法的効果には何ら問題はない。いずれにしても、(4) 及び後記(6) のとおり、告訴状等を提出する予定の警察署等との間で事前に犯罪事実の記載ぶり及び適用罰条について打ち合わせを行つておくことが望ましい。

- 「告訴(告発)に至る経緯等」：告訴(告発)人が被害を受ける(犯罪の発生を知る)に至った事情、背景、参考事項
- 「証拠資料」：告訴(告発)事実を立証すべき証拠の標目(証拠物及び証人となるべき者の氏名等を含む)(特に、収入申告書及び收入申告義務に関する指導・指示の状況に関する記録は、不申告・虚偽申告の故意性を立証するに当たつて重要である。)
- 「右被告訴人(被告発人)の所為は刑罰法規の第〇条に該当する行為と思料されるので、被告訴人の処罰を願いたく、告訴する」旨の記述
- 告訴(告発)人の署名押印
- 告訴(告発)状を提出する捜査機関の宛名

及び相手方の錯誤を要件とせず、広く不実の申請その他の不正な手段が保護の原因となつていれば足りるものであり、積極的に虚偽の事実を申し立てることのほか、消極的に事実を故意に隠蔽することも含まれることに留意する必要があるが、他方、不正の手段が悪質である場合や不正受給の金額が多額に上る場合等には、詐欺罪の構成要件に該当し得る限り、詐欺罪で告訴(告発)することが適当であろう。

なお、犯罪事実及び該当する罰条については、最終的には告訴状等を受理した捜査機関による捜査を経て特定されるものであることから、告訴状等における犯罪事実及び該当する罰条が、捜査の結果特定された犯罪事実及び該当罰条とは異なつていたとしても、告訴等の法的効果には何ら問題はない。いずれにしても、(4) 及び後記(6) のとおり、告訴状等を提出する予定の警察署等との間で事前に犯罪事実の記載ぶり及び適用罰条について打ち合わせを行つておくことが望ましい。

- 「告訴(告発)に至る経緯等」：告訴(告発)人が被害を受ける(犯罪の発生を知る)に至った事情、背景、参考事項
- 「証拠資料」：告訴(告発)事実を立証すべき証拠の標目(証拠物及び証人となるべき者の氏名等を含む)(特に、収入申告書及び收入申告義務に関する指導・指示の状況に関する記録は、不申告・虚偽申告の故意性を立証するに当たつて重要である。)
- 「右被告訴人(被告発人)の所為は刑罰法規の第〇条に該当する行為と思料されるので、被告訴人の処罰を願いたく、告訴する」旨の記述
- 告訴(告発)人の署名押印
- 告訴(告発)状を提出する捜査機関の宛名

○ 告訴（告発）人が所持する証拠方法の写しの添付
一般的に、告訴・告発は犯罪捜査のきっかけであり、犯罪事実の立証のための詳しい捜査は警察又は検察により行われるため、告訴・告発の時点で犯罪事実に係る記載事項全てが保護の実施機関により既に立証され、又は立証可能な事実でなければならぬといふわけではないが、犯罪事実として記載した事項が可能な限り客観的に分かる資料（写しで可）を添付するよう配慮する必要がある。

(6) 事前の警察署への相談について

告訴・告発を受けた捜査機関は原則としてこれを受理する義務があるが、根拠が必ずしも十分とは認められないような告訴等については、告訴状等の補正や追加資料の添付を要請されることがある。このような手間を回避するためにも、可能な限り、告訴状等を作成する前に、犯罪事実の概要及び処罰を求める意志があることについて、提出予定先の警察署の担当課等に事前に相談し、適切な告訴状等の書き方や必要な資料について打ち合わせを行っておくことが望ましい。

(7) 告訴状等の提出について

告訴・告発を受けた捜査機関は、事案の内容を的確かつ十分に把握し、告訴・告発の趣旨・目的や動機、証拠の程度などを確認する作業に入る。このため、告訴・告発状の提出時その他にも、捜査の進展に応じ、告訴人や事情をよく知る関係者（ケースワーカー等）に対して事情を聴取することがある。このような要請があつた場合は可能な限り対応することが必要である。

○ 告訴（告発）人が所持する証拠方法の写しの添付

一般に、告訴・告発は犯罪捜査のきっかけであり、犯罪事実の立証のための詳しい捜査は警察又は検察により行われるため、告訴・告発の時点で犯罪事実に係る記載事項全てが福祉事務所により既に立証され、又は立証可能な事実でなければならぬといふわけではないが、犯罪事実として記載した事項が可能な限り客観的に分かる資料（写しで可）を添付するよう配慮する必要がある。

(6) 事前の警察署への相談について

告訴・告発を受けた捜査機関は原則としてこれを受理する義務があるが、根拠が必ずしも十分とは認められないような告訴等については、告訴状等の補正や追加資料の添付を要請されることがある。このような手間を回避するためにも、可能な限り、告訴状等を作成する前に、犯罪事実の概要及び処罰を求める意志があることについて、提出予定先の警察署の担当課等に事前に相談し、適切な告訴状等の書き方や必要な資料について打ち合わせを行っておくことが望ましい。

(7) 告訴状等の提出について

告訴・告発を受けた捜査機関は、事案の内容を的確かつ十分に把握し、告訴・告発の趣旨・目的や動機、証拠の程度などを確認する作業に入る。このため、告訴・告発状の提出時その他にも、捜査の進展に応じ、告訴人や事情をよく知る関係者（ケースワーカー等）に対して事情を聴取することがある。このような要請があつた場合は可能な限り対応することが必要である。

告訴状の例
省略

告訴状の例
省略

5 捜査機関から捜査への協力を求められた場合の対応	<p>(1) 保護の実施機関において特定の被保護者が不正受給をしている疑いを抱いておらず、又は疑いは生じているものの、未だ客観的な資料による不正受給の事実が確認できていない段階で、別途不正受給の端緒情報を得て既に捜査を開始している捜査機関から不正受給に関する通報を受け、被害届の提出や資料の提供等を求められる場合がある。</p> <p>しかし、実際に不正受給された額や、それが不正を行う故意に基づくものであるか否か等については、保護費の算定状況や収入申告の状況等と照らして確認しなければ、明らかとならない場合が多いことから、捜査機関の内偵結果に基づく通報のみによつて、その内容を直ちに実施機関の被害届等の内容として適切ではない。</p> <p>(2) すなわち、このような場合、保護の実施機関は原則として、その他の方法により不正受給に関する情報入手した場合と同様、法第78条による費用徴収のために必要な事実確認を行う、すなわち保護決定調書やケース記録等を精査し、また客観的な資料を得るために法第29条に基づく関係先調査を行うなどにより、不正の事実について実態を把握することが必要である。</p> <p>この場合、捜査機関に対しては、生活保護制度においては、法第78条により不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者からその費用の一部又は全部を徴収することができるとなつており、福祉事務所においては一義的には保護の実施機関としての立場から法に基づく調査を実施し、不正受給の事実や不正受給額について確認する必要があること、この確認ができ次第、被害届の提出等を行うことについて説明し、了承を得て直ちに調査を開始することとなる(特に不正受給額については、後日、被保護者から徴収することとなるので、福祉事務所が主体的に額の保護</p>

に額の特定をする必要がある)。

なお、被害届の提出や資料の提供を捜査機関から早急に求められた場合や、調査に相当の時間を要することが予想される場合には、事案の内容や捜査の進捗状況、被保護者の状況等に応じ、一定の時点で実際に利用・入手可能な資料の範囲で判断し、対応することも必要である。

(3) 保護の実施機関の行う調査等によつては必要な情報が得られず、捜査機関からの内報にしか頼れない場合には、捜査機関が捜査上一定の結論を出すまで保護の実施機関の調査を差し控えることとしてもやむを得ないものである。

また、法第78条の適用に当たつては、不正の事実や不正の認識について本人に確認することが通常であるが、捜査機関から、被保護者本人に対して保護の実施機関が直接確認を行い、又は行おうとすれば、当該被保護者が逃亡し、又は証拠を隠滅するおそれがあるため、直接確認することは控えてほしい旨の依頼があつた場合には、確認を控えることもやむを得ないものである。

(4) いずれにしても、被害届の内容や提出時期、必要な資料の範囲や提出方法等について、捜査機関と保護の実施機関との間で十分な情報交換や緊密な連絡を行つた上で適切に対応することが必要である。

なお、特定の被保護者の犯した犯罪(不正受給に関連する犯罪以外の犯罪を含む。)に関連する事実について、捜査機関の要請を受けて保護の実施機関の有する情報を提供することは、一義的に公務員の守秘義務(及び行政機関個人情報保護法)に抵触するものではないと解される。

(5) 刑事事件及び新聞、議会等で問題になることが予想される等の不正受給事件については、その概要、対応方針等について速やかに厚生労働大臣あて情報提供するとともに、必要に応じ技術的助

特定をする必要がある)。

なお、被害届の提出や資料の提供を捜査機関から早急に求められた場合や、調査に相当の時間を要することが予想される場合には、事案の内容や捜査の進捗状況、被保護者の状況等に応じ、一定の時点で実際に利用・入手可能な資料の範囲で判断し、対応することも必要である。

(3) 実施機関の行う調査等によつては必要な情報が得られず、捜査機関からの内報にしか頼れない場合には、捜査機関が捜査上一定の結論を出すまで実施機関の調査を差し控えることとしてもやむを得ないものである。

また、法第78条の適用に当たつては、不正の事実や不正の認識について本人に確認することが通常であるが、捜査機関から、被保護者本人に対して福社事務所が直接確認を行い、又は行おうとすれば、当該被保護者が逃亡し、又は証拠を隠滅するおそれがあるため、直接確認することは控えてほしい旨の依頼があつた場合には、確認を控えることもやむを得ないものである。

(4) いざれにしても、被害届の内容や提出時期、必要な資料の範囲や提出方法等について、捜査機関と実施機関との間で十分な情報交換や緊密な連絡を行つた上で適切に対応することが必要である。

なお、特定の被保護者の犯した犯罪(不正受給に関連する犯罪以外の犯罪を含む。)に関連する事実について、捜査機関の要請を受けて福社事務所の有する情報を提供することは、一義的に公務員の守秘義務(及び行政機関個人情報保護法)に抵触するものではないと解される。

(5) 刑事事件及び新聞、議会等で問題になることが予想される等の不正受給事件については、その概要、対応方針等について速やかに厚生労働大臣あて情報提供するとともに、必要に応じ技術的助

言を求めることがとされていることに留意する。

言を求めることがとされれていることに留意する。